岐阜市地域防災計画
（参考資料２）

令 和 ７ 年 度

岐 阜 市 防 災 会 議

参　考　資　料　２

岐阜市災害時医療救護計画

岐阜市放射線モニタリング計画

岐阜市業務継続計画（BCP）

岐　阜　市　避　難　計　画

岐阜市災害時受援・支援計画

岐阜市災害時救援物資輸送計画

岐阜市災害廃棄物処理計画

岐阜市災害ボランティア計画

岐阜市災害時医療救護計画

平成２０年１１月
平成２４年　２月改定
平成２５年　２月改定
平成２７年　１月改定
平成２８年　２月改定
平成３０年　２月改定
平成３１年　３月改定
令和　３年　４月改定
令和　４年　３月改定

岐阜市

目　　次

第１　計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第３　医療救護の対象者と実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第４　医療救護体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第１章　医療救護体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第１節　医療救護体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
１　医療救護活動における市及び医療等関係機関の役割
２　市の医療救護体制
第２節　情報の収集・提供体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１　関係機関との情報収集・提供の体制
第３節　緊急搬送体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１　搬送方法

第２章　医療救護対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
第１節　医療救護活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１　医療救護本部
２　現地救護所
３　救護所
４　救護病院
５　医療救護班等の活動
６　その他医療機関の役割
第２節　医療器具、医薬品等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　医療器具、医薬品等の確保
第３節　血液製剤の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　血液製剤の確保
第４節　ライフラインの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１　自家発電機の使用
第５節　個人医療情報の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第３章　保健対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第１節　保健活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

１　災害時の保健活動
２　保健活動班の配置
３　保健活動の支援要請

第２節　栄養・食生活支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第３節　こころのケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１　こころのケアの実施
第４節　歯科保健活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１　口腔ケアの実施
第５節　母子保健活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１　妊産婦等の受診支援

第４章　医療救護における要配慮者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第１節　在宅要配慮者の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１　情報把握対策
第２節　在宅要配慮者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
１　精神障がい者への支援
２　難病患者等への支援

第５章　防疫対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第１節　防疫活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１　防疫用薬剤、資機材等の確保
第２節　避難所等での感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１　感染症予防指導
２　感染症患者対策
３　感染症発生状況及び防疫活動の周知
第３節　検病調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第４節　消毒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
１　消毒の実施
第５節　ねずみ族、昆虫等の駆除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
１　駆除の実施
第６節　予防接種等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
１　予防接種の実施
２　予防投与の実施

岐阜市災害時医療救護計画

第１　計画策定の目的

この計画は、今後予想される地震災害等による負傷者、被災者等へ保健・医療を提供するための医療救護体制を確立することを目的とする。

第２　計画の基本的な考え方

１　この計画は、災害時等における市、関係機関等の体制や役割、基本的な医療救護体制確立の手順等を定める。

２　医療救護体制の確立にあたっては、原則「岐阜県地震災害等医療救護計画」（以下「県救護計画」という。）及び岐阜市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）によるものとし、詳細については、本計画に定めるものとする。

３　医療救護活動を実施するにあたっては、国、県の定めるマニュアルのほか、市において独自に定めるマニュアル等により詳細な手順を確認するものとする。

４　市は、あらかじめ締結した岐阜市医師会（以下「医師会」という。）、岐阜市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）、岐阜市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）等との災害協定に基づき、災害時における関係機関の全面的な応援協力を得るものとする。

５　医療救護活動は、医師会、歯科医師会、薬剤師会の応援協力のほか、現行の救急医療体制等を活用し、県、関係団体等と連携を図りながら行うものとする。

６　この計画は、災害医療をとりまく環境の変化を踏まえ、随時見直しを行う。それにあわせ、市において独自に定めるマニュアル等も、適宜見直しを行う。なお、その際、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と調整を図るものとする。

第３　医療救護の対象者と実施期間

１　対象者

医療救護の対象者は、次のとおりとする。

（１）負傷者

（２）精神障がい者、難病患者、人工透析を必要とする慢性腎不全患者、在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障がい者など継続した治療が必要な疾患を有する者

（３）口腔ケア等の必要な者

（４）助産の必要な者

（５）避難生活において感染症疾患のまん延や栄養不良、ストレスにより心身の健康状態が悪化した者

（６）その他医療を必要とする者

２　実施期間

この計画の実施期間は、市災害対策本部が決定する。

第４　医療救護体制

第１章　医療救護体制

第１節　医療救護体制

災害発生時における県、市、その他医療関係機関等との連携については、次のとおりとする。

なお、被災地の状況は、時間とともに変化するため、ニーズに対応した医療救護活動が実施できるよう柔軟かつ速やかに対応する。

１　医療救護活動における市及び医療等関係機関の役割

（１）市

救護所等医療救護拠点の設置や、地域住民に対する医療救護活動を実施するほか、必要に応じ県、関係機関等への支援要請を行う。

（２）医療等関係機関

医療等関係機関は、市の要請若しくは自らの判断により医療救護活動を実施するとともに、市が実施する医療救護活動に協力する。

２　市の医療救護体制

（１）医療救護本部

救護所や救護病院及び災害拠点病院等の運営管理等、災害時の医療救護に関連する情報拠点として、市保健所内に医療救護本部を設ける。

ア　構成

医療救護本部には、保健所長並びに医師会、歯科医師会及び薬剤師会の長並びに関係機関の代表がつめ、相互の調整を行うものとする。

イ　運営体制

保健所長は、医師会長と協力し、各機関が実施する医療救護活動の状況を把握し調整に努めるとともに、その内容を逐次市災害対策本部へ報告し、必要に応じ県に支援を要請する。

（２）現地救護所

被災現地において、市民病院医療班等が医療救護活動を実施するために、現地救護所を設ける。

現地救護所は、被災現地に近い救護所又は救護病院に設けるものとする。適当な施設がない場合は、各保健センター班と協力して、テント等により野外に設置する。

（３）救護所

被害が甚大となった場合、被災現場の医療救護活動の拠点として、救護所を設ける。

救護所は、原則として指定拠点避難所となる小学校等の保健室とするが、その他中学校の保健室等やコミュニティセンター等を利用する。

ア　設置場所

救護所とする小学校は、災害の状況に応じ地域防災計画で定める避難所の小学校の中から、市災害対策本部が決定する。

イ　医療救護体制

救護所の医療救護体制は、参集した医師、歯科医師、薬剤師等を中心とする。

状況に応じ、各消防署班が救助、救急活動を行うとともに、他地域からの医師等

の増員を図る。

また、補助者として自主防災組織等に協力を求めるものとする。

（４）救護病院

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当な場合、医療救護本部は、当該医療機関の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて医療を実施するよう要請する。

ア　被災状況の把握

医療救護本部は、機能している医療機関（医療施設）の被災状況の情報収集を行う。

イ　対象施設

救護病院は、被災状況に応じ地域防災計画による管内病院長の医療機関から、医療救護本部が協議により選定する。

ウ　被災負傷者収容施設

医療救護本部は、救護病院で重症患者等を収容しきれない場合、必要に応じ救護病院に臨時の被災負傷者収容施設を確保するものとする。

（５）医療救護班等

被災現場の医療救護活動を行うために、被害の規模に応じて地域防災計画に定めるもののほか、次のとおり市民病院医療班、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班及び各消防署班（以下「医療救護班等」という。）を編成する。

ア　市民病院医療班

被災現場における医療の必要があるときは、市民病院医療救護班によって市民病院医療班を編成する。

イ　医療救護班

被害が甚大となった場合、岐阜市医師会に要請し医療救護班を編成する。医療救護班は、救護所にて医療救護活動を行う。

ウ　歯科医療救護班

被害状況を勘案し、歯科医療救護を実施する必要が生じたときは、岐阜市歯科医師会に要請し歯科医療救護班を編成する。

エ　薬剤師班

調剤、服薬指導、医薬品管理及び避難所の衛生管理等の医療救護を実施する必要が生じたときは、岐阜市薬剤師会に要請し薬剤師班を編成する。

薬剤師班は、救護所及び避難所における上記の活動のほか、緊急物資の「地域内輸送拠点」において医薬品の仕分け、管理を行う。

オ　各消防署班

地域防災計画による各消防署班は、必要に応じ救護所においてトリアージ、応急処置等の救護活動を行う。

（６）保健活動班

被災現場の保健活動を行うために、保健活動班を編成する。

ア　保健活動班の編成

保健活動班は、医療救護本部が編成する。

イ　班員の構成

避難所等で保健活動を行う保健活動班は、原則１班あたり２名とし、保健衛生部の保健師職員で構成する。ただし、被災規模、被災状況等を勘案し、その他保健師又は保健師以外の職員を柔軟に配置する。

また、職員による構成が困難な場合は、職員に限定せずに班編成を行う。

（７）防疫活動班

災害時の防疫活動を実施するために、必要に応じ防疫活動班を編成する。

防疫活動班の編成の必要性は、医療救護本部が災害規模、被災状況を勘案して判断するものとし、医療救護計画の実施期間中、常設するものではない。

ア　防疫活動班の編成

防疫活動班は、医療救護本部が編成する。

イ　班員の構成

防疫活動班は、地域防災計画で定める感染症対策班及び生活衛生班により構成する。ただし、災害規模、被災状況等を勘案し、感染症対策班及び生活衛生班以外の職員を柔軟に配置する。員数についても同様に勘案する。

（８）医療保健活動等支援班

医療保健活動等支援班は、国、県、日本赤十字社、看護学校等からの応援により医療救護本部が受け入れた活動班を指す。医療保健活動等支援班は、医療救護本部が統括する。

ア　医療保健活動等支援班の編成

医療保健活動等支援班は、派遣された際の編成を維持する。班編成されずに派遣された場合は、医療救護本部にて班を編成する。

第２節　情報の収集・提供体制

１　関係機関との情報収集・提供の体制

医療救護本部は、県及び市災害対策本部が行う住民への医療機関の診療情報及び保健活動情報等の広報活動に必要な情報を収集する。

第３節　緊急搬送体制

傷病者の搬送は、被災場所の傷病者数、救護所等の状況、搬送手段等を考慮し、医療救護班の指揮により効率的に実施する。

１　搬送方法

救護所等への搬送は、次のとおり行う。

（１）搬送方法の調整

医療救護本部は、被災現場から搬送方法について支援を求められた場合、次の手段による搬送を調整する。

（２）最寄りの救護所等への搬送

ア　自主防災組織

イ　避難場所にいる住民

（３）遠方の救護所等への搬送

ア　救急車

イ　公用車

ウ　一般車両

エ　タクシー協会との協定による車両

オ　上記を含む緊急交通車両

（４）市外への搬送

市内で収容できない重症患者の搬送については、県災害対策本部岐阜支部を通じ収容先の調整を要請し、車両等で市において搬送する。

（５）車両等の通行が不能の場合による搬送

車両等による通行が不能となった場合、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部にヘリコプターの派遣等搬送支援を要請し搬送する。

第２章　医療救護対策

第１節　医療救護活動の実施

災害時における医療救護体制のもと、それぞれの活動は、次のとおりとする。

１　医療救護本部

（１）医療救護本部の業務

医療救護本部（災害発生の前においては保健衛生部）は、医療救護活動の実施及び支援のため、医療救護班等のほか、保健活動班、防疫活動班、医療保健活動等支援班等を統括し、次の業務を行う。

（事前対策）

ア　救護病院の指定

イ　医療救護班の編成

ウ　医療ボランティア等の受入体制の確立

（応急対策）

ア　医療救護班の派遣及び医療等関係機関への派遣要請

イ　医薬品供給の調整及び県への支援要請

ウ　災害時に特に支援を要する者への対応

エ　医療機関被災状況・診療状況等の情報収集・連絡・情報提供

（２）救護所、救護病院の指定

市災害対策本部は、被害想定に従いあらかじめ救護所候補を指定するものとする。

医療救護本部は、災害時において医療機関と協議し救護病院を決定する。また、必要に応じ仮設の被災負傷者収容施設を設置するものとする。

それぞれの医療機関は、災害時において医療救護本部の調整のもと、連携して医療救護活動を実施する。

（３）医療保健活動等支援班の受け入れ

ア　医療ボランティア等

国、県、日本赤十字社等の職員及びその他医療ボランティア等の応援は、医療救護本部で調整のうえ積極的に受け入れるものとする。

イ　看護学校等への協力要請

災害が発生し、医療救護活動において必要と認める場合、医療救護本部は、看護学校等の教員及び看護学生の応援協力を要請するものとする。

ウ　医療保健活動等支援班の集合場所

医療保健活動等支援班の集合場所は、保健所とし状況に応じて各保健センターをあてる。

エ　配置及び巡回の計画

医療保健活動等支援班の配置及び巡回は、医療救護本部において計画する。

２　現地救護所

現地救護所における市民病院医療班の活動は、「岐阜市民病院災害対応マニュアル」による。

３　救護所

救護所では、傷病者のトリアージ、軽傷者に対する処置、重症者及び中等症者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急措置等の救護活動を行う。

（１）救護所での医療救護活動

ア　医療救護を行う者

救護所における医療救護活動は、市民病院医療班のほか、市が要請した医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療救護班があたり、市が編成する保健活動班、各消防署班がこれを補佐する。

イ　医療救護班の編成

医師会、歯科医師会、薬剤師会等が派遣する医療救護班の編成は、あらかじめそれぞれが決めておくこととする。なお、被災状況に応じて、市災害対策本部の要請に基づいて編成、配置の変更等に応じるものとする。

ウ　救護所の管理者

救護所の管理者は、地域防災計画に掲載する「医師会医療救護編成表」及び「歯科医師会医療救護編成表」の各班の班長があたるものとする。

エ　連絡・調整

救護所における医療救護活動の連絡・調整は、医療救護本部の指示のもと保健活動班をもってあてる。

情報収集・連絡・情報提供にあたり電話の使用ができない場合、各指定拠点避難所に備えられた防災無線を活用する。

（２）非常体制時の対応

非常体制となった場合は、次のとおり活動を行う。

ア　準備

保健衛生部は直ちに救護所の点検を行い、医療救護班の医療救護活動が開始できるように準備をする。

イ　医療救護班等

それぞれにおいて作成した医療救護マニュアル等に基づいて準備を行う。

ウ　医療救護本部の支援

救護所の管理者はその機能に支障を生じたと認める場合、医療救護本部に必要な措置を講ずるよう要請し、医療救護本部はすみやかに設備等の補給や機能の分担など必要な措置を講じることにより、機能に混乱を生じないよう努めるものとする。

（３）施設及び設備

ア　設備等

救護所の設備等は、おおむね次のとおりとする。

・医療機器、医薬品等・・創傷、熱傷、骨折、蘇生、分娩の各セット
・感染症対策資機材　・・サージカルマスク、グローブ、エプロン
・その他設備等　　・・ベッド、担架、発電機、病衣、雑備品、
　　必要に応じ四方幕付テント

イ　炊き出し給水等

救護所における炊き出し給水等は、避難所にかかる措置と併せて行う。

４　救護病院

救護病院のうち診療所では中等症患者の処置及び収容を行い、病院では重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

（１）救護病院での医療救護活動

ア　救護活動を行う者

救護病院における医療救護活動は、当該医療機関の医師等により行うが、医療機関の医師等に不足等が生じる場合、医療救護本部は、救護病院の要請に応じ、医療救護班を調整し、活動支援にあてるものとする。

医療救護本部は、救護病院となる医療機関の医療スタッフの充足について掌握に努めるものとする。

イ　救護病院の管理者

救護病院の組織は、既存医療機関の組織をもってあて、管理者は当該組織の管理者とする。

ウ　連絡・調整

救護病院における医療救護活動の連絡・調整は、当該組織の運用によるが、当該医療機関で連絡、調整にあたるスタッフが不足する場合、医療救護本部は、救護病院の要請に応じ保健活動班を派遣する。

（２）非常体制時の対応

非常体制となった場合は、次のとおり活動を行う。

ア　準備

救護病院は、それぞれが作成する災害時の医療体制に関するマニュアル（以下、「災害時マニュアル」という。）に基づく準備を行う。

イ　医療救護活動

災害時マニュアルに基づき速やかに医療救護活動の準備を行う。

ウ　支援要請

救護病院の管理者は、当該施設が被災等によりその機能に支障が生じたと認める場合は、直ちに医療救護本部にその状況を報告し、支援を要請する。

（３）施設及び設備

ア　設備等

救護病院の設備及び備品は、現に有するものを使用する。

イ　医薬品等

救護病院は、医薬品、飲用水等の供給に支障が生じた場合は、すみやかに医療救護本部に対し、供給等の対策を講じるよう要請する。

５　医療救護班等の活動

救護所等における市民病院医療班以外の医療救護班等の活動は、次のとおりとする。

（１）医療救護班の活動

ア　傷病者の後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）

イ　傷病者に対する応急処置

ウ　転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療

エ　医薬品又は医療用資機材の確保

オ　看護

カ　助産

キ　死亡の確認

（２）歯科医療救護班の活動

ア　収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）

イ　傷病者に対する応急処置

ウ　転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療

エ　医薬品又は歯科医療用資機材の確保

（３）薬剤師班の活動

ア　傷病者に対する調剤及び服薬指導等

イ　救護所等のほか、医薬品、物資集積所等における医薬品の仕分け及び管理

ウ　避難所の衛生管理

（４）その他の活動

上記に挙げるもののほか、各消防署班は、必要に応じ救助、救急活動を行う。

医師会、歯科医師会、薬剤師会は、それぞれ医療救護マニュアルを備え、災害時の医療救護に必要な事項を実施する。

また、医療救護班及び歯科医療救護班は、必要に応じて警察に協力し遺体の検案を行う。

６　その他医療機関の役割

救護病院として指定しない医療機関は、状況に応じて医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ医師会、歯科医師会、その他病院や診療所の管理者等と十分に連携を図るものとする。

また、すべての医療機関は、県救護計画及び地域防災計画に定める災害拠点病院及び救命救急センターと十分に連携を図るものとする。

第２節　医療器具、医薬品等の確保

救護所、救護病院における医療器具、医薬品等の確保については、次のとおりとする。

１　医療器具、医薬品等の確保

（１）医薬品等の確保

医療救護本部は、地域防災計画による医薬品の確保のほか、薬剤師会の備蓄する薬品の供給を受けられるよう調整する。

（２）初期活動における医療器具、医薬品等の確保

救護所における初期救護活動に必要な医療器具、医薬品等については、救護所の設備備品等を用いるほか、医療救護班及び薬剤師班が携行する。

（３）不足が生じた場合の対応

医療器具、医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに医療救護本部に必要な医薬品等の数量を連絡し、医療救護本部は、関係機関からこれを調達する。

（４）輸送手段

医薬品等は、医薬品卸売業者等による輸送を原則とし、輸送が困難な場合は、市災害対策本部を通じ、緊急車両の出動を要請する。

（５）トリアージタッグの確保

保健衛生部は、災害時に必要とされるトリアージタッグの確保のため、計画的に購入し、各保健センター等へ配分して備蓄するものとする。

必要とする備蓄数は、全人口の１０分の１程度の４万個とする。

（６）分娩セットの確保

保健衛生部は、各指定拠点避難所となる小学校等の備蓄部屋に分娩セットを備える。

耐用年数のある消耗品については、定期的に交換等を実施する。

（７）安定ヨウ素剤の確保

保健衛生部は、原子力災害時に救護所等で医療救護班が配布するために必要な安定ヨウ素剤を確保するため、計画的に購入し、保健所及び市民病院に備蓄するものとする。

第３節　血液製剤の確保

救護所、救護病院における血液製剤の確保については、次のとおりとする。

１　血液製剤の確保

（１）保有状況の把握

医療救護本部は、市内の病院の血液製剤の保有状況を把握する。

（２）供給及び供給要請

血液製剤の供給を要請する場合は、各医療機関が既存の血液製剤供給体制を活用する。医療救護本部は、既存の体制を活用できない機関等から要請を受けた場合は、岐

阜県赤十字血液センターに供給を要請する。

（３）輸送手段

血液製剤は、岐阜県赤十字血液センターによる輸送を原則とする。

岐阜県赤十字血液センターによる輸送が困難で、輸送手段の確保を要請された場合、医療救護本部は、市災害対策本部を通じ緊急車両の出動を要請する。

（４）献血活動

県が行う献血活動について、県災害対策本部岐阜支部から協力を要請された場合、医療救護本部は、移動採血車の出動場所の設定及び市民に献血を要請するための広報活動等を行う。

第４節　ライフラインの確保

医療救護本部は、ライフラインが途絶した場合になされる復旧活動、医療救護に必要な水、燃料等の確保にあたって、関係機関の連絡調整等を図る。

１　自家発電機の使用

災害時に電気の供給が途絶えた場合は、各避難所に備えた自家発電機を使用し、医療救護活動に優先的に使用する。

第５節　個人医療情報の確保

被災者の応急処置を迅速かつ適切に行うための事前対策として、医療救護本部（災害発生の前においては保健衛生部）は、お薬手帳や既往歴、薬の服用履歴等の救急医療情報を記載又は電磁的に記録したカードを個人が常備、携帯するよう普及啓発を図る。

第３章　保健対策

第１節　保健活動

災害によるショック、避難生活等による様々なストレスを抱える被災者への心身両面の保健指導の実施、健康状態の悪化を予防するため、保健活動班を編成する。保健活動班は、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身ともに健康な生活が送れるための被災者への支援のほか、精神障がい者の保護等の活動を行う。

また、保健活動班は、健康状態が悪化している者の早期発見、栄養・食生活支援、こころのケア、口腔ケア、妊産婦等の受診支援、精神障がい者や難病患者等要支援者の支援、防疫等必要な支援につなげるため、次のとおり保健活動を行う。

１　災害時の保健活動

（１）健康課題の情報収集及び提供

保健活動班は、被災地の避難所や救護所等における感染症、慢性疾患等の健康課題、医療機関の稼働状況等被災状況の情報を収集し、逐次医療救護本部に報告する。

医療救護本部は、収集した情報を整理し、関係機関に提供する。

（２）保健活動方針の決定

収集した情報を踏まえ、医療救護本部は、保健活動班の活動内容、班編成、派遣場

所等の保健活動方針を定める。

（３）保健活動の実施

保健活動班は、医療救護本部の定める保健活動方針のもと、「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」（厚生労働省）、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」、「岐阜県災害時栄養・食生活支援活動マニュアル」、「避難所運営マニュアル」（岐阜市）等に基づいて保健活動を行う。

２　保健活動班の配置

（１）避難所への配置及び巡回

避難所には、保健師を班単位で配置し、原則大規模避難所には２班、小規模避難所には１班を配置する。災害の規模により常駐が適切でないと判断した場合は、巡回で対応する。

（２）配置計画の見直し

上記の規定によらず、被災規模、被災状況等を勘案し、医療救護本部は、配置について適宜見直しを図る。

３　保健活動の支援要請

（１）保健師等による医療保健活動等支援班の支援要請

市における保健活動班が不足する場合、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に保健師等による医療保健活動等支援班の派遣を要請する。

また、保健活動において、専門性の高いケア等が求められる場合は、県災害対策本部岐阜支部を通じ専門チームの派遣を要請する。

（２）医療保健活動等支援班の配置等

医療保健活動等支援班の配置及び巡回は、医療救護本部が計画する。

（３）医療保健活動等支援班への支援

医療保健活動等支援班に必要な地図、救護所等医療機関一覧等は、医療救護本部が準備する。

第２節　栄養・食生活支援活動

（１）食料供給体制及び食事に対する要配慮者の把握及び支援

避難所等の食料供給状況を把握するとともに、災害救援物資、義援食品等を確認し、早急に食料供給体制を確立する。

保健活動班の活動において、乳幼児、高齢者、慢性疾患患者など食事に対する要配慮者の把握に努め、緊急性を要する要配慮者については、早急に支援体制を確立する。

（２）食事内容の改善指導

避難所等で供給される食事内容を確認し、必要な栄養量の確保に努めるための改善指導を行う。

第３節　こころのケア

１　こころのケアの実施

（１）保健活動におけるこころのケア

保健活動班は、「災害時のこころのケア」（岐阜県精神保健福祉センター）等に基づいて、被災者のこころのケアを図る。

（２）こころのケアチーム派遣要請

医療救護本部は、保健活動班の活動結果を踏まえ、被災者への精神面に関する専門性の高いケアが必要と判断する場合、県災害対策本部岐阜支部に対し、こころのケアチームの派遣を要請する。

第４節　歯科保健活動

１　口腔ケアの実施

（１）救護所等における口腔ケアの実施

保健活動の結果を踏まえ、長期化が予想される被災者の避難生活の質を維持するとともに、口腔衛生の維持、回復及び早期歯科治療につなげるため、拠点避難所に備蓄している歯ブラシを活用し、救護所等において歯科医療救護班による口腔ケアを行う。

（２）口腔ケア支援要請

口腔ケアが必要で、歯科医療救護班による対応が困難又は不可能な場合は、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に対し支援を要請する。

第５節　母子保健活動

１　妊産婦等の受診支援

（１）救護所等への受診支援

保健活動の結果、受診が必要な妊産婦等を確認した場合、保健活動班は、各消防署班と協力し救護所又は救護病院へ妊産婦等を搬送する。

保健活動班による搬送が困難なときは、医療救護本部へ搬送支援を求め、医療救護本部は、搬送の手配をする。

（２）受診支援の要請

分娩取扱い医療機関への受診支援が必要な妊婦を確認した場合、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に対し、受入れ可能な分娩取扱い医療機関の確保を要請し、搬送の手配をする。分娩取扱い医療機関への搬送方法については、第１章第３節による。

（３）分娩

分娩は、原則分娩取扱い医療機関で実施することとするが、妊婦を分娩取扱い医療機関へ搬送することが困難な場合、避難所等で分娩室を設け、各指定拠点避難所となる小学校等の備蓄部屋に備える分娩セットを用いて医療救護班による分娩を行う。

第４章　医療救護における要配慮者対策

第１節　在宅要配慮者の把握

１　情報把握対策

医療救護本部（災害発生の前においては保健衛生部）は、継続した治療が必要な疾病を有する要配慮者について、疾病の特性に応じた支援のため、次のことを行う。

（１）事前対策

災害時要配慮者対策の一環として平時より整備される、避難行動要支援者名簿を活用し、精神障がい者等の継続した治療を要する要配慮者対策を講じる。

（２）応急対策

大規模災害発生後は、要配慮者の被災状況及び必要な支援の把握を行い、必要な医療救護対策を講じる。

第２節　在宅要配慮者への支援

１　精神障がい者への支援

（１）精神科救急医療システム構築情報の把握

医療救護本部は、県災害対策本部が行う精神科救急医療システムの確認及び再構築の進捗状況に関する情報を収集し、精神科救急医療状況を把握する。

（２）精神障がい者への支援要請

医療救護本部は、保健活動の結果、精神障がい者等に対する医療が必要な要支援者を確認した場合、県災害対策本部岐阜支部に対し、こころのケアチームの派遣を要請する。

（３）入院等の支援要請

精神科救急医療システムの構築が確認できている場合で、医療機関での救急医療が必要な患者を確認したとき、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に対し入院等必要な支援を要請する。病院への搬送方法については、第１章第３節による。

２　難病患者等への支援

（１）難病患者への支援

ア　救護所等での治療

保健活動により把握した難病患者について、救護所又は救護病院等において治療を行う。

イ　入院を要する患者の受入要請

救護所等での治療の結果、入院を要すると判断された患者については、県災害対策本部岐阜支部に対し、病院への受入調整を要請する。

ウ　搬送方法

病院への搬送方法については、第１章第３節による。

エ　疾患に応じた必要な薬品の確保

疾患に応じた必要な薬品等の確保手法については、第２章第２節によるものとし、保健活動班を通じて配送する。

オ　疾患に応じた人工呼吸器等の医療機器の電源確保

疾患に応じた人工呼吸器等の医療機器の非常用電源について、救護所等において確保する。

（２）人工透析患者への支援

ア　透析を要する患者の受入要請

保健活動により把握した透析を要する患者について、医療救護本部は、県災害対

策本部岐阜支部に対し、透析実施医療機関への受入調整を要請する。

イ　搬送方法

透析実施医療機関への搬送方法については、第１章第３節による。

ウ　透析に必要な薬品等の確保

透析に必要な薬品等の確保手法については、第２章第２節による。

第５章　防疫対策

第１節　防疫活動

災害時における感染症発生予防、まん延防止のため、以下により防疫対策を実施する。

防疫を必要とする災害が生じた場合の報告、災害防疫が完了した場合の完了報告については、地域防災計画により実施する。

１　防疫用薬剤、資機材等の確保

（１）防疫用薬剤、資機材等の確保

ア　災害時における防疫対策に用いる薬剤及び資機材は、保健所の備蓄品を用いる。

防疫用薬剤、資機材等の不足が生じた場合、医療救護本部は、速やかに必要な薬剤等の数量を把握し、関係機関からこれを調達する。

イ　市のみでは防疫措置を十分に実施することが困難である場合は、「災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書」に基づき、一般社団法人岐阜県ペストコントロール協会に協力を要請し、薬剤、防疫に必要な物品及び労力の調達又は提供等を受ける。

第２節　避難所等での感染症対策

１　感染症予防指導

（１）感染症予防指導

保健活動班は、被災者に対し手洗い、消毒、うがい、マスク、換気等の指導を行い、避難所等における感染症予防を図る。

２　感染症患者対策

（１）救護所での対応

感染症疾患のある者については、医療救護班が救護所等で必要な治療を行う。

救護所等での診断の結果、入院の必要がある場合は、医療機関への搬送を行う。

（２）患者の搬送手段

搬送の方法については、第１章第３節による。

（３）その他の措置

保健活動において感染症患者を確認した場合、医療救護本部は、感染症のまん延防止のため、避難所の配置換え等、必要な措置を行う。

３　感染症発生状況及び防疫活動の周知

（１）情報の整理と提供

医療救護本部は、感染症が発生した場合、その発生状況及び防疫活動について県及び市災害対策本部が広報活動をするための情報を速やかに提供する。

（２）県への報告

感染症が発生した場合の県への報告は、地域防災計画により感染症対策班が実施する。

第３節　検病調査

県が行う検病調査への協力は、地域防災計画の定めるとおりとする。

第４節　消毒

１　消毒の実施

（１）消毒の命令

医療救護本部は、感染症の予防、まん延防止のため、必要に応じて感染症患者や建物管理者に対し、感染症患者がいる場所等の消毒を命令する。

（２）医療救護本部による実施

感染症患者や建物管理者が消毒することが困難な場合、医療救護本部は、災害に関する状況を県災害対策本部岐阜支部に報告し、防疫活動班により速やかに消毒を実施する。

（３）消毒の支援要請

市において消毒の実施が不可能又は困難な場合、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に消毒実施の支援を要請する。

第５節　ねずみ族、昆虫等の駆除

１　駆除の実施

（１）駆除の命令

医療救護本部は、感染症の予防、まん延防止のため、必要に応じて建物管理者に対し、感染症の病原菌に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等の駆除を命令する。

（２）医療救護本部による実施

建物管理者で駆除することが困難な場合、医療救護本部は、災害に関する状況を県災害対策本部岐阜支部に報告し、防疫活動班により速やかに駆除を実施する。

（３）駆除の支援要請

市において駆除の実施が不可能又は困難な場合、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に駆除実施の支援を要請する。

第６節　予防接種等の実施

１　予防接種の実施

（１）県の指示による予防接種の実施

県から市に対し、予防接種実施の指示があった場合は、速やかに予防接種を実施する。

（２）医療救護本部の判断による実施

県からの指示がない場合において、医療救護本部で必要と判断したときは、災害に関する状況を県災害対策本部岐阜支部に報告するとともに、速やかに予防接種を行う。

（３）予防接種を行う者

上記により予防接種を実施するときは、救護所等、医療救護本部の指定する場所において、医療救護本部の要請により医療救護班が実施する。

（４）予防接種の支援要請

市において予防接種を行うことが不可能又は困難なとき、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に支援を要請する。

２　予防投与の実施

（１）県の指示による予防投与の実施

避難所等においてインフルエンザがまん延し、県が市に対し高齢者、慢性呼吸器疾患など重症化及び合併症発症のハイリスク者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう指示があった場合、市は速やかに予防投与を行う。

（２）医療救護本部の判断による実施

県からの指示がない場合において、医療救護本部で必要と判断したときは、災害に関する状況を県災害対策本部岐阜支部に報告するとともに、速やかに予防投与を行う。

（３）予防投与を行う者

上記により予防投与を実施するときは、救護所等、医療救護本部の指定する場所において、医療救護本部の要請により医療救護班が実施する。

（４）予防投与の支援要請

市において予防投与を行うことが不可能又は困難なとき、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に支援を要請する。

岐阜市放射線モニタリング計画

岐阜市

平成２５年４月

（平成２６年３月改訂）
（平成２７年３月改訂）
（平成２８年３月改訂）
（平成２９年３月改訂）
（平成３０年３月改訂）
（平成３１年４月改訂）
（令和２年４月改訂）
（令和３年４月改訂）
（令和４年４月改訂）
（令和５年４月改訂）
（令和６年３月改訂）

目　次

はじめに　1

1　モニタリングの対象　2

2　モニタリングの指標値（放射線量が高いと判断する値）
または基準値　2

3　使用する機材　2

4　モニタリング対象毎の測定概要　2～3

5　公表について　4

6　指標を超える値を測定（観測）した場合の措置　5～6

7　緊急モニタリング体制の構築について　6

資料１　放射線測定器一覧　7

資料２　測定場所一覧（平常時のモニタリング）　8～10

資料３　岐阜市モニタリング計画の概要（総括）　11

資料４　ホームページ公表方法（イメージ図）　12

別　添　担当部実施マニュアル　別添 1～11

【はじめに】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、本市においても環境中の放射線をはじめ、食品、飲料水など様々な面から放射能に対する不安が高まり、市民は適切な情報の提供を求めている。

本市では、各種放射線測定器を整備するとともに、平成 23 年 3 月 26 日に開催された岐阜市防災会議において、地域防災計画を改正し、原子力災害対策を新たに規定した。

原子力災害対策では、平常時の放射線モニタリング（監視）により、防災対策に必要となる基礎データの収集にあわせ市民への情報公開をすることとしており、緊急時におけるモニタリング体制などの整備についても求めている。

岐阜市放射線モニタリング計画は、地域防災計画に規定する、原子力災害対策を的確に実施するための指針を示すとともに、市民に対し情報を円滑に開示するために必要な事項をまとめ、本市が行う原子力災害への安全・安心に対する取組みを、明確にすることを目的に策定するものである。

岐阜市

岐阜市放射線モニタリング計画

1　モニタリングの対象

本市が計画的にモニタリングする対象は以下のとおりとする。

（1）大気
（2）食品
（3）飲料水
（4）災害（一般）廃棄物（焼却灰）

2　モニタリングの指標値（放射線量が高いと判断する値）または基準値

（1）大気（空間）

指標値　各地点の過去の測定値の平均値＋（５×標準偏差）μSv/h
（マイクロシーベルト毎時）
（ただし、食品等に付随して測定される場合は 0.23μSv／h）

（2）食品

基準値　食品衛生法の基準に準ずる
一般食品　　100Bq／kg（ベクレル毎キログラム）
乳児用食品、牛乳　50Bq／kg （ベクレル毎キログラム）
（経済部は表面放射線測定としており、
地表面における指標値は　280cpm：カウント毎分）

（3）飲料水

指標値（管理目標値）放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）10Bq/kg

（4）災害（一般）廃棄物（焼却灰）

指標値　8,000Bq／kg

3　使用する機材

モニタリングに使用する資機材は、資料１に示す資機材とする。

4　モニタリング対象毎の測定概要

（1）大気－1　　【環境部】

ア．測定時期　１回／月
イ．測定場所　岐阜市役所庁舎
ウ．測定機器　NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ
エ．測定対象　地上高１ｍの空間放射線量率

(2) 大気－2　　【各教育施設等管理者】

ア．測定時期　１回／月

イ．測定場所　小中学校、幼稚園、保育所（詳細は資料 2）

ウ．測定機器　環境放射線モニター

エ．測定対象　地上高１ｍの空間放射線量率

(3) 大気－3　　【薬科大学】

ア．測定時期　１回／月

イ．測定場所　岐阜薬科大学三田洞キャンパス（詳細は資料２）

ウ．測定機器　電離箱式サーベイメータ

エ．測定対象　放射性同位元素研究施設およびその周辺の空間放射線量率

(4) 食品　　【保健衛生部、教育委員会】

ア．測定時期　　①市内流通食品　　年４回実施

②給食用食材　　年６回実施

イ．測定（採取）場所　①市内流通食品　市内食品販売業者等

②給食用食材　　教育委員会の協力による

ウ．測定機器　ゲルマニウム半導体検出器

（衛生試験所で行政検査として測定）

エ．測定対象

①市内流通食品　２検体／回

（実施者が選択する食品）

②給食用食材　　３検体／隔月

（うち牛乳　１検体を年２回実施）

(5) 飲料水【上下水道事業部】

ア．測定時期　2 回／年

イ．測定（採取）場所　鏡岩水源地（原水）（詳細は資料２）

ウ. 測定機器　ゲルマニウム半導体検出器（衛生試験所で行政検査として測定）

エ．測定対象　放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）

(6) 災害（一般）廃棄物【環境部】

ア．測定時期　近県の原子力事業所等で異常事象が発生するなど、本市が原子力災害対策のための非常体制を確立した場合又は大気中の空間線量率に増加傾向がみられるなどの事態が生じた時

※バックグラウンドデータとして、１回／年で平常時の空間線量率を測定

イ．測定（採取）場所　ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場周辺

ウ．測定機器　NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びゲルマニウム半導体検出器

エ．測定対象　地上高 1ｍの空間放射線量率、焼却灰のセシウム検査

※ 対象毎のモニタリング方法の詳細は、別添の各マニュアルによる。

5　公表について

（1）　平常時

モニタリングの結果は、適宜、市 HP（ホームページ）で公表する。

市 HP のトップページにモニタリング総括ページを必要により表示する。

各測定値の公表については、総括ページからリンクにより各公表ページで公表する。

《公表方法：大気-1》

・測定点での実測値を公表する。

・過去の測定結果についても公表する。

《公表方法：大気-2》

・全施設の平均値を公表する。

・測定が簡易測定器によるものであり、測定値に誤差が生じる場合がある旨を表示する。

・岐阜県は全国平均に比べ自然放射線（自然界にもともと存在している放射線）が、高い旨の表示をする。

・過去の測定結果についても公表する。

《公表方法：大気-3》

・薬科大学の測定は、RI 施設管理者として維持管理上実施するものであることから、薬科大学 HP で公表する。

《公表方法：食品》

・品目、産地、食品区分、測定値及び検出下限値を公表する。

・食品衛生法の基準値と比較表示するなど、市民にわかりやすい表示に努める。

・測定食材（品目）の選定基準などについても表示すること。

・過去の測定結果についても公表する。

《公表方法：飲料水》

・測定水源系統、水源種別、測定値及び検出下限値を公表する。

・指標値の概要や測定値の比較表示など、市民にわかりやすい表示に努める。

・過去の測定結果についても公表する。

（2）　異常時（異常値を観測した場合）

関係部局、専門家などと協議したうえで、即時広報の必要があると判断した場合、異常値の確認から途中経過及び措置内容並びに特定した原因などを、異常値が測定されなくなるまで、随時、市ホームページで公表する。（マスメディアに対しても発信）

6　指標を超える値を測定（観測）した場合の措置

【基本事項】

各指標（基準）を超える値（以下、「異常値」という。）が測定された場合は、すべて都市防災部に連絡する。

都市防災部は、確認のため再測定の実施など必要な部署に連絡するとともに、専門家（原子力防災アドバイザー）に技術的助言を求め、最優先事項となる原因特定及び拡散被害防止のため、必要な措置を講ずる。

また、異常値測定から最終措置までの公表、広報方法等については、実施部及び都市防災部並びに市長公室が協議のうえ一元化を図るとともに、速やかな公表に努める。

【モニタリング対象毎の対応】

（1） 大気

ア.　測定地点及びその周辺数か所で再測定し、その地点、値を記録するとともに、必要な場合は、異常値が測定された周辺への立入禁止措置を講ずる。

また、通報と同時に都市防災部は、環境部に（緊急）詳細測定を依頼する。

イ.　都市防災部は、関係者にマスク等の着用を指示するとともに、（緊急）詳細測定の結果、改めて異常値が確認された場合、専門家からの技術的助言を受け、必要な場合は、他の測定位置における再度測定など、関係部と協力のうえ異常値が測定された原因を特定する。

ウ.　原因が特定できた際には、周辺への広報にあわせ、専門家に技術的助言を求め、測定値を指標値未満とすることが可能である場合には、早急に除染等の措置を講ずる。

エ.　測定値が 1mSv／h を超えた場合には、文部科学省等に通報する。

（2） 食品

ア.　異常値が測定された場合は、食品衛生法による法違反食品に対する措置（不良食品回収に係るマニュアルに準じ、回収措置、広報、関係機関への連絡等）を講ずるとともに、種類、回数を増やすなどモニタリング体制の強化を図る。

また、給食にあっては必要な場合、保護者説明会や献立変更等を実施する。

イ.　国等の情報により、放射性物質による汚染が疑われ、又は確認された食品が判明した場合は、類似した生産・製造法等による食品を調査し、保健所長が必要と認める食品を検査する。

（3） 飲料水

ア.　測定値が水道水中の指標値（管理目標値）10Bq/Kg を越えた場合、原

因究明（再検査実施）を行い、国、県等に連絡する。

イ．　他の水源系統の検査の必要性について協議し、該当する水源系統の検査体制を強化する

ウ．　関係部局と協議し、摂取制限など必要な措置を講ずる。

7　緊急モニタリング体制の構築について

地域防災計画第 3 章第 37 節「原子力災害対策」における、緊急モニタリングを実施する必要がある場合は、本計画における測定回数や測定箇所の増加により対応するものとする。

なお、岐阜県内のモニタリングポストの測定データ等から、測定者の健康に被害が及ぶような高い放射線量が測定される場合には、専門家の助言を受けるなど、市内の測定の実施について慎重に判断する。

また、平常時のモニタリングについては、緊急モニタリングに備えた平常値の把握はもとより、測定機器の取扱い訓練も兼ねて実施するものとする。

資料　1

放射線測定機器一覧

	所持状況				測定目的	測定対象者(物)	測定方法
	部名	規格	測定可能線	台数			
1	環境部	アロカ㈱ TCS-172B	γ線	1	空間放射線量の測定	空間	生活空間と同じ地上1mの高さで測定
		アロカ㈱ TCS-172B シンチレーション式	γ線	1	一般廃棄物処理施設周辺の空間放射線量等の測定	空間等	空間線量を検知
2	経済部	㈱堀場製作所 HORIBA　PA-1000　RADI	γ線	1		空間	環境空間放射線量率を測定(携帯用)
3	消防本部	アロカ㈱ TGS-121	β線γ線	~~2~~ 1	災害現場付近の安全管理	災害現場及び活動隊員	空間線量率両用(携帯型)
		アロカ㈱ TCS-1172	β線γ線	~~1~~ 2	災害現場付近の安全管理	災害現場及び活動隊員	表面汚染・空間線量率両用(携帯型)
		ミリオンテクノロジーズ・キャンベラ㈱ RDS-30	γ線X線	7	災害現場付近の安全管理	災害現場及び活動隊員	空間線量率両用(携帯型)
		富士電機㈱ NSN31042-YYYYY-S	中性子	1	災害現場付近の安全管理	活動現場	環境空間放射線量率を測定(携帯用)
		㈱堀場製作所 HORIBA　PA-1000　RADI	γ線	3	災害現場付近の安全管理	活動現場	環境空間放射線量率を測定(携帯用)
		サーモフィッシャーサイエンティフィック㈱ RadEye-G10	γ線X線	~~12~~ 10	災害現場付近の安全管理	活動現場	環境空間放射線量率を測定(携帯用)
		アロカ㈱ ADM-112	γ線X線	6	隊員の個人被ばく線量測定	活動隊員	個人被ばく線量を測定(携帯型)
		富士電機㈱ 警報付個人線量計　DOSEi-γ	γ線X線	66	職員個人の被ばく線量測定	活動隊員	個人被ばく線量を測定(携帯型)
		アロカ㈱ MY DOSE miniA　PDM-222C-SZ	γ線X線	54	隊員の積算被ばく線量を測定	活動隊員	積算被ばく線量を測定(携帯用)
		サーモフィッシャーサイエンティフィック㈱ RadEye-B20	α線β線 γ線X線	~~12~~ 9	隊員や資機材の表面被ばく線量を測定	活動隊員 資機材	表面被ばく線量を測定(携帯用)
4	保健衛生部	アロカ㈱ TGS-121	β線γ線	1	測定対象物質の表面放射線測定	試験所所有分析機器	表面線量測定法
		アロカ㈱ NaIシンチレーションサーベイメータ	γ線	1	岐阜市中央卸売市場に流通する農産物の食品モニタリング	原子力災害発生時等に、岐阜市中央卸売市場から収去した農産物	緊急時における食品の放射能測定マニュアル(厚生労働省)などによる
		セイコー㈱ ｹﾞﾙﾏﾆｳﾑ半導体γ線スペクトロメトリー	γ線	1	食品等の放射性物質測定	食品等	
5	上下水道事業部	アロカ㈱ TCS-172B	γ線	1	測定対象物質の表面放射線量測定	りん酸肥料、処理灰	表面線量測定法
6	薬科大学	アロカ㈱ ALOKA TGS-121	β線γ線	1	管理区域内外の汚染検査並びに学生実習	学生実習に用いる密封線源 学生実習に用いる密封線源	表面汚染を検知。 携帯型で該当場所にて使用
		アロカ㈱ TGS-136	β線γ線	2	管理区域内外の汚染検査並びに学生実習	学生実習に用いる密封線源 学生実習に用いる密封線源	表面汚染を検知。 携帯型で該当場所にて使用
		アロカ㈱ TGS-151	γ線	1	管理区域内外の汚染検査並びに学生実習	学生実習に用いる密封線源 学生実習に用いる密封線源	表面汚染を検知。 携帯型で該当場所にて使用
		アロカ㈱ ICS-311	γ線	2	管理区域内外の汚染検査並びに学生実習	学生実習に用いる密封線源 学生実習に用いる密封線源	表面汚染を検知。 携帯型で該当場所にて使用
		アロカ㈱ TCS-163	γ線	1	管理区域内外の汚染検査並びに学生実習	学生実習に用いる密封線源 学生実習に用いる密封線源	表面汚染を検知。 携帯型で該当場所にて使用
		アロカ㈱ PDM－112	γ線	3	管理区域内の外部被ばく測定	管理区域内に一時的に立ち入る者	指定された部位に装着する。
		アロカ㈱ TCD－105	β線γ線	5	学生実習	密封線源並びに試薬	線源を付属の鉛製スタンドにセットし測定。
		㈱堀場製作所 HORIBA　PA-1000　RADI	γ線	3	学生実習	空間(環境放射線)	空間線量率を測定
7	市民病院	富士電機㈱ NHJ110	β線γ線	1	RI室における空間線量測定	RI室の空間	空間線量測定
		アロカ㈱ TGS-146	β線γ線	2	被ばく者の表面汚染測定 RI室における空間線量測定 RI室における表面汚染測定	被ばく者 RI室の空間 RI室の壁や地面	表面汚染測定 空間線量測定
		富士電機㈱ 警報付個人線量計　DOSEi	γ線X線	5	放射線業務従事者の外部被ばく線量測定	放射線業務従事者	外部被ばく線量測定(携帯用)
		アロカ㈱ PDM-112	γ線X線	2	放射線業務従事者の外部被ばく線量測定	放射線業務従事者	外部被ばく線量測定(携帯用)
		サーモフィッシャーサイエンティフィック㈱ RadEye-B20ER	α線β線 γ線X線	3	災害医療活動隊員や資器材の表面被ばく線量測定	災害医療活動隊員資器材	表面汚染測定(携帯用)
		サーモフィッシャーサイエンティフィック㈱ EPD-G	γ線X線	12	災害医療活動隊員の外部被ばく線量測定	災害医療活動隊員	外部被ばく線量測定(携帯用)
		アロカ㈱ キュリーメーターIGC-8	β線γ線	1	RI投与量測定	放射線医薬品	放射能測定
		アロカ㈱ ICS-323C	γ線X線	1	RI室における空間線量測定	RI室の空間	空間線量測定
		アロカ㈱ TCS-1172	γ線X線	1	RI室における空間線量測定	RI室の空間	空間線量測定
		アロカ㈱ PDM－127B－SZ	γ線X線	2	RI室における空間線量測定	RI室の空間	外部被ばく線量測定(携帯用)
8	都市防災部(教育施設)(保育所、恵光学園)	㈱堀場製作所 HORIBA　PA-1000	γ線	160	施設付近の安全管理	空間	空間線量率両用(携帯型)
		富士電機㈱ 警報付個人線量計　DOSEi-γ	γ線	57	職員個人の被ばく線量測定	活動職員	個人被ばく線量を測定(携帯型)
計				~~436~~ 431			

資料　2

測定場所一覧（平常時のモニタリング）

	測定箇所	所在地	備　考
1	岐阜小学校	岐阜市大工町 1 番地	
2	明郷小学校	岐阜市本郷町 3 丁目 1 番地	
3	徹明さくら小学校	岐阜市木ノ本町 1 丁目 18 番地	
4	白山小学校	岐阜市白山町 2 丁目 1 番地 1	
5	梅林小学校	岐阜市金竜町 6 丁目 6 番地	
6	華陽小学校	岐阜市華陽 5 番 1 号	
7	本荘小学校	岐阜市此花町 6 丁目 29 番地	
8	日野小学校	岐阜市日野北 1 丁目 4 番 1 号	
9	長良小学校	岐阜市長良 259 番地	
10	島小学校	岐阜市北島 7 丁目 6 番地 12 号	
11	三里小学校	岐阜市六条北 2 丁目 5 番 1 号	
12	鷺山小学校	岐阜市鷺山北町 9 番 12 号	
13	加納小学校	岐阜市加納西丸町 1 丁目 73 番地 2	
14	加納西小学校	岐阜市加納高柳町 1 丁目 1 番地	
15	則武小学校	岐阜市則武 209 番地 2	
16	長森南小学校	岐阜市切通 5 丁目 12 番 1 号	
17	長森北小学校	岐阜市野一色 3 丁目 1 番 3 号	
18	常磐小学校	岐阜市上土居 838 番地	
19	木田小学校	岐阜市木田 2 丁目 173 番地	
20	岩野田小学校	岐阜市粟野西 2 丁目 33 番地	
21	黒野小学校	岐阜市古市場 20 番地 1	
22	方県小学校	岐阜市安食 3 丁目 115	
23	茜部小学校	岐阜市茜部新所 4 丁目 91 番地 3	
24	鶉小学校	岐阜市中鶉 4 丁目 189 番地 1	
25	七郷小学校	岐阜市西改田字川向 94 番地 1	
26	西郷小学校	岐阜市中西郷 4 丁目 261 番地	
27	市橋小学校	岐阜市市橋 6 丁目 6 番 28 号	
28	岩小学校	岐阜市岩滝西 1 丁目 612 番地	
29	鏡島小学校	岐阜市鏡島西 2 丁目 2 番 1 号	
30	厚見小学校	岐阜市上川手 198 番地 5	
31	長良西小学校	岐阜市千代田町 2 丁目 1 番地	
32	早田小学校	岐阜市学園町 2 丁目 35 番地	
33	且格小学校	岐阜市日置江 1859 番地 1	
34	芥見小学校	岐阜市芥見 2 丁目 213 番地	

35	合渡小学校	岐阜市寺田 1 番地 1	
36	三輪南小学校	岐阜市太郎丸 1034 番地	
37	三輪北小学校	岐阜市北野東 356 番地	
38	網代小学校	岐阜市秋沢 2 丁目 156 番地 1	
39	城西小学校	岐阜市則武西 1 丁目 8 番 1 号	
40	藍川小学校	岐阜市加野 3 丁目 3 番 5 号	藍川北中学校機能を一時併設
41	長良東小学校	岐阜市長良真生町 3 丁目 9 番地	
42	長森西小学校	岐阜市北一色 5 丁目 5 番 1 号	
43	芥見東小学校	岐阜市大洞桜台 1 丁目 2 番地	
44	岩野田北小学校	岐阜市粟野東 2 丁目 33 番地 3	
45	長森東小学校	岐阜市水海道 2 丁目 10 番 1 号	
46	柳津小学校	岐阜市柳津丸野 1 丁目 1 番地	
47	岐阜中央中学校	岐阜市京町 3 丁目 19 番地	
48	岐阜清流中学校	岐阜市早田 1901 番地 18	
49	本荘中学校	岐阜市雲雀ヶ丘 1 番地	
50	梅林中学校	岐阜市九重町 3 丁目 8 番地	
51	加納中学校	岐阜市加納舟田町 9 番地	
52	長森中学校	岐阜市野一色 4 丁目 11 番 1 号	
53	長良中学校	岐阜市長良福光 2070 番地	
54	島中学校	岐阜市則武西 1 丁目 8 番 2 号	
55	岩野田中学校	岐阜市粟野西 5 丁目 817 番地	
56	精華中学校	岐阜市鏡島精華 1 丁目 11 番 27 号	
57	藍川中学校	岐阜市芥見 4 丁目 157 番地	
58	三輪中学校	岐阜市石原 1 丁目 12 番地	
59	岐北中学校	岐阜市御望 971 番地 1 の 2	
60	厚見中学校	岐阜市上川手 262 番地 1	
61	青山中学校	岐阜市下土居 2 丁目 27 番 1 号	
62	陽南中学校	岐阜市六条東 1 丁目 1 番 1 号	
63	藍川東中学校	岐阜市大洞紅葉が丘 6 丁目 22 番地 3	
64	岐阜西中学校	岐阜市川部 3 丁目 30 番地	
(65)	(藍川北中学校)	(岐阜市加野 2 丁目 23 番 1 号)	藍川小学校内に機能一時移転
66	長森南中学校	岐阜市切通 2 丁目 11 番 1 号	
67	東長良中学校	岐阜市長良真生町 3 丁目 27 番地 4	
68	境川中学校	岐阜市柳津町上佐波東 3 丁目 70 番地	
69	草潤中学校	岐阜市金宝町 4 丁目 1	
70	岐阜特別支援学校	岐阜市小西郷 3 丁目 120 番地 2	
71	加納幼稚園	岐阜市加納東丸町 2 丁目 9 番地 1	
72	岐阜東幼稚園	岐阜市水海道 1 丁目 16 番 13 号	

73	恵光学園	岐阜市長良東 3 丁目 93	
74	第二・第三恵光	岐阜市西島町 4-24	
75	京町保育所	京町 2 丁目 11 番地	
76	島保育所	北島 7 丁目 6 番 2 号	
77	鷺山保育所	下土居 2 丁目 9 番 12 号	
78	長森南保育所	蔵前 4 丁目 3 番 15 号	
79	長森北保育所	野一色 4 丁目 11 番 5 号	
80	木田保育所	木田 495 番地 1	
81	あかね保育所	茜部寺屋敷 3 丁目 49 番地	
82	西郷保育所	中西郷 5 丁目 51 番地 2	
83	市橋保育所	今嶺 2 丁目 10 番 16 号	
84	網代保育所	秋沢 2 丁目 170 番地 1	
85	三輪南保育所	石原 3 丁目 220 番地 1	
86	あいかわ保育所	加野６丁目２６番１３号	
87	三輪北保育所	北野東 345 番地	
88	黒野保育所	古市場 20 番地 1	
89	岐阜市役所庁舎	岐阜市司町４０番地１	
90	岐阜薬科大学	三田洞キャンパス（三田洞東５丁目 6-1）	放射性同位元素研究施設
91	岐阜中消防署	岐阜市美江寺町 2 丁目 9 番地	
92	岐阜南消防署	岐阜市茜部本郷 1 丁目 12 番地	
93	岐阜北消防署	岐阜市鷺山 1769 番地の 496	
94	鏡岩水源地	鏡岩 408－2	

小学校 46 か所、中学校 22 か所、特別支援学校 1 か所、幼稚園 2 か所、保育所 14 か所、恵光学園等 2 か所、水源地 1 か所、その他 5 か所の合計 93 か所　（藍川北中学校施設は一時閉鎖）

岐阜市モニタリング計画の概要（総括）

資料　3

担当部局	環境部	教育委員会等	保健衛生部	保健衛生部、教育委員会	上下水道事業部	環境部
測定対象	大気		市内流通食品	給食用食材	水道水	一般廃棄物（異常時）
	平常値の把握（緊急対応）		食品規格検査		水道水の安全	一般廃棄物の安全な処分
測定目的	全国的に自然放射線量が高いと言われる本市の平常時の状況を市民に知らせるとともに、近県の原子力発電所事故等が発生した際の対応の判断材料として測定する。		市民の「食の安全」、「給食の安全」に対する情報として、流通食材（給食食材を含む）の放射線量を測定、公表する。		市民が最も口にする水道水の安全のため、伏流水を水源とする鏡岩水源系統の放射能を測定、公表する。	近県で原子力災害等が発生するなど、異常時（市が非常体制を取った時）に、市内の一般廃棄物の処理（焼却灰）に制限がかかることから、安全な処理を目的に測定を実施する。
測定方法	測定点　岐阜市役所庁舎 地上1m 1回／月 （測定点で5度の測定を実施　その平均を測定値とする）	市内88か所（教育施設等） 地上1m 1回／月 （目標：各測定点で3度の測定を実施その平均を測定値とする）	2検体／回 （4回／年）	3検体／隔月	2回／年（鏡岩水源地） （「水道水等の放射能測定マニュアル」（平成23年10月12日厚生労働省健康局水道課）による）	＜ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場周辺大気＞ 地上1m　（6度測定の平均値） 近県で原子力災害等が発生した場合に測定
			（原則：2,000秒間測定を1回実施） （「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」及び、「食品中の放射性物質の試験法について」による）			
測定機器	NaI(Tl)ｼﾝﾁﾚｰｼｮﾝｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ	環境放射線ﾓﾆﾀｰ	ｹﾞﾙﾏﾆｳﾑ半導体検出器		ｹﾞﾙﾏﾆｳﾑ半導体検出器	大気測定：　NaI(Tl)ｼﾝﾁﾚｰｼｮﾝｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ 焼却灰測定：　ｹﾞﾙﾏﾆｳﾑ半導体検出器
指標値	原子力防災アドバイザーの意見を参考に、 「過去の測定値の平均値＋（5×標準偏差）」を採用 過去の測定値の平均値＋（5×標準偏差） （ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄﾊﾟｰｱﾜｰ）		食品衛生法の基準値 （H24.4.1以降の基準。（）内はそれ以前の基準） 一般食品　100Bq／kg　（野菜・穀類・肉等500Bq／kg） （牛乳・乳製品　200Bq／kg） 乳児用食品　50Bq／kg　（飲料水　200Bq／kg） 牛　乳　50Bq／kg 飲料水　10Bq／kg （ﾍﾞｸﾚﾙﾊﾟｰｷﾛｸﾞﾗﾑ）		「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（厚労省通知） 水道水中の指標値（管理）目標値 **10Bq／kg**	＜大気＞ 0.23μSv／h　（国の除染基準に準ずる） ＜焼却灰＞ 8,000Bq／kg （参照：「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準」：H24.4.17環境省告示）
公表方法	ホームページ 測定点での実測値を公表	ホームページ 全体の平均値を公表	ホームページ 品目、産地、食品区分、 測定値及び検出下限値（実測値を表示）		ホームページ 水源地、水源種、測定値及び 検出下限値（実測値を表示）	ホームページ 状況により
公表の時期	測定次第	測定値の集計後（毎月1回）	測定次第		測定次第	状況により
異常値対応	**測定値が指標値（過去の測定値の平均値＋（5×標準偏差））を超えた場合**		**測定値が指標値（食品衛生法の基準値）を超えた場合**		**測定値が指標値を超えた場合（管理目標値10Bq/kg）**	**近県で原発事故等が発生し、市が非常体制に移行する場合又は指標値を超えた場合**
	①都市防災部における情報の一元化（異常値が測定された時には都市防災部に連絡）※都市防災部に連絡後それぞれが連携して次のような対応を行う。					
	②測定値、異常値範囲等の特定（再測定）		②食品衛生法違反措置　（不良食品回収に係るマニュアルに準じ、国、県への報告、回収措置に伴う広報の実施等）		②原因究明（再検査）を実施し、国、県等に連絡し他の水源系統の検査の必要性について協議	②測定値、異常値範囲等の特定（再測定）
	③地域防災計画に定める活動体制のもと、専門家、国、県等と協議のうえ広報を実施するとともに、マスク着用、立入禁止措置、除染等の必要な措置を実施		③必要な場合保護者説明会、献立変更等を実施する。		③検査体制を強化のうえ継続実施	
					④専門家、国、県等と協議のうえ、必要な場合には摂取制限（広報実施）、該当水源系統からの取水制限等を実施する（給水車による臨時給水の実施）	③専門家、国、県等と協議のうえ測定値毎の焼却灰処置・管理の実施

ホームページ公表方法（イメージ図）

資料　4

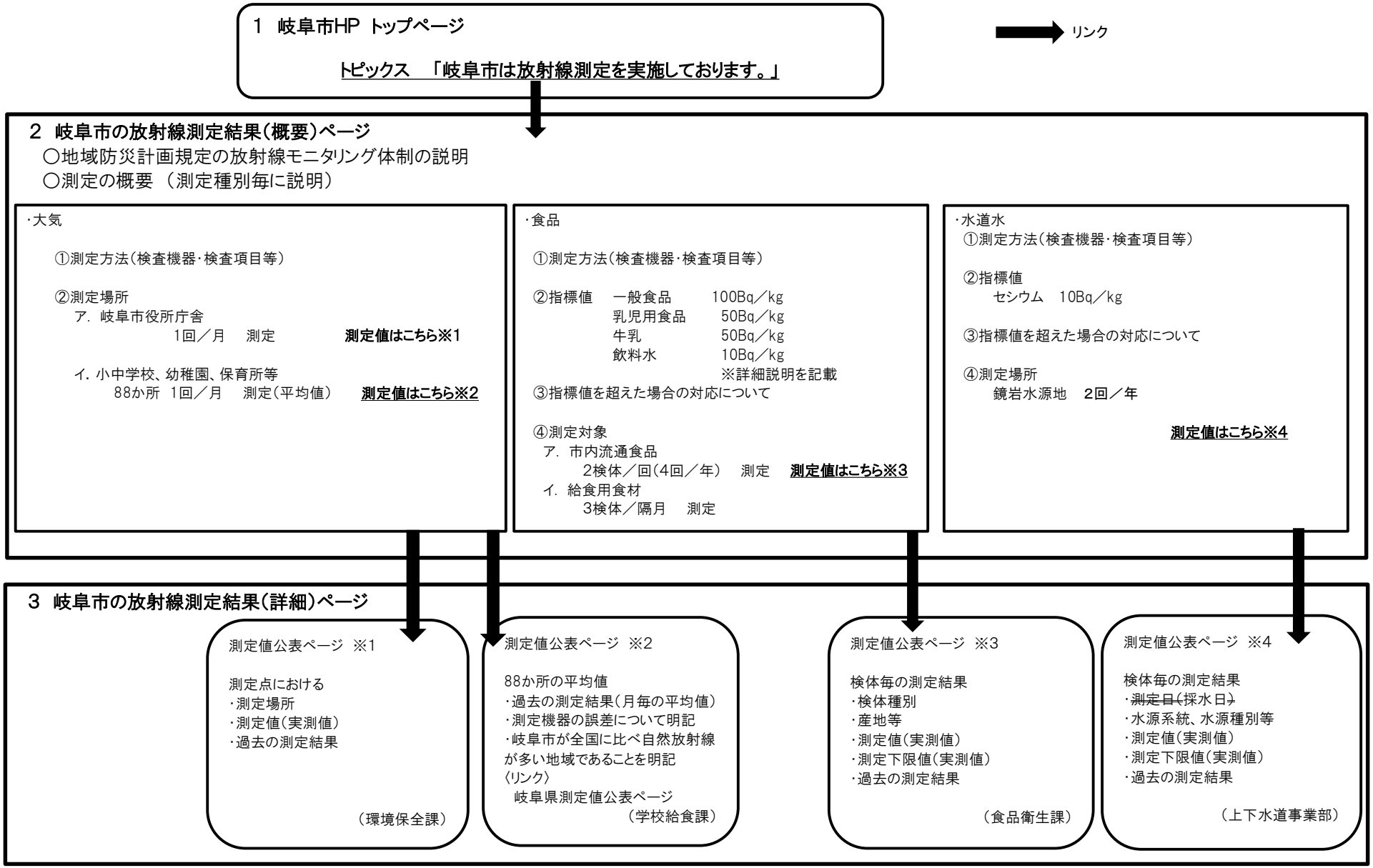

放射線対応マニュアル（都市防災部、各教育施設等管理者）

1　平常時のモニタリング（大気）

（1）　測定方法について

各機器の取扱説明に従い測定するが、以下の点に注意すること。

・建築物や樹木から十分な距離をとり測定する。

・毎回、出来る限り同一の時間、ポイントで実施する。

・地表からの距離（1m）を確実に確保する。

（2）　指標数値について

当該地点の過去の測定値の平均値＋（標準偏差×５）を指標値とする。

※原子力防災アドバイザーとの協議に基づく。

（3）　測定機器

環境放射線モニター（PA-1000 型）

（4）　今後について

今後、指標値については、各地点でのデータの状況により、専門家の意見を参考に変更することもある。

2　緊急時のモニタリングについて

地域防災計画に規定されている、原子力発電所等で事故が発生し、又は岐阜市内において平常時を大きく上回る放射線量が測定された場合などに実施する、緊急モニタリングは以下のとおりとする。

（1）　都市防災部

ア　教育委員会及び福祉部を通じ、小中学校、幼稚園、保育所等の放射線測定機器設置施設に緊急モニタリングを実施するよう連絡する。

イ　緊急モニタリングの結果が指標値を超えた場合、環境部に連絡し、シンチレーションサーベイメータにより再検査を実施する。

ウ　再検査の結果、測定地点の空間放射線量が指標値を上回っていることが認められた際は、岐阜市原子力防災アドバイザーに助言を求め、マスク等の着用を指示するとともに県に連絡し、原因の究明及び屋内退避広報等、必要な措置を講ずる。

エ　空間放射線量が１mSv/h を超える場合は、文部科学省に連絡し、必要な対策について協議する。

（2）　各教育施設等管理者

ア　都市防災部から緊急モニタリングの実施について連絡を受けた場合、指示された地点での測定に加え、測定時期及び測定場所を増やし、モニタリング体制を強化する。

イ　本市のモニタリング値及び岐阜県モニタリングポストの測定値等を総合的に

勘案し、異常が認められた場合、関係部局に報告するとともに、連携した対応について協議する。

3　公表について

関係部局と連携を図り適宜公表する。

放射線対応マニュアル（環境部（大気関係））

1　放射線モニタリング

(1)平常時

ア　測定時期

毎月１回

イ　測定場所

岐阜市役所庁舎

ウ　測定対象

地上１ｍの高さにおける空間放射線量率

エ　測定機器

NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ TCS-172B：日立アロカメディカル㈱

(2)緊急時

国又は県から原発事故の情報発信等があった場合、若しくは本市の指標値を超える値が測定された場合、都市防災部等と協議のうえ、測定時期、測定場所を変更して測定を行う。

(3)その他

岐阜県内のモニタリングポストの測定データから、測定者の健康に被害が及ぶような高い放射線量が測定される場合には、市内の測定の実施について慎重に判断する。

2　公表について

関係部局と連携を図り適宜公表する。

放射線対応マニュアル（岐阜薬科大学）

1　放射線モニタリング

（1）　平常時

ア　測定時期

毎月１回

イ　測定場所

岐阜薬科大学三田洞キャンパス本学放射性同位元素研究施設境界付近

ウ　測定対象

地上１ｍの高さにおける空間放射線量率

エ　測定機器

シンチレーションサーベイメータ TCS-1172：㈱日立アロカメディエンス製

測定は、岐阜薬科大学三田洞キャンパスＲＩ施設管理業務委託の業者が行う。（令和５年度㈱千代田テクノル）モニタリング結果については、同研究施設にて放射線取扱主任者が保管管理を行う。年に一度を目処に、放射線管理点検委員会にて、その状況を報告する。

（2）　緊急時

都市防災部に連絡するとともに、放射性同位元素研究施設長の指示のもと、緊急モニタリングとして TCS-1172 および ICS-311（電離箱式サーベイメーター）にて大気中の放射線量を測定する。測定回数、方法などは状況に応じて対応する。

<異常値への対応>

ア　0.23 μSv/h 以上の数値を確認した場合、放射線管理点検委員会にて対応を協議し、適切な処置を取る。

イ　年間１mSv 以上の余剰被ばくの恐れがある場合、関係省庁に報告し、対応を協議する。

2　公表について

異常値が出た場合は薬科大学ホームページで公表する。

放射線対応マニュアル（学校給食課）

学校給食の放射性物質検査について

1　検査の目的

学校給食については、市場に流通している食材は安全な食材として学校給食に使用しているが、更に安全性を確認するため、岐阜市で実施する食品衛生法による食品の規格検査における、学校給食に使用する食材の検査を、食品衛生課に依頼し、安全・安心な学校給食の提供に努める。

2　対象

（1）検査対象

児童生徒に実際に提供する給食用食材を、市が実施する食品の規格検査の１検体として検査する。

（2）時期及び検体数

①牛乳　　１検体／年２回実施

②その他食材　　３検体／隔月

（牛乳の検査を実施する月は２検体とする。産地や使用頻度等を考慮して選択する。）

3　検査までの流れ

（1）給食用食材（牛乳）

検査する食材を提供月の前月末に岐阜市学校給食会へ検査用として納品し、保健所食品衛生課が検査を実施する。

※岐阜市に納入している、２業者の牛乳を交互に検査する。

（2）給食用食材（使用食材）

使用予定食材から検査する食材を選択し、提供月の前月末に岐阜市学校給食会へ検査用として納品し、保健所食品衛生課が検査を実施する。

4　検査結果

検査結果については、岐阜市ホームページに公表する。

岐阜市が実施する各種放射性物質測定結果の中で公表する。

公表項目：品目、産地、種別、測定値、検出下限値、過去の測定結果

放射線対応マニュアル（衛生試験所）

1　放射線モニタリング

（1）　平常時

一般依頼及び行政依頼に基づく検体の測定を行う

ア　検査受付日

月・火・水

（機器メンテナンス実施のため、上記以外の曜日に検査が必要な場合は要協議）

イ　検体提出場所

衛生試験所

ウ　測定対象

食品・飲料水

エ　測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 GEM-25-70：セイコー・イージーアンドジー(株)社製

オ　検査項目

放射性物質　・放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）

・放射性セシウム（Cs-134,Cs-137）

（2）　緊急時

「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」（H14.5.9 厚生労働省通知）により対応する。

2　公表

（1）　行政検査　検査を依頼した部署にて対応

（2）　一般依頼　原則非公開。依頼者に対しては、所轄の保健所等に相談するよう指導

放射線対応マニュアル（保健所食品衛生課）

1　放射線モニタリング

（1）　平常時

ア　測定時期

市内流通食品　2 検体／回（年 4 回実施）

給食使用食材　3 検体／隔月

イ　測定場所

衛生試験所 1 階　放射線測定室

ウ　測定対象

・場所（採取）　市内食品販売業者等

・対象　市内流通食品及び給食使用食材

エ　測定機器

GEM-25-70　CFG-SV-70　DWR-30：セイコー・イージーアンドジー(株)社製

（ゲルマニウム半導体検出器）

（2）　緊急時

ア　状況に応じ、国の指示等を踏まえて都市防災部その他関係する部署と協議し、必要に応じ、モニタリングを強化する。

イ　指標値を超える値（異常値）が検出された場合、食品衛生法による法違反食品に対する措置をとり、モニタリングを強化する。

2　公表について

岐阜市ホームページで公表する。

水道水放射能対応マニュアル

1　検査対象

鏡岩水源（原水）

2　検査頻度

年２回実施とするも、国及び県の動向、他都市の放射能検査結果等により検査頻度を変更する。

3　検査方法

ゲルマニウム半導体検出器を用いるガンマ線スペクトロメトリーによる放射能測定「水道水等の放射能測定マニュアル」（平成 23 年 10 月 12 日付け厚生労働省健康局水道課）による

4　放射能測定の手順

水質管理課職員が採水日前月までに採水日を決定し、岐阜市衛生試験所に検査を依頼する。

３Ｌのポリ容器で採水した検体を岐阜市衛生試験所に午前中に搬入する。

採水箇所は、鏡岩水源地管理棟監視室で行う。

5　異常値及び緊急時の対応

放射線セシウムの濃度が水道水中の管理目標値10Bq/kgを超過した場合は、協議の上、国、岐阜県等に連絡し、連携して原因を究明し、適切に対応する。

国、県又は市関係部局から放射性物質漏洩事故の情報発信があった場合、都市防災部等と協議の上、放射能検査を行う。

6　測定結果の公表

検査結果は、上下水道事業部ホームページ上で速やかに公表する。

放射線対応マニュアル（環境部（廃棄物等関係））

‹放射線モニタリング›

核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合、又は近県の原子力事業所において異常な事象が発生した場合において、本市が原子力災害対策として非常体制を確立した場合又は大気中の空間線量率に増加傾向がみられるなどの事態が生じた時等に、ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の周辺環境の状況を把握するために空間線量率の測定を行う。

なお、以下の測定方法は「廃棄物関係ガイドライン　第五部　放射能濃度等測定方法ガイドライン」（平成 25 年 3 月第 2 版　環境省）に基づく。

1　ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の周辺の空間線量率の測定を実施する。

NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータを用いる。

ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の敷地境界付近において地上 1m地点で空間線量率を測定する。バックグラウンドデータとして測定した平常時の空間線量率より有意に高くなるものがないことを確認する。

2　ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の空間線量率を測定し、平常時の空間線量率より有意に高いことが確認された場合、以下の測定を実施する。

(1) 焼却灰（飛灰・主灰・不燃残渣）の放射能濃度の測定

分析機関にて焼却灰（飛灰・主灰・不燃残渣）の放射能濃度を測定する。

測定方法は文部科学省放射能測定法シリーズ 7「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」（令和 2 年改訂）に準じて行う。

(2) 測定後の廃棄物の処理方法は「廃棄物関係ガイドライン　第一部　除染状況調査方法ガイドライン」（平成 25 年 3 月第 2 版　環境省）及び「廃棄物関係ガイドライン第三部　指定廃棄物関係ガイドライン」（平成 25 年 3 月第 2 版　環境省）に基づき、以下のとおりとする。

ア　焼却灰（飛灰・主灰・不燃残渣）の放射能濃度が 8,000Bq/kg を超過した場合、放射線を遮蔽する措置を講じ、一時的な保管をする。

イ　焼却灰（飛灰・主灰・不燃残渣）の放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物最終処分場に埋立て処分を行うことが可能。

3　焼却灰（飛灰・主灰・不燃残渣）の放射能濃度の測定結果は、都市防災部に情報を提供するとともに市ホームページ等で公表する。

放射線対応マニュアル（消防本部）

1　放射線モニタリング

（1）　平常時

ア　測定時期

定期的測定は行なわず、資機材取扱い訓練の際に測定値を把握

イ　測定場所

中消防署、南消防署及び北消防署

ウ　測定対象

地上１ｍの高さにおける空間放射線量率

エ　測定機器

ＨＯＲＩＢＡ　ＰＡ―１０００　ＲＡＤＩ

（2）　緊急時

ア　　他部が行う平常時のモニタリングにおいて、指標値を超えた場合は、都市防災部からの連絡により、中消防署、南消防署及び北消防署において空間線量のモニタリングを実施し、その結果を都市防災部に報告する。

なお、モニタリングの回数にあっては都市防災部の指示による。

イ　　原子力災害及び事故が発生した場合においても、ア．と同様に、中消防署、南消防署及び北消防署において空間線量のモニタリングを実施し、その結果を都市防災部に報告し、都市防災部の指示により必要な措置を講ずる。

ウ　測定機器

中署　ＨＯＲＩＢＡ　ＰＡ―１０００　ＲＡＤＩ

南署　ＨＯＲＩＢＡ　ＰＡ―１０００　ＲＡＤＩ

北署　ＨＯＲＩＢＡ　ＰＡ―１０００　ＲＡＤＩ

（3）　各モニタリング結果の取りまとめ及び都市防災部との連絡調整は消防本部消防課にて実施する。

3　公表

（1）　平常時においては訓練による数値把握にとどめ、公表しない。

（2）　異常値については、都市防災部の取りまとめにより一元的に公表する。

する。

4　異常時における消防活動指針

放射線に関する災害が発生し、人命危険及び被害が拡大するおそれがある場合は、「スタートＲ１１９消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識」（平成 23 年 3 月総務省消防庁）による下表の被ばく線量限度超えない範囲において、所有する資機材を活用して人命救助活動及び被害拡大防止活動を実施する。

なお、人命救助活動等及び隊員の安全管理については、ＮＢＣ災害活動要領（岐阜市消防本部）に基づく。

区　分	被ばく線量限度
通常の消防活動	10msv
人命救助等の緊急活動時	100 msv
繰り返し活動を行う場合	決められた５年間の線量が 100 msv

岐阜市業務継続計画（ＢＣＰ）

岐阜市

令和３年４月改訂

令和４年３月改訂

令和５年３月改訂

令和６年３月改訂

令和７年３月改定

目　次

1　基本的な考え方 1

1.1　計画策定の背景と目的 1
（１）非常時優先業務とは 1
（２）業務継続計画の効果 2
1.2.　岐阜市業務継続計画の構成および概要 3
1.3.　計画の位置付け等 4
1.4.　基本方針 6

2　想定する災害および被災状況の想定 7

2.1.　想定する災害及び被害状況の想定 7
2.2.　ライフライン等及び執務環境（市庁舎）被害状況の想定イメージ 9

3　職員参集の目安 11

3.1.　職員の参集 11
（１）災害発生時の体制 11
（２）参集可能人員 11

4　非常時優先業務の選定 13

4.1.　選定方法 13
4.2.　各部局の非常時優先業務一覧 16

5　非常時優先業務の遂行環境の確立 56

5.1.　非常時優先業務の遂行環境の概要 56
5.2.　職員 57
（１）現状 57
（２）留意事項 59
（３）対策の方向性 59
5.3.　庁舎等 61
（１）現状 61
（２）留意事項 62
（３）対策の方向性 62
5.4.　電気 63
（１）現状 63

（２）留意事項 64
（３）対策の方向性 64
5.5. 通信 65
（１）現状 65
（３）対策の方向性 66
5.6. 情報システム 67
（１）現状 67
（２）留意事項 67
（３）対策の方向性 67
5.7. 執務環境 68
（１）現状 68
（２）留意事項 68
（３）対策の方向性 69
5.8. トイレ 69
（１）現状 69
（２）留意事項 69
（３）対策の方向性 69
5.9. 食料・飲料水 70
（１）現状 70
（２）留意事項 70
（３）対策の方向性 70
5.10. 水道 71
（１）現状 71
（２）留意事項 72
（３）対策の方向性 73
5.11. 燃料 73
（１）現状 73
（２）留意事項 73
（３）対策の方向性 73
6 業務継続力向上のための継続的改善 74
（１）マニュアル等の整備 74
（２）職員への教育・訓練 74
（３）検証・見直し 74
7 巻末資料 75

1 基本的な考え方

1.1 計画策定の背景と目的

大規模な地震等の災害が発生した際、岐阜市（以下「本市」という）は防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害応急対策活動および災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる。一方、市民生活に密着した行政サービスを提供している基礎自治体として、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、これらの業務を適切に継続するための体制づくりが求められている。

本市では、大規模地震等の災害発生により行政職員および庁舎等施設や設備、ライフラインにも被害がおよび、市役所機能の低下が余儀なくされる状況にあっても、災害対応業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という）を特定し、事前対策を講じることで市民の生命、身体および財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることを目的に、平成 25 年 6 月に「岐阜市業務継続計画」（以下「本計画」という）を策定した。計画策定以降も定期的に本計画の実効性を検証・見直ししてきたところではあるが、近年においても、日本各地で震災が発生している現状を踏まえるとともに、今後も引き続き、災害発生時であっても円滑に業務を遂行し、行政機能の早期復旧をめざして、本計画の改訂を行うものである。

（１）非常時優先業務とは

大規模な地震等災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことであり、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止する。又は、非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

（出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」）

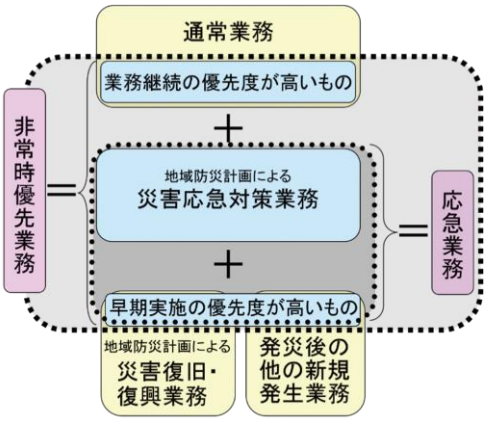

図　非常時優先業務のイメージ

（２）業務継続計画の効果

大規模地震が発生した場合には、発災直後から非常に短い時間に膨大な応急業務が発生する。よって、業務量が急激に増加し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない状況に直面する。

このような場合に備え、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には以下の効果が期待される。

・「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順の明確化
・非常時優先業務の執行に必要な資源の明確化により、資源の確保と業務の早期実施

（出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」）

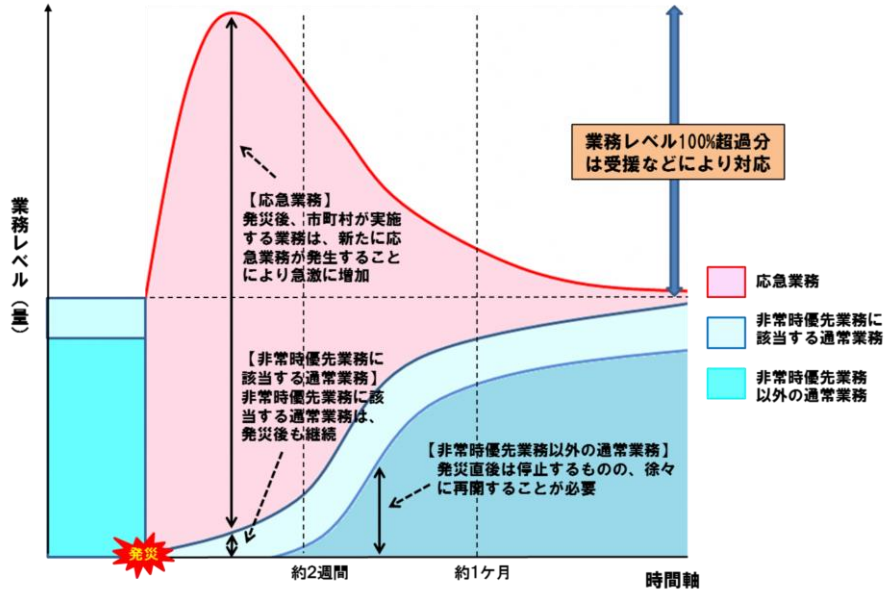

図　発災後に市町村が実施する業務の推移

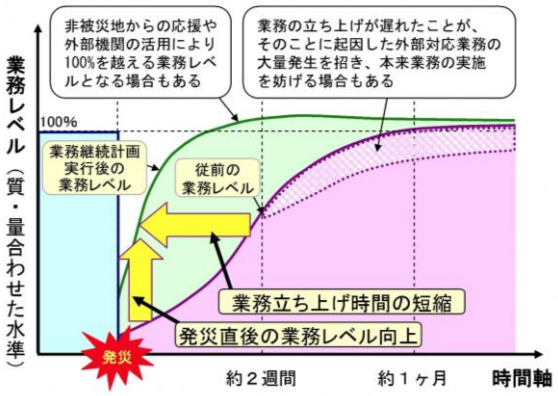

図　業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

1.2. 岐阜市業務継続計画の構成および概要

本計画の構成は以下のとおりである。

必要に応じて、各業務の具体的な実施方法や非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分のための手続き等を示したマニュアル等を作成する。

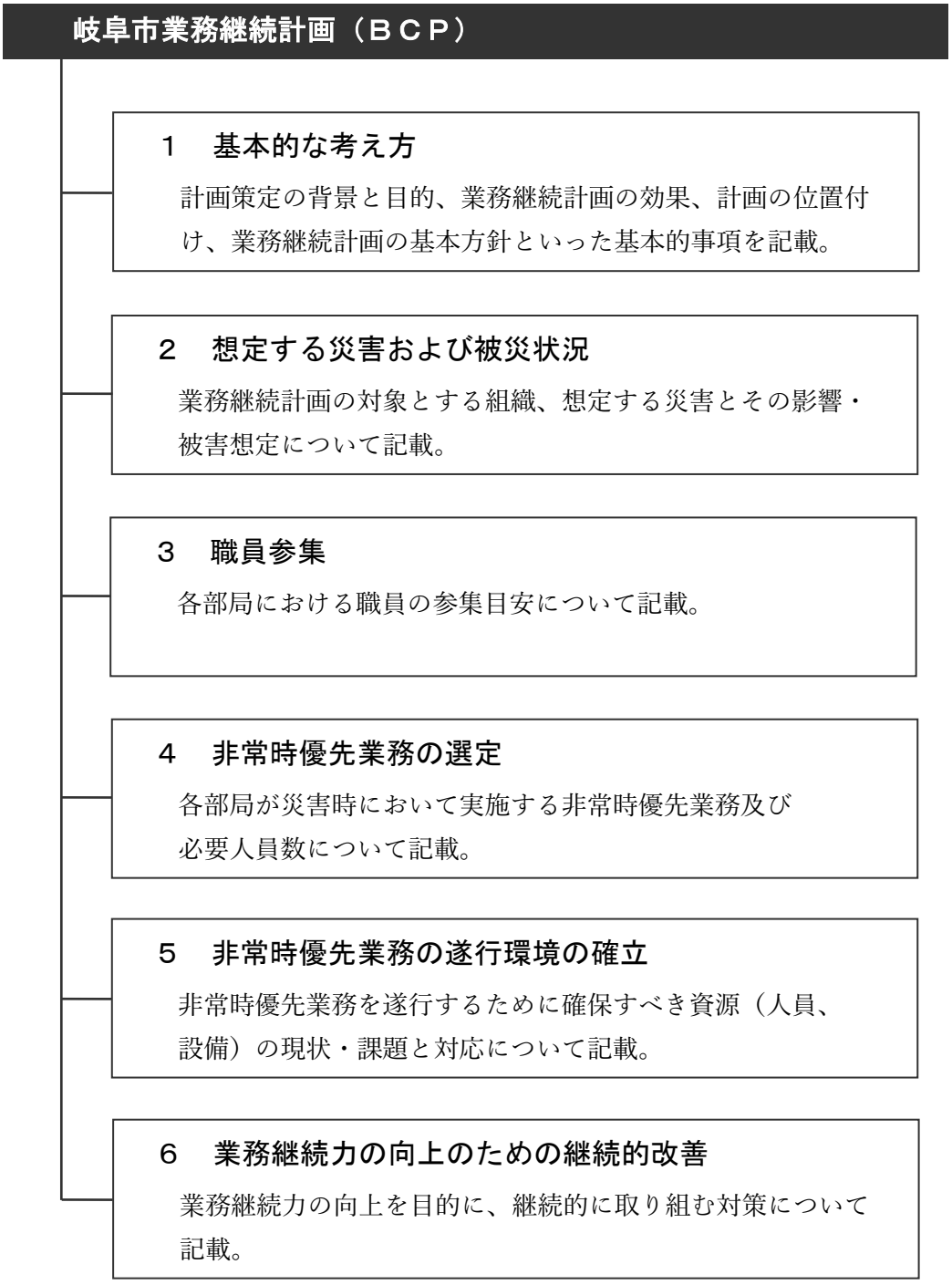

図　業務継続計画の構成

1.3. 計画の位置付け等 ……

（１）位置付け

本計画は、本市の防災対策を定めた計画として、災害対策基本法に基づく「岐阜市地域防災計画（一般対策計画/地震対策計画)」を上位計画とし、地域防災計画に定められた業務を大規模発生時にあっても円滑に実施するための計画である。また、本市のまちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」に沿う計画でもある。

「地域防災計画」には、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。これに対し、「業務継続計画」は、市庁舎や市職員など行政の被災を前提とし、災害応急対策に加えて継続性の高い通常業務を特定するとともに、限られた必要資源を活用して適切な業務遂行を行うことを目的としている。

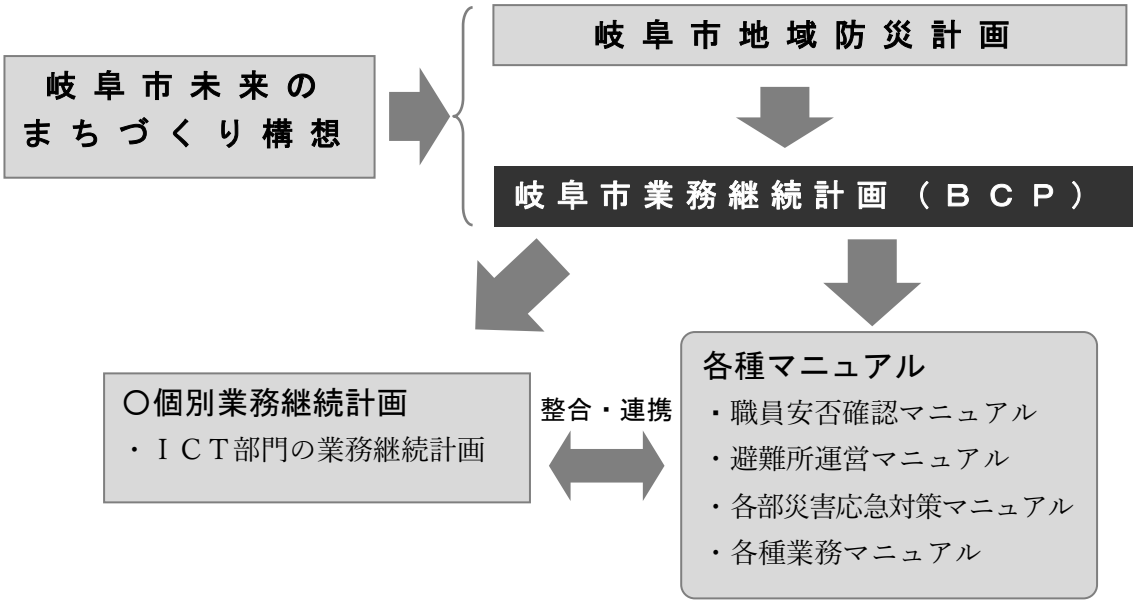

図　業務継続計画の位置付け

表　地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画。	災害時に地方公共団体自らが被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保するための計画。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象	・本市 ・防災関係機関等（指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等） ・事業者 ・市民	・本市
対象業務	災害対策に係る業務 ・予防業務 ・応急業務 ・復旧・復興業務	非常時優先業務 ・応急対策業務 ・優先度の高い通常業務
計画期間	予防、応急対策、復旧・復興	発災～1ヶ月 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。

（２）ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）は、平成 27（2015）年 9 月に全 193 の国連加盟国の合意によって決められた、2030 年を達成の期限とする国際目標である。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残されない」ことを誓っている。

業務継続計画も、ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」を始めとした、ＳＤＧｓとの結びつきを念頭に置き策定し、計画を推進する。

1.4. 基本方針

大規模地震等の災害発生時において、市の行政機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて業務継続の強化に取り組む。

基本方針① 大規模災害から市民の生命･身体および財産を保護する

・大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。その中でも、市民の生命・身体および財産に関わる災害応急対策業務は最優先で実施する。

基本方針② 継続性の高い通常業務の特定による行政サービスの継続

・庁舎やインフラ等の被害、職員の参集状況等、大規模災害発生時における業務遂行体制を想定した上で、必要性を考慮し非常時優先業務を特定する。

・非常時優先業務遂行上の課題と対策をあらかじめ検討し、実効性を確保する。

基本方針③ 非常時優先業務に必要な人員･資源の確保のため、全庁横断的な調整

・非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。

・資源を非常時優先業務に配分するため、それ以外の通常業務は積極的に休止・抑制する。

2 想定する災害および被災状況の想定

2.1. 想定する災害及び被害状況の想定

（1）岐阜市で将来発生が予想される地震被害の想定（出典：岐阜市「災害被害想定調査（R2.12)」）

岐阜市「災害被害想定調査（R2.12)」より、将来発生が予想される地震は以下の表のとおり、「南海トラフ地震」、「養老-桑名-四日市断層地震」、「揖斐川-武儀川断層帯地震」の 3 つである。いずれの地震も被害が最大となるのは午前 5 時に発生した場合であり、岐阜市において被害が最大となるなる地震は「揖斐川-武儀川断層帯地震」である。

※被害が最大となる午前 5 時の場合

地震名	最大震度	死者数（人）	重傷者数（人）	負傷者数（人）	要救助者数（人）	避難者数（人）	建物被害【全壊】（棟）	建物被害【半壊】（棟）
南海トラフ地震	震度 5 強～6 強	412	543	4,118	1,908	20,565～34,275	11,255	31,874
養老-桑名-四日市断層地震	震度 6 弱～6 強	561	751	4,441	2,634	23,339～38,898	13,106	33,586
揖斐川-武儀川断層帯地震	震度 6 強～7	1,067	1,332	4,739	4,651	36,811～61,351	23,596	38,131

表　将来発生が予想される地震及び被害状況の想定

（2）想定する危機事象の特定

必要資源等が被災し、制約のある条件下での業務継続体制を検討することから、社会的被害が最大となる条件（行政対応ニーズが最も高くなる条件）とし、業務継続が困難な状況を想定する。

（想定事象の定義）

○対象地震は、「揖斐川-武儀川断層帯地震」。
○地震の規模は震度 6 強～7。
○人的被害や建物被害等が最大となると予想される朝 5 時の発生。
○発生日は 1 月下旬。4 月に地方統一選を控える。
○学校の再開は発生日から 2 週間後に約 6 割、1 ヶ月後にはすべての学校で再開とする。

○揖斐川－武儀川断層帯地震の地震動予測結果

令和２年度に本市が実施した災害被害想定調査によると、揖斐川－武儀川断層帯地震の市内における震度の予測結果は、震度６強～７となっている。市南部の一部で震度６弱であるが、ほとんどの地域で震度６強である。震源に近い北東部では震度７と予測される地域も分布する。

（出典：岐阜市「災害被害想定調査（R2.12）」）

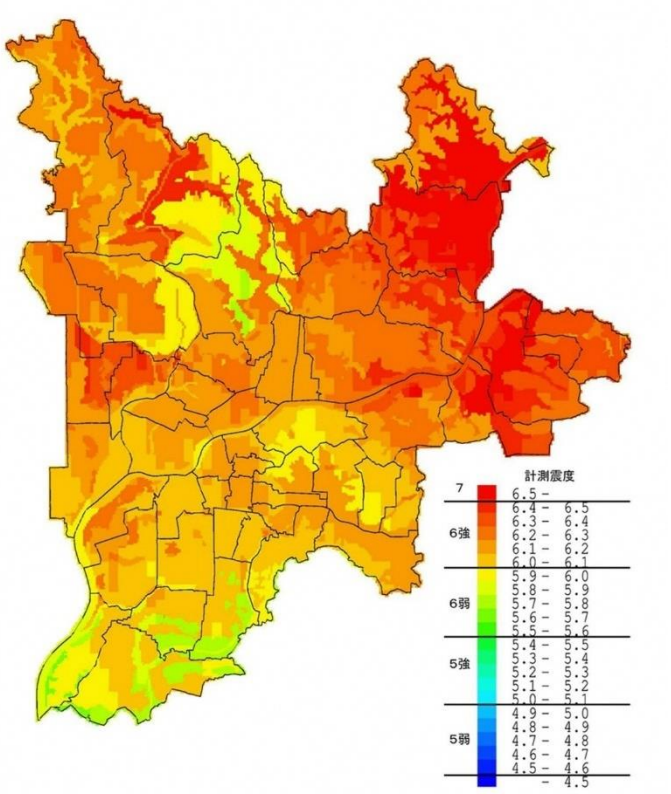

図　揖斐川－武儀川断層帯地震（計測震度）

○揖斐川－武儀川断層帯地震の液状化危険度予測

揖斐川－武儀川断層帯地震の液状化危険度の予測図を以下に示す。南海トラフ地震に比べると、液状化の可能性が高い範囲は少ない。震源に近い市北東部では地下水位が低い、又は液状化の可能性がない岩が分布していることから、養老－桑名－四日市断層帯地震に対して、PL 値の高い地域は比較的少ない。

（出典：岐阜市「災害被害想定調査（R2.12）」）

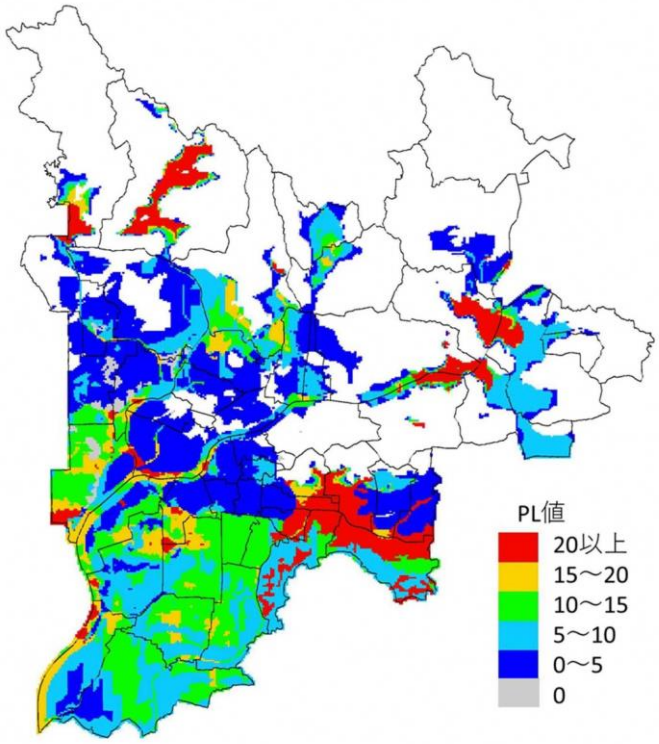

図　揖斐川－武儀川断層帯地震の液状化危険度予測図

2.2.　ライフライン等及び執務環境(市庁舎)被害状況の想定イメージ……

（1）ライフライン等の被害状況の想定イメージ

電力	●地震発生直後には、約95%が停電。（災害拠点病院、災害対応拠点施設等から復電） ●1日後には約60%が復電、約40%が停電継続。 ●3日後には、約95%が復電、約5%が停電継続。 ●1週間後には、概ね復電が完了。（なお、実際の大震災で90%まで復電までにかかった日数は、東日本大震災で約1週間後、能登半島地震で約1ヶ月後。
固定電話・FAX	●地震発生直後は使用不能。 ●大量アクセスにより、輻輳が発生し、ほとんどが不通。 ●3日後から徐々に通話機能が回復。2週間後には通信支障が概ね回復。
携帯電話	●地震発生直後は使用不能。 ●大量アクセスにより、輻輳が発生し、ほとんどが不通。 ●移動基地局車等の配備により、1週間後から通信支障が徐々に回復。 ●土砂崩れによる立入困難地点を除き、2週間後には通信支障が概ね復旧。
インターネット	●引込管路等での断線により一部不通。 ●1週間後には概ね回復。
上水道	●地震発生直後から、水道施設の被災や停電による設備の運転停止により、断水が発生。 （断水率：直後95%、1日後74%、2日後73%） ●1週間後には20%が断水継続。 ●土砂崩れ等の被害が大きな地区を除き、2週間後には概ね復旧。
下水道	●地震発生直後でも使用はできるが、施設の被災により下水逆流の恐れがある。 ●1～3日後には、上水道の供給再開に伴い、流入下水が増加。下水道使用制限を実施。 ●1週間後から、下水道使用制限地域の制限解除を徐々に実施。 ●1ヶ月後には下水道使用制限を解除。
都市ガス	●地震発生直後は約87%が使用不可。（都市ガスの市内普及率は37%） ●1週間後は約80%が使用不可。 ●2週間後は約70%が使用不可。 ●3週間後は約51%が使用不可。 ●概ねの復旧予測期間は52日。
道路	●地震発生により、市内道路の56箇所が被害受ける。 ●地震発生直後から緊急点検の実施までの間、主要な橋及びトンネル区間は自動車の通行止めを行う。 ※災害緊急車両は通行可能。 ※橋については崩壊等差し迫った危険性がないと判断される場合、徒歩または自転車での通行は可能。 ●1～2日後には主要な橋の緊急点検が完了し、通行が可能となる。 ●1日後から自動車道等の高速道路が緊急交通路に指定される。 ●3日後からトンネル区間の緊急点検が完了し、徐々に通行が可能となる。 ●1週間後には、自動車道等の高速道路の緊急交通路指定の解除。 ●1ヶ月後には、一部区間を除き、市内全域において一定の通行が可能な状態となる。
公共交通	**【鉄道（JR）】** ●3日後より、大垣～岡崎間が再開。 ●1週間後には、岐阜～可児間が再開。（不通区間は代行バスにて運行） ●1ヶ月後には、一部区間を除き通常運行再開。 **【路線バス】** ●1日後より順次再開。3日後に50%。1週間後には80%。 ●2週間後より全線で休日ダイヤで運行。 ●1ヶ月後には通常運行再開。

表　ライフライン等の被害状況の想定イメージ

（２）執務環境（市庁舎）の被害状況の想定イメージ

庁舎	●市庁舎は建物の揺れを抑制する効果が高い基礎免震構造を採用しており、大地震発生後も倒壊は発生せず、継続して使用できると想定。（原則）
電力	●地震発生から24時間は非常用電源で対応する。 ●復電後も発生から2週間後は通常の利用を控える。
上水道	●断水後、3日後～1週間で復旧する。 ●約3日間の飲用水は受水槽で確保。 ●約6日間はトイレ等に使用する雑用水を確保。 ●必要最低限の使用に控えさせる。
下水道	●地震発生直後でも使用はできるが、下水逆流の恐れがあるため、トイレの使用箇所は必要最低限とする。（マンホールトイレの設置を行う） ●1週間後まで、下水道使用制限を実施する。
ガス	●災害用ガスバルクタンクにより非常用電源を確保する。
執務室	●キャビネットに保管してある書類等の散乱が少ないと想定。 ●書棚を使用している箇所では、書類等の散乱が発生。 ●執務を行うための環境は確保できると想定。
エレベーター・空調	●非常電源使用時は庁舎9階以上の空調の使用は極力行わない。 ●安全性が確認されるまでは、例外を除き、エレベーターの使用を禁止する。 ※安全確認後もエレベーターは4基の運行とする。 ※復電後も発生から1週間後までは通常の利用を控える。
情報システム	●地震発生直後は、システムが使用できないと想定。 ●「岐阜市ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」のP10「４　事前の備え（１）業務システムの重要度ランクの分類」のとおり、目標復旧時間を目途に対応。
電話	●外線電話は輻輳し、関係機関等と連絡が取れない。（1週間程度継続） ●内線電話は一部の庁舎を除き、正常に通話できる。

表　執務環境（市庁舎）の被害状況の想定イメージ

3 職員参集の目安

3.1. 職員の参集

（１）災害発生時の体制

岐阜市地域防災計画（地震対策編）では、市内で震度５弱以上の地震が発表されたときは、災害対策本部を設置し、全職員による非常体制をとるとしている。

非常体制

基準	体制をとる部
① 岐阜地方気象台が市内における震度５弱以上の地震発生を発表したとき ② その他市長がこの体制を命じたとき	全ての部（全職員）

(1)　市長は、地震被害の程度から判断し、体制をとる部（本部事務室員含む）を減ずる等変更を行う。なお、この場合において、防災監は、市長に意見を具申することができる。

(2)　市長は、地震被害の程度から判断し、本部事務室の構成員である防災関係機関の職員を減ずる。なお、この場合において、防災監は、市長に意見を具申することができる。

（２）参集可能人員

①参集人数の想定方法

■対象

全職員を対象とする。

市民病院、消防本部、保健衛生部、上下水道事業部、女子短期大学、薬科大学及び各部出先所属機関に勤務する者は、それぞれ当該施設に参集するものとし、その他の職員は市庁舎に参集するものとする。(病休者等出勤不可の職員は除く)

■時間区分

参集可能人数を算出するにあたり、時間区分を当日（1 時間以内、2 時間以内、3 時間以内、6 時間以内、12 時間以内、1 日以内)、2 日以内、3 日以内、1 週間以内、2 週間以内、参集不可の 11 区分とする。

■ 参集想定に用いた考え方

○地震発生時刻：朝 5 時を想定。

○交 通 手 段：地震発生から 3 日間は、公共交通機関の停止や道路等の被害により自家用車が使えないものとし、対象となる全職員が自宅から動員先まで、徒歩で参集

する。4 日目以降は、交通網が随時復旧するものと想定した。徒歩による 1 日の最大移動距離は 20km とする。

○出発までの時間：居住地の震度によって、被災状況の確認等で直ちに参集に移行できるわけではないとして、参集を開始するまでに一定の時間(60 分)を設ける（消防署職員を除く)。

○参集にかかる時間：各職員の居住地から勤務先までの距離を算出し、徒歩で参集した場合に要した時間を参集時間とする。徒歩の速度は道路の被害等を考慮し、2.0km/h とする。ただし、勘案すべき事情がある職員については自身の判断により、参集時間を選択することを可能とした。なお、参集すべき場所から 21 ㎞から 30 ㎞圏内に居住する者は「3 日以内」とし、それ以上の圏内に居住する者は「1 週間以内」とした。

○常勤者のいる機関について：消防署および市民病院は 24 時間体制の勤務形態であり、震災発生直後に一定の職員（30%）が勤務していると仮定する。

上記の想定を基に、各職員に「個人シート」（巻末資料 P78 参照）を作成させ、「参集すべき場所」及び「参集可能時間」を各部・各課・各職員に把握させた。

②参集目安

都市防災部の独自シミュレーションによる全職員の参集時間の目安は以下のとおりである。

経過時間	各部 （市民病院、消防本部を除く）	市民病院	消防本部
発生から 3 時間以内	39%	56%	47%
〃 6 時間以内	56%	67%	66%
〃 12 時間以内	61%	71%	69%
〃 1 日以内	62%	72%	70%
〃 2 日以内	68%	77%	75%
〃 3 日以内	73%	81%	79%
〃 1 週間以内	78%	84%	82%
〃 2 週間以内	82%	86%	86%
〃 1 ヶ月以内	86%	89%	89%

表　独自シミュレーションによる職員参集の目安

4 非常時優先業務の選定

4.1. 選定方法

本計画における非常時優先業務とは、発災から１ヶ月間に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する「応急業務」、「優先すべき通常業務」の総称をいう。

「応急業務」は、想定した災害により発生した被害に対して、早急に実施する必要がある業務で、「岐阜市地域防災計画（地震対策計画）」における地震災害応急対策および地震災害復旧に規定した業務のうち、早期実施の優先度の高い業務から選定する。

「優先すべき通常業務」は、社会機能を維持するために必要な業務や、中断した場合に市民生活に多大な影響を与えるような業務を通常業務の中から選定する。

これらの業務の洗い出しを行うとともに、その緊急性や重要性および職員参集状況等を考慮する。また、発災後のいつ頃までに業務を開始・再開する必要があるかを検討し、「業務開始目標時点と実施期間」を設定している。

なお、非常時優先業務は、以下に示す地域防災計画で定めた災害応急対策、災害復旧の項目でまとめている。

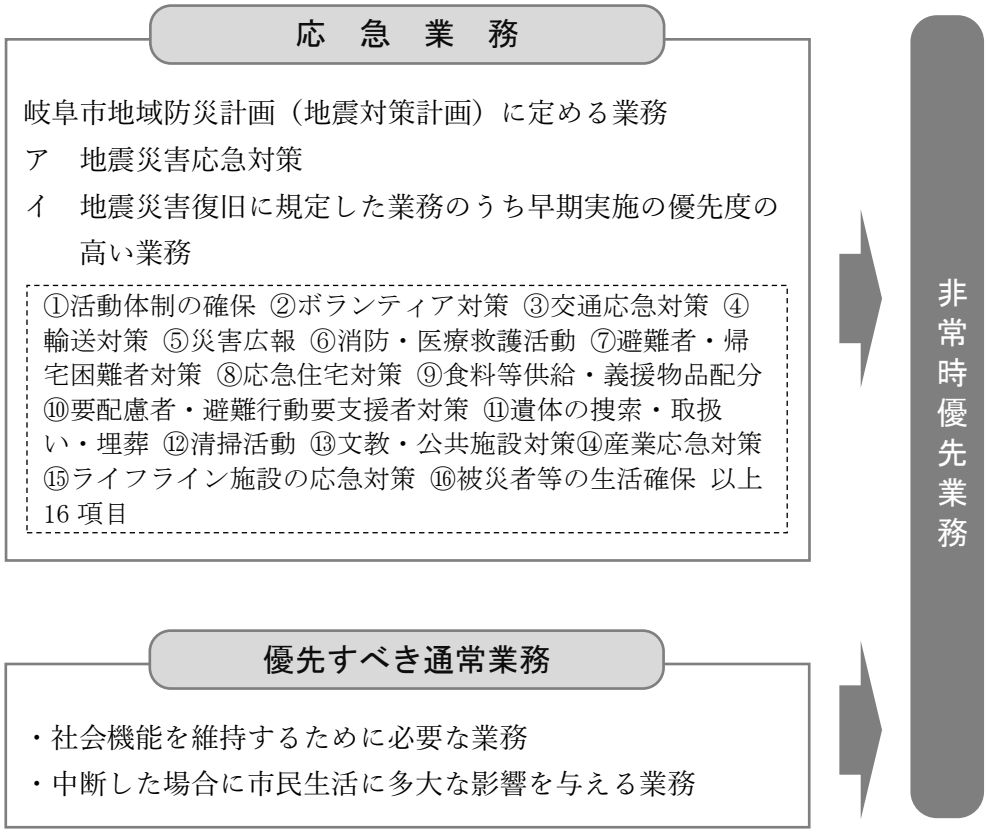

表　非常時優先業務の選択基準

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	業務例	
3時間以内	・職員および家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設	応急業務	・活動体制の確保（職員の安否確認、災害対策本部員、地域派遣職員等） ・消防・医療救護活動（医療救護活動の実施、火災調査等） ・避難者・帰宅困難者対策（避難所開設、駅周辺事業地対策等） ・交通応急対策（交通不能箇所調査、道路施設対策等）
		優先すべき通常業務	
6時間～1日以内	・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・遺体の捜索開始 ・重大な行事の手続き	応急業務	・活動体制の確保（他都市からの職員受入等） ・消防・医療救護活動（医療券発行の開始、給水活動等） ・食料等供給・義援物品配分（災害救助用食料確保、災害救助用物資運搬等） ・交通応急対策（道路障害物対策等） ・避難者・帰宅困難者対策（保健活動・精神保健、衛生指導体制の確保等） ・遺体の捜索・取扱い・埋葬（遺体の捜索、火葬の実施等） ・応急住宅対策（市営住宅特定入居の開始） ・ボランティア対策（ボランティアセンター支援）
		優先すべき通常業務	・ライフラインの応急対策（ライフラインの確保、電気、ガス復旧対策等） ・行政サービスに係る内部事務（執務場所ライフライン被害の調査、選挙事務に関すること　等）

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	業務例	
2～3日以内	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	応急業務	・活動体制の確保（災害関係文書の取り扱い） ・被災者等の生活確保（罹災証明発行体制の確保） ・要配慮者・避難行動要支援者対策 ・避難者・帰宅困難者対策 ・清掃活動（産業廃棄物対策、障害物除去処理等）
		優先すべき通常業務	・行政サービスに係る内部事務（健康保険証交付、市有財産管理、文書管理等） ・福祉関係事務（保険証発行の再開）
1週間以内	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復	応急業務	・遺体の捜索・取扱い・埋葬（遺体の捜索、遺体の確認に係る医師派遣） ・要配慮者・避難行動要支援者（福祉避難所対応の継続） ・消防・医療救護活動（罹災証明発行（火災関係）） ・文教・公共施設対策（文化材の被害状況の把握開始）
		優先すべき通常業務	・行政サービスに係る内部事務（公共施設緊急修繕の把握、支払・出納　等） ・市民協働関係事務（寄附受付準備） ・消防・医療救護活動（危険物施設事故調査）
1ヶ月以内	・その他の行政機能の回復	応急業務	・被災者等の生活確保（国民健康保険料等の減免の受付の開始、災害弔慰金等支給、各種保険の減免の受付開始、市税の減免等） ・その他の業務
		優先すべき通常業務	・基盤整備関係事務（河川維持、道路維持、基盤業務等） ・子ども関係事務 ・福祉関係事務 ・税関係事務 ・その他の行政機能の回復

4.2. 各部局の非常時優先業務一覧 ……

部として、課として、個人として非常時に誰が何をすべきかを明確化させるために、「非常時優先業務の洗い出し」、「その業務内容の洗い出し」、「その業務に必要な人員の洗い出し」を「非常時優先業務シート」及び「業務別シート」を基に各部局に整理させた。また各職員には「個人シート」を作成させ、災害時、「私はどのぐらいの時間でどこに参集し、何をすべきか」を明確化させることで、よりスムーズに業務に対応できる体制を整えた。（各シートについては巻末資料 P75～P78 参照）以下は、部局ごとにまとめた非常時優先業務及び必要人員の一覧である。

【各部局の非常時優先業務一覧】

市長公室

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	秘書課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	秘書課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	秘書課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	秘書課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	秘書課
○		①活動体制の確保	市長、副市長秘書	3	3	3	3	3	3	3	3	3	秘書課
○		①活動体制の確保	市長送迎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	秘書課
○		①活動体制の確保	全国市長会との連携		1	1	1	1	1	1	1	1	秘書課
○		①活動体制の確保	岐阜県市長会との連携		1	1	1	1	1	1	1	1	秘書課
○		①活動体制の確保	課内職員の安否確認	1	1	1	1						秘書課
	○	●行政サービスに係る内部事務	行事及び関係者の調整				1	1	1	1	1	1	秘書課
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務					1	1	1	1	1	秘書課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	広報広聴課
○		①活動体制の確保	課要員		1	1	1	1	1	1	1	1	広報広聴課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	広報広聴課
○		⑤災害広報	情報発信体制の確保		1	1	1	1	1				広報広聴課
○		⑤災害広報	広報記録作成・ 広報ぎふ（災害広報）の発行			1	1	1	2	2	2	2	広報広聴課
○		⑤災害広報	災害状況の記録・撮影			1	1	1	1	1	1	1	広報広聴課
	○	●行政サービスに係る内部事務	HP更新、SNS情報発信							1	1	1	広報広聴課
重複職員数（名）				4	5	5	5	4	4	3	3	2	
部内必要職員数（名）				12	15	17	18	19	20	21	21	22	

企画部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	総合政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	総合政策課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	総合政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	総合政策課
○		①活動体制の確保	現地本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	総合政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	総合政策課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	総合政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	未来創造研究室
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	未来創造研究室
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	未来創造研究室
○		①活動体制の確保	本部事務室員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	政策調整課
○		①活動体制の確保	現地本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	政策調整課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	政策調整課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	政策調整課
○		①活動体制の確保	中核市市長会応援	1	1	1	1	1	1	1	1	1	政策調整課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	統計分析課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	統計分析課
重複職員数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
部内必要職員数（名）				19	19	19	19	19	19	19	19	19	

財政部（財政課・行財政改革課）

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	財政課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	財政課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	財政課
	○	★部署関連優先業務	連絡調整（課内、部内、庁内）					3	3	3	3	3	財政課
	○	★部署関連優先業務	緊急対応を含む予算業務						8	8	8	8	財政課
	○	★部署関連優先業務	議会関係業務								8	8	財政課
	○	★部署関連優先業務	緊急対応を含む市財政計画									5	財政課
	○	★部署関連優先業務	基金関係業務									1	財政課
	○	★部署関連優先業務	起債関係業務									1	財政課
	○	★部署関連優先業務	地方交付税関係業務									2	財政課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	5	4	行財政改革課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	行財政改革課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書発行申請の受付						4	4			行財政改革課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査実施							1	1	2	行財政改革課
重複職員数（名）				0	0	0	0	0	3	3	11	19	
部内必要職員数（名）				10	10	10	10	13	22	23	23	24	

財政部（上記以外）

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	税制課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	税制課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	税制課
○		⑯被災者等の生活確保	市税の減免									2	税制課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書受付発行体制の確保		1	1	1	1					税制課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書発行申請の受付						2				税制課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査実施							5	5	3	税制課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民税課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	16	16	16	16	16	16	16	16	16	市民税課
○		⑯被災者等の生活確保	市税の減免									2	市民税課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書発行申請の受付							3	5		市民税課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査実施							18	18	20	市民税課
	○	★部署関連優先業務	市民税関係証明の発行									1	市民税課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	資産税課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	18	18	18	18	18	18	18	18	18	資産税課
○		⑯被災者等の生活確保	市税（固定資産税等）の減免受付開始及び現地調査							1	2	2	資産税課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査体制の確保						2	2			資産税課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査実施							22	22	22	資産税課
	○	★部署関連優先業務	固定資産税関係証明の発行								2	2	資産税課
○		①活動体制の確保	課要員	1	2	4	4	4	2	1	1	1	納税課
○		①活動体制の確保	地域派遣要員	24	24	24	24	24	24	24	24	24	納税課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書発行申請の受付						4	5			納税課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査実施							13	13	13	納税課
○		⑯被災者等の生活確保	徴収猶予措置の調整					1	1				納税課
○		★部署関連優先業務	納税・納付窓口業務								5	5	納税課
	○	★部署関連優先業務	金融機関の税収納調整							1			納税課
	○	★部署関連優先業務	税収納等業務								1	1	納税課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	税事務推進課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	税事務推進課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書発行申請の受付						1				税事務推進課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査実施							1	1		税事務推進課
	○	★部署関連優先業務	システム担当							1	1	1	税事務推進課
	○	★部署関連優先業務	税務関係証明の郵送									1	税事務推進課
重複職員数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
部内必要職員数（名）				68	70	72	72	73	79	140	143	143	

行政部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	行政課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	行政課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	行政課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	行政課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	行政課
○		①活動体制の確保	災害関係文書の取り扱い						1	1	1	1	行政課
	○	●行政サービスに係る内部事務	文書管理（文書の取り扱い）						1	1	1	1	行政課
	○	●行政サービスに係る内部事務	緊急の例規制定				1	1	1	2	2	2	行政課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	2	2	2	2	2	2	2	2	内部統制推進課
	○	●行政サービスに係る内部事務	課要員（庶務全般）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	内部統制推進課
	○	★部署関連優先業務	危機管理（事案対応）		1	1	2	2	2	2	2	2	内部統制推進課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	人事課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	人事課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	人事課
○		①活動体制の確保	職員の安否確認	1	1	1	1	1	1	1	1	1	人事課
○		①活動体制の確保	職員派遣		1	1	1	1	1	1	1	1	人事課
○		①活動体制の確保	他都市からの職員受入、検討				1	1	1	1	1	1	人事課
	○	●行政サービスに係る内部事務	職員の人事及び給与								2	2	人事課
○		①活動体制の確保	他都市からの職員受入、検討				1	1	1	1	1	1	職員育成課
○		①活動体制の確保	課要員				1	1	1	1	1	1	職員育成課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	職員育成課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	職員厚生課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	職員厚生課
○		①活動体制の確保	職員食料提供実施体制の確保			3	2	2	2	2	1	1	職員厚生課
○		①活動体制の確保	職員健康相談実施体制の確保				1	2	3	3	3	3	職員厚生課
	○	●行政サービスに係る内部事務	職員給与計算業務								3	3	職員厚生課
	○	●行政サービスに係る内部事務	共済・厚生年金業務								2	2	職員厚生課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	デジタル戦略課
○		①活動体制の確保	情報政策のBCPによる	3	6	6	8	13	13	13	13	13	デジタル戦略課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	競輪事業課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	競輪事業課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	1	1	2	2	1					競輪事業課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	客対応（競輪事業課）	1	1	1	1						競輪事業課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	応援隊の受入れ（競輪事業課）			1	2	2	2	2	2	2	競輪事業課
	○	●行政サービスに係る内部事務	中止の事務			1	1	1	1	1	1	1	競輪事業課
	○	●行政サービスに係る内部事務	競輪払戻業務						1	1	1	1	競輪事業課

○		①活動体制の確保	本部事務室員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	管財課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	管財課
○		①活動体制の確保	集中管理車	2	2	2	2	2	2	2	2	2	管財課
○		①活動体制の確保	代替施設の確保、活用	2	2	2	2	2					管財課
○		①活動体制の確保	市庁舎の管理	2	2	2	2	2	2	2	2	2	管財課
○		①活動体制の確保	電源・電話の確保	2	2	2	2						管財課
○		①活動体制の確保	電話交換	2	2	2	2	2	2	2	2	2	管財課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	帰宅困難者対策（市役所庁舎）	5	5	5	5	5	5				管財課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	ライフラインの確保				2	2	2	2	2	2	管財課
	○	★部署関連優先業務	市有財産管理						1	2	2	2	管財課
○		①活動体制の確保	課要員	1	2	2	2	1	1	1	1	1	契約課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	契約課
○		①活動体制の確保	物資調達業者の確認		2	2	2	2	2	2	2	2	契約課
○		①活動体制の確保	物資調達の発注					2	3	3	3	3	契約課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	応急工事、災害調査業務委託発注							2	2	2	契約課
	○	★部署関連優先業務	建設、委託業者の確認					2	2	2	2	2	契約課
	○	★部署関連優先業務	復興工事の入札									2	契約課
重複職員数（名）				8	8	8	9	9	9	1	4	4	
部内必要職員数（名）				47	56	62	71	76	79	86	89	91	

工事検査室（室で対応）

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）								
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
重複職員数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0
部内必要職員数（名）				4	4	4	4	4	4	4	4	4

ぎふ魅力づくり推進部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ぎふ魅力づくり推進政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ぎふ魅力づくり推進政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ぎふ魅力づくり推進政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ぎふ魅力づくり推進政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	ぎふ魅力づくり推進政策課
	○	★部署関連優先業務	イベント管理				1	1	1	1	1	1	ぎふ魅力づくり推進政策課
	○	★部署関連優先業務	庶務事務				1	1	1	1	1	1	ぎふ魅力づくり推進政策課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	観光コンベンション課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	6	6	6	6	6	6	6	6	6	観光コンベンション課
○		④輸送対策	他都市からの物資受入	2	2	2	2	2	2	2	2	2	観光コンベンション課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	じゅうろくプラザ対策（帰宅困難者対策）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	観光コンベンション課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	民間給食施設利用				1	1	1	1	1	1	観光コンベンション課
○		⑭産業応急対策	コンベンション調整、災害支援	4	4	4	4	4	4	4	4	4	観光コンベンション課
	○	★部署関連優先業務	施設維持	1	1	1	1	1	1	1	1	1	観光コンベンション課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	鵜飼観覧船事務所
○		④輸送対策	舟、ボートの確保（鵜飼観覧船使用調整）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	鵜飼観覧船事務所
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	鵜飼観覧船事務所
	○	★部署関連優先業務	鵜匠等との調整	1	1	1	1	1	1	1	1	1	鵜飼観覧船事務所
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	文化芸術課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	文化芸術課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	4	4	4	4	4	4	4	4	4	文化芸術課
○		①活動体制の確保	他部署派遣	2	2	2	2	2	2	2	2	2	文化芸術課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	国際課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	外国人対応	1	1	1						4	国際課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	災害時多言語支援センター				2	2	5	10	11		国際課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	避難所外国人対応	1	1	1						5	国際課
	○	★部署関連優先業務	多言語相談窓口									2	国際課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民スポーツ課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	市民スポーツ課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	2	2	2	2	2	2	2	2	2	市民スポーツ課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設（もえぎの里）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民スポーツ課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	文化財保護課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	文化財保護課
○		⑬文教・公共施設対策	文化財対策							1	1	1	文化財保護課
○		⑬文教・公共施設対策	文化財の被害状況の把握							1	1	1	文化財保護課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	歴史博物館
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	歴史博物館
○		⑬文教・公共施設対策	歴史博物館対策（災害応急対策で避難所等としての解放を含む）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	歴史博物館
重複職員数（名）				3	3	3	3	3	3	3	3	3	
部内必要職員数（名）				51	51	51	54	54	57	64	65	65	

経済部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	経済政策課
○		①活動体制の確保	本部員交代要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	経済政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	経済政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	経済政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	経済政策課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	義援物品の受入準備と受理配分計画の策定	2	2	2	2	2					経済政策課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	義援物品の受入と受理配分計画の実行					4	4	4	4	4	経済政策課
	○	★部署関連優先業務	経済部所管施設の被害状況の情報収集	2	2	2	2						経済政策課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	商工課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	商工課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	電気、ガスの災害復旧対策業務	2	2	2	2	2	2	2	2	2	商工課
○		⑭産業応急対策	民間企業の事業継続支援業務	2	2	2	2	2	2	2	2	2	商工課
○		⑭産業応急対策	被災中小企業者等に対する融資業務							3	3	5	商工課
○		①活動体制の確保	災害対策本部事務室への職員派遣業務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	商工課
	○	★部署関連優先業務	施設維持	1	1	1	1	1	1	1	1	1	商工課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	中心市街地みらい戦略課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	中心市街地みらい戦略課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	災害対策用物資の確保及び運搬業務				2	2	2	2	2	2	中心市街地みらい戦略課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	災害救助用物資の確保及び運搬業務				2	2	2	2	2	2	中心市街地みらい戦略課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	企業立地推進課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	企業立地推進課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	商工班の分担任務に関すること ※他都市からの救援物資受入れに関すること				4	4	7	7	7	7	企業立地推進課
	○	★部署関連優先業務	ものづくり産業等集積地発注工事対応						1	1	1	1	企業立地推進課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	労働雇用課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	商工班の応援に関すること （災害対策用物資の確保及び運搬業務）				1	2	2	2	2	2	労働雇用課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	商工班の応援に関すること （災害救助用物資の確保及び運搬業務）				1	2	2	2	2	2	労働雇用課
	○	★部署関連優先業務	施設維持	1	2	2	2	2	2	2	2	2	労働雇用課
○		①活動体制の確保	本部連絡員交代要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	農林課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	農林課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	農林課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	災害救助用食料確保				1	4	6	6	6	6	農林課
○		⑫清掃活動	障害物除去処理						1	3	3	3	農林課
○		⑬文教・公共施設対策	急傾斜地対策応援				2	2	2	2	2	2	農林課
○		⑬文教・公共施設対策	治山施設林道対策		1	5	5	2					農林課
○		⑯被災者等の生活確保	被災農家への融資								2	2	農林課
	○	★部署関連優先業務	農業関係者との連絡								1	1	農林課

○		①活動体制の確保	課要員（畜産課対応職員）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	畜産課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	畜産課
○		⑬文教・公共施設対策	エコプラント椿被害対応	2	2	2	2	2	2	2	2		畜産課
○		⑭産業応急対策	被災畜産農家対応	2	2	2	2	2	2				畜産課
	○	★部署関連優先業務	家畜対策							4	4	4	畜産課
	○	★部署関連優先業務	エコプラント椿運営									2	畜産課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	農地整備課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	農地整備課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	農地整備課
○		①活動体制の確保	経済政策課応援				1	1	1	1			農地整備課
○		⑬文教・公共施設対策	農業用ため池の点検及び災害対策		4	4	2	2	2	2	2	2	農地整備課
○		⑭産業応急対策	その他農業水利施設の点検および災害対策				2	2	2	4	4	4	農地整備課
○		⑭産業応急対策	土地改良区等からの被害状況の情報収集				1	1	1				農地整備課
○		⑭産業応急対策	たん水農地の排水対策						1	1			農地整備課
○		①活動体制の確保	課要員		1	1	1	1	1	1	1	1	中央卸売市場
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	中央卸売市場
○		①活動体制の確保	市場被害対応	2	3	3	3	3	3	3	3	4	中央卸売市場
	○	★部署関連優先業務	入荷開始		1	1	1	2	2	2	2	2	中央卸売市場
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	食肉地方卸売市場
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	食肉地方卸売市場
○		①活動体制の確保	市場被害対応		1	1	1	1	1				食肉地方卸売市場
	○	★部署関連優先業務	浄化槽管理汚水処理等		1	1	1	1	1	1	1	1	食肉地方卸売市場
	○	★部署関連優先業務	場内防疫			1	1	1	1	1	1	1	食肉地方卸売市場
	○	★部署関連優先業務	と畜業務開始							1	1	1	食肉地方卸売市場
○		①活動体制の確保	本部連絡員交代要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	農業委員会事務局
○		①活動体制の確保	課要員		1	1	1	1	1	1	1	1	農業委員会事務局
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	農業委員会事務局
○		⑨食料等供給・義援物品配分	義援物品の受理と配分				1	1	1	1	2	3	農業委員会事務局
○		⑬文教・公共施設対策	急傾斜地対策応援				1	1	2	2	2	2	農業委員会事務局
	○	●行政サービスに係る内部事務	農地転用等受付事務									1	農業委員会事務局
	○	★部署関連優先業務	経済部所管施設の被害状況の情報収集	1	1	1	1	1	1	1	1	1	農業委員会事務局
重複職員数（名）				2	4	5	8	13	11	11	13	14	
部内必要職員数（名）				66	80	86	106	116	119	127	131	137	

市民生活部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民生活政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民生活政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民生活政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民生活政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民生活政策課
○		④輸送対策	災害救助用物資、備蓄品の運送体制の確保、運送の開始				1	1	1	1	1	1	市民生活政策課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の安置・埋葬（一時収容所の開設、収容等）	1	1	2	3	4	4	4	3	3	市民生活政策課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	火葬の広域調整	1	1	1	2	2	2	2	2	1	市民生活政策課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	市営墓地の被害状況の調査・報告	2	2	2	3	3	3	3	3	3	市民生活政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	地域安全推進課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	地域安全推進課
○		④輸送対策	災害救助用物資、備蓄品の運送体制の確保、運送の開始					2	2	2	2	2	地域安全推進課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の安置・埋葬（一時収容所の開設、収容等）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	地域安全推進課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	防犯対策（警察との協議、情報共有）の確保、防犯対策の開始						1	2	2	2	地域安全推進課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	消費生活課
○		④輸送対策	災害救助用物資、備蓄品の運送体制の確保、運送の開始					1	1	1	1	1	消費生活課
○		⑯被災者等の生活確保	消費者保護の開始									1	消費生活課
	○	★部署関連優先業務	消費者生活相談再開								1	1	消費生活課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	柳津地域事務所
○		①活動体制の確保	事務所被害状況の把握及び業務続行可否の検討、事務所開設		1	1	1	1	1	1	1	1	柳津地域事務所
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の捜索・取扱い・埋葬（一時収容所の開設、収容等）		1	1	1	1	1	1	1	1	柳津地域事務所
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明発行体制の確保、発行の開始						1	1	1	1	柳津地域事務所
	○	★部署関連優先業務	死亡届受理、埋火葬許可証交付の再開			1	1	1	1	1	1	1	柳津地域事務所
	○	★部署関連優先業務	各戸籍届等受理の再開								1	1	柳津地域事務所
	○	★部署関連優先業務	国民健康保険及び年金等の相談再開								1	1	柳津地域事務所
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	14	14	14	14	14	14	14	14	14	市民課
○		①活動体制の確保	事業所被害状況の把握及び業務続行可否の検討、事務所開設		2	2	2	2	2	2	2	2	市民課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	義援物品の受領配分計画策定に着手、配分開始					1	2	4	4	4	市民課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の安置・埋葬（一時収容所の開設、収容等）	3	4	8	10	10	10	10	8	4	市民課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明発行体制の確保、発行の開始						1	1	1	1	市民課
	○	★部署関連優先業務	死亡届受理、埋火葬許可証交付の再開			2	2	2	2	2	2	2	市民課
	○	★部署関連優先業務	各戸籍届等受理の再開								2	2	市民課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	西部事務所
○		①活動体制の確保	事業所被害状況の把握及び業務続行可否の検討、事務所開設		1	1	1	1	1	1	1	1	西部事務所
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の安置・埋葬（一時収容所の開設、収容等）	1	2	2	2	2	2	2	2	2	西部事務所
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明発行体制の確保、発行の開始						1	1	1	1	西部事務所
	○	★部署関連優先業務	死亡届受理、埋火葬許可証交付の再開			1	1	1	1	1	1	1	西部事務所
	○	★部署関連優先業務	各戸籍届等受理の再開								1	1	西部事務所
	○	★部署関連優先業務	国民健康保険及び年金等の相談再開								1	1	西部事務所
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	東部事務所
○		①活動体制の確保	事業所被害状況の把握及び業務続行可否の検討、事務所開設		1	1	1	1	1	1	1	1	東部事務所

○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の安置・埋葬（一時収容所の開設・収容等）			1	1	1	1	1	1	1	東部事務所
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明発行体制の確保、発行の開始						1	1	1	1	東部事務所
	○	★部署関連優先業務	死亡届受理、埋火葬許可証交付の再開			1	1	1	1	1	1	1	東部事務所
	○	★部署関連優先業務	各戸籍届等受理の再開								1	1	東部事務所
	○	★部署関連優先業務	国民健康保険及び年金等の相談再開								1	1	東部事務所
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	北部事務所
○		①活動体制の確保	事業所被害状況の把握及び業務続行可否の検討、事務所開設		1	1	1	1	1	1	1	1	北部事務所
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の安置・埋葬（一時収容所の開設、収容等）		1	1	1	1	2	2	2	2	北部事務所
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明発行体制の確保、発行の開始						1	1	1	1	北部事務所
	○	★部署関連優先業務	死亡届受理、埋火葬許可証交付の再開			1	1	1	1	1	1	1	北部事務所
	○	★部署関連優先業務	各戸籍届等受理の再開								1	1	北部事務所
	○	★部署関連優先業務	国民健康保険及び年金等の相談再開								1	1	北部事務所
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	南部東事務所
○		①活動体制の確保	事業所被害状況の把握及び業務続行可否の検討、事務所開設		1	1	1	1	1	1	1	1	南部東事務所
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明発行体制の確保、発行の開始						1	1	1	1	南部東事務所
	○	★部署関連優先業務	死亡届受理、埋火葬許可証交付の再開			1	1	1	1	1	1	1	南部東事務所
	○	★部署関連優先業務	各戸籍届等受理の再開								1	1	南部東事務所
	○	★部署関連優先業務	国民健康保険及び年金等の相談再開								1	1	南部東事務所
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	南部西事務所
○		①活動体制の確保	事業所被害状況の把握及び業務続行可否の検討、事務所開設		1	1	1	1	1	1	1	1	南部西事務所
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の安置・埋葬（一時収容所の開設、収容等）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	南部西事務所
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明発行体制の確保、発行の開始						1	1	1	1	南部西事務所
	○	★部署関連優先業務	死亡届受理、埋火葬許可証交付の再開			1	1	1	1	1	1	1	南部西事務所
	○	★部署関連優先業務	各戸籍届等受理の再開								1	1	南部西事務所
	○	★部署関連優先業務	国民健康保険及び年金等の相談再開								1	1	南部西事務所
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	日光事務所
○		①活動体制の確保	事業所被害状況の把握及び業務続行可否の検討、事務所開設		1	1	1	1	1	1	1	1	日光事務所
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明発行体制の確保、発行の開始						1	1	1	1	日光事務所
	○	★部署関連優先業務	死亡届受理、埋火葬許可証交付の再開			1	1	1	1	1	1	1	日光事務所
	○	★部署関連優先業務	各戸籍届等受理の再開								1	1	日光事務所
	○	★部署関連優先業務	国民健康保険及び年金等の相談再開								1	1	日光事務所
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	14	14	14	14	14	14	14	14	14	国保・年金課
○		④輸送対策	災害救助用物資、備蓄品の運送体制の確保、運送の開始					2	2	2	2	2	国保・年金課
○		⑥消防・医療救護活動	保険制度等への切り替え作業の開始（資格確認書の再発行等）						2	4	4	4	国保・年金課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の安置・埋葬（一時収容所の開設、収容等）	3	4	8	10	10	10	10	8	4	国保・年金課
○		⑯被災者等の生活確保	国民健康保険料等の減免の受付の開始									6	国保・年金課
	○	★部署関連優先業務	各種年金等給付手続きの再開									3	国保・年金課
	○	★部署関連優先業務	国民年金保険料の受給申請受付、免除申請受付									3	国保・年金課
	○	★部署関連優先業務	国民健康保険及び年金等の相談再開								2	2	国保・年金課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	斎苑の現状調査、応急対策の実施、斎苑業務再開		1	1	1	1	1	1	1	1	斎苑
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の火葬の実施				5	5	5	5	5	5	斎苑
重複職員数（名）				5	5	6	8	11	14	14	16	26	
部内必要職員数（名）				57	72	90	101	105	115	120	132	126	

福祉部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	福祉避難所派遣職員	69	69	69	69	69	69	69	69	69	部で対応
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	福祉政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	福祉政策課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	福祉政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	福祉政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	福祉政策課
○		①活動体制の確保	災害対策本部事務室設置要員	1	1								福祉政策課
○		①活動体制の確保	部内総括	2	2	2	2	2	2	2	2	2	福祉政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	福祉政策課
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	福祉政策課
○		⑧応急住宅対策	応急仮設住宅に関する関係部署への協力								1	1	福祉政策課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	義援金品の募集配分							4	4	4	福祉政策課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	コミセン指定福祉避難所派遣職員の連絡調整		1	1	1	1	1	1	1	1	福祉政策課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	福祉避難所の受入れ調整	1	1	1	1	1	1	1	1	1	福祉政策課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書受付発行体制の確保		3	3	3	3					福祉政策課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の受付開始						10	10	10	10	福祉政策課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の発行開始								2	2	福祉政策課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査体制の確保			3	3	3	3				福祉政策課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査開始							11	11	11	福祉政策課
○		⑯被災者等の生活確保	被災者生活再建支援金の受付体制確保					2	2	2			福祉政策課
○		⑯被災者等の生活確保	被災者生活再建支援金の受付開始								2	2	福祉政策課
○		⑯被災者等の生活確保	災害弔慰金等受付体制確保						4	4	4		福祉政策課
○		⑯被災者等の生活確保	災害弔慰金等受付開始									10	福祉政策課
	○	★部署関連優先業務	和光会派遣	5	5	5	5	5	5	5	5	5	福祉政策課
	○	●行政サービスに係る内部事務	システム担当									1	福祉政策課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	指導監査課
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	指導監査課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設、福祉施設応急対策の開始		2	4							指導監査課
○		⑬文教・公共施設対策	福祉施設機能の維持				4	4					指導監査課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設、福祉施設の応急対策の完了						3				指導監査課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の受付開始						1	1	1	1	指導監査課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査開始							4	4	4	指導監査課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	介護保険課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	介護保険課
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	6	6	6	6	6	6	6	6	6	介護保険課
○		⑯被災者等の生活確保	災害弔慰金等支給、各種保険の減免の受付開始									6	介護保険課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明の受付開始						8	8	8	8	介護保険課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査開始							13	13	13	介護保険課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の発行開始								1	1	介護保険課
○		⑯被災者等の生活確保	被災者生活再建支援金の受付開始								2	2	介護保険課
	○	★部署関連優先業務	介護サービスの実施									7	介護保険課

○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	生活福祉一課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	6	6	6	6	6	6	6	6	6	生活福祉一課
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	7	7	7	7	7	7	7	7	7	生活福祉一課
○		⑥消防・医療救護活動	医療券発行の開始			1	1	1	1	1	1	1	生活福祉一課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	炊出食料品給与体制の庁内調整		1	1	1	1	1	1	1	1	生活福祉一課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	炊出食料品給与体制の庁外受入調整		3	4	4	4	4	5	5	5	生活福祉一課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	炊出現地実施管理		26	26	26	26	26	26	26	26	生活福祉一課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明の受付開始						5	5	5	5	生活福祉一課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査開始							26	26	26	生活福祉一課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の発行開始								1	1	生活福祉一課
○		⑯被災者等の生活確保	被災者生活再建支援金の受付開始									1	生活福祉一課
	○	●行政サービスに係る内部事務	生活保護システム関連業務							1	1	1	生活福祉一課
	○	●行政サービスに係る内部事務	経理事務							1	1	1	生活福祉一課
	○	★部署関連優先業務	生活保護に関する相談					1	2	3	3	3	生活福祉一課
	○	★部署関連優先業務	被保護者ケースワーク及び扶助費の支給					1	2	14	15	16	生活福祉一課
	○	★部署関連優先業務	行旅死亡人等関連業務							1	1	1	生活福祉一課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	生活福祉二課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	生活福祉二課
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	10	10	10	10	10	10	10	10	10	生活福祉二課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	炊出食料品給与体制の庁内調整		1	1	1	1	1	1	1	1	生活福祉二課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	炊出食料品給与体制の庁外受入調整		3	4	4	4	4	5	5	5	生活福祉二課
○		⑨食料等供給・義援物品配分	炊出現地実施管理		26	26	26	26	26	26	26	26	生活福祉二課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明の受付開始						5	5	5	5	生活福祉二課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査開始							26	26	26	生活福祉二課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の発行開始								1	1	生活福祉二課
○		⑯被災者等の生活確保	被災者生活再建支援金の受付開始									1	生活福祉二課
	○	●行政サービスに係る内部事務	被保護者ケースワーク及び扶助費の支給						2	2	16	17	生活福祉二課
	○	★部署関連優先業務	生活困窮者自立支援相談業務					1	1	1	1	1	生活福祉二課
	○	★部署関連優先業務	生活保護に関する相談					1	1	1	3	3	生活福祉二課
○		①活動体制の確保	課要員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	障がい福祉課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	障がい福祉課
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	障がい福祉課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	被災障がい者等支援体制の確保				4	4					障がい福祉課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	被災障がい者等支援の確保、開始				3	3	3				障がい福祉課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設、福祉施設の応急対策の完了	3	3	3							障がい福祉課
○		⑬文教・公共施設対策	福祉施設機能の維持	3	3	3							障がい福祉課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設、福祉施設の被害状況把握	2	2	2							障がい福祉課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設、福祉施設応急対策の開始	2	2	2							障がい福祉課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明の受付開始						8	8	8	8	障がい福祉課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査開始							13	13	13	障がい福祉課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の発行開始								1	1	障がい福祉課
○		⑯被災者等の生活確保	被災者生活再建支援金の受付開始								2	2	障がい福祉課
	○	★部署関連優先業務	障がい者サービスの実施									7	障がい福祉課

○		①活動体制の確保	施設統括	1	1	1	1	1	1	1	1	1	恵光学園
○		①活動体制の確保	施設内の連絡調整 利用者と職員の安全確認	1	1	1	1	1	1	1	1	1	恵光学園
○		①活動体制の確保	利用者および家族の安否確認 家族への状況連絡	2	2	2	2	2	2	2	2	2	恵光学園
○		①活動体制の確保	利用者の安全確保、食事・排泄支援、 避難誘導、引き渡し	6	6	3	0	0	0	0	0	0	恵光学園
○		⑮ライフライン施設の応急対策	施設の被害調査及び補修 関係機関との連絡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	恵光学園
	○	★部署関連優先業務	大気中の放射線モニタリング	1	1	1	1	1	1	1	1	1	恵光学園
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	施設への避難者の受け入れ等	1	1	1	1	1	1	1	1	1	恵光学園
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	福祉避難所へ介護が必要な方が来所した場 合の対応要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	恵光学園
○		①活動体制の確保	課要員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	高齢福祉課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	高齢福祉課
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	高齢福祉課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設、福祉施設の被害状況把握	1									高齢福祉課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設、福祉施設応急対策の開始		2	4							高齢福祉課
○		⑬文教・公共施設対策	福祉施設機能の維持				4	4	3				高齢福祉課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の受付開始						4	4	4	4	高齢福祉課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査開始							13	13	13	高齢福祉課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の発行開始								1	1	高齢福祉課
○		⑯被災者等の生活確保	被災者生活再建支援金の受付開始								1	1	高齢福祉課
	○	★部署関連優先業務	高齢者サービスの実施									7	高齢福祉課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	福祉医療課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	福祉医療課
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	福祉医療課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明の受付開始						3	3	3	3	福祉医療課
○		⑯被災者等の生活確保	被災住家調査開始							13	13	13	福祉医療課
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の発行開始								1	1	福祉医療課
○		⑯被災者等の生活確保	被災者生活再建支援金の受付開始								1	1	福祉医療課
○		⑯被災者等の生活確保	災害弔慰金等支給、 各種保険の減免の受付開始									2	福祉医療課
	○	★部署関連優先業務	福祉医療サービスの実施									4	福祉医療課
	○	★部署関連優先業務	資格確認書等発行の再開						1	2	2	2	福祉医療課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1				1	柳津分室
○		⑯被災者等の生活確保	罹災証明書の受付開始						1	1	1		柳津分室
重複職員数（名）				6	6	7	7	7	7	12	13	27	
部内必要職員数（名）				176	243	250	264	270	314	439	472	530	

子ども未来部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	子ども政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	子ども政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	子ども政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	子ども政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	子ども政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	子ども・若者総合支援センター
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	4	4	4	4	4	4	4	4	4	子ども・若者総合支援センター
	○	●行政サービスに係る内部事務	管理・庶務業務等		1	1	2	2	2	2	2	2	子ども・若者総合支援センター
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	子ども支援課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	子ども支援課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	子ども施設	1	5	6	6	7	7	4	5	5	子ども支援課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	柳ケ瀬子育て支援施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	子ども支援課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	母子支援						1	5	5	5	子ども支援課
	○	★部署関連優先業務	こどもサービス									1	子ども支援課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	子ども保育課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	子ども保育課
○		⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	保育施設	1	3	3	3	3	3				子ども保育課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策（保育所）			1	1	2	2	3	3	3	子ども保育課
○		⑬文教・公共施設対策	私立保育施設						1	2	2	2	子ども保育課
	○	★部署関連優先業務	保育サービス							1	2	3	子ども保育課
重複職員数（名）				0	1	1	3	3	3	3	3	3	
部内必要職員数（名）				24	30	32	31	33	35	36	38	40	

保健衛生部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	保健衛生政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	保健衛生政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員		1	1	1	1	1	1	1	1	保健衛生政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員			1	1	1	1	1	1	1	保健衛生政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	保健衛生政策課
○		①活動体制の確保	他都市保健師応援			1	1	1	1	1	1	1	保健衛生政策課
○		⑥消防・医療救護活動	医療救護活動の実施			1	1	1	1	1	1	1	保健衛生政策課
○		⑥消防・医療救護活動	救護所の設置、医療救護班等の編成、活動開始			1	1	1	1	1	1	1	保健衛生政策課
○		⑥消防・医療救護活動	医療、衛生施設の被害状況調査			1	1	1	1	1	1	1	保健衛生政策課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の取扱い				1	1	1	1	1	1	保健衛生政策課
	○	●行政サービスに係る内部事務	予算執行							1	1	1	保健衛生政策課
	○	★部署関連優先業務	長良川温泉管理業務（漏水等緊急修繕）							1	1	1	保健衛生政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	健康づくり課
○		⑥消防・医療救護活動	医療救護活動の実施	1	1	1	1	1	1	1	1	1	健康づくり課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	保健活動・精神保健				1	1	1	1	1	1	健康づくり課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の取扱い				1	1	1	1	1	1	健康づくり課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	2	2	2	2	保健予防課
○		⑥消防・医療救護活動	医療救護活動の実施		2	2	2	2	2	2	2	2	保健予防課
○		⑥消防・医療救護活動	救護所の設置、医療救護班等の編成、活動開始		1	1	2	2	2	2	2	2	保健予防課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	保健活動・精神保健	1	1	1	1	1	1	2	2	2	保健予防課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の取扱い				1	1	1	1	1	1	保健予防課
	○	★部署関連優先業務	母と子の健康サポート支援事業						1	1	1	1	保健予防課
	○	★部署関連優先業務	すくすく赤ちゃん子育て支援事業						1	1	1	1	保健予防課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	感染症・医務薬務課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	感染症対策（調査、移送、消毒、臨時予防接種）			4	4	4	4	4	4	4	感染症・医務薬務課
	○	●行政サービスに係る内部事務	報酬費報償費支払業務									1	感染症・医務薬務課
	○	★部署関連優先業務	感染症対策（結核）			3	3	3	3	3	3	3	感染症・医務薬務課
	○	★部署関連優先業務	感染症対策（その他感染症）			3	3	3	3	3	3	3	感染症・医務薬務課
	○	★部署関連優先業務	肝炎治療費助成申請進達業務									1	感染症・医務薬務課
	○	★部署関連優先業務	定期予防接種業務									1	感染症・医務薬務課
	○	★部署関連優先業務	予防接種予診票確認									1	感染症・医務薬務課
	○	★部署関連優先業務	医事関連業務（許可、届出、通知、監視）							1	1	1	感染症・医務薬務課
	○	★部署関連優先業務	薬事関連業務（許可、届出、通知、監視）							1	1	1	感染症・医務薬務課
○		⑥消防・医療救護活動	医療救護活動の実施	2	4	4	4	4	5	5	5	4	地域保健課
○		⑥消防・医療救護活動	救護所の設置、医療救護班等の編成、活動開始	2	3	4	4	4	4	4	4	3	地域保健課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	保健活動・精神保健	1	3	5	5	5	5	5	5	2	地域保健課
	○	★部署関連優先業務	精神保健福祉手帳申請等 自立支援医療（精神通院医療）受給者証申請等									1	地域保健課
	○	★部署関連優先業務	指定難病受給者証申請等業務 小児慢性特定疾病等医療費助成申請等 小児慢性特定疾病等医療費助成申請等処理									1	地域保健課
	○	★部署関連優先業務	医療保護入院（市長同意）事務 医療保護入院等に係る入院届									1	地域保健課
	○	★部署関連優先業務	警察官通報処理等									1	地域保健課
	○	★部署関連優先業務	障害福祉サービス申請進達処理等									1	地域保健課

○		⑥消防・医療救護活動	医療救護活動の実施	1	1	1	1	1	1	1	1	1	食品衛生課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	防疫・食品衛生活動	4	6	6	6	6	6	6	6	6	食品衛生課
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の取扱い				1	1	1	1	1	1	食品衛生課
	○	★部署関連優先業務	営業許可業務				1	1	1	2	2	2	食品衛生課
	○	★部署関連優先業務	食中毒調査				3	3	3	3	3	3	食品衛生課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	生活衛生課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	愛玩動物対策体制の確保、愛玩動物対策の開始、愛玩動物等の救援	1	3	6	6	6	6	6	6	6	生活衛生課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	防疫・食品衛生活動	3	3	4	4	4	4	4	4	4	生活衛生課
○		⑥消防・医療救護活動	医療救護活動の実施	2	2	3	3	3	4	1	1	1	食肉衛生検査所
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の取扱い				2	3	3	1	1	1	食肉衛生検査所
	○	★部署関連優先業務	検査所、食鳥処理場被害状況確認	1	3	3	1						食肉衛生検査所
	○	★部署関連優先業務	と畜検査業務							4	5	5	食肉衛生検査所
	○	★部署関連優先業務	と畜検査日報作成							1	1	1	食肉衛生検査所
	○	★部署関連優先業務	食鳥検査業務							1	1	1	食肉衛生検査所
	○	★部署関連優先業務	食鳥検査日報作成							1	1	1	食肉衛生検査所
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	衛生試験所
○		⑥消防・医療救護活動	施設、検査設備・機器の点検、報告			2	2	3	3				衛生試験所
○		⑥消防・医療救護活動	試薬（毒物・劇物・危険物）の点検、報告			2	2	3	3				衛生試験所
○		⑥消防・医療救護活動	医療救護活動の実施	1	1	1	1	1	1	1	1	1	衛生試験所
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の取扱い				1	1	1	1	1	1	衛生試験所
	○	●行政サービスに係る内部事務	各種契約支払事務									1	衛生試験所
	○	★部署関連優先業務	検査設備・機器修繕調達							3	3	3	衛生試験所
	○	★部署関連優先業務	試薬・物品調達							3	3	3	衛生試験所
	○	★部署関連優先業務	市民の安心安全確保のための試験検査 （感染症、食中毒、飲料水、放射性物質等で被災時に実施可能なもの）							6	6	6	衛生試験所
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	中保健センター
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	6	6	6	6	6	6	6	6	6	中保健センター
○		⑥消防・医療救護活動	医療救護活動の実施	1	1	1	1	1	1	1	1	1	中保健センター
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	保健活動・精神保健		1	1	1	2	1	1	1	1	中保健センター
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	防疫・食品衛生活動		1	1	1	1	1	1	1	1	中保健センター
○		⑥消防・医療救護活動	救護所の設置、医療救護班等の編成、活動開始			1	1	1	1	1	1	1	中保健センター
	○	★部署関連優先業務	精神障がい者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証　申請受付事務 障がい福祉サービス受付事務						1	1	2	2	中保健センター
	○	★部署関連優先業務	母子保健事務						1	2	2	3	中保健センター
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	南保健センター
○		⑥消防・医療救護活動	医療救護活動の実施	1	1	1	1	1	1	1	1	1	南保健センター
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	保健活動・精神保健		1	1	1	2	1	1	1	1	南保健センター
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	防疫・食品衛生活動		1	1	1	1	1	1	1	1	南保健センター
○		⑥消防・医療救護活動	救護所の設置、医療救護班等の編成、活動開始			1	1	1	1	1	1	1	南保健センター
	○	★部署関連優先業務	精神障がい者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証　申請受付事務 障がい福祉サービス受付事務						1	1	2	2	南保健センター
	○	★部署関連優先業務	母子保健事務						1	1	1	2	南保健センター

○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	北保健センター
○		①活動体制の確保	コミセン指定福祉避難所派遣職員	6	6	6	6	6	6	6	6	6	北保健センター
○		⑥消防・医療救護活動	医療救護活動の実施	1	1	1	1	1	1	1	1	1	北保健センター
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	保健活動・精神保健		1	1	1	1	1	1	1	1	北保健センター
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	防疫・食品衛生活動		1	1	1	1	1	1	1	1	北保健センター
○		⑥消防・医療救護活動	救護所の設置、医療救護班等の編成、活動開始			1	1	1	1	1	1	1	北保健センター
	○	★部署関連優先業務	精神障がい者保健福祉手帳　自立支援医療受給者証　申請受付事務、 障がい福祉サービス受付事務						1	1	1	1	北保健センター
	○	★部署関連優先業務	母子保健事務						1	1	1	1	北保健センター
重複職員数（名）				0	0	6	6	7	8	13	13	15	
部内必要職員数（名）				53	73	97	108	111	119	129	132	137	

市民病院

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	病院政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	病院政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	病院政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	2	2	1	1	1	1	1	1	1	病院政策課
○		①活動体制の確保	託児所の被害状況の把握	2	2	2							病院政策課
○		①活動体制の確保	託児所職員の安否確認		2	2							病院政策課
○		①活動体制の確保	職員安否の確認	1	1	1	1	1	1	1	1	1	病院政策課
○		⑥消防・医療救護活動	市民病院での医療救護活動	3	5	5	3	3	4	4	4	4	病院政策課
○		⑬文教・公共施設対策	託児所開所準備事務				2	2	2	2	2	2	病院政策課
○		⑬文教・公共施設対策	一時保育スペースの設置と保育事務			2	2	2	2	2	2	2	病院政策課
	○	●行政サービスに係る内部事務	給与関係業務				3	3	3	3	3	3	病院政策課
	○	★部署関連優先業務	広報事務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	病院政策課
	○	★部署関連優先業務	郵便物・メール事務					2	2	2	2	2	病院政策課
○		①活動体制の確保	災害対策本部要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	病院財務課
	○	●行政サービスに係る内部事務	支払事務、出納							2	2	2	病院財務課
	○	★部署関連優先業務	緊急対応を含む市財政計画、予算業務の再開						1	1	1	1	病院財務課
	○	★部署関連優先業務	物品調達・管理	4	5	5	5	6	5	3	3	4	病院財務課
○		①活動体制の確保	職員安否確認	1	1	1							病院施設課
○		①活動体制の確保	災害対策本部の要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	病院施設課
○		⑥消防・医療救護活動	災害時外来業務のため院内出入口制御	1	1	1	1						病院施設課
○		⑥消防・医療救護活動	エレベーターのとじ込め有無確認	1	1	1	1						病院施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	建物の被害状況確認	2	3	2	2	1	1	1	1	1	病院施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	水道・燃料等の供給確認と調達	1	1	2	2	2	2	2	2	2	病院施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	施設設備点検	5	5	5	5	1	1				病院施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	災害時通信設備の稼働	1	1	1	1	1					病院施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	その他設備破損箇所の応急修繕	1	1	1	1	3	3	3	3	2	病院施設課
	○	●行政サービスに係る内部事務	廃棄物処理業務							1	1	1	病院施設課
	○	●行政サービスに係る内部事務	業務委託管理業務									1	病院施設課
	○	●行政サービスに係る内部事務	業務委託設計業務、工事設計業務、通常修繕業務									1	病院施設課
○		⑥消防・医療救護活動	病院政策班業務	1	2	2	2	2	2	2	2	2	総合企画室
○		⑥消防・医療救護活動	市民病院での医療救護活動	1	1	1	1	1	2	2	2	2	総合企画室
○		①活動体制の確保	災害対策本部の立ち上げ	3									医事課
○		①活動体制の確保	医事課内の被害報告	1									医事課
○		①活動体制の確保	患者受け入れの準備 紙カルテ類の準備	3	3	1	1	1	1	1	1	1	医事課
○		①活動体制の確保	受診（来院）患者の在院・入院・帰宅の確認/カウント	1	2	2	2	2	2	2	2	2	医事課
○		①活動体制の確保	災害対策本部関連の事務作業	3	3	3	3	3	3	3	2	2	医事課
○		①活動体制の確保	災害救助関連の伝票整理・集計						1	1	1	1	医事課
○		⑥消防・医療救護活動	市民病院での医療救護活動	7	8	11	10	8	8	8	5	5	医事課
	○	★部署関連優先業務	医療費の請求（自治体・個人）							1	1	1	医事課
	○	★部署関連優先業務	休日急病・小児夜間急病の再開時期の決定									1	医事課
	○	★部署関連優先業務	通常体制への移行準備								1	3	医事課

	○	★部署関連優先業務	病院情報システム障害の一次対応	1	1								医療情報室
	○	★部署関連優先業務	医療情報システム障害時対応			1	1	1	1	1	1	1	医療情報室
○		⑥消防・医療救護活動	市民病院での医療救護活動		1	1	1	2	2	2	2	2	医療情報室
	○	★部署関連優先業務	緊急時対応（ベンダー、管理者へ連絡）	1									医療情報室
○		①活動体制の確保	職員・学生の安否確認	4	3	2							看護専門学校
○		①活動体制の確保	施設の被害状況の把握	2	2	2	2	2	2				看護専門学校
○		①活動体制の確保	講師の安否確認					1	2	2			看護専門学校
○		①活動体制の確保	授業再開の準備・調整					3	4	4	6	8	看護専門学校
○		⑤災害広報	情報発信体制の確保	1	1	1	1						看護専門学校
○		⑥消防・医療救護活動	市民病院での医療救護活動		2	2	2	2	1	1	1		看護専門学校
○		⑥消防・医療救護活動	学生の災害救助活動の調整						2	1			看護専門学校
○		⑬文教・公共施設対策	学校施設の復旧・整備				2	2	2	2	1		看護専門学校
○		⑥消防・医療救護活動	市民病院での医療救護活動	720	720	720	720	720	720	720	720	720	診療部門
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の確認に係る医師派遣							1	1	1	診療部門
重複職員数（名）				19	19	19	16	16	17	14	11	12	
部内必要職員数（名）				761	767	768	768	768	772	774	772	776	

環境部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	環境政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	環境政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	環境政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	環境政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	環境政策課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	環境施設課
○		①活動体制の確保	職員の安否・施設被害状況の確認	3	1	1	1	1	1	1	1	1	環境施設課
○		①活動体制の確保	業者の安否・施設被害状況の確認	3	1	1	1	1	1	1	1	1	環境施設課
○		⑫清掃活動	災害廃棄物対策（総括・調整）			5	5	5	5	5	5	5	環境政策課
○		⑫清掃活動	災害廃棄物仮置場の開設準備				9	9					環境施設課
○		⑫清掃活動	災害廃棄物仮置場の開設・運営						6	6	6	6	環境施設課
○		⑬文教・公共施設対策	処理施設の修繕対応				3	3	3	3	3	3	環境施設課
	○	★部署関連優先業務	継続工事の監理						2	2	2	2	環境施設課
	○	★部署関連優先業務	周辺環境調査									1	環境施設課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	産業廃棄物指導課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	産業廃棄物指導課
○		⑫清掃活動	産業廃棄物対策（災害廃棄物仮置き場管理、関連団体応援要請調整）						1	3	3	3	産業廃棄物指導課
	○	★部署関連優先業務	産業廃棄物監視指導（相談対応、パトロール等）						1	2	2	2	産業廃棄物指導課
○		①活動体制の確保	職員の安否確認	23									環境一課
○		①活動体制の確保	施設被害状況の確認	14	14	14							環境一課
○		①活動体制の確保	業者の安否・施設被害状況の確認	8	8	8	8						環境一課
○		⑫清掃活動	通常ごみ収集体制の継続可否を確認		26	26	26						環境一課
○		⑫清掃活動	支援要請の要否		3	3	3						環境一課
○		⑫清掃活動	生活ごみ等収集体制構築		12	12	12	12					環境一課
○		⑫清掃活動	一時仮置場開設準備開始			13	13	13					環境一課
○		⑫清掃活動	住民周知準備開始			6	6	6					環境一課
○		⑫清掃活動	生活ごみ等収集準備				39	63					環境一課
○		⑫清掃活動	生活ごみ等収集業務一部開始						63	63	63	63	環境一課
○		⑫清掃活動	一時仮置場開設・運営						9	9	9	9	環境一課
○		⑫清掃活動	住民周知						3	3	3	3	環境一課
○		⑫清掃活動	受援体制整備						3	3	3	3	環境一課
○		⑫清掃活動	災害廃棄物等収集体制構築						6	6	6	6	環境一課
○		⑫清掃活動	災害廃棄物・避難所ごみ対応							9	9	9	環境一課
○		⑫清掃活動	支援活動内容の見直し							3	3	3	環境一課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	環境二課
○		⑫清掃活動	仮設トイレのし尿収集運搬業務(避難所等)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	環境二課
○		⑫清掃活動	し尿収集運搬業務		2	2	2	2	2	2	2	2	環境二課
○		⑫清掃活動	浄化槽管理指導（災害時）				1	2	2	2	2	2	環境二課

○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	資源循環課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	資源循環課
○		⑫清掃活動	災害廃棄物対応	4	4	4	4	5	5	5	5	5	資源循環課
○		⑫清掃活動	災害廃棄物処理業務		2	2	2	2	2				脱炭素社会推進課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	脱炭素社会推進課
○		①活動体制の確保	環境政策課応援業務							3	3	3	脱炭素社会推進課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	環境保全課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	環境保全課
○		⑫清掃活動	化学物質流出対応				5	5	5	5	5	3	環境保全課
○		⑫清掃活動	石綿飛散防止対策						5	5	5	3	環境保全課
	○	★部署関連優先業務	大気等モニタリングの実施（環境調査の再開）									3	環境保全課
	○	★部署関連優先業務	公害関連施設管理						1	1	1	1	環境保全課
○		⑫清掃活動	所管施設　被害状況確認	4	5	5	5	6	6	4	1	1	東部クリーンセンター
○		⑫清掃活動	所管施設　復旧作業							3	6	6	東部クリーンセンター
○		⑫清掃活動	災害廃棄物仮置場　開設準備					4	2				東部クリーンセンター
○		⑫清掃活動	廃棄物受入れの調整				1	3	2	4	4	4	東部クリーンセンター
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	東部クリーンセンター
○		⑫清掃活動	所管施設　被害状況確認	1	2	2	2	2	2	2			掛洞プラント
○		⑫清掃活動	所管施設　復旧作業						2	2	2	2	掛洞プラント
○		⑫清掃活動	災害廃棄物仮置場　開設準備					2	2	2			掛洞プラント
○		⑫清掃活動	廃棄物受入れの調整						1	1	1	1	掛洞プラント
○		⑫清掃活動	所管施設　被害状況確認	2	2	2	2						寺田プラント
○		⑫清掃活動	所管施設　復旧作業					2	2	2	2	2	寺田プラント
○		⑫清掃活動	浄化槽汚泥受入れの調整				3	3	3	3	3	3	寺田プラント
○		⑫清掃活動	所管施設　被害状況確認	1	2	2	2	2	2	2			リサイクルセンター
○		⑫清掃活動	所管施設　復旧作業					2	4	4	4	4	リサイクルセンター
○		⑫清掃活動	廃棄物受入れの調整					1	1	1	1	1	リサイクルセンター
重複職員数（名）				7	17	15	29	15	19	30	29	28	
部内必要職員数（名）				86	97	123	156	171	166	172	167	168	

都市防災部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	都市防災政策課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	8	8	8	8	8	8	8	8	8	都市防災政策課
○		★部署関連優先業務	被災者生活・住宅再建支援金関連業務							2	2	2	都市防災政策課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	防災対策課
○		①活動体制の確保	情報提供業務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	防災対策課
○		①活動体制の確保	職員安否確認業務	1	1	1	1	1	1				防災対策課
	○	⑩要配慮者・避難行動要支援者対策	避難行動要支援者対策に関すること		100	100	100	100	100				防災対策課
	○	⑦避難者・帰宅困難者対策	帰宅困難者対策に関すること		20	20	20						防災対策課
重複職員数（名）				2	3	3	3	3	3	3	3	3	
部内必要職員数（名）				14	133	133	133	113	113	14	14	14	

消防本部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	消防総務課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	消防総務課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	消防総務課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ① 警防本部副本部長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	消防総務課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ② 関係機関との連絡調整	2	2	2	2	2	2	2	2	2	消防総務課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ③ 物資の輸送調達	2	2	2	2	2	2	2	2	2	消防総務課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ④ 消防団の招集及び運用	2	2	2	2	2	2	2	2	2	消防総務課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ⑤ 情報収集、広報	2	2	2	2	2	2	2	2	2	消防総務課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ⑥ ①～⑤以外の業務	5	5	5	5	5	5	3	3	3	消防総務課
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等							2	2	2	消防総務課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ① 災害情報の収集	4	4	3	2	2	2	2	1	1	消防課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ② 災害救助救出	1	1	2	2	2	2	1	1	1	消防課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ③ 緊急消防援助隊の受援	3	3	3	4	4	4	5	4	4	消防課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ④ ①～③以外の業務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	消防課
○		①活動体制の確保	岐阜県災害対策本部（岐阜県庁） ⑤ 消防活動応援調整本部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	消防課
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等								1	1	消防課
	○	★部署関連優先業務	消防車両の点検・車検整備等								1	1	消防課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ① 救急業務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	救急課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ② 医療機関及び関係機関との連携	3	3	3	3	3	3	2	2	2	救急課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ③ ①～②以外の業務	3	3	3	3	3	3	2	2	2	救急課
○		①活動体制の確保	医療救護活動の実施	3	3	3	3	3	3	3	3	3	救急課
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等							2	2	2	救急課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ①予防班 情報収集	4	4	4	2	2	2	1	1		予防課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） ②予防班 広報等	3	3	3	3	3	3	1	1		予防課
○		⑥消防・医療救護活動	警防本部（消防本部） ③火災調査（調査本部の業務、各署の支援）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	予防課
○		⑥消防・医療救護活動	危険物施設等の事故調査							2	2	2	予防課
○		⑥消防・医療救護活動	罹災証明発行（火災関係）準備 （市役所一本化窓口での対応）				1	1	1				予防課
○		⑥消防・医療救護活動	罹災証明発行（火災関係） （市役所一本化窓口での対応）							2	2	1	予防課
○		⑥消防・医療救護活動	災害即報（火災・危険物等）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	予防課
○		⑥消防・医療救護活動	火災調査の取りまとめ 火災統計・報告に関する業務				1	1	1	1	1	1	予防課
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等							1	1	1	予防課
	○	★部署関連優先業務	建築確認申請の消防同意業務							2	2	2	予防課
	○	★部署関連優先業務	危険物・火薬・ガス施設の許認可業務 （中間検査・完成検査など）							2	2	2	予防課
	○	★部署関連優先業務	危険物・火薬・ガス施設の 届出・申請対応							1	1	1	予防課
	○	★部署関連優先業務	防火管理者等の修了証明								1	1	予防課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	指令課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） 消防本部作戦室の分析担当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	指令課
○		①活動体制の確保	警防本部（消防本部） 消防本部作戦室の情報集伝達担当	2	2	2	2	2	2	2	2	2	指令課
○		①活動体制の確保	警防本部（指令室） 消防救急通信の運用、出場指令	19	19	19	18	18	18	17	17	17	指令課
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等							1	1	1	指令課
	○	★部署関連優先業務	システム管理業務 百々峰無線基地局自家発電機の燃料補給及びオイル交換				1	1	1	1	1	1	指令課

○		①活動体制の確保	署本部（消防本部）※消防班を除く	9	9	9	9	9	9	9	9	9	中消防署
○		③交通応急対策	放置車両の撤去			4	4	4	4	4	4	4	中消防署
○		⑥消防・医療救護活動	消防活動の実施	107	107	101	101	101	101	25	25	25	中消防署
○		⑥消防・医療救護活動	救急救護活動の実施	18	18	18	18	18	18	18	18	18	中消防署
○		⑥消防・医療救護活動	火災調査 （震災時：1隊2人以上）	2	2	2	2	2	10	10	10	10	中消防署
○		⑥消防・医療救護活動	給水活動			2	2	2	2	2	2	2	中消防署
○		⑥消防・医療救護活動	罹災証明発行（火災関係） （各署で発行）							2	2	2	中消防署
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の捜索							69	69	69	中消防署
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等							2	2	2	中消防署
	○	★部署関連優先業務	消防用設備等の検査業務 （予防係関連）							2	2	2	中消防署
	○	★部署関連優先業務	防火対象物等の届出・申請対応 （予防係関連）							1	1	1	中消防署
○		①活動体制の確保	署本部（消防本部）※消防班を除く	7	7	7	7	7	7	7	7	7	南消防署
○		③交通応急対策	放置車両の撤去			4	4	4	4	4	4	4	南消防署
○		⑥消防・医療救護活動	消防活動の実施	76	76	70	70	70	70	18	18	18	南消防署
○		⑥消防・医療救護活動	救急救護活動の実施	12	12	12	12	12	12	12	12	12	南消防署
○		⑥消防・医療救護活動	火災調査 （震災時：1隊2人以上）	2	2	2	2	2	6	6	6	6	南消防署
○		⑥消防・医療救護活動	給水活動			2	2	2	2	2	2	2	南消防署
○		⑥消防・医療救護活動	罹災証明発行（火災関係） （各署での発行）							2	2	2	南消防署
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の捜索							50	50	50	南消防署
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等							2	2	2	南消防署
	○	★部署関連優先業務	消防用設備等の検査業務 （予防係関連）							2	2	2	南消防署
	○	★部署関連優先業務	防火対象物等の届出・申請対応 （予防係関連）							1	1	1	南消防署
○		①活動体制の確保	署本部（消防本部）※消防班を除く	7	7	7	7	7	7	7	7	7	北消防署
○		③交通応急対策	放置車両の撤去			4	4	4	4	4	4	4	北消防署
○		⑥消防・医療救護活動	消防活動の実施	109	109	103	103	103	103	27	27	27	北消防署
○		⑥消防・医療救護活動	救急救護活動の実施	18	18	18	18	18	18	18	18	18	北消防署
○		⑥消防・医療救護活動	火災調査 （震災時：1隊2人以上）	2	2	2	2	2	10	10	10	10	北消防署
○		⑥消防・医療救護活動	給水活動			2	2	2	2	2	2	2	北消防署
○		⑥消防・医療救護活動	罹災証明発行（火災関係） （各署での発行）							2	2	2	北消防署
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の捜索							69	69	69	北消防署
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等							2	2	2	北消防署
	○	★部署関連優先業務	消防用設備等の検査業務 （予防係関連）							2	2	2	北消防署
	○	★部署関連優先業務	防火対象物等の届出・申請対応 （予防係関連）							1	1	1	北消防署
○		①活動体制の確保	署本部（消防本部）※消防班を除く	4	4	4	4	4	4	4	4	4	瑞穂消防署
○		③交通応急対策	放置車両の撤去			4	4	4	4	4	4	4	瑞穂消防署
○		⑥消防・医療救護活動	消防活動の実施	53	53	49	49	49	49	13	13	13	瑞穂消防署
○		⑥消防・医療救護活動	救急救護活動の実施	9	9	9	9	9	9	9	9	9	瑞穂消防署
○		⑥消防・医療救護活動	火災調査（震災時：1隊2人以上）	2	2	2	2	2	4	4	4	4	瑞穂消防署
○		⑥消防・医療救護活動	罹災証明発行（火災関係） （各署での発行）							2	2	2	瑞穂消防署
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の捜索							34	34	34	瑞穂消防署
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等							2	2	2	瑞穂消防署
	○	★部署関連優先業務	受託市町災害対策本部出向	2	2	2	2	2	2	2	2	2	瑞穂消防署

	○	★部署関連優先業務	消防用設備等の検査業務 （予防係関連）							2	2	2	瑞穂消防署
	○	★部署関連優先業務	防火対象物等の届出・申請対応 （予防係関連）							1	1	1	瑞穂消防署
○		①活動体制の確保	署本部（消防本部）※消防班を除く	3	3	3	3	3	3	3	3	3	山県消防署
○		③交通応急対策	放置車両の撤去			4	4	4	4	4	4	4	山県消防署
○		⑥消防・医療救護活動	消防活動の実施	31	31	27	27	27	27	9	9	9	山県消防署
○		⑥消防・医療救護活動	救急救護活動の実施	9	9	9	9	9	9	9	9	9	山県消防署
○		⑥消防・医療救護活動	火災調査 （震災時：1隊2人以上）	2	2	2	2	2	4	4	4	4	山県消防署
○		⑥消防・医療救護活動	罹災証明発行（火災関係） （各署での発行）							2	2	2	山県消防署
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の捜索							18	18	18	山県消防署
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等							2	2	2	山県消防署
	○	★部署関連優先業務	受託市町災害対策本部出向	2	2	2	2	2	2	2	2	2	山県消防署
	○	★部署関連優先業務	消防用設備等の検査業務 （予防係関連）							2	2	2	山県消防署
	○	★部署関連優先業務	防火対象物等の届出・申請対応 （予防係関連）							1	1	1	山県消防署
○		①活動体制の確保	署本部（消防本部）※消防班を除く	3	3	3	3	3	3	3	3	3	本巣消防署
○		③交通応急対策	放置車両の撤去			4	4	4	4	4	4	4	本巣消防署
○		⑥消防・医療救護活動	消防活動の実施	62	62	58	58	58	58	16	16	16	本巣消防署
○		⑥消防・医療救護活動	救急救護活動の実施	15	15	15	15	15	15	15	15	15	本巣消防署
○		⑥消防・医療救護活動	火災調査 （震災時：1隊2人以上）	2	2	2	2	2	8	8	8	8	本巣消防署
○		⑥消防・医療救護活動	罹災証明発行（火災関係） （各署での発行）							2	2	2	本巣消防署
○		⑪遺体の捜索・取扱い・埋葬	遺体の捜索							42	42	42	本巣消防署
	○	●行政サービスに係る内部事務	庶務業務等							2	2	2	本巣消防署
	○	★部署関連優先業務	受託市町災害対策本部出向	4	4	4	4	4	4	4	4	4	本巣消防署
	○	★部署関連優先業務	消防用設備等の検査業務 （予防係関連）							2	2	2	本巣消防署
	○	★部署関連優先業務	防火対象物等の届出・申請対応 （予防係関連）							1	1	1	本巣消防署
重複職員数（名）				0	0	0	0	0	30	60	61	58	
部内必要職員数（名）				643	643	643	643	643	643	643	643	643	

まちづくり推進部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	まちづくり推進政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	まちづくり推進政策課
○		①活動体制の確保	現地本部員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	まちづくり推進政策課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	まちづくり推進政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	まちづくり推進政策課
○		①活動体制の確保	職員の安否確認・被害状況とりまとめ・労務管理・車両管理等	1	1	1	2	2	2	2	2	2	まちづくり推進政策課
○		⑤災害広報	広報及び避難誘導	2	2	2	2	2	2				まちづくり推進政策課
	○	⑬文教・公共施設対策	中山道加納宿まちづくり交流センターの応急対策	1	1	1	1	1	1	1			まちづくり推進政策課
	○	★部署関連優先業務	庶務事務							1	1	1	まちづくり推進政策課
	○	★部署関連優先業務	中高層建築物の指導調整、国土利用計画法の事後届出、まちなか居住支援事業									1	まちづくり推進政策課
	○	★部署関連優先業務	景観重要建造物など歴史的建造物への対応		1	1	2	2	2	2	1	1	まちづくり推進政策課
	○	★部署関連優先業務	景観形成市民団体への対応								1	1	まちづくり推進政策課
	○	★部署関連優先業務	景観計画の届出に関すること									1	まちづくり推進政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	空家対策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	建築指導課
○		⑧応急住宅対策	宅地・造成工事等被害情報収集	2	4	4	4						建築指導課
○		⑧応急住宅対策	被災宅地応急危険度判定					20	20	20	20	20	建築指導課
○		⑧応急住宅対策	宅地造成工事地域等応急対策									4	建築指導課
○		⑧応急住宅対策	被災建築物応急危険度判定	4	8	10	14	27	27	27	27	11	建築指導課
○		⑫清掃活動	屋外広告物災害対策						1	4	4	3	建築指導課
	○	★部署関連優先業務	建築確認業務							3	4	4	建築指導課
	○	★部署関連優先業務	宅地の保全に関し、災害の防止のため必要な措置								1	1	建築指導課
	○	★部署関連優先業務	調整区域被災者移転等審査								1	1	建築指導課
	○	★部署関連優先業務	屋外広告物の点検パトロール									3	建築指導課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	公共建築整備課
○		⑧応急住宅対策	応急仮設住宅の応援		1	3	3	3	3	3	4	4	公共建築整備課
○		⑧応急住宅対策	住宅の応急修理								3	4	公共建築整備課
○		⑬文教・公共施設対策	（市有建築物）被災建築物応急危険度判定	4	6	6	6	6	6	7	7		公共建築整備課
○		⑬文教・公共施設対策	市有建築物の被害調査及び応急修理	4	4	4	4	4	4	4	4	4	公共建築整備課
	○	●行政サービスに係る内部事務	システム担当			1	1	1	1	1	1	1	公共建築整備課
	○	★部署関連優先業務	工事中現場の確認				2	2					公共建築整備課
	○	★部署関連優先業務	公共建築営繕業務									5	公共建築整備課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	公共建築保全課
○		⑧応急住宅対策	応急仮設住宅の応援					1	2	2	2	3	公共建築保全課
○		⑧応急住宅対策	住宅の応急修理								1	1	公共建築保全課
○		⑬文教・公共施設対策	市有建築物の被害調査及び応急修理	2	3	3	3	3	3	5	5	5	公共建築保全課
	○	★部署関連優先業務	工事中現場の確認	1	2	2	2	2	2				公共建築保全課
	○	★部署関連優先業務	公共建築営繕業務									4	公共建築保全課

○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	住宅課
○		⑧応急住宅対策	応急仮設住宅の計画及び建設						6	12	29	23	住宅課
○		⑧応急住宅対策	応急仮設住宅の管理								4	4	住宅課
○		⑧応急住宅対策	市営住宅特定入居の開始							2	4	4	住宅課
○		⑬文教・公共施設対策	市営住宅の災害対策		5	5	5	5	4	4	6	2	住宅課
	○	●行政サービスに係る内部事務	システム担当						1	1	1	1	住宅課
	○	★部署関連優先業務	市営住宅入居者相談								2	2	住宅課
重複職員数（名）				0	0	0	1	1	1	4	7	12	
部内必要職員数（名）				39	56	61	68	98	104	115	146	127	

都市建設部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	都市建設部
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	都市建設部
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	都市建設部
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	都市建設部
○		①活動体制の確保	現地本部員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	都市建設部
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	都市建設政策課
○		①活動体制の確保	職員の安否確認、被害状況把握	1	1	1	1	1	1				都市建設政策課
○		⑤災害広報	広報避難誘導指揮	2	2	2	2	2	2				都市建設政策課
	○	★部署関連優先業務	庶務事務							1	1	1	都市建設政策課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	都市計画課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	都市計画課
○		⑤災害広報	広報避難誘導	2	2	2	2	2	2				都市計画課
○		⑬文教・公共施設対策	市営駐車場対策		1	2	2	2	2	2	2		都市計画課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	交通政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	交通政策課
○		⑤災害広報	災害広報	2	2	2	2	2	2				交通政策課
	○	★部署関連優先業務	コミュニティバス事業調整	1	1	1	1	1	1	1	1	1	交通政策課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市街地再開発課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	市街地再開発課
○		⑤災害広報	広報避難誘導	2	2	2	2	2	2				市街地再開発課
	○	★部署関連優先業務	再開発調整									3	市街地再開発課
○		①活動体制の確保	部内統括	1	1	1	1	1	1	1	1	1	鉄道高架推進課
○		①活動体制の確保	課要員（事務所要員）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	鉄道高架推進課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	鉄道高架推進課
○		①活動体制の確保	水防団派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	鉄道高架推進課
○		⑤災害広報	広報避難誘導	2	2	2	2	2	2				鉄道高架推進課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	駅周辺事業地対策	3	3	3	3	3	3	3	3		鉄道高架推進課
	○	★部署関連優先業務	駅周辺事業調整									3	鉄道高架推進課
	○	★部署関連優先業務	鉄道高架化事業調整									3	鉄道高架推進課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	公園整備課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	6	6	6	6	6	6	6	6	6	公園整備課
○		⑤災害広報	広報避難誘導	2	2	2	2	2	2				公園整備課
○		⑫清掃活動	公園対策		3	4	4	5	5				公園整備課
○		⑬文教・公共施設対策	公園対策	1	3	4	4	5	5	5	5	5	公園整備課
○		⑬文教・公共施設対策	街路樹対策		3	4	4	5	6	6	6	6	公園整備課
	○	★部署関連優先業務	公園業者等調整									3	公園整備課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	歴史まちづくり課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	歴史まちづくり課
○		⑤災害広報	広報避難誘導	2	2	2	2	2	2				歴史まちづくり課

○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	区画整理課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	区画整理課
○		⑤災害広報	広報避難誘導	2	2	2	2	2	2				区画整理課
○		⑬文教・公共施設対策	区画整理区域対策		1	1	1	2	2	4	4	2	区画整理課
	○	★部署間連優先業務	区画整理調整									2	区画整理課
重複職員数（名）				0	3	4	4	5	5	0	0	0	
部内必要職員数（名）				67	74	77	77	80	81	67	67	74	

基盤整備部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	基盤整備政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	基盤整備政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	基盤整備政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	基盤整備政策課
○		①活動体制の確保	災害対策全般指揮(基盤)	1	3	3	3	3	3	3	3	3	基盤整備政策課
○		①活動体制の確保	水防団派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	基盤整備政策課
○		③交通応急対策	建設業者調整				3	3	3	3	3	3	基盤整備政策課
○		④輸送対策	救助用舟艇確保	1	1	1	1						基盤整備政策課
○		④輸送対策	救助用資機材確保	1	1	1	1						基盤整備政策課
	○	★部署関連優先業務	基盤業務									1	基盤整備政策課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	土木管理課
○		①活動体制の確保	水防団派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	土木管理課
○		③交通応急対策	道路情報収集	1	1	1	1	1	1				土木管理課
○		③交通応急対策	交通規制連絡調整	1	1	1	1	1	1				土木管理課
○		④輸送対策	輸送経路選定				1	1	1	1	1	1	土木管理課
○		⑬文教・公共施設対策	急傾斜地対策	1	2	2	2	2	2	2	2	2	土木管理課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	道路占用物件復旧関連手続対応				3	3	3	3	3	3	土木管理課
○		①活動体制の確保	水防団派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	土木調査課
○		③交通応急対策	道路情報収集	1	5	5	5	5	5				土木調査課
○		③交通応急対策	交通規制連絡調整	1	1	1	1	1	1				土木調査課
○		④輸送対策	輸送経路選定				2	2	2	2	2	2	土木調査課
○		①活動体制の確保	水防団派遣職員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	道路建設課、広域事業推進課
○		③交通応急対策	道路橋梁対策指揮	1	3	3	3	3	3	3	3	3	道路建設課、広域事業推進課
○		③交通応急対策	交通復旧				10	25	30	45	50	35	道路建設課、広域事業推進課
○		③交通応急対策	橋梁対策	1	3	3	3	3	3				道路建設課、広域事業推進課
○		③交通応急対策	交通不能箇所調査	5	10	25	25	10	5	5			道路建設課、広域事業推進課
	○	★部署関連優先業務	道路整備									6	道路建設課、広域事業推進課
	○	★部署関連優先業務	工事中現場の確認				5	3	3				道路建設課、広域事業推進課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	道路維持課
○		①活動体制の確保	水防団派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	道路維持課
○		③交通応急対策	道路施設対策	1	2	2	2	2	2	2	2	2	道路維持課
○		③交通応急対策	道路被害調査	1	5	5	5	5	5				道路維持課
○		③交通応急対策	道路障害物対策				1	2	2				道路維持課
○		③交通応急対策	道路被害復旧対策				1	4	8	8	8	12	道路維持課
○		③交通応急対策	道路付属物対策				1	2	2	2	2	4	道路維持課
	○	★部署関連優先業務	課内災害体制役員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	道路維持課
	○	★部署関連優先業務	道路維持									6	道路維持課
	○	★部署関連優先業務	工事中現場の確認				3	3	3				道路維持課

○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	河川課
○		⑬文教・公共施設対策	急傾斜地対策	1	3	3	3	3	3	3	3	3	河川課
○		⑬文教・公共施設対策	河川対策	1	3	3	3	3	3	3	3	3	河川課
○		⑬文教・公共施設対策	河川管理施設対策	1	4	4	4	4					河川課
○		⑬文教・公共施設対策	河川管理施設調整	1	1	1	1	1					河川課
	○	★部署関連優先業務	課内災害体制役員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	河川課
	○	★部署関連優先業務	河川維持									3	河川課
	○	★部署関連優先業務	システム担当			1	1	1	1	1	1	1	河川課
	○	★部署関連優先業務	工事中現場の確認				3	3	3				河川課
○		①活動体制の確保	本部事務室員　予報班　水位・降水予報グループ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	水防対策課
○		①活動体制の確保	本部事務室員　予報班　水防団グループ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	水防対策課
○		①活動体制の確保	水防団との連係	1	3	3	3	3	3	3	3	3	水防対策課
○		⑬文教・公共施設対策	市河川管理施設対策	1	1	1	1	1					水防対策課
○		⑬文教・公共施設対策	河川管理施設調整	1	1	1	1	1					水防対策課
○		①活動体制の確保	水防団派遣職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	公共用地課
○		④輸送対策	救助用資機材確保	3	7	7	7	7	7	7	7	7	公共用地課
重複職員数（名）				3	3	3	18	22	14	5	0	6	
部内必要職員数（名）				61	95	111	129	126	131	128	133	134	

上下水道事業部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	上下水道事業部災害対策本部の立上げ	11									上下水道事業政策課
○		①活動体制の確保	災害復旧業務実施体制の確保		2								上下水道事業政策課
○		①活動体制の確保	班編成のための人員の割り振り		11								上下水道事業政策課
	○	●行政サービスに係る内部事務	来庁者・職員等の負傷者対応/避難者誘導	2									上下水道事業政策課
	○	●行政サービスに係る内部事務	市民からの通報等や受信体制整備		3								上下水道事業政策課
	○	●行政サービスに係る内部事務	契約事務									3	上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	災害対応情報の適切な把握	11	11	11	11	11	11	11	11	11	上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	職員等の安否確認	9	9								上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	初期消火（火災発生時）	8									上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	拠点水源地及び応急給水拠点の指定			11							上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	情報伝達手段の確認		3								上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	他都市、団体への災害支援要請				3	3	3	3	3		上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	他都市等の応援部隊との調整					7	7	7	7		上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	被害状況等の情報収集と情報発信	9	9	9	9	9	9	9	9	9	上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	応急業務における物品の調達				3	3	3	3	3		上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	応急業務における経費の出納				1	1	1	1	1		上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	協定業者との連絡調整					2	2	2	2		上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	上下水道事業部本庁舎等の維持管理									2	上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	各システムの復旧			8	8	8	8	8	8		上下水道事業政策課
	○	★部署関連優先業務	会計事務									2	上下水道事業政策課
○		①活動体制の確保	作業人員の確保及び班の編成	1	1								営業課
○		⑯被災者等の生活確保	応急給水の実施			9	9	9					営業課
○		⑯被災者等の生活確保	応急給水等の継続及び情報発信						17	17	17	17	営業課
	○	★部署関連優先業務	給排水設備工事の申込申請の受付審査								2	2	営業課
	○	★部署関連優先業務	料金調定・収納業務									4	営業課
	○	★部署関連優先業務	下水道事業受益者負担金照会対応									1	営業課
	○	★部署関連優先業務	被害状況等の情報収集及び報告			1	1	1	1	1	1	1	営業課
○		①活動体制の確保	作業人員の確保及び班の編成	1	1								維持管理課
○		⑯被災者等の生活確保	応急給水の実施			9	9	9					維持管理課
○		⑯被災者等の生活確保	応急給水等の継続及び情報発信						17	17	17	17	維持管理課
	○	★部署関連優先業務	発注済み工事及び業務委託への対応									1	維持管理課
	○	★部署関連優先業務	苦情、要望相談、緊急工事（修繕含む）等の受付								2	2	維持管理課
	○	★部署関連優先業務	被害状況等の情報収集及び報告			1	1	1	1	1	1	1	維持管理課
	○	★部署関連優先業務	緊急点検（水道管路） ※緊急措置含む					14					維持管理課
	○	★部署関連優先業務	緊急措置（水道管路）			9	10						維持管理課
	○	★部署関連優先業務	緊急調査（水道管路）						15				維持管理課

	○	★部署関連優先業務	応急復旧（水道管路） ※緊急調査の継続							25	25	25	維持管理課
	○	★部署関連優先業務	他事業または他企業関連工事の立会								5	5	維持管理課
	○	★部署関連優先業務	発注済み工事及び業務委託への対応					2	2		2	2	上水道事業課
	○	★部署関連優先業務	水道に関する窓口業務									1	上水道事業課
	○	★部署関連優先業務	作業人員の確保及び班の編成	1	1								上水道事業課
	○	★部署関連優先業務	被害状況等の情報収集及び報告			1	1	1	1	1	1	1	上水道事業課
	○	★部署関連優先業務	緊急点検（水道管路） ※緊急措置を含む			2	1	14					上水道事業課
	○	★部署関連優先業務	緊急措置（水道管路）			9	10						上水道事業課
	○	★部署関連優先業務	緊急調査（水道管路）						15				上水道事業課
	○	★部署関連優先業務	応急復旧（水道管路） ※緊急調査の継続							25	25	25	上水道事業課
	○	★部署関連優先業務	拡張・整備業務									1	上水道事業課
○		①活動体制の確保	作業人員の確保及び班の編成	1	1								上水道施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急点検・緊急措置			25	25						上水道施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急調査・一次調査					6	6	6			上水道施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	応急復旧（１週間以内）					10	10	10			上水道施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	応急復旧（１週間経過後）								10	10	上水道施設課
	○	★部署関連優先業務	被害状況等の情報収集及び報告	1	1	1	1						上水道施設課
	○	★部署関連優先業務	発注済工事及び業務委託への対応								1	1	上水道施設課
	○	★部署関連優先業務	未被災の水道施設の運転管理					2	2	2	4	6	上水道施設課
	○	★部署関連優先業務	物品調達			1	1	1	1	1	1	1	上水道施設課
○		①活動体制の確保	作業人員の確保及び班の編成	1	1								水質管理課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急検査：水源施設、水処理施設、 拠点水源地の目視調査、採水			2	1		2	2			水質管理課
	○	★部署関連優先業務	緊急点検被害状況等の情報収集及び 報告		2	2	1						水質管理課
	○	★部署関連優先業務	検査機器の精度確認			1	1	1	1	1	1	1	水質管理課
	○	★部署関連優先業務	放流水質検査【下水】								1	1	水質管理課
	○	★部署関連優先業務	未被災の水道施設の採水、水質検査						3	3	3	3	水質管理課
	○	★部署関連優先業務	物品の調達【試薬、検査機器】			1	1	1	1	1	1	1	水質管理課
○		①活動体制の確保	作業人の確保及び班の編成	1	1								下水道事業課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急点検			4	4						下水道事業課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急措置				9	15	24				下水道事業課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急検査					4	4				下水道事業課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	汚水溢水の解消				6	6	6				下水道事業課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	応急復旧								10	16	下水道事業課
	○	★部署関連優先業務	苦情対応、緊急工事									3	下水道事業課
	○	★部署関連優先業務	下水道に関する窓口業務									1	下水道事業課
	○	★部署関連優先業務	被害状況の情報収集及び報告			4	4	4	4	2	2	2	下水道事業課
	○	★部署関連優先業務	関係部局等との緊急措置等に伴う連 絡・調整				1	1	1	1	1	1	下水道事業課
	○	★部署関連優先業務	一次調査（主要な幹線）						6	6			下水道事業課
	○	★部署関連優先業務	一次調査（その他の管渠）							40	40		下水道事業課

	○	★部署関連優先業務	発注済み工事及び業務委託への対応			1	1	1	1	1	1	1	下水道事業課
	○	★部署関連優先業務	他事業等の工事に伴う立会									2	下水道事業課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	各施設運転緊急点検			2	1						下水道施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	施設復旧対策の検討				1	1	1	1	1	1	下水道施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	施設復旧施工業者との連絡調整				1	1	1	1	1	1	下水道施設課
○		⑮ライフライン施設の応急対策	下水道処理施設の応急復旧						1	3	4	4	下水道施設課
	○	●行政サービスに係る内部事務	来庁者・職員の負傷者対応・避難誘導	1									下水道施設課
	○	★部署関連優先業務	契約中工事の調整、支払い対応							1	1	1	下水道施設課
	○	★部署関連優先業務	職員等の参集状況及び安否確認	1	1								下水道施設課
	○	★部署関連優先業務	下水処理施設の被災状況の把握		4	4	3	2	2				下水道施設課
	○	★部署関連優先業務	災害情報の収集					1	1	1	1	1	下水道施設課
	○	★部署関連優先業務	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	下水道施設課
○		①活動体制の確保	災害対策拠点の立上げ、安全点検等	1									中部プラント
○		①活動体制の確保	災害対策本部との連絡調整			1	1	1	1	1	1	1	中部プラント
○		①活動体制の確保	作業人員の確保及び班の編成		2								中部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急点検		2	2							中部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急調査		2	2							中部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	危険物の漏洩に対し、緊急措置を実施	2	2	2							中部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	ポンプ設備の被災が原因で溢水している場合の対応				2	2	2				中部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	最低限の消毒機能の確保			1							中部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	ポンプ設備の罹災が原因で溢水しそうな場所に仮設ポンプ、仮配管設備を設置					2	2	2	2	2	中部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	仮設トイレのし尿の緊急受け入れ								1	1	中部プラント
	○	★部署関連優先業務	情報伝達手段の確認	1									中部プラント
	○	★部署関連優先業務	職員等の参集状況及び安否確認	1	1								中部プラント
	○	★部署関連優先業務	初期消火（火災発生時）	2									中部プラント
	○	★部署関連優先業務	民間企業との連絡調整						1	1	1	1	中部プラント
	○	★部署関連優先業務	被害状況等の情報収集、整理				1	1	1	1	1	1	中部プラント
	○	★部署関連優先業務	一次調査				2	2	2				中部プラント
	○	★部署関連優先業務	放流水域の水質保全のため、段階的に処理機能回復のための応急復旧工事の実施、COD・BOD等の簡易検査の実施					1	1	1	1	1	中部プラント
	○	★部署関連優先業務	発注済工事及び業務委託への対応							1	1	1	中部プラント
	○	★部署関連優先業務	物品の調達				1	1	1	1	1	1	中部プラント
	○	★部署関連優先業務	未被災の下水処理場の運転管理	2	2	2	2	2	2	2	2	2	中部プラント
○		①活動体制の確保	災害対策拠点の立上げ、安全点検等	1									南部プラント
○		①活動体制の確保	災害対策本部との連絡調整			1	1	1	1	1	1	1	南部プラント
○		①活動体制の確保	作業人員の確保及び班の編成		2								南部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急点検			2	2						南部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急調査			2	2						南部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	危険物の漏洩に対し、緊急措置を実施	2	2	2							南部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	ポンプ設備の被災が原因で溢水している場合の対応				2	2	2	2	2	2	南部プラント

○		⑮ライフライン施設の応急対策	最低限の消毒機能の確保			1	1	1	1	1	1	1	南部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	ポンプ設備の罹災が原因で溢水しそうな場所に仮設ポンプ、仮配管設備を設置				2	2	2	2	2	2	南部プラント
	○	★部署間連優先業務	情報伝達手段の確認	1									南部プラント
	○	★部署間連優先業務	職員等の参集状況及び安否確認	1	1								南部プラント
	○	★部署間連優先業務	初期消火（火災発生時）	2									南部プラント
	○	★部署間連優先業務	民間企業との連絡調整						1	1	1	1	南部プラント
	○	★部署間連優先業務	被害状況等の情報収集、整理				1	1	1	1	1	1	南部プラント
	○	★部署間連優先業務	一次調査				1	1					南部プラント
	○	★部署間連優先業務	放流水域の水質保全のため、段階的に処理機能回復のための応急復旧工事の実施、COD・BOD等の簡易検査の実施				1	1	1	1	1	1	南部プラント
	○	★部署間連優先業務	発注済工事及び業務委託への対応						1	1	1	1	南部プラント
	○	★部署間連優先業務	物品の調達					1	1	1	1	1	南部プラント
	○	★部署間連優先業務	未被災の下水処理場の運転管理		1	1							南部プラント
○		①活動体制の確保	災害対策拠点の立上げ、安全点検等	1									北部プラント
○		①活動体制の確保	災害対策本部との連絡調整			1	1	1	1	1	1	1	北部プラント
○		①活動体制の確保	作業人員の確保及び班の編成		2								北部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急点検			3	3						北部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急調査			3	3						北部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急措置（二次災害防止）		2	2	2						北部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急措置（汚水の溢水対応）					4	4	4	4	4	北部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	緊急措置（最低限の消毒機能確保）		1	1	1	1	1	1	1	1	北部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	応急復旧（仮設ポンプ等）				3	3	3	3	3	3	北部プラント
○		⑮ライフライン施設の応急対策	応急復旧（水質保全）				1	1	1	1	1	1	北部プラント
	○	★部署間連優先業務	情報伝達手段の確認	1									北部プラント
	○	★部署間連優先業務	職員等の参集状況及び安否確認	1	1								北部プラント
	○	★部署間連優先業務	初期消火（火災発生時）	1									北部プラント
	○	★部署間連優先業務	民間企業との連絡調整						1	1	1	1	北部プラント
	○	★部署間連優先業務	被害状況等の情報収集、整理			1	1	1	1	1	1	1	北部プラント
	○	★部署間連優先業務	一次調査				2	2	2				北部プラント
	○	★部署間連優先業務	発注済工事及び業務委託への対応							1	1	1	北部プラント
	○	★部署間連優先業務	物品の調達				1	1	1	1	1	1	北部プラント
	○	★部署間連優先業務	未被災の下水処理場の運転管理	3	3	3	3	4	4	4	4	4	北部プラント
重複職員数（名）				52	44	41	45	52	59	49	59	33	
部内必要職員数（名）				31	45	121	138	141	176	205	208	199	

市民協働推進部

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民協働推進政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民協働推進政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民協働推進政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民協働推進政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民協働推進政策課
○		①活動体制の確保	使用可能車両（部内）の確認			1	1						市民協働推進政策課
○		②ボランティア対策	社会福祉協議会との連絡調整開始				1	1	1	1	1	1	市民協働推進政策課
○		②ボランティア対策	ボランティア部会、ボランティアセンターの設置、運営			1	1	1	1	1	1	1	市民協働推進政策課
	○	●行政サービスに係る内部事務	執務場所ライフライン被害の調査				1	1					市民協働推進政策課
	○	●行政サービスに係る内部事務	文書の収受及び発送の開始						1	1	1	1	市民協働推進政策課
	○	●行政サービスに係る内部事務	市有財産被害調査取りまとめ						1	1	1		市民協働推進政策課
	○	★部署関連優先業務	寄附受付準備				1						市民協働推進政策課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	男女共生・生涯学習推進課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	2	2	2	2	2					男女共生・生涯学習推進課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	ハートフルスクエアーG対策（帰宅困難者対策）	1	2	2	2	2	2				男女共生・生涯学習推進課
○		⑬文教・公共施設対策	コミセン等生涯学習施設対策		8	8	8	8	8	8	8	8	男女共生・生涯学習推進課
	○	●行政サービスに係る内部事務	市有財産管理の再開						1	1	1	1	男女共生・生涯学習推進課
	○	●行政サービスに係る内部事務	文書の収受及び発送の開始						1	1	1	1	男女共生・生涯学習推進課
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民活動交流センター
○		①活動体制の確保	本部事務室員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民活動交流センター
○		②ボランティア対策	災害ボランティアセンターの設置、運営			5	5	5	5	5	5	5	市民活動交流センター
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	4	4	4	4	4	4				市民活動交流センター
	○	●行政サービスに係る内部事務	市有財産管理の再開						1	1	1	1	市民活動交流センター
	○	●行政サービスに係る内部事務	文書の収受及び発送の開始						1	1	1	1	市民活動交流センター
	○	●行政サービスに係る内部事務	執務場所ライフライン被害の調査				1	1					市民活動交流センター
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市民相談室
○		⑯被災者等の生活確保	市民相談（災害窓口）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	市民相談室
	○	●行政サービスに係る内部事務	文書の収受及び発送の開始						1	1	1	1	市民相談室
	○	●行政サービスに係る内部事務	執務場所ライフライン被害の調査				1	1					市民相談室
○		①活動体制の確保	課要員		1	1	1	1	1	1	1	1	人権啓発センター
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	人権啓発センター
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設		1	1	1	1	1	1	1	1	人権啓発センター
	○	●行政サービスに係る内部事務	文書の収受及び発送の開始						1	1	1	1	人権啓発センター
	○	●行政サービスに係る内部事務	市有財産管理の再開						1	1	1	1	人権啓発センター
	○	●行政サービスに係る内部事務	執務場所ライフライン被害の調査				1	1					人権啓発センター

○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ぎふメディアコスモス事業課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	ぎふメディアコスモス事業課
○		②ボランティア対策	ボランティアセンター設置補助			1	1	1	1	1	1	1	ぎふメディアコスモス事業課
○		⑬文教・公共施設対策	メディアコスモス対策	2	2	2	2	2					ぎふメディアコスモス事業課
	○	●行政サービスに係る内部事務	文書の収受及び発送の開始						1	1	1	1	ぎふメディアコスモス事業課
	○	●行政サービスに係る内部事務	市有財産管理の再開						1	1	1	1	ぎふメディアコスモス事業課
	○	●行政サービスに係る内部事務	執務場所ライフライン被害の調査				1	1					ぎふメディアコスモス事業課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	図書館
○		⑬文教・公共施設対策	図書館施設対策	2	2	2	2	2	2	2	2	2	図書館
	○	●行政サービスに係る内部事務	文書の収受及び発送の開始						1	1	1	1	図書館
	○	●行政サービスに係る内部事務	市有財産管理の再開						1	1	1	1	図書館
	○	●行政サービスに係る内部事務	執務場所ライフライン被害の調査				1	1					図書館
重複職員数（名）				2	6	7	10	9	9	7	7	6	
部内必要職員数（名）				29	36	43	48	47	50	46	46	46	

薬科大学（事務局で対応）

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）								
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	医療救護活動の実施	7	18	21	21	21	24	24	24	24
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	3	3	3	3	3				
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（大学施設）	6	18	21	21	21	24	24	24	24
重複職員数（名）				5	14	26	26	26	26	26	26	26
部内必要職員数（名）				15	29	23	23	23	26	26	26	26

女子短期大学（事務局で対応）

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）								
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	2	2	3	3	3				
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）		7	12	14	15	19	23	29	34
重複職員数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0
部内必要職員数（名）				6	13	19	21	22	23	27	33	38

教育委員会事務局

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
○		①活動体制の確保	本部員		1	1	1	1	1	1	1	1	教育政策課
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	教育政策課
○		①活動体制の確保	本部連絡員		1	1	1	1	1	1	1	1	教育政策課
○		①活動体制の確保	部内連絡員			1	1	1	1	1	1	1	教育政策課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	5	6	6	6	6	6	6	6	6	教育政策課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	5	6	6	6	6	6	6	6	6	教育政策課
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）	1	1	1	1	2	2	2	2	2	教育政策課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策		1	1	1	1	2	1	1	2	教育政策課
	○	●行政サービスに係る内部事務	支払い・契約事務							3	4	4	教育政策課
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）	3	5	5	5	6	6	6	7	7	教育施設課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策	1	1	1	1	1	2	2	2	2	教育施設課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	幼児教育課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	幼児教育課
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）		1	1	1	1	1	1	1	1	幼児教育課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策							1	1	1	幼児教育課
	○	●行政サービスに係る内部事務	入園・転園・休園等の事務等 会計年度任用職員事務等							1	1	1	幼児教育課
○		①活動体制の確保	本部事務室員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	学校指導課
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）	5	8	9	9	11	11	11	11	11	学校指導課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策	2	2	2	2	2	2	2	2	2	学校指導課
	○	★部署関連優先業務	学校再開関連事務	3	4	5	4	6	10	10	9	9	学校指導課
	○	★部署関連優先業務	市長への手紙								1	1	学校指導課
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	学校安全支援課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	2	2	2	2	2	2	2	2	2	学校安全支援課
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）	3	3	4	4	5	8	10	11	12	学校安全支援課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策		2	2	2	2	2				学校安全支援課
	○	★部署関連優先業務	児童生徒の安否確認		3	3	3	3	3	3	3	3	学校安全支援課
	○	★部署関連優先業務	児童生徒の転学									2	学校安全支援課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	2	3	3	3	3	3	3	3	3	加納幼稚園
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）	1	2	2	2	3	3	3	3	3	加納幼稚園
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策	1	1	1	1	1	2	2	1	1	加納幼稚園
	○	●行政サービスに係る内部事務	通常保育再開に向けた事務 支払い事務							1	3	5	加納幼稚園
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	1	2	3	3	3	3	2	2	1	岐阜東幼稚園
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岐阜東幼稚園
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策	1		1	1	1	1	1	1	1	岐阜東幼稚園
	○	★部署関連優先業務	幼稚園事務、園児、保護者、職員安否確認		1	2	2	2	2	3	3	4	岐阜東幼稚園
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）		1	1	1	2	4	4	4	5	学校給食課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策	2	2	2	2	2					学校給食課

○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	6	8	9	9	10	10	10	10	10	岐阜商業高等学校
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）	10	15	16	17	18	20	22	24	26	岐阜商業高等学校
	○	●行政サービスに係る内部事務	支払い・契約事務							1	1	1	岐阜商業高等学校
	○	★部署関連優先業務	就学支援金・奨学給付金、授業料・諸経費事務							1	1	1	岐阜商業高等学校
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設（被害状況把握、施設安全点検）	2	3	3	3	3	3	3	3	1	科学館
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（社会青少年教育班の支援等）		1	1	1	1	1	1	1	1	科学館
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策（学校施設）			3	3	3	3	2	2	2	科学館
	○	★部署関連優先業務	施設・設備の維持管理と復旧対策									2	科学館
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	社会・青少年教育課
○		⑦避難者・帰宅困難者対策	避難所開設	2	2	2	2	2	2	2	2	2	社会・青少年教育課
○		⑬文教・公共施設対策	公共施設応急対策	1	2	2	2	3	3	3	3	3	社会・青少年教育課
○		⑬文教・公共施設対策	文教災害対策（学校施設）放課後児童クラブ	1	2	2	2	2	2	2	2	2	社会・青少年教育課
	○	★部署関連優先業務	行事の調整						1	1	2	2	社会・青少年教育課
重複職員数（名）				11	14	14	14	14	14	19	19	22	
部内必要職員数（名）				58	87	99	99	111	124	127	134	140	

会計（課で対応）

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）								
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		①活動体制の確保	課要員（災害対策本部事務室設置要員）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	○	●行政サービスに係る内部事務	審査（支払）				1	1	1	2	3	3
	○	●行政サービスに係る内部事務	出納				1	1	1	2	3	3
重複職員数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0
課内必要職員数（名）				5	5	5	7	7	7	9	11	11

議会事務局（事務局で対応）

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）								
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		①活動体制の確保	本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	副本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	本部連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	部内連絡員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	地域派遣職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	○	★部署関連優先業務	議員の安否確認	2	3	3	3					
	○	★部署関連優先業務	議員情報管理					2	2	2	2	2
	○	★部署関連優先業務	正副議長との調整	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	○	★部署関連優先業務	議長車運転業務	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	○	★部署関連優先業務	庶務業務							2	2	2
	○	★部署関連優先業務	市議会議員との調整	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	○	★部署関連優先業務	本会議・委員会関係業務								3	3
重複職員数（名）				0	0	0	0	0	0	1	1	1
部内必要職員数（名）				11	12	12	12	11	11	12	15	15

選挙管理委員会事務局（事務局で対応）

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）								
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		①活動体制の確保	現地本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	○	●行政サービスに係る内部事務	選挙事務に関すること				3	3	3	5	5	5
重複職員数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0
部内必要職員数（名）				2	2	2	5	5	5	7	7	7

監査委員（事務局で対応）

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）								
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
○		①活動体制の確保	現地本部員	1	1	1	1	1	1	1	1	1
○		①活動体制の確保	課要員	1	1	1	1	1	1	2	2	2
	○	★部署関連優先業務	例月現金出納検査						1	1	1	1
	○	★部署関連優先業務	庶務事務				1	1	1	1	1	1
重複職員数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0
部内必要職員数（名）				2	2	2	3	3	4	5	5	5

5 非常時優先業務の遂行環境の確立

5.1. 非常時優先業務の遂行環境の概要

本章では、第 4 章で選定した非常時優先業務の遂行環境の確保について整理し、必要な資源や対応方針等について記述する。

非常時優先業務の遂行環境について、以下に概要を示す。

表　業務遂行環境の概要

項　目	主な留意事項	主な対応方針
職員	○スムーズな参集と参集予測 ○災害状況、参集状況に応じた適正な職員配置 ○派遣された職員による円滑な業務実施	○迅速な参集体制の整備 ○広域応援体制の整備 ○業務マニュアルの作成
庁舎等	○耐震性を確保していない施設あり ○市庁舎以外の施設の代替施設の確保 ○災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策 ○災害拠点病院の医療資源の確保	○耐震診断に基づく対策 ○代替施設の確保 ○アスベストの応急措置マニュアル整備 ○協定による医薬品・診療材料等の優先確保
電気	○停電時に備えた非常用電源の確保 ○発災時における燃料の確保	○非常用発電機の確実な起動体制 ○協定による燃料供給体制確保 ○非常用電力の適正配分及び供給量の拡充検討
通信	○多様な連絡手段の確保	○各施設の通信設備の充実 ○多種多様な連絡手段の検討
情報システム	○ICT 部門業務継続計画（策定済み）の継続的な実施と見直し	○定期的な災害対応訓練と ICT-BCP の改善 ○ICT-BCP による中長期的な環境整備
執務環境	○安全な執務環境の確保 ○執務に必要な事務用機器、消耗品の運用方法の明確化	○備品等什器類の転倒防止対策 ○ガラスの落下・飛散対策 ○臨時の執務場所の検討 ○災害発生時の事務用機器の使用方法についての検討
トイレ	○マンホールトイレの使用方法の周知 ○設置数の男女比など使用時のルール設定	○協定による給排水設備の早期復旧 ○マンホールトイレ使用時のルール検討
食料・飲料水	○備蓄物資の適切な維持管理および更新	○発災 3 日目までの職員用食料と飲料水確保
水道	○断水に備えた非常用水源確保	○貯水槽の設置 ○飲料水の備蓄
燃料	○発災時における燃料	○予備燃料の確保 ○協定による燃料供給体制確保

5.2. 職員

（１）現状

a）災害時の職員配備

災害時の職員配備は、岐阜市地域防災計画によると、地震発生時の体制として準備体制から非常体制まで３段階に設定されている。本計画の想定地震では震度５弱以上となるため、全部局全職員が参集対象となる非常体制をとるとともに、災害対策本部を設置する。災害対策本部の組織、運営等は、岐阜市地域防災計画に定めるところによる。

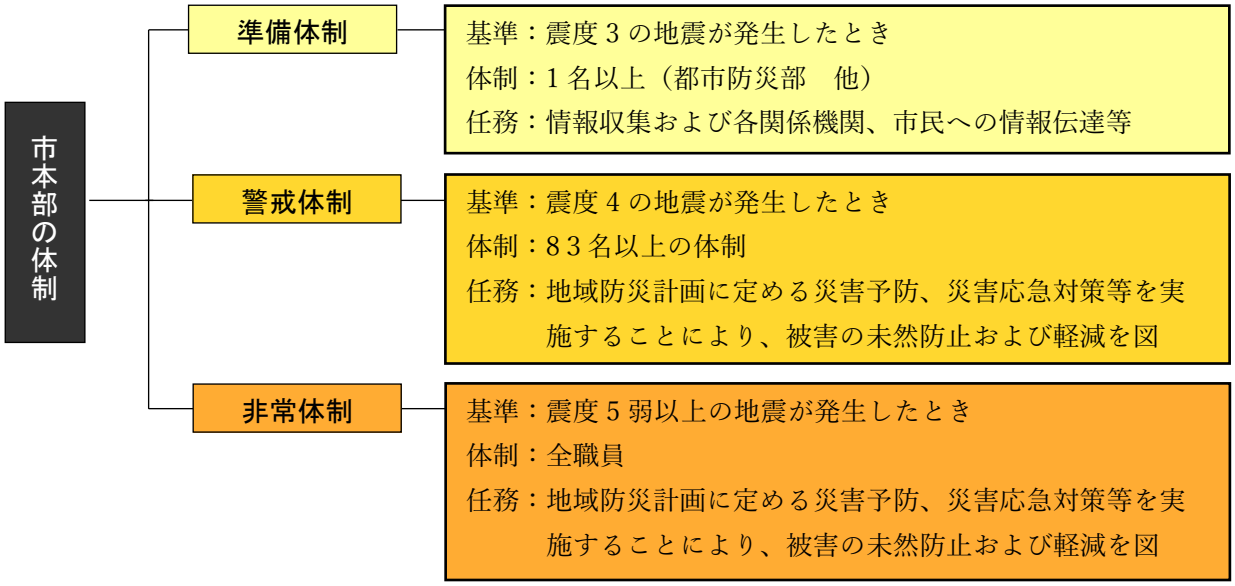

b）職員の参集と配置

本市職員は、市本部の体制が発令されたときは、速やかにあらかじめ定められた場所に参集することとなっているが、第３章の参集目安で示したとおり、業務時間外（朝５時の想定）に発災した場合には参集可能人員が限られることが予想される。

職員の安否確認という雇用主の重大な責務を果たすとともに、非常時優先業務の遂行に最も重要となる職員の参集状況を確認し、参集状況に応じた適切な人員配置をしていくため、「職員安否確認マニュアル」を策定している。

c）職員派遣

① 職員派遣計画

第 3 章で示した参集目安と第 4 章で示した非常時優先業務、部局間の基本的な職員派遣のルールを示す「職員派遣計画」を策定する（原則、毎年更新)。

職員派遣計画を含む「職員派遣マニュアル」に沿って、各部局においては、派遣可能な職員を明記した「派遣可能職員リスト」および、他部局から派遣された職員の配置や従事させる業務について明記した「派遣職員受入計画」を備える。

② 職員派遣の手続き

Ⅰ　災害発生後、各部局において非常時優先業務等の遂行が困難となり、職員派遣が必要な場合は、各部の本部連絡員を通じ、本部事務室長（都市防災部次長）に「職員の応援に関する要請書」（様式第 2 号）を提出する。

Ⅱ　本部事務室長は、災害状況を勘案し、行政部人事班に職員派遣の検討を指示する。

Ⅲ　行政部人事班は、職員派遣計画を基本とし、災害状況、要請内容、職員の参集状況等を総合的に判断し、職員派遣を実施する。

Ⅳ　職員派遣計画で想定する以上の大規模災害時には、災害対策本部長が状況に応じて最優先業務を決定し、その業務に必要な職員を派遣する。

（２）留意事項

○スムーズな参集と参集予測

○他都市からの職員応援受援体制の整備

○他都市からの応援職員の受入れが開始されるまでの優先すべき通常業務の緊急度による選別

○非常時優先業務と必要人数の妥当性の検討

○災害状況、参集状況に応じた適正な職員配置

○派遣された職員による円滑な業務実施

○職員派遣計画で想定する以上の大規模災害時における最優先業務の決定基準の検討

○災害時であっても行政機能を継続するには職員のマンパワーが重要となる。このため、職員及びその家族の被災を極力防げるよう、平常時から防災力・減災力を向上する取組が必要。

（３）対策の方向性

○迅速な参集体制の整備

岐阜市地域防災計画によると、地震災害時における非常体制の参集は、原則、自己覚知により参集することとなっている。また、職員の安否および参集の確認については、「職員安否確認マニュアル」において、主に、岐阜市職員参集システムで実施することとしている。

地震災害発生時に参集状況を速やかに把握し、地震災害応急対策を実施する必要があるため、職員に対し岐阜市職員参集システムへのメール登録を推進するとともに、各部において緊急連絡網の作成の徹底を図る。

○広域応援体制の整備

職員派遣については、災害状況、職員参集状況によって、臨機応変な対応が求められる。

「職員派遣計画」を基本としつつ、各部局の非常時優先業務等が円滑に遂行されるよう、柔軟な職員派遣、適正な職員配置に努めていく。

あわせて、大規模災害時には、職員の絶対数が不足することが想定されるため、他自治体からの広域的な応援体制を整備し、必要数の確保を図る。

なお、市では、同時に被災する可能性の少ない遠隔市等との災害時の相互応援に関する協定等の締結を推進しており、中核市等との間で災害時相互応援協定を締結している。

○業務マニュアルの作成

非常時優先業務等を行うために派遣された職員がその業務を円滑に行うことができるよう、各部局において業務マニュアルを作成し、業務継続計画の実効性を高めるよう努めていく。

○災害対策本部の長期的な運営対策

災害の状況に応じ、災害対策本部の人員を適宜増減し、弾力的に運用する。また、必要に応じ、他部局から都市防災部に所属経験がある職員に応援を得るなどし、本部運営の維持を図るものとする。

○非常時優先業務の優先度の検討

災害発生時の参集可能職員数に対し、非常時優先業務の必要人数が大幅に乖離することがないよう、緊急度等により優先すべき業務を明確にする。これに基づき、妥当性のある非常時優先業務の必要人数の設定に努める。また、職員数が不足する場合は、他都市からの応援職員により補てんすることとなるため、あらかじめ受援対象業務を定めておく。

○職員等の防災力・減災力の向上

都市防災部は、定期的に防災・減災に関するチェックシート（巻末資料）の活用や研修会を開催し、職員等の防災力・減災力の意識向上に努める。

5.3. 庁舎等

（1）現状

市庁舎等の耐震性は次のとおり。

表　庁舎等の耐震性

庁舎等	耐震性	庁舎等	耐震性
市庁舎	◎	東分署	◎
掛洞プラント	◎	東南分署	◎
老洞環境事務所	◎	精華分署	◎
木田環境事務所	◎	鵜飼分署	◎
東部クリーンセンター	◎	南消防署	◎
寺田プラント	◎	西分署	◎
衛生試験所 （岐阜薬科大学三田洞キャンパス内）	◎	柳津分署	◎
南保健センター	◎	北消防署	○
保健所	◎	黒野分署	◎
北保健センター	◎	島分署	◎
食肉衛生検査所	◎	岩野田分署	◎
畜犬管理センター	○	三輪分署	◎
西部事務所	◎	瑞穂消防署	◎
東部事務所	◎	巣南分署	◎
北部事務所	◎	消防本部整備工場	○
南部東事務所	◎	山県消防署	◎
南部西事務所	◎	美山分署	◎
日光事務所	◎	本巣消防署	◎
柳津地域事務所	◎	根尾分署	○
市民病院	◎	本巣北分署	○
斎苑	◎	真正分署	◎
消防本部・中消防署 合同庁舎	◎	上下水道事業部本庁舎	◎
防災センター	◎	岐阜薬科大学 本部	◎
岐阜市長良川防災・健康ステーション	◎	岐阜薬科大学 三田洞キャンパス	◎
岐阜市リサイクルセンター	◎	岐阜薬科大学附属薬局	◎
		女子短期大学	◎

※耐震性　◎：新耐震規準による建築物、又は耐震改修済みの建築物

○：耐震診断済み Is 値 0.6 以上

○災害対策本部は、高度な防災機能を備えた市庁舎６階に常設の災害対策本部室を設置している。代替施設は、消防本部・中消防署合同庁舎６階大会議室を確保している。
○市庁舎はアスベストの使用はなく、飛散対策として防護服や防塵マスク等を配備済み。
○アスベストの落下・飛散防止対策として、天井の点検口や空調吹き出し口まわりにテープの貼付やコーキングを施した。

（２）留意事項

○地震の状況によっては使用困難となる施設もあるため代替施設を検討する。
○市庁舎以外の施設で代替施設を確保していない場合は、引き続き代替施設の確保が必要である。
○各施設のアスベスト対策状況を把握し、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策が必要である。
○市民病院において、院内にある限られた医療資源（薬剤、医療資器材、医療ガス等）への対応方法を検討する。

（３）対策の方向性

○耐震診断結果に基づき、耐震改修等それに応じた耐震対策を図る。
○代替施設を確保していない施設は、引き続き代替施設について検討する。
○消防本部の庁舎が崩壊し、若しくは災害応急危険度判定結果において庁舎の使用が危険とされた場合、保有するエアーテント等を訓練場又は駐車場に設置し、庁舎の代替施設として使用する。車両は車庫外の安全な場所に移動する。
○アスベストの落下・飛散防止対策を推進する。（アスベスト吹付け箇所の封じ込め、囲い込み等）

※封じ込めー表面に固化材により塗膜を形成（塗膜性封じ込め処理＝表面硬化剤）
内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維を固着・固定化
（浸透性封じ込め処理＝浸透固化材）
囲い込みー石綿含有製品でないボード等により、吹き付け材を密閉

○アスベストの飛散防止対策のための防護服やビニールシート等の備品を充実するとともに、応急措置マニュアルを整備する。
※点検や、作業時に必要。
○災害時の協定締結等により、市民病院において必要となる医療資源の優先確保に努める。

5.4. 電気

（1）現状

市庁舎等における非常用発電機の設置状況は次のとおり。

表　非常用電源の設置状況

発電機設置場所	燃料種別	容量（l）	作動時間（h）
市庁舎・8 階発電機室	A 重油	50,000	72
掛洞プラント・1 階発電機室	軽油	980	72
老洞環境事務所	ガソリン	6	5
木田環境事務所	ガソリン	6	5
南部環境事務所（柳津地域事務所内）	ガソリン	6	5
岐阜市リサイクルセンター	なし		
東部クリーンセンター・焼却棟 1 階発電設備室	A 重油	15,000	72
寺田プラント	なし		
衛生試験所	なし		
南保健センター	なし		
保健所・福祉センター6 階電気室	軽油	3200	96
北保健センター	なし		
西部事務所	なし		
東部事務所	なし		
北部事務所	なし		
南部東事務所	なし		
南部西事務所	なし		
日光事務所	なし		
柳津地域事務所・屋上	軽油		3
市民病院	A 重油	60,000	72
斎苑・第 2 駐車場内	A 重油	390	6
消防本部・中消防署合同庁舎	灯油	10,000	72
防災センター	なし		
東分署	軽油	170	72
東南分署	軽油	170	72
精華分署	軽油	170	72
鵜飼分署	軽油	170	72
南消防署	軽油	1500	72
西分署	軽油	170	72
柳津分署	軽油	170	72
北消防署	軽油	170	72
黒野分署	軽油	170	72
島分署	軽油	170	72
岩野田分署	軽油	170	72
三輪分署	軽油	170	72
瑞穂消防署	軽油	58	16
巣南分署	軽油	170	72

発電機設置場所	燃料種別	容量（ｌ）	作動時間（ｈ）
消防本部整備工場	ガソリン	9	6
山県消防署	軽油	60	3.2
美山分署	軽油	198	48
本巣消防署	軽油	75	4.5
根尾分署	軽油	195	40
本巣北分署	ガソリン	13.5	6.5
真正分署	軽油	36	15.5
上下水道事業部本庁舎・中部プラント敷地内	Ａ重油	7,000	17
岐阜市長良川防災・健康ステーション	軽油	490	18
岐阜薬科大学　本部　１階発電機室	軽油	190	2.3
岐阜薬科大学　三田洞キャンパス 屋外（体育館南）	軽油	65	13
岐阜薬科大学　三田洞キャンパス 屋外（別館北）	軽油	62	22
女子短期大学	軽油	30	2
【その他施設】			
消防救急デジタル無線基地局（百々ヶ峰）	軽油	195	24
消防救急デジタル無線基地局（東南分署）	軽油	195	24
防災行政無線中継局（百々ヶ峰）	軽油	98	24
防災行政無線再送信子局（なかよし公園）	軽油	48	72

（２）留意事項

○停電時に備えた非常用電源の確保（少なくとも３日分）が必要である。

○非常用電源が確保されている場合においても、燃料の確保に取り組む必要がある。

（３）対策の方向性

○マニュアルの整備と訓練の実施を通じて、非常用発電機の確実な起動体制を確保する。

○岐阜県石油商業協同組合との協定により燃料の供給体制を確保する。発災時には、市庁舎、消防本部、市民病院等の主要施設への燃料供給を優先的に実施する。

○非常用発電機のない施設においては、電力会社に対し早期の復旧を依頼する。

○非常用電力の適正配分および供給量拡充に向けて検討する。

○消防本部以下各署において、規制数量（少量危険物貯蔵所)内で備蓄、又は危険物の規制に該当しない数量の燃料を確保する。そのほか、燃料の使用状況、調達状況から燃料補給車に積載する補給用燃料（990ｌ)および南消防署に設置している自家給油設備の燃料（ガソリン 4,000ｌ、軽油 6,000ｌ）を各署に配分する。

○屋外の火災予防上安全な場所に「岐阜市消防本部危険物施設の審査運用基準」に適合するよう措置を講じ、屋外貯蔵所における仮貯蔵として、消防長、消防署長の承認を受け燃料を貯蔵する。（消防本部・各署）

○発災時、電源の確保ができていない事務所等については、閉鎖を含めた検討をする必要がある。

○岐阜薬科大学と連携して、停電時に備えた非常用電源を確保する。また、その運用に向けたマニュアルの整備と訓練の実施を進め、非常用発電機の確実な起動体制を確保する。（衛生試験所）

5.5. 通信

（1）現状

災害時の主な情報通信回線および機器は、次のとおり。

表　非常時の通信回線および通信機器

回線	機器	説明	主な設置場所
電話回線	一般加入電話・ＦＡＸ	通常の外線電話	全ての施設（うち一部は災害時優先　電話）
	携帯電話	通常の外線電話	各部所有分
	ＰＨＳ	通常の内線・外線電話	衛生試験所 市民病院（一部外線）
	広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）	全国の災害医療に係る情報を関係機関（国、都道府県、消防、病院）と共有する厚生労働省のシステム	市民病院、保健所、消防本部
	岐阜県災害・救急医療情報システム（ぎふ救急ネット）	県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報を医療機関相互の連携に活用するシステム	市民病院、保健所 消防本部
	地域衛星通信ネットワーク（衛星電話）	一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する地域通信衛星ネットワークを使用する衛星電話	消防本部
	衛星携帯電話	地上の影響を受けない、衛星を活用した通信	市庁舎、上下水道事業部本庁舎、消防本部、市民病院、保健所
県防災回線	衛星回線	県各施設との通信	市庁舎、消防本部、市民病院
	地上回線		
音声専用線	内線電話延長	一部出先施設との連絡用内線電話	市庁舎、市民生活部 7 事務所
防災行政無線	移動系 防災行政無線	ＭＣＡ回線を利用した災害対策本部や各避難所などの市内施設との通信用	市庁舎、消防本部、市民病院、上下水道事業部本庁舎、保健所
		ＭＣＡ回線を利用した岐阜県、保健所、消防、県内医療関係施設との通信用	市民病院、保健所、消防本部
消防・救急無線	基地局等	災害時等の通信連絡用	消防本部、百々ヶ峰、東南分署、山県消防署、美山分署、本巣消防署、根尾分署
	移動局 （携帯用無線機）		消防本部全署、消防車両に積載

回線	機器	説明	主な設置場所
衛星ブロードバンドインターネット	スターリンク	災害時のインターネット環境の確保	市民病院

（２）留意事項

〇様々な状況に備えて、引き続き多種多様な連絡手段を確保しておくことが必要である。

（３）対策の方向性

〇各施設の通信設備の充実化を図る。

〇衛星回線の増設の検討を図る。

〇多種多様な連絡手段の検討を図る。

5.6. 情報システム

（１）現状

○ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定している。(平成 24 年 5 月)

・情報システム停止が想定される災害等のリスクおよび被害が発生した場合の対策基準の設定

・災害等が発生した場合の情報システムの復旧・継続を実施する緊急時対応体制の構築

・デジタル戦略課職員、重要システム担当職員およびシステムの構築／保守／運用ベンダーを含む緊急時連絡網と緊急時行動計画の整備

・災害等が発生した場合の復旧作業の迅速化を図るための事前の備えの整備（早期復旧が必要な重要システム優先度の決定、システムやデータのバックアップおよび復旧手順の作成等）

・市庁舎と外部データセンター間のネットワーク強化、(有線回線の二重化、無線回線の設置）緊急用ノートパソコンの確保等、災害対応環境整備の中長期計画の設定

○災害が発生時に、上空から被害の状況などをいち早く把握し、被害の拡大防止や人命救助支援を行うため、無人航空機（ドローン）の運用を開始している。

○情報システムに関係する施設設備の災害対策の現状は以下のとおり。

表　情報ネットワークシステムの災害対策

	施設	主な設備	耐震対策	耐火／耐水対策
1	市庁舎 7 階システムサーバ室	・業務系サーバ ・統合ネットワーク機器	・全ラックがフリーアクセスの床に固定 ・フリーアクセス床(集中荷重 5,000N/㎡まで、耐震仕様) ・免震構造建物内	・不活性ガス消火設備 ・浸水予想区域内であるが 7 階のため問題なし
2	外部データセンター	・統合ネットワーク機器 ・共通基盤の機器 ・内部事務系サーバ ・住民情報系サーバ	・耐震対策(震度 7)や電源対策等、業務継続性能に優れたデータセンターを利用 ・全ラックがフリーアクセスの床に固定 ・構造物(床)への固定	・ハロン消火設備 ・浸水予想区域内であるが防水扉等対策済のため問題なし
3	外部回線	・統合ネットワーク回線	・市庁舎と外部データセンター間の回線について、有線回線を二重化のうえ、更に無線回線により三重化 ・重要拠点(10 拠点)と外部データセンター間の回線の二重化	
4	クラウドサービスのデータセンター（複数）	・内部事務系サーバ（R4.5～、R5.1～） ・住民情報系サーバ(R3.1～、R5.1～)	・上記 2 と同等の耐震対策、耐火/耐水対策 ・上記 2 との回線の二重化 ・他拠点でのサーバ二重化	

（２）留意事項

○作成した ICT-BCP が形骸化しないよう、継続的な実施と見直しを行うことが重要である。

（３）対策の方向性

○職員およびシステム構築／保守／運用ベンダーを含んだ定期的な災害対応訓練を行い、緊急時の行動計画等の周知を図るとともに、ICT-BCP の問題点の改善を行う。

○ICT-BCP で設定した緊急時の対策基準や災害対応環境整備の中長期計画に従って、復旧手順の整備・見直しや、ネットワーク強化に係る調達を実施する。
○緊急時連絡網や緊急時行動計画の内容について、必要に応じて随時更新する。

5.7. 執務環境

（１）現状

○市は、平成 23 年の東日本大震災を機に、備品等什器類の転倒防止の周知徹底を改めて図り、背の高いキャビネットやロッカーの転倒防止対策を行っている。
○ガラスの落下・飛散防止対策として、窓ガラスへの飛散防止フィルムを貼付している。また、施設によっては、網入りガラスを採用している。
○発災時、外壁が落下するおそれがある建物については、計画的に外壁補修工事等を進めている。
○発災時、市庁舎や事務所等での業務が不能の場合に備えた対策はとられていない。
○機械設備等の発災対策を実施していない。

（２）留意事項

○引き続き、安全な執務環境の確保に取り組むことが必要である。
○発災時、外壁が落下するおそれのある施設については、保安設備により、立ち入り禁止区域の速やかな設営が必要である。
○発災時は、来庁者（避難者）が市役所等の庁舎内を占有し、業務に支障が生じる可能性がある。
○市民向け窓口業務に係る執務環境の確保に取り組む必要がある。
○全面的に使用できない場合を含め、市庁舎が被害を受けた場合は、残された施設の限られたスペースにおいて、非常時優先業務を最優先に行う必要がある。このため、現在の数分の一から数十分の一といった狭い空間で業務を執行する可能性がある。したがって、非常時優先業務の全てが代替施設のスペースで執行可能か否かの検証が必要。
○執務に必要なプリンター、PC などの事務用機器について、優先して使用する機器や台数制限、消耗品の管理等、運用方法について明確にすることが必要。
○全優先業務を実施できないことが判明した場合、代替施設の追加確保又は非常時優先業務内での優先順位付けが必要。

（３）対策の方向性

○備品等什器類の転倒防止対策は、継続して実施していく。

○ガラスの落下・飛散措置が取られていない施設は防止対策を推進する。
（窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付等）

○発災から当面の間は、非常時優先業務の遂行に必要な執務環境を確保するため、市や防災関係機関の職員を除き原則として入庁者を制限する。

○各施設での業務が不能の場合に備えた臨時の優先業務の執務場所の検討と市民および関係者への連絡、掲示の検討。

○重要書類等の保管、および代替施設への搬送体制の整備の検討。

○通信機器等のバックアップ設備の検討。

○災害発生時の事務用機器の使用や消耗品の管理等、運用方法についての検討。

※ソフトやハード面を含め、デジタル戦略課との協力体制が必要。

5.8. トイレ

（１）現状

○本市では、断水時に備えて、災害時に避難所となる旧小学校も含む市立小学校に簡易トイレおよび簡易トイレ処理袋、個室テントを備蓄している。また、機能の強化として、マンホールトイレの整備も行っている。

○断水時に備え、市庁舎敷地内にマンホールトイレを 25 基整備している。

○市の施設の多くは、配水管から送られてきた水道水を受水槽に貯水し、揚水ポンプで高架水槽へ汲み上げられる。汲み上げられた水が、高架水槽からの落差によりトイレまで配水され、排泄物を下水道本管へ流す仕組みとなっている。上水道の断水時は、高架水槽に水道水が残っている限りはトイレを使用できる。井水のポンプ設備および自家発電設備がある施設は、停電時でもトイレを使用できる。しかし、水道の配水管から直結している施設においては、断水時のトイレ対策はとられていない。

○職員用の簡易トイレについては、市庁舎敷地内にマンホールトイレを整備。（帰宅困難者対策も兼ねる）なお、処理方法については産業廃棄物処理計画に準じるものとする。

（２）留意事項

○マンホールトイレの使用方法を周知するとともに、設置数の男女比など使用時のルールを定める必要がある。

（３）対策の方向性

○マンホールトイレは、下水道管と接続した配管上部に汚水枡を設置し、汚水を一定期間貯留でき、水が確保できれば、汚水を下水道に流下させる構造となっている。災害発生時は、汚水枡上部にテント付のトイレを設置し、仮設トイレとして使用することができる。対象となる施設条件は、避難所に指定されている施設および多くの市民が利用する施設とする。

○マンホールトイレの使用方法を周知するとともに、使用時のルールを検討する。
○全館停電した場合は、非常用電気から井戸用水ポンプに電源を供給して院内のトイレを使用する。（市民病院）

5.9. 食料･飲料水

（１）現状

○発災 3 日目までの職員用食料および飲料水(クラッカー30,240 食分、水(1.5 l)19,064 本)を備蓄している。
職員用食料は 8 年ごと、職員用飲料水は 9 年で全て更新する計画である。
○食料、飲料水を市庁舎敷地内の倉庫に備蓄している。その他の出先機関は各施設内に備蓄する。
○他都市からの応援職員については、相互応援協定により当座の食料等を携行することとしている。

（２）留意事項

○備蓄物資について、適切な維持管理および更新が必要である。

（３）対策の方向性

○避難所へ参集する職員の食料および飲料水については、一旦避難所での扱いとする。
（地域派遣職員、各学校・教育、福祉施設の職員）

5.10. 水道

（1）現状

市庁舎等における水槽の設置状況は次のとおり。

表　非常用の給水

水槽設置場所	種別	全容量（㎥）	有効量（㎥）
市庁舎・1 階	市水　受水槽	40	30
市庁舎・地下	井水　受水槽	253	195
市庁舎・地下	井水　雑用水槽	222	146
掛洞プラント・ポンプ室地下	井水　受水槽	150	140
掛洞プラント・ポンプ室 1 階	井水　受水槽	50	48
掛洞プラント・プラント屋上	井水　高架水槽	11.25	10
掛洞プラント・プラント屋上	井水　高架水槽	6	5
老洞環境事務所・敷地内	市水　受水槽	12	－
木田環境事務所・敷地内	市水　受水槽	18	－
南部環境事務所（柳津地域事務所内）	なし		
岐阜市リサイクルセンター	市水　受水槽	8	6.6
東部クリーンセンター・敷地入口、地上式	市水　受水槽	120	100
東部クリーンセンター・建物横、地上式	市水　受水槽	45	36
東部クリーンセンター・焼却棟屋上	市水　高架水槽	12	9
東部クリーンセンター・焼却棟地下 2 階	市水、井水受水槽	—	89
東部クリーンセンター・粗大棟地下 1 階	市水、受水槽	4.5	3
寺田プラント・ポンプ室	井水　受水槽	2.25	—
寺田プラント・管理棟屋上	井水　高架水槽	3.875	—
衛生試験所	なし		
南保健センター・1 階屋根	市水　受水槽	12	9.8
南保健センター・塔屋	市水　高架水槽	6	5.0
保健所・福祉センター・6 階屋上	市水　高架水槽	8	7
保健所・屋外地上	市水　受水槽	18	16
保健所・福祉センター・6 階屋上	井水　高架水槽	10	9
保健所・地下 2 階	井水　受水槽	28	25
北保健センター	市水　受水槽	4.5	－
西部事務所	なし		
東部事務所	なし		
北部事務所	なし		
南部東事務所	なし		
南部西事務所	なし		
日光事務所	なし		
柳津地域事務所・屋外	市水　受水槽	6	4
市民病院・エネルギー棟 1 階	市水　受水槽(飲)	80	－
市民病院・地下	井水　受水槽(雑)	176	－
市民病院・中央診療棟屋上	市水　高架水槽(飲)	60	－
	井水　高架水槽(雑)	25	－
斎苑	市水　受水槽	18	16
消防本部・中消防署合同庁舎	井水　受水槽	4.5	－
防災センター	市水　高架水槽	1.0	

水槽設置場所	種別	全容量（㎥）	有効量（㎥）
防災センター	市水　受水槽	3.37	
東分署	なし		
東南分署	市水　受水槽	1.0	
精華分署	なし		
鵜飼分署	なし		
南消防署	市水　受水槽	8.0	6.3
西分署	市水　受水槽	4.5	
柳津分署	なし		
北消防署	なし		
黒野分署	なし		
島分署	市水　受水槽	0.6	
岩野田分署	市水　受水槽	0.3	
三輪分署	なし		
瑞穂消防署	なし		
巣南分署	なし		
消防本部整備工場	なし		
山県消防署	なし		
美山分署	なし		
本巣消防署	井水　高架水槽	1.5	
根尾分署	なし		
本巣北分署	なし		
真正分署	なし		
岐阜市長良川防災・健康ステーション	市水　受水槽	6.4	
上下水道事業部本庁舎・地下１階	市水　受水槽	21	17
岐阜薬科大学　本部・1 階機械室	市水　受水槽	30	21
岐阜薬科大学　三田洞キャンパス・別館１階	市水　受水槽	60	50
岐阜薬科大学　三田洞キャンパス・本館塔屋 2 階	市水　高架水槽	45	40
岐阜薬科大学　三田洞キャンパス・本館塔屋 2 階	市水　高架水槽	10	8
岐阜薬科大学・附属薬局	なし		
女子短期大学	市水　受水槽	10.5	8
女子短期大学	市水　受水槽		21

※その他、水槽車(10ｔ)を 6 車両配備

（２）留意事項

○停電により、電気ポンプが止まり、貯水槽の水を高架水槽に汲み上げることができなくなる。

○断水に備えた非常用水源を確保することが必要である。

○市民病院において、市水から井水への切替えには、現業職員による配管の接続替えの継続的な体制確保と知識の共有が必要である。また、院内配管に損傷を受けた場合など様々な状況に備えて、引き続き非常用水源を確保することが必要である。

（３）対策の方向性

○断水時の生活用水等の確保に向け、貯水槽を拡充する。

○断水時の生活用水の確保対策として、各消防庁舎は簡易貯水槽を組立て貯水する。

○時間外の供給切替に対応できる人員体制を確保する。（市民病院）

5.11. 燃料

（１）現状

○消防本部・各署において規制の範囲内で燃料を保有している。

○消防庁舎の機能維持や消防車両の安定確保を図るため、南消防署に自家給油設備（ガソリン 4,000ｌ、軽油 6,000ｌ）を保有している。

（２）留意事項

○発災時における燃料の確保に取り組む必要がある。

＊燃料補給車導入済み、通常契約スタンドに優先依頼、市危険物安全協会への依頼、岐阜県石油商業協同組合との協定

（３）対策の方向性

○市危険物安全協会に燃料の提供を依頼するとともに、岐阜県石油商業協同組合との協定に基づき供給される燃料を消防本部等の主要施設へ優先的に供給する。

○消防本部以下各消防署において、規制数量(少量危険物貯蔵所)内で備蓄、又は危険物の規制に該当しない数量の燃料を確保する。そのほか、燃料の使用状況、調達状況から燃料補給車に積載する補給用燃料(990ｌ)および南消防署に設置している自家給油設備の燃料を各消防署に配分する。

○屋外の火災予防上安全な場所に「岐阜市消防本部危険物施設の審査運用基準」に適合するよう措置を講じ、屋外貯蔵所における仮貯蔵として消防長、消防署長の承認を受け燃料を貯蔵する。（消防本部・各消防署）

6 業務継続力向上のための継続的改善

本計画は、一定の前提を踏まえて検討・策定したものであるため、これをもって業務継続体制が完成しているものではない。今後、災害発生時に実際に機能する計画とするためには、関連する各種マニュアル・計画等を各部局が整備していく必要がある。また、訓練・研修および災害経験による新たな課題を踏まえて計画の実効性等を点検し、是正していかなければならない。さらに、他の自治体の被災経験等を通して必要な対策を講じるなど、継続してレベルアップに取り組む必要がある。

（１）マニュアル等の整備

現在、災害発生時には、地域防災計画による各種対策を実施するため、各部において、災害応急対策マニュアルを作成している。本計画は、地域防災計画を具体化するとともに、各部の災害応急対策マニュアルの実行性をより高めるものとして位置付け、本計画に基づき新規に必要となるマニュアル等を整備するものとする。

（２）職員への教育・訓練

発災時における円滑な業務継続のためには、 本計画を全職員に周知し、業務継続の重要性および各自の職務等の理解を進めるとともに、訓練・研修等を通して職員の対応能力の向上を図ることが重要である。

○ 都市防災部は、本計画の説明会および研修を実施し、周知徹底を図る。

（３）検証・見直し

本計画を発災時に実際に機能する計画とするため、訓練や被災経験等を通して定期的に計画の実効性等を点検する。これを是正することで、本計画のレベルアップを図っていく。

○都市防災部は、本計画の適切な運用を実現するため、教育・訓練の評価を踏まえた見直しを適宜行う。また、地域防災計画の修正や、組織改革等が行われた場合にも、必要に応じて本計画の見直しを行う。

○各部局は、本計画に基づいて作成したマニュアルについて、教育・訓練の評価を踏まえた点検・見直しを適宜行う。また、本計画の見直しがあった場合には、必要に応じてマニュアルの点検・見直しを行う。

7 巻末資料

非常時優先業務シート（○○○○部）

部名	○○○○部	部内職員数（名）		従事予定場所から20km圏内に居住する職員数（名）		1ヶ月以内の従事の不可が見込まれる職員数（名）	

部内職員参集予測（名）※理論値	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）									担当（部）課
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
重複職員数（名）													
部内必要職員数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	

非常時優先業務シート（○○○○課）

課名	○○○○課	課員数（名）		従事予定場所から20km圏内に居住する職員数（名）		1ヶ月以内の従事の不可が見込まれる職員数（名）	

課員参集予測（名）※理論値	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●非常時優先業務

業務区分		項目	非常時優先業務	必要職員数（名）								
応	通			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
重複職員数（名）												
課内必要職員数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足数（名）				0	0	0	0	0	0	0	0	0

●休止する通常業務

業務名	再開する目安

課員参集予測（名）※実数値	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

BCP業務別シート

〇〇〇〇課（部）

業務No. 1

業務区分		非常時優先業務	必要最低職員数								
応	通		3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
		重複職員数（名） →									

ex.)A業務とB業務に従事する職員がいる場合は、A業務は「0」、B業務は「1」をカウントしてください。

業務概要	
目標レベル	

対応予定職員氏名

やるべきことリスト

※1 最低必要職員数以上の方を記載してもOK
※2 他の非常時優先業務と重複する職員はセルを黄色で色付け
※3 フルタイム・パートA・パートBの職員はオレンジ色で色付け（※職員数には含めない）
※4 対応職員が不足する場合は、一番下のセルを水色で色付けし、「不足職員●●名」と記載
※5 対応予定職員が多い場合、任意の様式に別途作成してください。（「※別途様式にて管理」と記載）

個人シート（○○　○○）

氏名	○○　○○	参集すべき場所	
所属	○○○○**部**○○○○**課**	参集可能時間	

※自宅から徒歩で参集場所に到着する時間（原則は徒歩での参集）
※歩くスピードは2㎞/hで計算、1日最大移動距離は20㎞
※21～30㎞圏内の者は「3日以内」、圏内30㎞以上の者は「1週間以内」を選択
※家から出るまでに＋1時間かかると想定（消防署職員は除く）
※長期休暇又は時短勤務の者は「参集不可」を選択
※その他勘案すべき事情がある者は自身の判断により選択

自宅から参集場所までの距離	0	**Km**

業務区分	No.	非常時優先業務	タイムライン								
			3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
応	①	○○○○業務									
通	②	●●●●業務									

※応＝応急業務、通＝優先すべき通常業務

業務詳細

①	○○○○業務
業務概要	
目標レベル	
やるべきことリスト	

②	●●●●業務
業務概要	
目標レベル	
やるべきことリスト	

減災教室

一般向け

編著：岐阜大学教授高木朗義　企画：一般社団法人 Do It Yourself　協力：岐阜県教育委員会　【一般向け2020.1】

まず ○△×で回答 → 次に ○＿＿個×5＝＿＿点 △＿＿個×2＝＿＿点 合計＿＿＿＿点 → 最後に やろうと思った項目の［いつやるか］に○印で回答

	Q	設問		○△×	いつやるか
地震から命を守る	Q1	自宅や勤務地（または学校）周辺における地震の危険性をハザードマップで確かめていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q2	自宅の耐震性は確保されていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q3	自宅でよく過ごす場所（寝室・居間・台所）の家具は転倒防止されていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q4	重い家具や本棚が倒れてこない所、照明やガラスが割れて落ちてこない所に、自分や家族は寝ていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q5	揺れた瞬間や緊急地震速報が流れた際、頭を中心に身を守る動作を取っていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q6	海の近くに出かけて（暮らして）大きな揺れがあった際、誰も避難していなくても、率先して高台に避難できますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
地震直後の対応	Q7	災害時でも使えるように、携帯電話やスマートフォンのバッテリーを常に持ち歩いていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q8	電気・ガス・水道が使えなくても、家族は１週間くらい食べられますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q9	停電しても、１週間くらい灯りと暖房を維持できますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q10	家族が別々の場所で地震にあった場合の連絡方法や集合場所など、地震対策について、家族で話し合っていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年

	Q	設問		○△×	いつやるか
風水害・土砂災害から命を守る情報収集や判断	Q11	自宅や勤務地（または学校）周辺における風水害や土砂災害の危険個所をハザードマップで確かめていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q12	自宅や勤務地（または学校）周辺における風水害や土砂災害の危険個所を自分の目で確かめていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q13	水平避難・垂直避難・待避を理解した上で、風水害や土砂災害が発生しそうな時の一時的な避難場所と避難方法を決めていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q14	行政の避難情報にかかわらず、自分や家族で避難を判断するために、降雨状況や河川水位などの情報を自ら見ていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q15	道路が浸水しており、一時的な避難場所へ移動する方が危険な場合、自宅などで過ごす準備ができていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q16	風水害や土砂災害の対策について、家族で話し合っていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
災害から命を守る近所づきあい	Q17	自治会（町内会）や子ども会、地域の清掃や運動会など、普段から地域活動に参加していますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q18	災害時対応や事前の備えについて、地域や近所の人と話し合っていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q19	近所で災害時に助けが必要な人を知っていますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年
	Q20	地域の防災訓練に、いつも参加していますか？			今日 / 1週間 / 1か月 / 1年

印刷・複写してご活用ください。※無断改編はご遠慮ください。

© 2015 岐阜大学教授高木朗義＆一般社団法人 Do It Yourself

編著：岐阜大学教授高木朗義　企画：一般社団法人 Do It Yourself　協力：岐阜県教育委員会　【一般向け2020.1】

参考情報①

阪神・淡路大震災では多くの方が「窒息・圧死」で亡くなった…

□阪神・淡路大震災の死亡原因

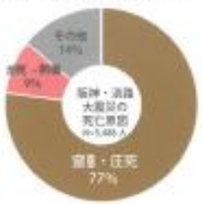

死者の 8 割以上が屋外で被災、防災行動での外出も…

□風水害は種類によって被災場所が違う

崖くずれでは犠牲者の 9 割近くが屋内で、木造 1 階での犠牲者が多い

□自ら危険に接近した犠牲者の行動理由

□犠牲者の被災した家屋の構造と被災階数

参考情報②

アプリ版やweb版では、設問の回答へのコメントと、できるようになるための情報を得ることができます。

地震から命を守る

Q6 海の近くに出かけて（暮らして）大きな揺れがあった際、誰も避難していなくても、率先して高台に避難できますか？

多くの人が自分は大丈夫、皆が避難していないから自分もしないという心理状況に陥ります。津波が来ずに避難が無駄になっても、何も無くて良かったと考えて、揺れたら避難してみませんか？「率先避難者」となるあなたはとても貴重な存在です。

是非、率先して避難することで全体の被害軽減にも貢献してください。

Q13 水平避難・垂直避難一時避難を理解した上で、風水害や土砂災害が発生しそうな時の一時的な避難場所と避難方法を決めていますか？

多くの人が、避難と言えば指定避難場所等への水平避難を想像します。犠牲者の多くは洪水時に屋外に出た人や土砂災害時に木造一階に居た人です。

命を守るためには、屋内に留まる待避や上階への垂直避難も重要な選択肢です。

地域／職場で取り組む人は Q21 ～ Q30 もやってみよう

		Q 設問	○△×	いつやるか
災害から命を守る訓練や交流	Q21	地震・風水害・土砂災害など、災害の種類を区別した防災訓練を実施していますか？		今日 1週 1か月 1年
	Q22	地域住民／職員が参加する災害図上訓練（DIG）を実施していますか？		今日 1週 1か月 1年
	Q23	応急救護やＡＥＤ、搬送など、救急救命訓練をしていますか？		今日 1週 1か月 1年
	Q24	他の地域・団体・企業等と情報交換や交流を行い、災害時にも助け合える関係ができていますか？		今日 1週 1か月 1年
災害から命を守る計画や体制	Q25	地域／職場が独自に防災計画を作成し、実行していますか？		今日 1週 1か月 1年
	Q26	地域／職場が独自に避難場所や避難所を用意していますか？		今日 1週 1か月 1年
	Q27	地域住民／職員だけで避難所を開設・運営できますか？		今日 1週 1か月 1年
	Q28	地域／職場の代表・責任者が不在時に災害が発生しても、十分対応できる体制が整っていますか？		今日 1週 1か月 1年
	Q29	地域／職場で、自助（このテストの設問 1～20）を促す取り組みをしていますか？		今日 1週 1か月 1年
	Q30	災害時に支援を要する人の安否確認や助け合う体制ができていますか？		今日 1週 1か月 1年

アプリ 減災教室™（WEB版）

組織防災・BCPに活かしませんか？

※用意するもの
□ WEBサイトにアクセスできるスマートフォンやパソコン（個人あるいは組織として１台あれば大丈夫です）
□ 担当者が事前にアプリ管理者（岐阜大学内）にメールで問い合わせ（E-mail: ceip-bosai@gifu-u.ac.jp）

- 職員や家庭の災害への備えは、組織として強制できない。
- 職員や家庭が被害を受けると、組織の機能は低下する。
- 物資の用意以外に、何を促せば良いのかがわからない。
- 何かをするなら、成果が見えないと続けられない。

アプリの効能

★宿題として「減災力テスト」をするだけでも、行動を促す効果が期待できる。
★職員（組織）の現状課題を把握することで、限られた時間で何に取り組むか参考になる。
★部署や職員の番号を入力することで、グループでの集計や改善評価ができる。

スマートフォンまたはパソコンで、
①「減災教室」で検索するか、②下のURLかQRコードからアクセス
http://gensaikyoushitsu.sakura.ne.jp/

「紹介者ID」に組織名を入力
※事前にご連絡ください（ceip-bosai@gifu-u.ac.jp）

集計データ！無償提供中！

✓ 実施率が低いQ10とQ15「家族会議」の100%実施を目標としてはいかがでしょうか？
→啓発・行動促進のための場づくりが必要です。
✓ 半年に1回程度、定期的に減災教室を実施することをおススメします。

➤ データを集計してグラフ化
⇩
➤ 組織としての課題と解決策を提案

①組織として課題を共有 例えば、回覧、チラシ、集会、勉強会など

②組織として防災行動を促進 例えば、Q11～13を課題として、自分の住む地区のハザードマップや危険個所の確認を促すような、任意参加の課題を出す。

③一定期間後に再テストを実施 効果把握と共に、改善策や次の課題を検討する。

アプリ 減災教室™（WEB版）

http://gensaikyoushitsu.sakura.ne.jp/

どなたでも、インターネット環境さえあれば、スマートフォンやパソコンで使用できます。

製作：岐阜工業高等専門学校 コンピュータ倶楽部

印刷・複写してご活用ください。※無断改編はご遠慮ください。

© 2015 岐阜大学教授高木朗義＆一般社団法人 Do It Yourself

岐阜市避難計画

１　計画の目的

本計画は、各種災害において避難が必要な場合の対策として、地域防災計画に規定される各種対策を円滑に実施し、市民の安全確保に寄与するとともに、長期避難時の良好な生活環境確保による市民の安心に資する。

２　計画の想定

市地域防災計画において、災害の要因として、地理的条件に起因する平野部における水害（長良川の決壊）、山間部における水害（土地崩壊、土砂流出等）及び市北東部における林野火災にあわせ、中心市街地繁華街（柳ヶ瀬）で発生する火災などが、本市にもたらす被害が甚大であるとしている。

また、南海トラフに沿って繰り返し発生している海溝型巨大地震や、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯で発生する内陸型地震が、市に重大な被害を及ぼすものとし、これらへの災害対応を求めている。

なお、被害の想定としては、台風（昭和 34 年伊勢湾台風）及び水害（昭和 51 年 9.12 豪雨被害）並びに本市が行った災害被害想定調査における南海トラフ地震及び本市への影響がもっとも大きい揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯での内陸型地震の災害被害想定結果を活用することとしている。

３　用語の意味

○ ハザードマップ

各種災害における被害、影響がある範囲を過去の災害被害やシミュレーションを行った結果に基づき想定した地図を中心に、災害関連情報を掲載したものを言う。本市では、地震、洪水（長良川、長良川支川等）、内水、土砂災害、ため池ハザードマップを作成している。

○ 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民等が身を守るための安全な避難先として市が指定する、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

公園、グランドなどの屋外の空地のほか、風水害時に身を守るために避難する学校、公民館等の施設が該当する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねる場合がある。

各自主防災組織は、指定避難所への避難が、組織的かつ円滑に行えるよう、一時的に避難（集合）する場所を、指定緊急避難場所の中から選定しておく。

なお、風水害の場合、状況によっては屋外を移動して指定緊急避難場所

を目指すほうが危険な場合もあることから、状況に応じ、屋内退避、垂直避難により身の安全を確保する。

○ 広域避難場所

大規模災害による市域全域への被害に対応するため、概ね 10ha 以上の空地を広域避難場所と定めている。

○ 指定避難所

災害による家屋被害を受け、自宅で生活できない避難者が、一定期間避難生活を送るための建物を市が指定し、市民に周知している。

なお、避難所の指定は、岐阜市避難所指定基準により実施する。

- 指定一般避難所
  住宅の回復、応急仮設住宅等への入居又は災害危険の解消までの間の宿泊場所
- 指定拠点避難所
  指定一般避難所のうち、市が公共備蓄（食・飲料、生活必需品、資機材等）を行っており、かつ、被災者の収容及び支援の拠点となる避難所（各地区１施設を指定）
- 指定福祉避難所
  身体の障がいなどにより、一般的な避難所での生活に支障をきたす避難者のために、市が覚書を締結した社会福祉施設等

○ その他災害時に受け入れが可能な施設

指定避難所以外に、災害時に避難者の受け入れが可能な民間施設を確保する。確保する施設は、岐阜市避難所指定基準を準用し選定する。

○ 避難（経）路

住宅～指定緊急避難場所～指定一般避難所に至る経路で、災害時の危険要因を考慮し住民等が設定する道路

避難（経）路となる基準は以下のとおり

１　道路幅員（現況）が７m以上の路線
　なお、一部区間のみ７m以上の路線は対象外
２　指定緊急避難場所から第１項で規定する道路へ通じる最短の道路
３　第１項で規定する道路から指定拠点避難所へ通じる最短の道路
４　指定緊急避難場所及び指定拠点避難所の外周道路
５　その他特別な事情により避難路に位置づけることが適切と認められる道路

○ 避難行動要支援者

災害発生時に、避難にあたり自力で避難することが困難な者。

(1) 市は、以下に掲げる要件に該当する要配慮者に対して、「避難行動要支援者名簿登録に係る意向調査書」（避難行動要支援者名簿登録申請書）」により、名簿登録に係る意向を調査し、「避難のための支援が必要」と申し出た者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿に登録する。

区分	要件
①高齢者等	６５歳以上の高齢者で、ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯、寝たきり又は認知症の届出をしている者 要介護度認定を受けている者（要介護度１～５）
②身体障がい者	身体障害者手帳所持者（１～６級）
③知的障がい者	療育手帳所持者（Ａ・Ａ１・Ａ２・Ｂ１・Ｂ２）
④精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（１～３級）

⑵ 調査書の提出がない場合は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者を避難行動要支援者として取り扱い、避難行動要支援者名簿に登録する。該当しない場合は、避難行動要支援者名簿に登録しないものとする。

区分	要件
①高齢者等	６５歳以上の高齢者で、ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯、寝たきり又は認知症の届出をしている者 要介護度認定を受けている者（要介護度３～５）
②身体障がい者	身体障害者手帳所持者（１級・２級又は３・４級（下肢・体幹・脳原性移動機能障害））
③知的障がい者	療育手帳所持者（Ａ・Ａ１・Ａ２）
④精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（１級）

○ 避難確保計画

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水防法や土砂災害防止法等の関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に係る具体的計画を策定する。

特に浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域内に立地し岐阜市地域防災計画に位置付けられた、要配慮者利用施設については、「避難確保計画」を策定し保安対策を実施する。

※避難確保計画策定施設の管理者等は、避難確保計画の作成・訓練の実施、報告が義務となります。

４　計画の修正

本計画は、被害想定や都市・社会情勢の変化にあわせ、必要に応じ適宜修正を行うとともに、国の防災基本計画、県の地域防災計画及び原子力災害対策指針等の改正により、市防災計画に修正の必要が生じた場合、これに整合する計画とするものとする。

また、避難所機能（施設周辺環境による適応災害や必要資機材備蓄等）の現状把握に努め、必要となる避難スペースを確保することを前提とし、さらに避難所の指定や整備について検討を行い、今後本計画に反映することにより、本市の避難体制の充実を推進する。

５　避難に関する情報及び基準

（１）地域防災計画において市が発令する避難に関する情報及びその基準は、以下のとおり定められている。

（一般対策計画第２章第６節避難対策、第３章第１６節避難対策）

（１）高齢者等避難（警戒レベル３）
①河川水位が避難判断水位に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき ②堤防の軽微な漏水、浸食等が発生したとき ③大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」となり、土砂災害警戒情報に関するメッシュ情報（土砂災害危険度判定）において、土砂災害警戒情報の発表基準に達するおそれがあるとき ④大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき ⑤その他の災害において、避難行動要支援者等が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性があるとき
（２）避難指示（警戒レベル４）
①河川水位がはん濫危険水位に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき ②堤防の異常な漏水・浸食等が発生したとき ③土砂災害警戒情報の発表されたとき ④土砂災害危険度分布で「危険（紫）」となったとき ⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）など土砂災害の危険性が著しく高まったとき ⑥その他の災害において、人的被害が発生する可能性が高くなったとき
（３）緊急安全確保（警戒レベル５）
①河川水位が堤防高を超えると予想されるとき ②各水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達するおそれが高いとき ③漏水・浸食の進行や亀裂等により堤防の決壊のおそれが高まったとき、決壊や越水・溢水が発生又は氾濫発生情報が発表されたとき ④土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）で「災害切迫（黒）」となった場合 ⑤土砂災害が発生したとき ⑥大雨特別警報（浸水害、土砂災害）が発表されたとき ⑦その他の災害において、人的被害の発生する可能性が著しく高くなったとき

なお、各情報発信等の実施判断は、各種災害関連情報及びデータに基づき「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、防災監及び担当本部員（部長）が協議のうえ、本部長（市長）に具申し、地域防災計画に規定の実施責任において判断する。

（２）南海トラフ地震について、気象庁から南海トラフ沿いの大規模地震の発生

の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

このうち「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応を取りやすいよう、情報名の後にキーワードを付記し発表される。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表	（調査中）	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	（巨大地震警戒）	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計等で有意な変化としてとらえられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合
	（調査終了）	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う避難の呼びかけは、岐阜市地域防災計画地震対策計画第３章第１６節避難対策における、対象地域への「高齢者等避難」の発令時と同様の手法で行う。

（３）原子力災害について、緊急モニタリング結果、原子力災害対策指針の運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）及び原子力施設等の状況を踏まえた国の判断に基づき防護措置を行うことを基本とする。

国からの指示がない場合には、県が独自の判断に基づき行う指示に従い対応することを原則とする。

- 初動時における予防的対応

ア　県は、国の指示又はモニタリング結果等に基づく独自の判断により県が

必要と認める地域について屋内退避を指示する。

イ　市は、県からの指示に基づき、屋内退避の指示等必要な応急対策を実施する。その際、確実に屋内退避指示を周知徹底するために、原則として、屋内にとどまり外出しないこと、国、県及び市からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること等について、あらゆる手段を用いて住民に対する広報を行う。

・　避難等に係る判断、指示

ア　国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリング結果、原子力災害対策指針の運用上の介入レベル（OIL）、原子力施設の状況等を踏まえ、必要となる防護措置を県に伝達する。

イ　県は、国からの指示案を、市に伝達する。なお、避難等の判断は国による判断を基本とするが、特に速やかな避難が必要と認めた場合は、国及び市の意見を聞いた上で、県の判断により、避難等を指示する。

なお、本部長（市長）は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

ウ　市は、避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する県の意見を踏まえ、避難指示等の実施について判断し、避難の指示を行う。住民避難の支援が必要な場合には県に支援を要請するものとする。

６　避難に関する情報の伝達

市は、災害状況により市域に避難に関する情報を発する場合、以下の方法により該当する区域及び相手を明確とし情報の伝達を行う。

（１）　同報系防災行政無線（市民）
（避難指示、緊急安全確保の伝達を行う場合は、必要によりサイレンの吹鳴を行う）

（２）　緊急速報メール（市民）

（３）　市 HP 及びヤフーHP、市公式フェイスブック、市公式 LINE、市公式Ｘ（旧ツイッター）（市民）

（４）　ラジオによる緊急割込み放送（市民）

（５）　各種報道機関（市民）

（６）　広報車による巡回広報（市民）

（７）　電話及び自治会連絡協議会タブレット（関係する自主防災隊長等）

（８）　岐阜市気象・災害情報等メール配信サービス（職員及びユーザー登録した市民）

（９）　スマートフォンアプリ「防災速報」「防災サポート」等（登録した市民）

（10）移動系防災行政（ＭＣＡ）無線（職員及び防災関係者等）

（11）避難誘導実施者による戸別訪問（市民のうち非避難世帯）

７　避難に関する情報等の伝達内容

避難情報を発信する場合には、以下に記載の項目を円滑かつ判りやすく伝達するよう努める。

（１） 岐阜市からの情報伝達であること。
（２） 警戒レベル
（３） 発表（発令）時間
（４） 該当地域
（５） 市民に求める行動
（６） 当該情報の発令した元となる要因
（７） 市の体制（避難先や避難所の開設状況：避難所名称等を含め伝達）
（８） その他注意事項

※ 伝達（広報）例は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」の例による。

８　避難に関する情報を得た場合の市民に求める行動（原則）

避難情報の区分により、市民は以下のとおり行動する。なお、時期を失するなどにより、避難することが危険な場合があるため、これらの場合は、近隣若しくは自宅等の最も安全な場所で待機する。（情報伝達の際、注意を促すなどの対応に心掛ける）

区分	住民に求める行動
高齢者等避難 （警戒レベル３）	特に避難に時間を要する避難行動要支援者等は、指定緊急避難場所等へ避難行動を開始（支援者は支援開始） 上記以外は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備開始
避難指示 （警戒レベル４）	危険な場所から全員避難するよう、指定緊急避難場所等への避難行動を開始 ※警戒レベル４までに危険な場所から全員避難
緊急安全確保 （警戒レベル５）	災害が実際に発生している又は災害発生が切迫しているため、命を守る行動および直ちに安全確保

区分（原子力）	住民に求める行動
屋内退避準備	長期間の屋内退避に備えた食料備蓄等（目安７日間）の確認・補充
屋内退避指示	災害が実際に発生している又は災害発生が切迫しているため、命を守る行動および直ちに安全確保

９　初動体制

（１）職員の初動体制

職員は、避難関連情報を覚知した場合は、迅速な応急対策を実施するため、あらかじめ定められた場所に地域防災計画の規定に基づき（一般対策計画第３章第２節災害対策活動要員の確保）参集する。

なお、災害状況により地域の状況把握や自主防災活動の支援等を行うため、地域防災計画に基づき職員を派遣する。（地域派遣職員）

地域派遣職員は、協力して避難所運営マニュアル、避難所運営マニュアル（指定管理者編)、避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）に基づく活動を実施する。

なお、職員は派遣場所のみにこだわらず、当該派遣地域内の他の避難所などに注意するなど、自主防災組織等と連携して地域内全域の状況把握に努めること。

（２）自主防災組織の初動体制

避難関連情報を覚知した自主防災組織は、各地域の防災コミュニティ計画に基づき参集し、各担当業務を開始する。なお、各業務にあたる場合、安全管理に最大の注意を払い、特に地域災害対策本部の設置や避難所開設時には、建築物の安全性（災害による被害）を考慮して行動するなど、避難所運営マニュアル記載の行動要領を順守すること。

（３）避難誘導にあたる者

地域防災計画や消防計画及び水防計画並びに各種マニュアル等に基づき、本部長の指示に従い担当者は避難誘導を開始する。

１０　避難誘導

避難誘導は、自主防災組織が地域防災コミュニティ計画に基づき主体となって実施するが、市はこれを支援する。災害状況により、誘導者の二次災害防止のため、避難指示が発令された時点で避難広報をしながら誘導者も避難し、災害対策本部の指示により安全確認後に再開する。（掘り込み河川などで越水等喫緊の危険が無いと判断される場合は継続する）

（１）初期段階

市は、初期段階における情報伝達の優先度を重視し、各組織が協力し避難広報巡回をもって避難誘導を実施する。

高齢者等避難発令から避難指示発令までの間の避難行動（また、すべての避難指示解除後の避難先からの帰宅）の際、通常運行中のコミュニティバスを利用した場合の運賃を無料とする。

（２）中期段階

情報伝達活動の進捗状況や災害経過に比して、避難状況が思わしくない場合は、自主防災組織や消防団及び警察等に依頼し、電話連絡や戸別訪問による確認を依頼し、これに協力する。なお、避難誘導は区域や、業務終了時の集合場所を決めるなどして効率よく行うよう心がけ、避難完了世帯の確認を名簿や住宅明細図等を活用して情報共有に努め、二重避難誘導を避ける対策を講じること。また、屋外を移動して避難することで被災する可能性があり、屋内に留まっていた方が安全な場合は、上階、屋上への移

動（垂直避難）も含め、屋内での退避による安全確保を指導すること。

（３）終期段階

自主防災隊（団）長を中心に各避難誘導者と協議し、最終確認を行う。なお、災害状況により、現場の消防隊や警察及び災害対策本部の判断により避難誘導中断、終了の判断を迫られた場合は、安全側に立ってこれらに従うこと。この場合、災害対策本部に専門職員の応援要請などを行い、安全確認を早急に実施し、早期再開に努めること。

（４）避難誘導重点区域

「避難情報の判断・伝達マニュアル」や「河川の増水時に関する対応基準（境川）」など、過去の災害状況などを参考に検討した被害（避難）想定や、あらかじめ定めた広報実施区域を参考に、災害状況を見極めたうえ臨機に対応する。

１１　避難所開設・避難所運営

当該地域の「地域防災コミュニティ計画」や「避難所運営マニュアル」、「避難所運営マニュアル（指定管理者編）」、「避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」に準じ自主防災組織や指定管理者等（避難所運営組織）の支援にあたる。なお、常に災害対策本部と情報を密にし、情報共有することを心掛ける。

１２　避難所の機能

通常の指定拠点避難所は以下の機能を有している。

区分	内容	備蓄の考え方
開設用品	開設セット１セット	各指定拠点避難所に均等に配置している
情報伝達機材	移動系（ＭＣＡ）無線１機	
非常食	アルファ化米 クラッカー バランス栄養食	南海トラフ地震発生時の避難者数を想定し、指定拠点避難所に備蓄している。
飲料水	ペットボトル	
寝具	毛布	
保管施設	備蓄倉庫	

区分	内容	備蓄の考え方
感染症対策 環境備品	間仕切り（段ボール・ナイロン） ロールマット 屋内型避難所用テント ワンタッチパーテーション ロールフィルム 簡易ベッド 感染対策災害時清掃キット 非接触式体温計 フェイスシールド 雨合羽（感染防止用） マスク 手指消毒用アルコール ディスポ手袋 ペーパータオル 汚物圧縮保管袋 汚物圧縮保管袋収納ＢＯＸ 圧縮保管袋空気抜き専用ポンプ	南海トラフ地震発生時の避難者数を想定し、指定拠点避難所に備蓄している。
トイレ	簡易トイレ 障害者対応（肘付）トイレ マンホールトイレ ポータブルトイレ 要配慮者用トイレ	
衛生用品	救急箱 生理用品 おむつ（大人、子供用） おしりふき 分娩セット	
対応資機材	救助セット 10 セット 折り畳みリヤカー5 台 発電機３台 投光器５器 発電機用燃料（3 日分） 消火ポンプ１式 防雨シート 携帯電話充電器 浄水機１機	
対応施設	耐震性貯水槽	

※ 各地域防災コミュニティ計画により、地域内分散配置や備蓄品の増量を図っている地域もある。（上記は地域毎の公共備蓄の原則）
※ 指定拠点避難所の他、市立中学校等に食料、飲料水、組立式トイレを備蓄している。
※ 非常食、飲料水については、想定以上の避難者の発生する可能性を考慮し、南海トラフ地震の想定避難者数分に加え、１８,５００人分を防災センター、北部防災備蓄拠点（都市防災部八代倉庫）、南部防災備蓄拠点（旧岐阜南消防署）に集中備蓄している。

１３　今後の避難施設の機能に係る検討

指定緊急避難場所・指定一般避難所等は立地条件の違いにより、災害種別毎にその有効性が異なる。

このため、市は、各施設の被害想定区域との重複状況を確認のうえ、災害ごとの使用可否を明らかにし、ハザードマップ及び岐阜市総合防災安心読本の配布、アプリケーション版の配信、施設への看板設置により周知するとともに、必要に応じ、指定の解除や代替施設の指定を行う。

また、指定避難所については、被害想定区域との重複状況と、設備・構造等の現状を併せてカルテ形式で取りまとめるとともに、「岐阜市避難所指定基準」を策定している。

今後も、避難所の更なる機能強化を行い、出来る限り快適に過ごすことができる避難所の整備に努める。

１４　職員及び消・水防団員の避難（退避）

職員及び消・水防団員は、災害発生時に避難誘導をはじめ、消火、水防活動のため、被災現場の最前線で活動しなければならない。

このような応急対策を実施する場合には、余震や水防施設の損壊等による新たな災害が発生することも予測されるため、現場責任者（指揮者）は、これによる二次災害防止を率先して図らなければならない。

このため、被災現場の活動に際し、以下の事項に留意し安全な活動の実施に努めることにより二次災害の発生を防がなければならない。

⑴ 警戒区域の設定

災害応急活動に際しては、災害対策基本法第 63 条、消防法第 28 条、水防法第 14 条等、各根拠法に基づき「警戒区域」を設定するなどして、活動の円滑化を図るとともに、区域内に所在する人員の把握に努め緊急事態に備えるものとする。

⑵ 緊急退避場所の検討

災害応急活動を開始する場合には、活動員に及ぼす危険要因及び緊急的に退避できる場所等を事前検討し、活動員及び災害対策本部に周知すること。

⑶ 緊急退避の情報伝達

各組織は、災害状況による退避の必要がある場合に、一斉に伝達可能となる情報伝達体制の確立に努める。なお、応急対策には、各組織相互間の連携が不可欠であることから、活動開始前に緊急退避について協議するなど意思疎通を図ること。

⑷ 活動状況の把握

災害対策本部は、現場活動状況を把握し、現場危険に直結する情報の伝達など、二次災害危険防止の支援に努める。

このため、現場責任者は、MCA 無線等を活用し、活動内容、人員状況、現場状況の変化等を随時報告するとともに、必要な情報を求めるものとする。

⑸ 安全の確認

応急対策を実施する対象について、安全が確認できない場合は活動に着手せず、安全な場所に待機し災害対策本部と協議のうえ活動開始を決定するよう努める。

災害対策本部は、安全確認等のため必要な要員を現地に派遣し安全に配慮した活動ができるよう努める。

⑹ 避難誘導については、**10 避難誘導**に記載のとおり、二次災害防止の観点から、避難指示が発令された時点で避難広報を継続しながら避難誘導実施者も一時避難することを原則とする。

なお、この場合、早急に災害対策本部と協議のうえ、安全確認ができ次第再開するものとする。（避難指示が発令された場合であっても掘り込み河川の越水等、喫緊の危険が無いと判断される場合は継続する）

避難誘導実施者は常に災害状況は変化することを意識し、現場の消防隊や警察及び災害対策本部の判断により避難誘導中断、終了の判断を迫られた場合は、安全側に立ってこれらに従うこと。この場合、災害対策本部に専門職員の応援要請などを行い、安全確認を早急に実施し、早期再開に努めること。

岐阜市災害時受援・支援計画

平成２５年２月
平成２６年２月修正
平成２７年２月修正
平成２８年３月修正
平成２９年３月修正
平成３０年３月修正
平成３１年３月修正
令和２年４月修正
令和３年４月修正
令和４年４月修正
令和５年４月修正
令和６年３月修正

岐阜市

— 目　　次 —

＜はじめに＞

第１編 受援計画 1
Ⅰ 基本的な事項
１ 基本的な考え方 2
２ 受援実施体系図 2
３ 災害対策本部・地域災害対策本部の役割 3
Ⅱ 自衛隊・広域緊急援助隊・緊急消防援助隊等の受援に関する計画
１ 要旨 7
２ 応援部隊の受援に関するスキーム 7
３ 災害対策本部の役割 8
４ その他各機関の役割 8
５ 大規模災害発生直後の各省庁への要請等の手続 9
６ 応援部隊の救助活動拠点の確保 10
７ 応援部隊を救助活動拠点へ誘導するための情報提供 11
８ 応援部隊への支援 12
Ⅲ ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）・ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）・保健師・上下水道事業部の職員・環境部の職員・応急危険度判定士等専門職員の受援に関する計画 13
Ⅳ 復興に向けた職員の受援に関する計画 13
Ⅴ 物資の受援に関する計画
１ 要旨 14
２ 物資の受援に関するスキーム 14
３ 物資調達の概要 15
４ 物資調達に関する活動 15
５ 義援物資の取り扱い 17
Ⅵ 広域避難
１ 要旨 18
２ 広域避難に関するスキーム 18
３ 広域避難に関する圏域連携 20
Ⅶ 様式集 21
Ⅷ 参考資料 26
Ⅸ 関係機関の連絡先 38

第２編 支援計画 39
Ⅰ 基本的な事項
１ 基本的な考え方 40
２ 支援実施体系図 40
３ 緊急支援本部・復興支援本部の役割 41
４ 支援内容の検討 43
５ 被災地へ派遣する職員について 43
６ 被災地へ派遣する車両について 44
７ 経費負担 44
８その他 44
Ⅱ 人員の支援に関する計画
１ 要旨 46
２ 職員派遣派遣職員等の検討 46
３ 支援決定後の検討及び実施 46
４ 想定される支援要請 46
Ⅲ 物資の支援に関する計画
１ 要旨 48
２ 支援物資等の検討 48
３ 想定される支援要請 49
４ その他 49
Ⅳ 義援金品の受付に関する計画
１ 要旨 50
２ 市民からの義援金について 50
３ 義援物品について 50
４ 市からの義援金の検討 51
５ 職員からの義援金の募集 51
Ⅴ 避難者の受け入れ、支援に関する計画
１ 要旨 52
２ 避難者への住居宅提供に関するスキーム 52
３ 避難者への支援に係る情報等の流れ 53
４ 避難者への住居宅提供 53
５ 避難者への支援 53
Ⅵ 広域避難者の受け入れ
１ 要旨 56
２ 広域避難者の受け入れに関するスキーム 56
３ 広域避難者の受け入れについて 57
Ⅶ 様式集 59
Ⅷ 参考資料 67

＜はじめに＞

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、「超」広域で被害が発生し、発生直後から多数の応援部隊〔自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊〕が全国から被災地に集結した。岐阜市においても、地震発生直後から、多数の応援部隊〔緊急支援物資の搬送隊、緊急消防援助隊、医師、保健師、上下水道事業部の職員、環境部の職員等の専門職員、復興に向けた土木・建築職員、事務職員等〕を派遣している。

岩手県の内陸と沿岸の中間地にある遠野市では、早くから宮城県沖地震を見据えた後方支援拠点整備構想を掲げ、大規模な訓練を重ねていたため、地震発生直後から自衛隊などの応援部隊が同市の遠野運動公園に集結し、迅速な応援活動を展開するなど、同市は沿岸被災地の後方支援拠点として重要な役割を果たした。

一方、平成７年に発生した阪神・淡路大震災では、神戸市災害対策本部に２ヶ月あまりの間で約４３万個の小包（救援物資）が届けられ、搬送拠点と倉庫だけで最大 22,400 平方メートル分の建物を確保しなければならなかった。

また、平成１６年の新潟中越地震でも、県の保管施設の準備がなかったため、救援物資が一時的に集積された新潟空港に滞留し、円滑な配分が１週間程度行われなかった。

さらに、平成２８年熊本地震では、災害応急活動で地方公共団体からの要請を待たず迅速に支援物資を被災地に届ける支援として、国による「プッシュ型」による物資の支援が初めて本格的に実施されたが、県の物資集積拠点が被災により使用不能となったこと、物資の仕分けや管理ノウハウの欠如、人員不足により、発災当初、物資拠点に物資が滞留したことから、「物資拠点から避難所まで」の輸送が機能せず、被災者に支援物資が十分に行き渡らなかった。

これらの教訓を踏まえ、本市は、大規模災害が発生した場合に想定される市外からの救援物資や自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受け入れ体制について、基本的ルールを定めた「受援計画」及び他市を支援する場合の基本的ルールを定めた「支援計画」を策定する。

なお、岐阜県は、「岐阜県災害時広域受援計画」を策定（毎年度改訂）している。

第１編　受援計画

＜受援計画＞

本計画は、地震等大規模災害が発生した場合に想定される、市外からの救援物資や応援部隊を、効率的・効果的に受け入れ、災害応急対策を実施するためのものである。

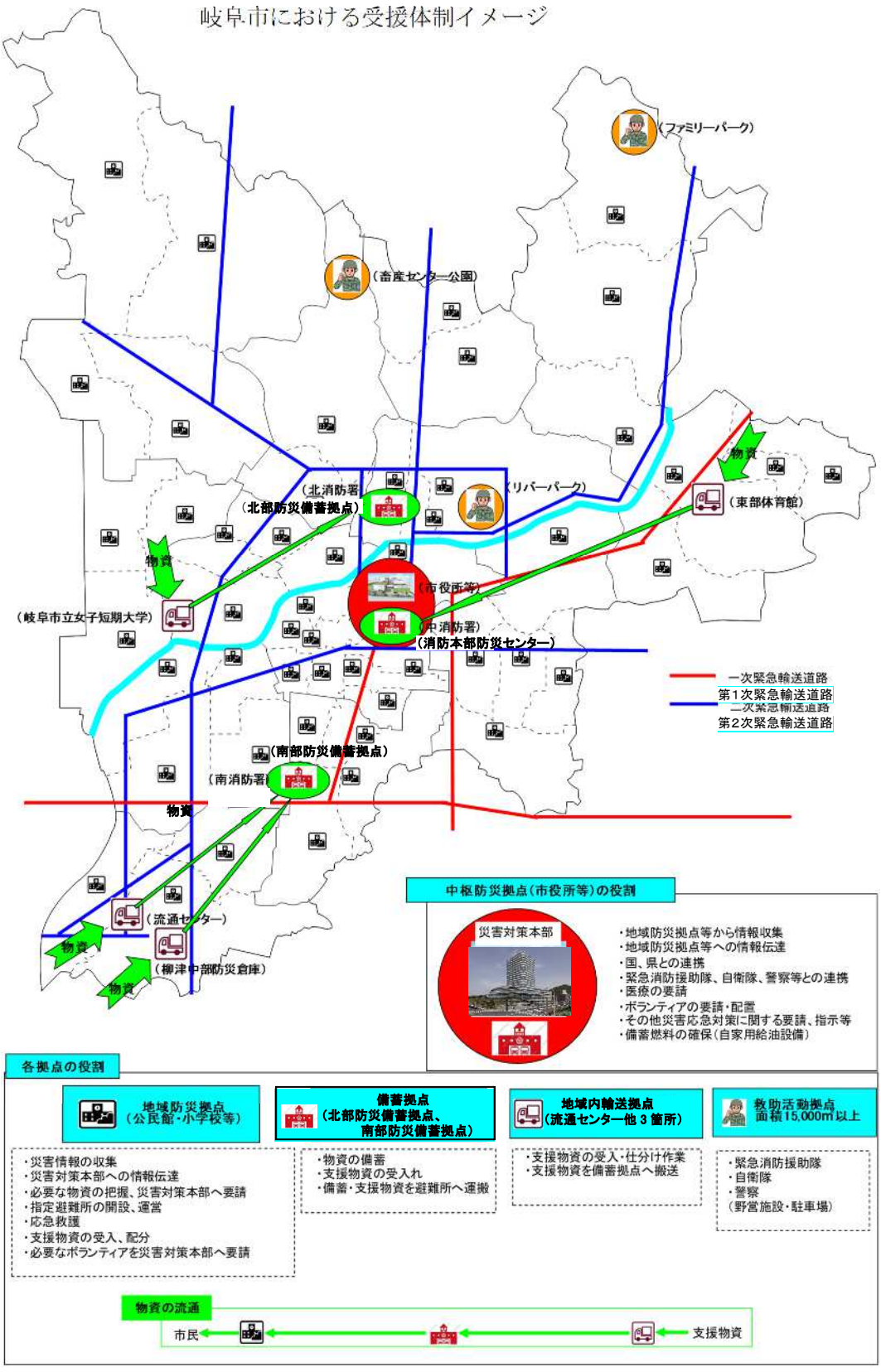

Ⅰ　基本的な事項

1　基本的な考え方

（1）本計画は、岐阜市地域防災計画に基づき、地震等大規模災害の発生により岐阜市が被災した場合、市外からの応援を受け入れるために必要な事項を定めたものである。

（2）本計画に基づき、地震等大規模災害発生時に、速やかに応援を要請し、応援を受け入れ、効率的・効果的な災害応急対策を実施するとともに、被害状況に応じて適切に対応する。

（3）本計画は、受援、支援等を通じた検証や、市はもとより、国、県及び防災関係機関の体制の変更、地域防災計画等の改正に応じて、定期的に見直しを行う。

2　受援実施体系図

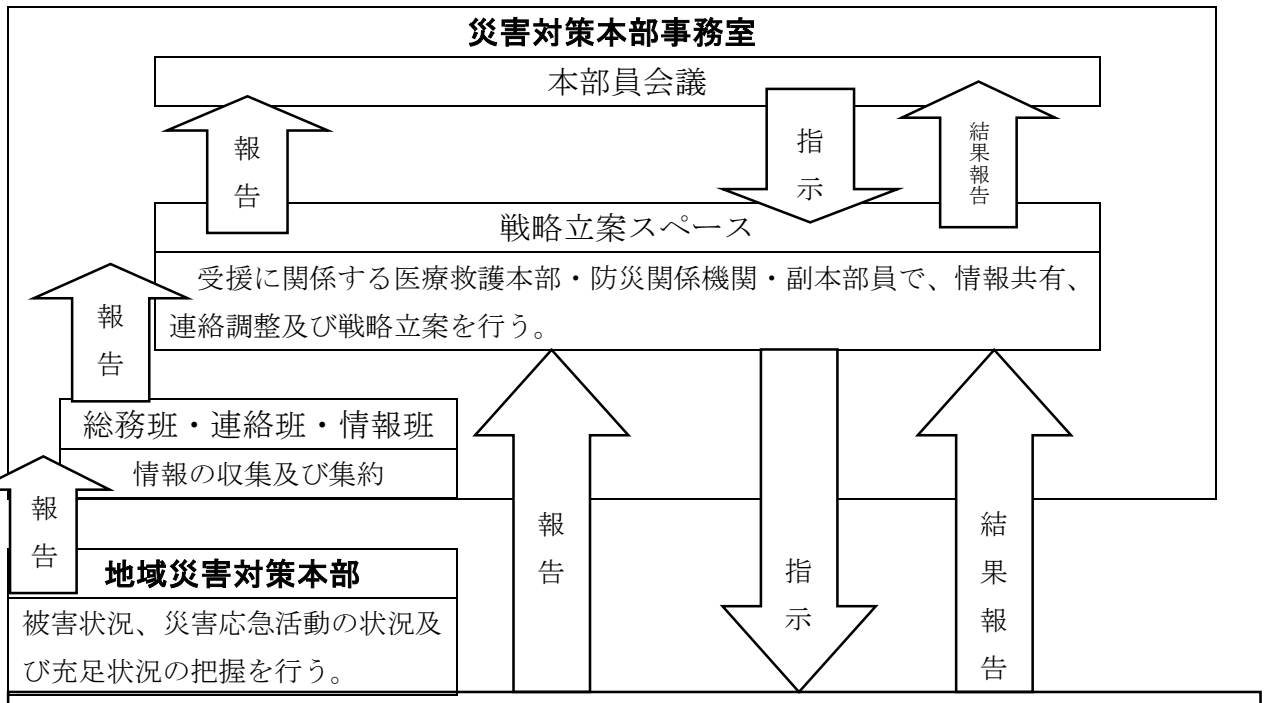

各部

実施項目	担当部
市の被害状況等の収集	災害対策本部事務室
災害救助法適用等事務	災害対策本部事務室
救助活動等に係る経費の管理	財政部
岐阜県災害対策本部、県岐阜支部への各種要請	災害対策本部事務室
応援部隊及び他都市からの職員の受け入れ	災害対策本部事務室
応援部隊及び他都市からの職員の総合管理	行政部
応援要請、連絡調整及び活動管理	
（要請部隊）自衛隊及び広域緊急援助隊	災害対策本部事務室・消防本部
緊急消防援助隊	災害対策本部事務室・消防本部
ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）	災害対策本部事務室・消防本部
岐阜ＤＷＡＴ（岐阜県災害派遣福祉チーム）	災害対策本部事務室
医療救護班	医療救護本部

ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム） （要請職員）医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、 薬剤師、保健師、精神保健福祉相談員 及び管理栄養士等 応急危険度判定士 （要 請 先）日本水道協会等 全国都市清掃会議、環境省	保健衛生部 保健衛生部 まちづくり推進部 上下水道事業部 環境部
応援要請及び連絡調整 （要 請 先）災害相互応援協定締結市 全国市長会 中核市市長会 その他加盟協会	 災害対策本部事務室 市長公室 災害対策本部事務室・企画部 所管部
応援部隊の誘導	基盤整備部
救助活動拠点開設の確認	消防本部
臨時離着陸場の運用	消防本部
救助用資機材の確保	基盤整備部
ライフライン関係事業者との連携	経済部
各種協定による物資調達等の要請及び連絡調整	災害対策本部事務室・企画部
他都市からの救援物資の受入れ及び管理	経済部
地域内輸送拠点、備蓄拠点の開設、運営等の管理	経済部
歴史的文化遺産の復旧に必要な人材・資材の受入れ	都市建設部 ぎふ魅力づくり推進部
復興に向けた職員の応援要請、受入れ、連絡調整及び管理	行政部
復興に向けた生活必需物資、復旧資材等の供給確保	経済部、まちづくり推進部
消費物資の市民への影響度合い調査	市民生活部

3　災害対策本部・地域災害対策本部の役割

（1）基本的業務

ア　災害対策本部事務室は、効率的・効果的な応援を受けるために、被害状況、災害応急活動の状況及び充足状況を、地域災害対策本部からの報告により把握する。

イ　担当部は、災害対策本部が把握した情報を基に、実施項目について実施に向けた検討を行う。

ウ　受援に関係する医療救護本部、防災関係機関、副本部員は、災害対策本部が把握した被害状況等及び各部が検討した実施項目から、本庁舎６階の戦略立案スペースで、情報共有、連絡調整及び受援に関する戦略立案を行う。

エ　本部長、副本部長、本部員は、本部員会議で各種報告を受け、協議を行う。

オ　災害対策本部事務室は、状況を取りまとめて岐阜県災害対策本部に報告する。

※なお、岐阜県災害対策本部は、広域的な応援を円滑に受け、かつ、災害応急対策を効果的に実施するため、必要に応じ国の現地対策本部と調整会議を行うこととしている。

（２）応援要請及び応援部隊の活動管理

ア　担当部は、災害対策本部が把握した被害状況等に応じて、応援要請を行い、要請先との連絡調整を行う。

イ　応援部隊の活動管理は、原則として災害応急対策及び災害復旧実施担当部が行う。

ウ　自衛隊及び広域緊急援助隊については災害対策本部で行うが、消防本部及び緊急消防援助隊との連携が重要なため、消防本部は災害対策本部に必要な要請を行う。

※なお、全国知事会への応援要請については岐阜県災害対策本部が行うこととなっている。

（３）受援に必要な拠点の指定

ア　自衛隊、広域緊急援助隊等の応援部隊及び支援物資を円滑に受け入れる体制を整えるため、「救助活動拠点」、「地域内輸送拠点」及び「備蓄拠点」を指定する。

イ　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）、保健師、上下水道事業部の職員、環境部の職員、応急危険度判定士等の専門職員の拠点の確保については、災害応急対策実施担当部で行う。

ウ　復興に向けた職員の拠点の確保については、災害復旧実施担当部で行うが、滞在のための住居等の受け入れに関する事項については、行政部が行う。

＜防災拠点＞　　（以下、＊は県計画にリストアップ(岐阜市内分)）

救助活動拠点

名称	所在地（住所）	面積
＊岐阜市畜産センター公園	岐阜市椿洞字中野 776-4	261,165 ㎡
＊岐阜ファミリーパーク	岐阜市山県北野 2081	115,500 ㎡（森林部分除く）
＊岐阜県立岐阜北高等学校	岐阜市則武清水 1841-11	5,000 ㎡
＊ＯＫＢぎふ清流アリーナ	岐阜市薮田南 2 丁目 1-1	4,856 ㎡
＊岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1	1,848 ㎡
＊岐阜競輪場駐車場	岐阜市東栄町 5 丁目 16-1	7,331 ㎡
＊岐阜市東部体育館	岐阜市芥見 4 丁目 68	1,224 ㎡
＊リバーパークおぶさ	岐阜市長良雄総地先	33,634 ㎡

地域内輸送拠点

名称	所在地（住所）	面積
＊岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1	1,317 ㎡
＊岐阜市東部体育館	岐阜市芥見 4 丁目	1,224 ㎡
＊岐阜市柳津町中部防災施設	岐阜市柳津町丸野 2 丁目 52	165 ㎡
＊岐阜流通センター協同組合連合会	岐阜市柳津町流通センター内	6,800 ㎡

備蓄拠点

名称	所在地（住所）
南部防災備蓄拠点（旧岐阜南消防署）	岐阜市茜部大野 1 丁目 12
北部防災備蓄拠点（旧上下水道事業部本庁舎）	岐阜市八代 2 丁目 2 番 4 号

（４）指定した応援拠点が活用できない場合

災害対策本部は、あらかじめ指定した救助活動拠点、地域内輸送拠点及び備蓄拠点が活用できない場合や、指定した候補地や拠点では不十分な場合などには、岐阜県災害対策本部と調整し、「活動拠点候補地」及び「県広域防災拠点」等の活用を図る。

県広域防災拠点　　（以下、＊は県が必要により使用する施設）

名称	所在地（住所）	面積
＊岐阜メモリアルセンター	岐阜市長良福光大野 2675-28	4,990 ㎡
＊岐阜ファミリーパーク※	岐阜市山県北野 2081	115,500 ㎡ （森林部分除く）

※市の広域防災活動拠点として選定しており、市の広域防災拠点としての使用が優先される

その他活用が可能な施設

名称	所在地（住所）	面積
鏡島大橋北駐車場	岐阜市西中島 2 丁目 3-1	50,014 ㎡
＊岐阜聖徳学園大学	岐阜市柳津町高桑西 1-1（羽島キャンパス）	7,869 ㎡
同　短期大学部	岐阜市中鶉 1 丁目 38（岐阜キャンパス）	4,016 ㎡
*平成医療短期大学（運動場）	岐阜市西秋沢~~黒野 180~~	15,000 ㎡
＊岐阜保健大学	岐阜市東鶉 2 丁目 92	848 ㎡

（５）臨時離着陸場の開設等

ア　臨時離着陸場の開設

災害対策本部は、岐阜県災害対策本部からの連絡があった場合、県外からの応援部隊の救助活動や、重症患者の広域搬送活動に即応できるよう、原則として、下記の臨時離着陸場から開設する。

臨時離着陸場

名称	所在地（住所）	地積(m×m)
薮田（県庁前広場）	岐阜市薮田南 2 丁目 3	40×40
雄総（リバーパークおぶさ）	岐阜市長良雄総地先	100×240
長良（長良川公園）	岐阜市長良福光字田ヶ脇前 2696 地先	50×50
西中島（鏡島大橋北駐車場）	岐阜市西中島 2 丁目 3-1	230×190
高桑（高桑運動広場）	岐阜市柳津町高桑堤外 3 丁目 102	110×130
岐阜ファミリーパーク（野球場）	岐阜市北野北	50×50
畜産センター（芝生広場）	岐阜市椿洞字中野 776-4	80×190
プラザ掛洞(第２駐車場)	岐阜市奥 1 丁目 104	75×40
岐阜大学陸上Ｇ	岐阜市柳戸 1 番 1	180×90

イ　臨時離着陸場の運用　　消防本部は、臨時離着陸場の運用を行う。

ウ　臨時離着陸場の使用方法等

（ア）臨時離着陸場の要員等の確保

臨時離着陸場の開設に当たり次の要員及び通信機器を確保する。

・要　　員：臨時離着陸場における安全確保要員及び通信連絡員

・通信機器：県と市が連絡を行うための通信機器（衛星携帯電話等）

※離着陸場からの連絡用通信機器

・ヘリコプターとの交信：消防無線

（デジタル：主運用波・統制波、アナログ：防災相互波）

・災害対策本部との交信：衛星携帯電話

（イ）臨時離着陸場の運用の優先順位

臨時離着陸場を運用する場合は、原則として次により使用の優先順位を調整する。

・第一順位　市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

（救助・救急活動、医療救護活動の従事者・医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送）

・第二順位　災害の拡大防止のために必要な輸送

（消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送）

・第三順位　災害応急対策のために必要な輸送

（食料等生命の維持に必要な物資の搬送）

（ウ）臨時離着陸場の応急復旧

地震発生時に、臨時離着陸場の予定地が陥没、地割れ、障害物の堆積等により臨時離着陸場としての機能を損ねた場合には、他のヘリコプター離着陸候補地（市防災計画）及び屋上離着陸場の使用を検討するほか、速やかに応急復旧を行い臨時離着陸場の機能の回復も考慮する。

（６）経費負担

ア　救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関が負担する。

イ　財政部は救助活動等に係る経費の管理を行い、災害対策本部事務室は災害救助法適用等事務を行う。

（７）応援部隊の食料等について

県外からの応援部隊の食料等の確保については、原則、応援部隊が飲料水、食料、寝袋等を自ら携行し救助活動等を行う。

（８）その他

ア　南海トラフ地震については、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成２９年１２月２１日中央防災会議幹事会決定）及び「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和３年５月２１日改定　中央防災会議幹事会。以下「南海トラフ具体計画」という。）による。

イ　東海地震については、「東海地震応急対策活動要領」（中央防災会議、平成１８年４月修正）及び『「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成１８年４月２１日修正、中央防災会議幹事会申し合せ）による。

ウ　東南海・南海地震については、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成２９年１２月２１日中央防災会議幹事会決定）及び『「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成１９年３月２０日策定、中央防災会議幹事会申し合せ）による。

エ　大規模災害時における医療救護に関する医療チームの広域受援体制については、「岐阜県地震災害等医療救護計画」（岐阜県：平成２３年１０月改訂）による。

Ⅱ　自衛隊・広域緊急援助隊・緊急消防援助隊等の受援に関する計画

1　要旨

災害対策本部は、あらかじめ指定した救助活動拠点に、自衛隊、広域緊急救助隊、緊急消防援助隊等の応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れ、効率的かつ効果的な救助・消火活動等の応援活動を実施する。

2　応援部隊の受援に関するスキーム

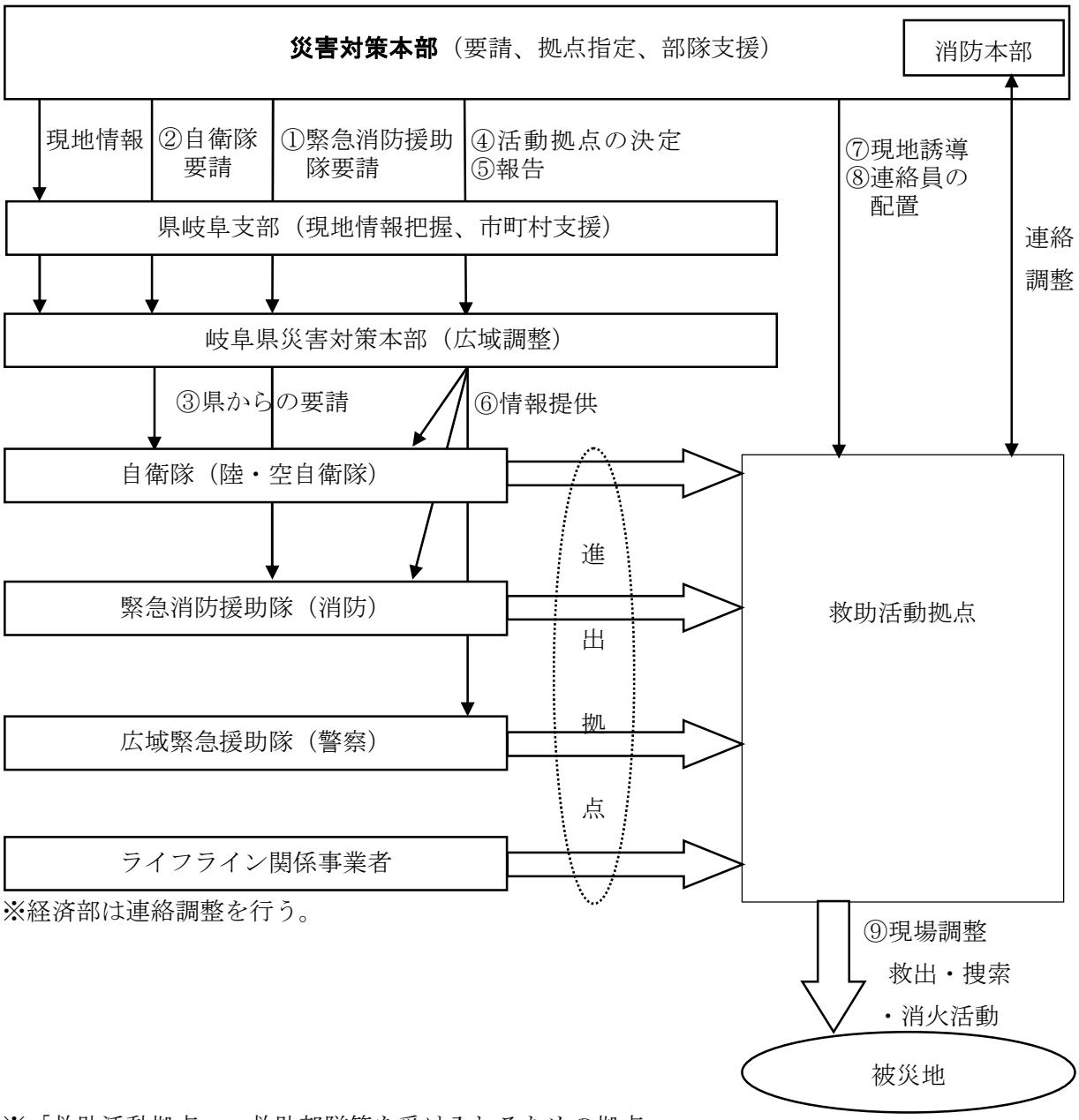

※経済部は連絡調整を行う。

※「救助活動拠点」：救助部隊等を受け入れるための拠点

※「進出拠点」：活動拠点を確保するまでの間などに、集合地点として設定する拠点。
必要に応じて設定する。災害対策本部が検討し、県が決定

3　災害対策本部の役割

（1）災害対策本部事務室は、県岐阜支部又は岐阜県災害対策本部（現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部）に対して、被害状況等を報告し、必要に応じて応援部隊の要請を行う。

被害状況等の報告は原則、被害情報集約システムにより行うが、システムが活用できない場合又はその時間がない場合は口頭で県岐阜支部に報告を行い、県岐阜支部が代理入力を行う。

要請は原則、岐阜県災害対策本部に行うが、通信が途絶した場合などは県岐阜支部に行う。

（2）災害対策本部は、指定した応援部隊の救助活動拠点の状況に応じ、応援部隊の規模、活動内容等により、活動拠点候補地等から救助活動拠点を指定する。

（3）災害対策本部は、救助活動拠点において応援部隊の受け入れを行う。

その際、消防本部は災害対策本部に必要な要請を行う。

（4）基盤整備部は、ショベルカー等の救助資機材の確保について、市が保有する資機材で不足する場合、協定等を利用して確保する。

（5）災害対策本部事務室は、被災状況と地域の消防団及び自主防災組織等地域の活動状況から、現場における応援部隊の役割・地域分担、重点活動地域等を決め、調整する。

その際、消防本部は災害対策本部に必要な要請を行う。

（6）医療救護本部は、県災害対策本部医療救護チームと調整し、県が指定する災害拠点病院内又は市災害対策本部内に、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）活動拠点本部の開設場所を確保する。

4　その他各機関の役割

（1）岐阜県災害対策本部（受援対策チーム）

ア　県岐阜支部、市町村と連携し、応援部隊の受け入れを行う。

イ　市の活動拠点の選定に時間を要する場合、被災地に至る中継地点に進出拠点を定める。

ウ　国の現地災害対策本部が設置された場合、国の現地災害対策本部に対して、県内の被害状況や、使用可能な進出及び救助活動拠点、緊急輸送ルート等の情報を伝達する。

エ　応援部隊との情報共有や業務上の調整を行う。

（2）県岐阜支部

ア　岐阜県災害対策本部、市町村本部と連携し、応援部隊の受け入れを行う。

イ　岐阜県災害対策本部の指示に応じ、県広域防災拠点の受援体制を整える。

ウ　応援部隊との情報共有や業務上の調整を行う。

（3）岐阜県警察

ア　交通規制を実施する。

イ　警察庁等と連携を図り、広域緊急援助隊の受け入れを行う。

（4）ライフライン関係事業者

ア　県・市町村と連携し、ライフラインの復旧作業を行う。

なお、経済部は、ライフライン関係事業者からの情報収集等、各種連携を行う。

イ　ライフライン復旧活動拠点の指定は、事業者の計画によるものとするが、状況に応じオープンスペースに関する協定に基づく申請等があった場合は、災害対策本部事務室は、「活動拠点候補地」等からライフライン復旧活動拠点を指定する。

ウ　連携が必要なライフライン関係事業者

（ア）電気事業者

（イ）ガス事業者

（ウ）通信事業者

5　大規模災害発生直後の各省庁への要請等の手続

（1）自衛隊

ア　自衛隊要請の依頼

原則、市長（災害対策本部事務室）は、岐阜県知事（岐阜県災害対策本部）に自衛隊要請の依頼を行い、知事は、自衛隊法第８３条第１項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊第３５普通科連隊長を経由して同第１０師団長に対して要請する。

その際、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう依頼する。

また、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合は、その旨及び地域に関わる災害の状況について陸上自衛隊第３５普通科連隊長を経由して、陸上自衛隊第１０師団長に報告し、知事に対してもその旨を速やかに報告する。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（派遣を希望する活動内容）

・車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
・避難者の誘導、輸送等避難の援助
・行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
・堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
・火災に対し、消防機関と協力しての消火活動
・道路又は水路の確保
・被災者に対する応急医療、救護及び防疫
・救急患者、医師その他救助活動に必要な人員の派遣及び救援物資の緊急輸送
・被災者に対する炊飯及び給水
・その他市長が必要と認める事項

（エ）その他参考となるべき事項

イ　知事による災害派遣の要請

知事は、上記アの事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第３５普通科連隊長を経由して同第１０師団長に対して要請する。

ただし、緊急を要するときは、口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

ウ　知事による市長への連絡

知事は、陸上自衛隊第３５普通科連隊長から派遣決定の通知を受けたときは、市長に速やかに連絡する。

（２）緊急消防援助隊

ア　緊急消防援助隊要請の依頼

市長は、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話等により連絡し、次に掲げる事項が明らかになり次第、電話等により連絡するものとする。

（ア）災害の概況

（イ）出動を希望する区域及び活動内容

（ウ）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

災害の詳細な状況及び応援等に必要な隊の種別、規模等を把握した段階で、岐阜県緊急消防援助隊受援計画の要請要綱【様式１－２】により、知事に対して速やかに緊急消防援助隊の応援等要請の連絡を行う。

イ　知事による災害派遣の要請

知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容、緊急消防援助隊の活動のために必要な事項等を、消防庁長官に対して電話等により報告を行う。その後、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する報告を速やかに行う。

ウ　知事による市長への連絡

知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、市長に速やかに連絡する。

（３）広域緊急援助隊（警察）

県公安委員会は、警察法第６０条第１項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要求する。

（４）知事等からの要請がない場合の出動

知事からの要請がない場合であっても、防衛大臣又はその指定する者は自衛隊法第８３条第２項の規定に基づき自衛隊を、消防庁長官は消防組織法第４４条第２項の規定に基づき緊急消防援助隊を派遣できる。

また、警察法第７１条の規定に基づき、緊急事態が布告され、必要があるときは、警察庁長官は警察官を派遣できる。

これら要請がない場合の出動に係る受援計画は要請による場合と同様とする。

なお、緊急消防援助隊については、要請要綱「第７章　大規模地震発生時における迅速出場基準」に基づき、最大震度６強以上の場合、あらかじめ指定された部隊が迅速出動を行う。

６　応援部隊の救助活動拠点の確保

（１）救助活動拠点の確保及び開設

ア　救助活動拠点の選定確保

災害対策本部事務室は、救助活動拠点は指定しているが、活動区域における応援部隊の宿泊施設や活動車両の駐車スペース、周辺の臨時離着陸場の有無等により活動に支障が生じた場合、状況に応じ柔軟に検討し選定する。

イ　救助活動拠点の開設

（ア）災害対策本部事務室は、救助活動拠点の施設管理者に対して、応援部隊が救助活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立入禁止区域の設定等を依頼する。

（イ）施設管理者は、開錠等を行う。

（ウ）救助活動拠点の開設は、応援部隊が行うが、消防本部もＰ２２の様式１を使用し、開設を確認する。

（２）開設準備の報告

災害対策本部事務室は、救助活動拠点の使用の可否について調査を行い、県本部（受援対策チーム）にその結果を報告する。

（３）開設状況の報告

災害対策本部事務室は、救助活動拠点の開設状況について、Ｐ２３の様式２により県本部（受援対策チーム）に報告する。

（４）応援部隊の活動状況の報告

災害対策本部事務室は、応援部隊の活動についての報告を受け、情報を集約し、県本部（受援対策チーム）に報告する。行政部は、集約された情報を一括管理する。

7　応援部隊を救助活動拠点へ誘導するための情報提供

（１）救助活動拠点等へ進出する応援部隊への情報提供

岐阜県災害対策本部は、災害対策本部からの情報を、各応援部隊の調整本部又は国の現地対策本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）等に対して、提供する。

また、県岐阜支部は、求めに応じて、各応援部隊に対して現地で情報提供を行う。

（２）救助活動拠点等の変更に係る情報提供

災害対策本部事務室は、応援部隊が救助活動拠点等への到達が困難となった場合、岐阜県災害対策本部と協議し救助活動拠点等を変更する。

なお、岐阜県災害対策本部は、その結果を各応援部隊の調整本部等に対して速やかに報告する。

（３）救助活動拠点へ誘導するための情報提供

ア　災害対策本部事務室は、救助活動拠点へ進出する応援部隊に対し、必要に応じて、誘導員を主要国道から進入路への交差点等に配置し、救助活動拠点への誘導を行うとともに、誘導員を通じて情報提供を行う。

誘導に関しては、道路の被害情報による経路選定等を担当する、基盤整備部が行う。

イ　誘導員を通じて行う情報提供

（ア）応援部隊への救助活動拠点の指示等

災害対策本部事務室は、進出してきた応援部隊に対して、救助活動拠点を指示する。

（イ）応援部隊への情報提供

災害対策本部事務室は、応援部隊に次の事項に関する情報提供を行う。

・被害状況

・災害対策本部、岐阜県災害対策本部、県岐阜支部への連絡方法、連絡先一覧

・割り当てた救助活動拠点
・県又は岐阜市からの応援要請事項
・応援要請に関する救助活動拠点周辺の地図
・救助活動拠点までのルート図
・その他必要な事項

（ウ）応援部隊用地図等の配布

災害対策本部事務室は、必要に応じ活動地域に関する地図等を応援部隊に配布する。

地図等に盛り込むべき主な内容は、次のとおり。

・応援部隊の活動区域
・応援部隊の救助活動拠点、野営可能区域
・災害拠点病院、救護病院等の位置
・臨時離着陸場の位置
・その他応援部隊が求める事項

8　応援部隊への支援

（1）災害対策本部事務室は、応援部隊の救助活動拠点に適宜情報提供を行い、必要に応じて応援部隊への支援を行う。

なお、県岐阜支部は災害対策本部の業務を必要に応じ支援する。

（2）救助活動拠点への情報提供、調整等については、原則、災害対策本部に参集する、自衛隊、警察及び岐阜県危機管理部岐阜地域防災係職員が行うが、救助活動拠点の応援部隊と連絡が取れない場合は、その都度、災害対策本部事務室が検討し対応する。

（3）災害対策本部事務室は、応援部隊と連携し、被災地における活動（救助、救出、捜索等）の役割分担、地区の分担を調整する。

ただし、被災地における活動は、消防本部との連携が重要なため、消防本部は災害対策本部に必要な要請を行う。

なお、県岐阜支部は、現場における災害対策本部の調整業務を支援する。

Ⅲ　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）・ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）・保健師・上下水道事業部の職員・環境部の職員・応急危険度判定士等専門職員の受援に関する計画

Ｐ２・３の「Ｉ基本的な事項　２受援実施体系図」内の応援要請、連絡調整及び活動管理を担当する部は、担当部が定める、災害応急対策マニュアル又は業務継続計画により実施する。

Ⅳ　復興に向けた職員の受援に関する計画

行政部は、応援要請、受け入れ、連絡調整及び管理について、その都度検討し実施する。

なお、応援要請については、行政部が、各部が実施する災害復旧の進捗状況から、応援要請の必要性、要請先、要請人数等を十分検討した後、要請先と連携が取れる部を指名し要請書の送付を指示する。

活動管理については、復旧実施担当部が定める、災害応急対策マニュアルにより実施する。

Ⅴ　物資の受援に関する計画

1　要旨

災害対策本部は、市で備蓄している物資だけでは必要量を満たせない場合、あらかじめ指定した地域内輸送拠点に、他都市からの物資等を受け入れ、状況により備蓄拠点を活用し、効率的かつ効果的に避難所へ物資を供給する。

2　物資の受援に関するスキーム

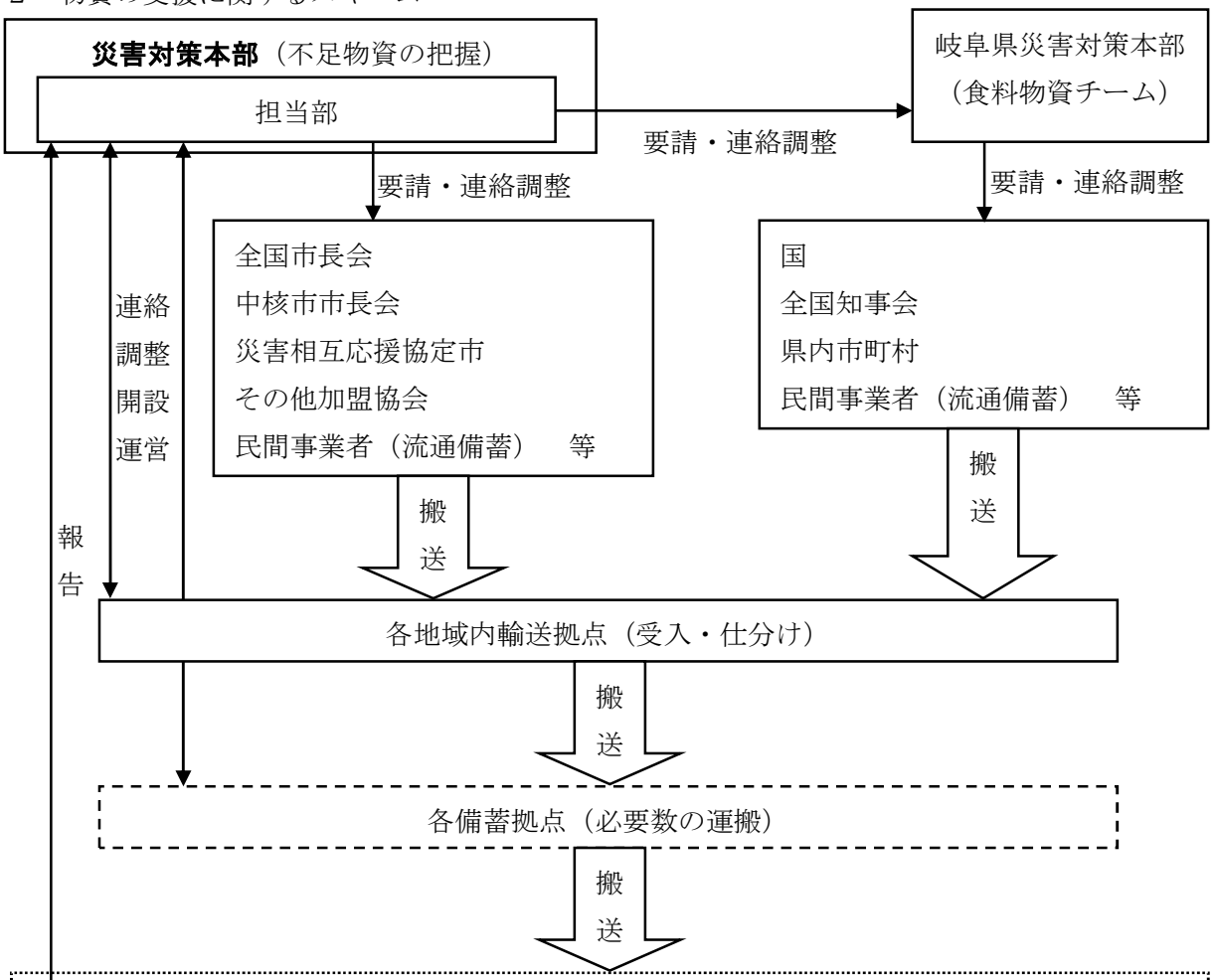

備蓄・物資調達の考え方

①個人備蓄：市民一人ひとりが自分自身と家族に必要な物資を３日分以上備蓄する。

②市備蓄品：個人備蓄では必要量を満たせない場合に備え、想定避難者数分は備蓄する。

③流通備蓄：東日本大震災では、発災３日後から流通が再開していることから、３日目以降は他都市との災害相互応援協定による支援や、民間業者との協定により食糧等必要物資を確保する。

主な備蓄品	*総数*
アルファ米	*125,400 食*
クラッカーとバランス栄養食	*153,040 食*
おかゆ	*39,100 食*
飲料水	*88,404 ℓ*
毛布	*53,160 枚*
子ども用おむつ	*21,212 枚*
大人用おむつ	*14,460 枚*
生理用品	*38,980 個*
簡易トイレ	*2,265 個*
ブルーシート	*4,443 枚*
携帯電話充電器	*100 器*
弾性ストッキング	*1,000 足*
浄水器	*51 台*

3　物資調達の概要

（1）担当部は、中核市市長会等災害相互応援協定を締結している他都市、民間事業者及び全国市長会等の団体に対して、物資の供給を要請する。

（2）災害対策本部事務室は、上記によっても物資が不足する場合は、原則県本部（食料物資チーム）に対して、調達を要請する。

（3）大規模災害発災当初は、正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下する等の理由により、県及び市災害対策本部において必要な物資量を迅速に把握することは困難であることも想定される。この場合、国は、被災地からの要請を待たず迅速に支援物資を届けるプッシュ型の物資支援を決定し、実施する。

4　物資調達に関する活動

（1）地域内輸送拠点、備蓄拠点の開設

ア　災害対策本部は、あらかじめ定められた地域内輸送拠点、状況により備蓄拠点の被災状況を確認し、開設を決定する。

イ　経済部は、地域内輸送拠点の施設管理者に対して、施設の開錠、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

ウ　施設管理者は、開錠等を行う。

エ　災害対策本部事務室は、地域内輸送拠点が、活動拠点候補地や県広域防災拠点等を検討しても使用困難な場合又は災害対策本部で運営が困難な場合は、県本部（受援対策チーム、食料物資チーム）と調整する。

なお、県本部は、県広域防災拠点の中から代替施設として検討する。この場合の運営は市が行うが、運営が困難な場合は、「岐阜県及び市町村災害相互応援協定」に基づき、県へ応援を要請する。又、県広域防災拠点の活用よりも、他の市町村が開設した地域内輸送拠点を活用する方が効率的な物資輸送が可能な場合には、その拠点を活用する場合がある。その際、拠点の運営について当該市町村と協議する。

（２）地域内輸送拠点及び備蓄拠点の運営等

ア　経済部は、開設した地域内輸送拠点、状況により備蓄拠点に職員を派遣し、Ｐ２２の様式１を使用し開設を確認後、拠点の運営を行うとともに、開設したことを災害対策本部に報告する。

イ　災害対策本部事務室は、Ｐ２２の様式２を使用し、県本部（食料物資チーム）へ、地域内輸送拠点の開設を報告する。

ウ　協定等による物資の支援要請を行う場合は、地域内輸送拠点に配送を依頼する。

エ　物資を受け入れた場合、品目及び数量を市本部へ報告するとともに、各避難所への搬送に留意して品目ごとに、Ｐ２３の様式３「入出荷記録表」等により管理する。

オ　地域内輸送拠点、状況により備蓄拠点に派遣された職員は、Ｐ２４の様式４を使用した事務引継書を作成し、後任者へ引き継ぐ。

（３）調達を必要とする物資の把握

ア　災害対策本部事務室は、地域災害対策本部からの報告等により、市内で不足している（または、その見込みのある）物資の品目と数量を把握する。

イ　担当部は、協定等による物資の支援要請を行う場合は、必要品目と数量を明記し要請する。

ウ　災害対策本部事務室は、県本部（食料物資チーム）に、市内で不足している物資の品目と数量を原則１日１回、Ｐ２５の様式５「市町村物資調達要請書」により、県本部が指定する時間に報告し、特に緊急の場合は、その都度要請する。

エ　災害対策本部事務室は、要請結果（数量、到着見込時期）及び結果に基づき作成する受入物資の配分計画を、地域内輸送拠点、備蓄拠点に伝達する。

オ　岐阜県災害対策本部は、県内の業者から調達できる数量、全国知事会からの支援物資の数量、国による支援物資の数量等を基に、地域内輸送拠点ごとの配分計画を決定し、その結果を市災害対策本部及び県岐阜支部に連絡するとともに、必要な調整を行うこととしている。

（４）「プッシュ型」支援における物資調達

ア　国からプッシュ型支援が行われる場合、遅くとも発災後３日目までには、県の広域物資輸送拠点に対して輸送が行われる。県本部（食料物資チーム）は、国からの支援物資が届く前に、あらかじめ県の被害想定等により定めた「物資の被害想定毎の配分計画」及び市町村の備蓄状況も踏まえ、被災状況に応じた配分量を定め、地域内輸送拠点ごとの配分計画を決定する。

イ　災害対策本部事務室は、地域内輸送拠点及びその周辺の被害状況を収集し、県本部（食料物資チーム）に対して報告する。

ウ　災害対策本部事務室は、各地域内輸送拠点の被害状況等を勘案し、開設する地域内輸送拠点を決定し、県本部（食料物資チーム）へ報告する。報告の際、地域内の避難所からの支援物資に対するニーズ収集・集約の可否についても報告する。

エ　災害対策本部事務室は、県本部（食料物資チーム）から決定連絡を受けた配分計画に基づき、県本部（食料物資チーム）と地域内輸送拠点への輸送に関すること等必要な調整を行う。経済部は、開設した地域内輸送拠点における物資の保管場所、配置等に考慮し、物資の受入に備える。

（５）物資の輸送

災害対策本部（経済部）が作成する配分計画に基づき、物資を各避難所へ分配する。各拠点から各避難所への輸送（地域内輸送拠点から備蓄拠点への輸送含む）は「岐阜市災害時救援物資輸送計画」による。

５　義援物資の取り扱い

岐阜県災害対策本部は、国の現地本部や報道機関等関係機関と連携して広報を行う。ただし、義援物資の受け入れを希望する場合は、品目、量、時期等を明確にした上で、災害対策本部が義援物資の依頼を行う。この際、ＮＰＯとの連携、民間の応援プログラム等の活用に留意する。

義援物資の受け入れに伴う活動については、前頁の「４　物資調達に関する活動」により行う。

Ⅵ　広域避難

1　要旨

市町村・都道府県の区域を超える広域避難については、災害対策基本法に基づき行う。

2　広域避難に関するスキーム

岐阜市長

被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について他市町村の区域における広域一時滞在の必要があると認めるとき

・岐阜市長は岐阜県内の市町村長と被災住民の受け入れについて協議することができる。
・岐阜市長は岐阜県知事に対し、他都道府県知事と被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

※市が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合は岐阜県知事が、県も全部または大部分の事務を行うことができない場合は内閣総理大臣が広域一時滞在に関する手続きを代行して行う。

協議を受けた市町村長

被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。
受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供しなければならない。

（1）県内市町村へ避難する場合

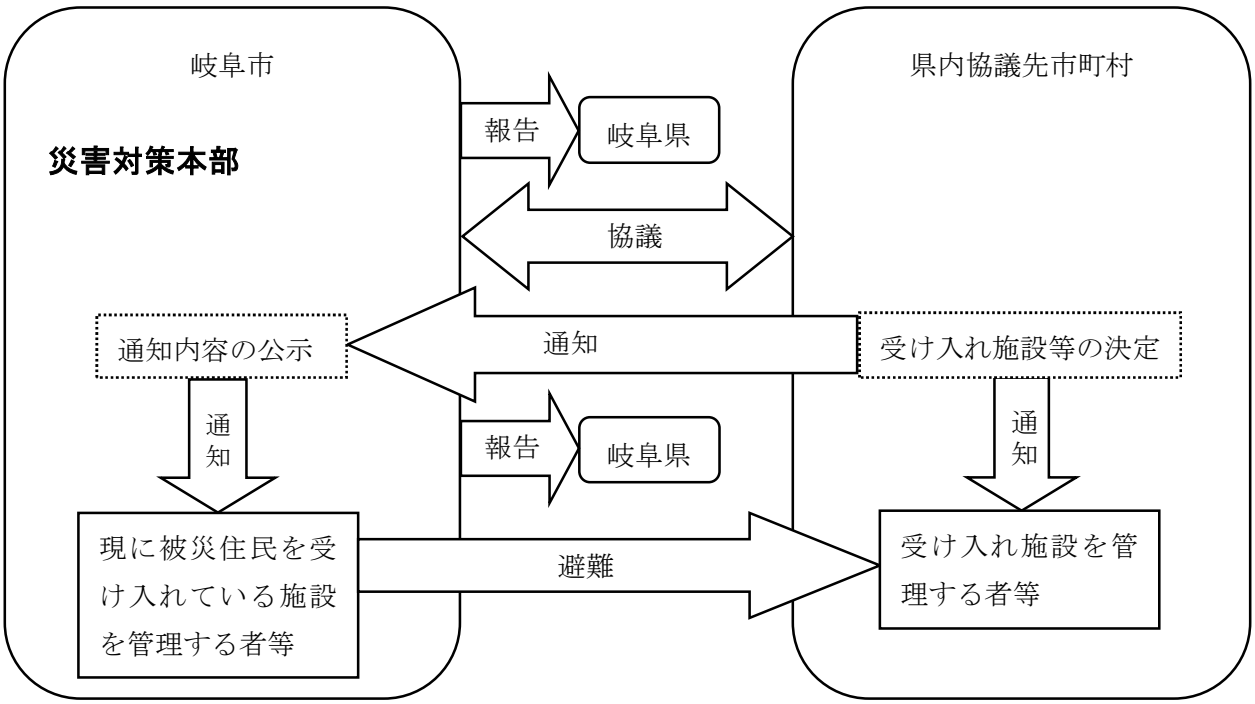

（２）県外市町村へ避難する場合

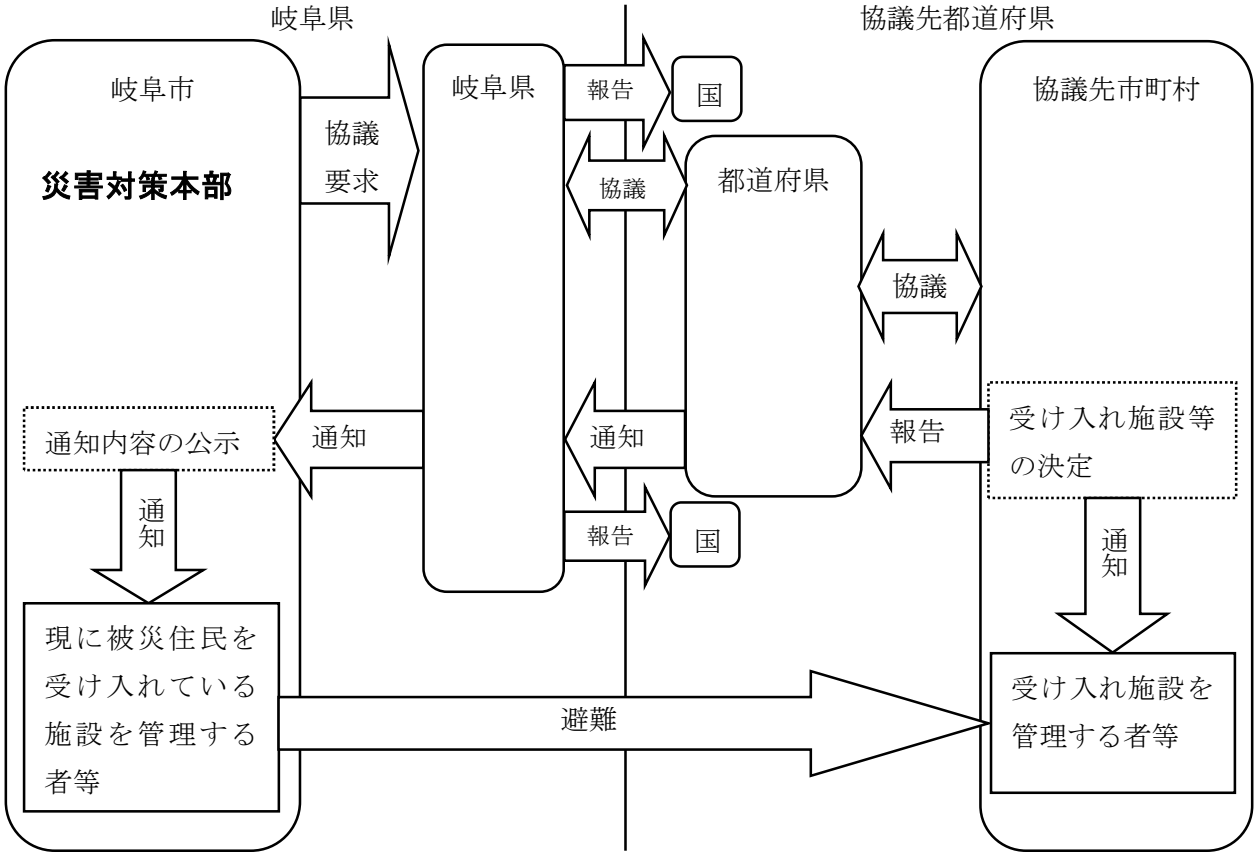

福島第一原子力発電所事故による被災自治体等調査結果における住民避難に関する記載
（平成２４年３月　全国原子力発電所所在市町村協議会原子力災害検討ワーキンググループ報告）

1　双葉町
（１）町勢要覧　人口：6,932　世帯数：2,393（平成 22 年国勢調査）　職員数：104 人
（２）避難状況　避難者数：7.057　町役場移転先：埼玉県加須市　旧埼玉県立騎西高等学校
（３）住民避難　住民広報：防災行政無線、広報車１台
避難方法：自家用車、自衛隊の車両、ヘリコプター、国が用意したバス等

2　大熊町
（１）町勢要覧　人口：11,515　世帯数：3,955（平成 22 年国勢調査）　職員数：126 人
（２）避難状況　避難者数：11,491　町役場移転先：福島県会津若松市　会津若松市役所第二庁舎
（３）住民避難　住民広報：防災行政無線、広報車、消防団
避難方法：国土交通省が手配したバス 50 台、自衛隊車両、自家用車等

3　楢葉町
（１）町勢要覧　人口：7,700　世帯数：2,576（平成 22 年国勢調査）　職員数：114 人
（２）避難状況　避難者数：7,710　町役場移転先：福島県会津美里市　会津美里町庁舎
（３）住民避難　住民広報：防災行政無線、職員や消防団員の巡回
避難方法：自家用車、町のマイクロバス 5～6 台、国の手配によるバス約 20 台

4　富岡町
（１）町勢要覧　人口：16,001　世帯数：6,141（平成 22 年国勢調査）　職員数：141 人
（２）避難状況　避難者数：15,886　町役場移転先：行政機能は移転せず
（３）住民避難　住民広報：防災行政無線、消防団車両

避難方法：町所有のバス、民間会社のバス、自家用車等（国からのバス派遣なし）

5　南相馬市

（1）市勢要覧　人口：70,878　世帯数：23,640（平成 22 年国勢調査）　職員数：848 人

（2）避難状況　避難者数：29,420　市役所移転先：福島県郡山市　ビックパレットふくしま

（3）住民避難　住民広報：防災行政無線、広報車

避難方法：自家用車、民間会社のバス 8 台等（国からのバス派遣なし）

6　浪江町

（1）町勢要覧　人口：20,905　世帯数：7,176（平成 22 年国勢調査）　職員数：179 人

（2）避難状況　避難者数：21,434　町役場移転先：福島県二本松市　福島県男女共生センター

（3）住民避難　住民広報：防災行政無線、広報車、行政区長及び消防団

避難方法：民間会社のバス 5～6 台、自家用車等

3　広域避難に関する圏域連携

（1）方針

岐阜圏域９市町は、風水害が発生し、又はそのおそれがある場合において、圏域内の市町の境界を越えて、円滑に一時避難できるよう協力を行うものとする。

（2）各河川流域において越境避難の対象とする市町

	避難元市町	避難先市町
長良川左岸	岐阜市、羽島市	岐南町、笠松町、各務原市
長良川右岸	岐阜市、瑞穂市、北方町	本巣市、山県市
揖斐川	瑞穂市	本巣市、北方町、岐阜市
木曽川	羽島市、笠松町、岐南町、各務原市	瑞穂市、北方町、山県市、岐阜市
伊自良川	岐阜市、山県市、北方町、瑞穂市	本巣市
根尾川	瑞穂市、本巣市	北方町、岐阜市、羽島市
境川	岐阜市、岐南町、笠松町	各務原市、羽島市
鳥羽川	岐阜市、山県市	本巣市

（3）要請要領

市町の長は、住民が越境避難する必要があると認める時は、越境避難可能な市町の長に対して受け入れを要請することができる。要請は、口頭により行うことができるが、この場合は、速やかに越境避難要請書を送付する。

（4）その他

要請を円滑に行うため、各市町は、岐阜県広域避難基本方針（平成２４年３月）及び岐阜圏域における越境避難に関する協定書（平成２８年２月）に基づき、平時から県・市町の役割分担を定め、必要な取り組みを実施するものとする。

Ⅶ　様式集

様式１　救助活動拠点・地域内輸送拠点・備蓄拠点の開設チェックリスト（災害対策本部用）

項目	確認内容	チェック
１．施設に到着	・建物内に人がいる場合は、安全なスペースへ移動させる	□
２．施設全体の確認 ※２次被害を防ぐため、この項目内で問題点があれば、施設状況の確認を止め、別の施設への指定を行います。	・周辺施設が施設に倒れ込む危険性はないか	□
	・建物は傾いていないか	□
	・建物にひび割れはないか	□
	・壁の剥落はないか	□
	・屋根の落下や破損はないか	□
３．施設内の確認	・天井の落下や亀裂はないか	□
	・床に亀裂や散乱物はないか	□
	・照明が落下や破損していないか	□
	・窓ガラスに割れやひびがないか	□
	・火事は発生していないか	□
	・廊下は安全に通行できるか	□
	・階段は安全に上り下りできるか	□
	・非常階段は使用できるか	□
	・トイレは使用可能か	□
４．ライフラインの確認	・電気は使えるか	□
	・水道は使えるか	□
	・ガスは使えるか	□
５．通信機器の確認	・電話、ＦＡＸは使用可能か	□
６．受入れスペースの確保	・受入れスペースは確保したか	□
７．県岐阜支部への報告	・開設を本部へ連絡したか	□
	・応援人員必要性の有無について	□
	・物資の必要性の有無について	□
	・現時点での活動者数について	□
その他気付いた点		

様式２　救助活動拠点・地域内輸送拠点の開設報告書

1	発信　　or　　受信		
2	報告日時		年　　月　　日　　時　　分
3	報告手段		電話・ＦＡＸ・メール・伝令・その他 （　　）
4	送信者		
5	受信者		
6	施設名		
7	施設の活用種別		活動拠点　　・　　地域内輸送拠点
8	施設状況	建物の状況	安全　　・　要 注 意　・　危険　　・　未実施
		ライフライン等	停電　・　電話故障　・　断水　・　ガス停止
		土砂崩れ	あり　　・　兆候あり　　・　なし
		道路状況	通行可　・　片側通行可　・　渋滞　・　通行不可
9	通信状況		手段（　　）
10	特記事項（活動する応援部隊の規模、市町村の担当職員数など）		

※この報告書は、施設開設直後に報告します

※発信者側からの送付が困難な場合は、受信者側で聞き取った内容を記載します。

様式３　緊急支援物資の入出荷を管理する様式

入出荷記録表

年　　月　　日

品目	
保管場所	

拠点名:

No.	入荷・出荷 年月日	入荷元 出荷元	入荷数			出荷数			在庫数	摘要 （消費期限等）
			箱数	入数	総入数	箱数	入数	総入数	総入数	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										

様式４　地域内輸送拠点の事務引継書様式

事務引継書

施設名：

日　時:　　年　　月　　日　　時　　分

担当者名	前任者	後任者
引き継ぎ時 支援物資の 品目・総量		
受け入れた 支援物資の 品目・数量 （支援市町村名）		
備蓄拠点へ 搬送した 支援物資の 品目・数量		
業務内容及び 業務における 注意点		
支援活動部隊、 物資搬送者から の要望・苦情		
その他 情報共有事項		

市町村物資調達要請書

応援要請(計画)内訳書(被災市町村　→　岐阜県災害対策本部)(物資)

物資要請

【要請元】

市町村名		
要請時期		
要請内容	□新　規	
	□変　更（　月　日要請分）	
	□取下げ（　月　日要請分）	
派遣要請責任者職氏名	課名・役職名	
	氏名	
連絡先		

◎FAX番号
ＮＴＴ 050-271-4119
地上系 400-726・727・728
衛星系 3-400-726・727・728

※岐阜県記入欄

処理経過		月　日	発信者	受信者
指揮総括	食料・物資チームへの転送			
食料・物資	物資要請の受理			
	県事務所に調整依頼			
県事務所等	市町村へ調整依頼			
	食料・物資チームへ報告			
食料・物資	指揮総括チームへ応援計画書の送付			
	県事務所等へ応援計画書の送付			

No.	品目	数量	単位	用途	必要時期	搬送場所 施設名・所在地	搬送場所 現場責任者	搬送場所 連絡先	応援計画 調整欄 地域	応援市町村	品目	数量・単位	応援機関記入欄 数量・単位	集荷場所	搬送時期	責任者名・連絡先

輸送手段手配状況	□手配済み（　　）	□手配なし（応援自治体側で確保）	□その他（　　）
特記事項	搬送ルート、携帯電話の通信状況、応援物資の規格など		

1　可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
2　搬入場所については、市町村の物資拠点を記載すること。
3　可能な限り内容を明記すること。
4　随時更新し、提出すること（充足した品目は、見え消し、不足している品目のみを記載すること。）
5　この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。
6　品目としては以下のものとする。

主食、副食、水、飲料水用ポリタンク、毛布、テント、炊飯設備、石油ストーブ、仮設トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、粉乳・ミルク、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ（大人用・子ども用）、マスク、消毒液、発動発電機（可搬式）、ライト（投光器）、スコップ、バール、ノコギリ、チェンソー、ジャッキ、担架、救急医療セット、救護用大型テント、ボート、ロープ、ニのう袋、デッキブラシ、防水シート、リヤカー、その他（品目等を記載すること）

Ⅷ　参考資料

【県広域防災拠点の指定　～「岐阜県災害時広域受援計画」】

1　留意事項

（1）立地が高速道路ＩＣに近いなど、交通アクセスが良いこと

（2）周辺の家屋倒壊などにより、アクセス道路が遮断される危険性が少ないこと

（3）発災直後に多くの県民の避難が想定されないこと

（4）市町村の防災拠点や避難所など、他の用途と重複しないことが望ましい。やむを得ず、他の用途と重複する施設を指定する場合については、使用時期や使用場所などの棲み分けが可能であること

2　適用条件の目安

（条件に満たない施設である場合、最も広い面積を確保できる施設等を指定）

自衛隊災害派遣部隊の活動拠点 活動規模：1 個連隊約 400 人	・部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積：15,000 ㎡以上
緊急消防援助隊の活動拠点 活動規模：消防車両 25 台、100 人	・駐車場となる面積：2,000 ㎡以上 ・野外宿泊に必要な面積：1,000 ㎡以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積 620 ㎡以上）が隣接している場合は不要）
広域緊急援助隊（警察）の活動拠点 活動規模：車両 10 台、50 人	・駐車場となる面積：500 ㎡以上 ・野外宿泊に必要な面積：500 ㎡以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積 310 ㎡以上）が隣接している場合は不要）
支援物資の集積拠点機能	・多数の大型トラックの出入りが可能で物資の荷さばきが可能な屋根つきのスペースを有する場所（県有及び市町村有施設は概ね1,000㎡以上、民間施設は概ね500㎡以上）
広域医療搬送拠点	・大型ヘリコプターの離発着が可能 ・離着陸面の外側にトリアージや中継医療を行う施設、スペースを有する

※なお、本面積要件は内閣府「東南海・南海地震活動要領」に関する調査と同様のもので、関係機関の意見に基づくもの。

3　緊急消防援助隊の活動拠点

緊急消防援助隊の活動拠点は、「岐阜県緊急消防援助隊受援計画」による。

4　他の施設指定との関係

（1）できるだけ単独指定の施設を選定

（2）やむをえず選定する場合でも指定数の少ない施設を選定

5　その他の条件（下記条件のそろっている施設ほど優先）

（1）非常用電源を備える施設

（2）市町村防災無線（非常用無線）を備える施設

（3）耐震性が確保されている施設

（4）市町村災害対策本部から近い施設（指揮・情報伝達が容易であること）

（５）優先的に路線の整備・復旧を図ることとしている第１次・２次緊急輸送道路沿いの施設
（６）ヘリポート（ヘリ離着陸場）を備える施設

【地域内輸送拠点の指定】

地域内輸送拠点として最低限求められると考えられる要件の目安としては、以下のとおりである。国土交通省総合政策局「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」から抜粋

【地域内輸送拠点の施設基準】

① 新耐震基準に適合した施設であること（昭和５６年６月１日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
② 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）
③ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
④ 上屋（物資の荷捌き、一時保管を行う施設）及び敷地が十分な荷捌きスペースを有する
⑤ フォークリフト等を容易に調達できること
⑥ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
⑦ 公的施設の場合には、拠点の運営にあたって民間物流事業者等との協力体制がある

【県の防災拠点】

１ 県広域防災拠点一覧（東濃、飛騨圏域を除く）

圏域	施設名	所在地	連絡先
岐阜	岐阜県立看護大学	羽島市江吉良町 3047-1	058-397-2300
岐阜	岐阜メモリアルセンター	岐阜市長良福光大野 2675-28	058-233-8822
岐阜	岐阜ファミリーパーク	岐阜市北野北 2078 番地 1	058-229-3922
西濃	ソフトピアジャパン	大垣市加賀野 4-1-7	0584-77-1111
西濃	浅中公園総合グラウンド	大垣市浅中２丁目１１番地１	0584-89-7744
西濃	道の駅パレットピアおおの	揖斐郡大野町下磯 313-2	0585-34-1111
中濃	国際たくみアカデミー	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3545-3	0574-25-2423
中濃	中池公園	関市塔ノ洞 3885 番地の 1	0575-24-0214
中濃	ふれあいパーク・緑の丘	可児市羽崎 1269 番地 38	0574-61-3538
中濃	青協建設株式会社本社	関市倉知 3204 番地４	0575-22-3111
中濃	郡上市合併記念公園	郡上市白鳥町為真 2061 番地 1	0575-82-6000

２ 災害時活用が可能な県有施設

県広域防災拠点とは別に、県では施設（建物）がないものの、広場を数ヵ所保有している。

これらの広場については、支援物資輸送車両等の一時待機場所及び応援部隊の活動拠点として活用が可能であり、場所の選定について考慮する。

（県保有の広場）

施設名	住所	広さ
鏡島大橋北駐車場	岐阜市西中島 2-3-1	50,014 ㎡

（その他の施設（岐阜市内））

震災時には、応急危険度判定をした後に使用が可能であれば活用を検討する。

施設名	住所	広さ
ＯＫＢぎふ清流アリーナ	岐阜市薮田南 2-1-1	1,919 ㎡

３　災害時応援協定に基づき活用が可能な施設（岐阜市内）

（１） 岐阜県トラック協会岐阜支部の物流拠点（該当なし）

（２）大学施設（支援物資拠点）

施設名	住所	細部の対象施設
岐阜聖徳学園大学　同短期大学部	岐阜市柳津町高桑西 1-1（羽島ｷｬﾝﾊﾟｽ） 岐阜市中鶉 1-38（岐阜ｷｬﾝﾊﾟｽ）	体育館、学生会館
平成医療短期大学	岐阜市西秋沢	運動場
岐阜保健大学短期大学部	岐阜市東鶉 2-92	講堂
岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1	体育館、講義棟

【東海地震対策について（具体的活動計画）（岐阜県災害時広域受援計画より）】

東海地震に関する広域受援計画については、「東海地震応急対策活動要領」（中央防災会議、平成 18 年 4 月修正）及び『「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成 18 年 4 月 21 日修正、中央防災会議幹事会申し合わせ）による。

『「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（以下、「具体的活動計画」という。）からの岐阜県への支援に関する項目を記載する。

いずれも地震防災対策強化地域（中津川市）に対する派遣である。

（１）救助部隊の派遣

「東海地震具体的活動計画」には、東海地震の被害想定に基づく救助部隊の必要応援量が記載されており、これに相当する規模の部隊が救助活動に従事できるよう、部隊の派遣規模が計画されている。

防衛省、消防庁及び警察庁が派遣する部隊のうち、消火活動や交通規制等を実施する部隊、指揮支援部隊等を除く、救助活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、自衛隊のみである。（応援部隊には、もともと強化地域内に所在していた警察、消防の部隊を含まない）

（表１　救助活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12 時間			24 時間			48 時間			2 日間
	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	延べ人数
人数	100	0	0	100	0	0	100	0	0	
合計	100			100			100			200

（２）消火部隊の派遣

東海地震の被害想定も踏まえ、発災後 12 時間以内に消防庁が派遣する消火活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、応援派遣予定はない。（応援部隊には、もともと強化地域内に所在する消防の部隊は含まない）

（表２　消火活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12 時間			24 時間			48 時間			2 日間
	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	延べ人数
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0			0			0			0

（３）部隊の規模（最大派遣規模総数）

ア　応援部隊の派遣規模

防衛省、消防庁及び警察庁が派遣する部隊は、救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活等多岐にわたる活動に従事する。これらの活動を含む応援部隊の派遣規模は、以下のとおりである。（応援部隊には、もともと強化地域内に所在する消防の部隊は含まない）

（表３　応援部隊の派遣規模（最大派遣規模）：岐阜県）

	防衛省	消防庁	警察庁
人数	300	0	0

イ　現地を含めた部隊の活動規模

上記アに加え、もともと強化地域内に所在していた消防、警察の部隊も活動しており、これらを合わせた部隊の活動規模は、以下のとおりである。

部隊の活動は多岐にわたっていることを踏まえ、東海地震の被害想定に示された死者数、避難者数（国の想定：岐阜県は 200 人）や、部隊運用の効率性も考慮して、部隊の規模を計画している。

（表４　応援部隊の派遣規模

（もともと強化地域内に所在していた部隊含む最大活動規模）：岐阜県）

	防衛省	消防庁	警察庁
人数	300	2,620	280
合計	3,200		

（４）医療活動に係る計画

医療活動に係る計画では、想定東海地震が発生した場合に広域医療搬送の対象となり得る患者総数は 658 人であるが、岐阜県は「なし」のため、広域搬送計画には含まれない。

（５）飲料水の調達計画

飲料水の調達については、１週間で必要な応援物資の量が全体で 60,000 トンとしている。そのうち、岐阜県に対する応援が必要な物資量は６トンである。

（６）食料の調達計画

食料の調達については、発災後から３日程度までと、４日程度から１週間までに分けて計画している。３日程度までは、特に被災地への輸送に時間を要することが予想されるため、保存期間の長い食品を調達する。また、３日程度までは調理不要の食品を中心に調達することとし、４日程度以降から調理を必要とする食品も含めて調達する。

計画では、消防庁が、非被災地方公共団体が備蓄している食糧の調達を調整し、さらに、農林水産省が関係業界団体等に対して出荷要請をすることとしている。

計画では、必要な物資量は全体で約 2,300 トンであるが、岐阜県は「なし」であり、食料の調達計画には含まれていない。

【東南海・南海地震対策について（具体的活動計画）（岐阜県災害時広域受援計画より）】

東南海・南海地震に関する広域受援計画については、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成２９年１２月２１日策定、中央防災会議幹事会）及び『「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成 19 年 3 月 20 日、中央防災会議幹事会申し合わせ）による。

「「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（以下、「東南海・南海地震具体的活動計画」という。）からの岐阜県への支援に関する項目を記載する。いずれも東南海・南海地震防災対策推進地域に対する派遣である。

（１）救助部隊の派遣

「東南海・南海地震具体的活動計画」には、東南海・南海地震の被害想定に基づく救助部隊の必要応援量が記載されており、これに相当する規模の部隊が救助活動に従事できるよう、部隊の派遣規模が計画されている。

防衛省、消防庁及び警察庁が派遣する部隊のうち、消火活動や交通規制等を実施する部隊、指揮支援部隊等を除く、救助活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、自衛隊のみである。（応援部隊には、もともと推進地域内に所在していた警察、消防の部隊を含まない）

（表１ 救助活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12 時間			24 時間			48 時間			2 日間
	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	延べ人数
人数	100	0	0	100	0	0	100	0	0	
合計	100			100			100			200

（２）消火部隊の派遣

東南海・南海地震の被害想定も踏まえ、発災後 12 時間以内に消防庁が派遣する消火活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、応援派遣予定はない。（応援部隊には、もともと推進地域内に所在する消防の部隊は含まない）

（表２ 消火活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12 時間			24 時間			48 時間			2 日間
	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	延べ人数
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0			0			0			0

（３） 部隊の規模（最大派遣規模総数）

ア 応援部隊の派遣規模

防衛省、消防庁及び警察庁が派遣する部隊は、救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活等多岐にわたる活動に従事する。これらの活動を含む応援部隊の派遣規模は、以下のとおりである。（応援部隊には、もともと推進地域内に所在する消防の部隊は含まない）

（表３ 応援部隊の派遣規模（最大派遣規模）：岐阜県）

	防衛省	消防庁	警察庁
人数	100	0	0

イ　現地を含めた部隊の活動規模

上記アに加え、もともと推進地域内に所在していた警察、消防の部隊も活動しており、これらを合わせた部隊の活動規模は、以下のとおりである。

部隊の活動は多岐にわたっていることを踏まえ、東南海・南海地震の被害想定に示された死者数、避難者数等や、部隊運用の効率性も考慮して、部隊の規模を計画している。

（表４　応援部隊の派遣規模

（もともと強化地域内に所在していた部隊含む最大活動規模）：岐阜県）

	防衛省	消防庁	警察庁
人数	100	2,620	280
合計	3,000		

（４）医療活動に係る計画

医療活動に係る計画では、想定東海地震が発生した場合に広域医療搬送の対象となり得る患者総数は 759 人であるが、岐阜県は「なし」のため、広域搬送計画には含まれない。

（５）　飲料水の調達計画

飲料水の調達については、１週間で必要な応援物資の量が全体で 34,700 トンであるが、岐阜県は「なし」であり、飲料水の調達計画には含まれていない。

（６）食料の調達計画

食料の調達については、発災後から３日程度までと、４日程度から１週間までに分けて計画している。３日程度までは、特に被災地への輸送に時間を要することが予想されるため、保存期間の長い食品を調達する。また、３日程度までは調理不要の食品を中心に調達することとし、４日程度以降から調理を必要とする食品も含めて調達する。

計画では、消防庁が、非被災地方公共団体が備蓄している食糧の調達を調整し、さらに、農林水産省が関係業界団体等に対して出荷要請をすることとしている。

計画では、必要な物資量は全体で約 7,086.7 トンとしている。

そのうち、岐阜県に対する応援が必要な物資量は 120.1 トンである。

（７）その他の物資の調達計画

その他の物資について、岐阜県に対する応援が必要な物資量は、育児用調整粉乳が 0.26 トンとしている。

【物資の被害想定毎の配分計画（岐阜県災害時広域受援計画より）】

岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 （平成25 年2 月公表）及び平成３０年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査（平成３１年２月公表）の結果に基づく各災害の被害想定における想定避難者数をもとに、下記の算出式から必要物資量を算出し、あらかじめ市町村毎の配分計画を定める。

調達品目	想定避難者数	１日の必要量の算出
食料	各地震等被害想定調査による（※0）	想定避難者数×３食×1.2（※1）
毛布		想定避難者数×２枚
育児用調製粉乳		想定避難者数×０歳人口比率×140g×１日分（※2）
乳児・小児用おむつ		想定避難Ｇｐ者数×０～２歳人口比率×８枚×１日分（※2）
大人用おむつ		想定避難者数×必要者割合 0.005×８枚×１日分（※3）
携帯トイレ・簡易トイレ		想定避難者数×上水道支障率 0.580×５回×１日分（※4）
トイレットペーパー		想定避難者数×0.18 巻×１日分（※5）
生理用品		想定避難者数×12～51 歳女性人口比率（※2）×一人１期間（７日間）当たり 30 枚×1/7（※6）×1/4（※7）

※０：南海トラフ：42,708、揖斐川-武儀川：103,286、養老-桑名-四日市断層帯：63,610

※１：係数1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの

※２：平成２７年国勢調査（総務省統計局）「第13 表 年齢（各歳），男女別人口及び人口比」

※３：係数0.005は、避難所避難者における要介護の高齢者を内閣府が想定したもの

※４：上水道支障率は、南海トラフ地震発生時における断水率（基準値）

※５：係数0.18は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算

※６：係数1/7は、一人あたりの必要量を求めたもの

※７：係数1/4は、生理期間を４週に１回と想定したもの

【災害対策基本法の自衛隊の応援要請に関する部分の抜粋】

第四節　応急措置等

（災害派遣の要請の要求等）

第六十八条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2　市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3　市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

【災害対策基本法の広域避難に関する部分の抜粋】

第三節　事前処置及び避難

（広域避難の協議等）

第六十一条の四　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

2　市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告することをもって足りる。

3　第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

4　前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5　協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7　協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8　協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第五節　被災者の保護　　第二款　広域一時滞在

（広域一時滞在の協議等）

第八十六条の八　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

2　市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3　第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

4　第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5　協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7　第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8　協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域一時滞在の協議等）

第八十六条の九　前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2　前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

4　第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5　前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

6　第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

8　協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

9　協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

１０　都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

１１　第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

１２　協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

１３　協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。

１４　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行）

第八十六条の十　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県外広域一時滞在の協議等の特例）

第八十六条の十一　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であっても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定

める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）

第八十六条の十二　都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の八第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

２　内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の九第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

（内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行）

第八十六条の十三

内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わって実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により実施すべき措置（第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による報告を除く。）の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わって実施しなければならない。

２ 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。

３ 第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

【災害対策基本法施行規則の広域避難者の受け入れに関する部分の抜粋】

（法第八十六条の八第四項の内閣府令で定める者等）

第八条の二　法第八十六条の八第四項 の内閣府令で定める者は、同項 の被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項 の協議先市町村長が必要と認める者とする。

２　法第八十六条の八第六項 の内閣府令で定める者は、同項 の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

３　第一項の規定は、法第八十六条の九第六項 の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

４　第二項の規定は、法第八十六条の九第十項 の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第二項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。

５　法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第九項 の内閣府令で定める者は、法第八十六条の十一前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条 後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第九項 の協

議元都道府県知事が同項 の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。

Ⅸ㈧　関係機関の連絡先

地域防災計画巻末資料「関係機関の連絡先」の他、以下による。

1　岐阜県

（1）　災害対策本部設置時

チーム名	内線	直通外線	防災無線	FAX
指揮総括チーム	9907～9910	272-1034	400-705, 706	271-4119
食料物資チーム	9931～9936	272-1038	400-713	

（2）　災害対策本部非設置時

○危機管理部防災課（防災全般）

係名	内線	直通外線	FAX
防災企画係	2838～2840	272-8189	271-4119 278-2522
地域支援係	2841～2844	272-1124	
災害対策係			

○商工労働部商工・エネルギー政策課（物資支援関係）

係名	内線	直通外線	FAX
管理調整係	3616～3617	272-8350 272-8351	272-6873

第２編　支援計画

＜支援計画＞

本計画は、地震等大規模災害発生時に岐阜市が被害を受けていない場合、支援本部を設置し、被災した市町村への支援を、効率的・効果的に行うためのものである。

岐阜市における支援体制イメージ

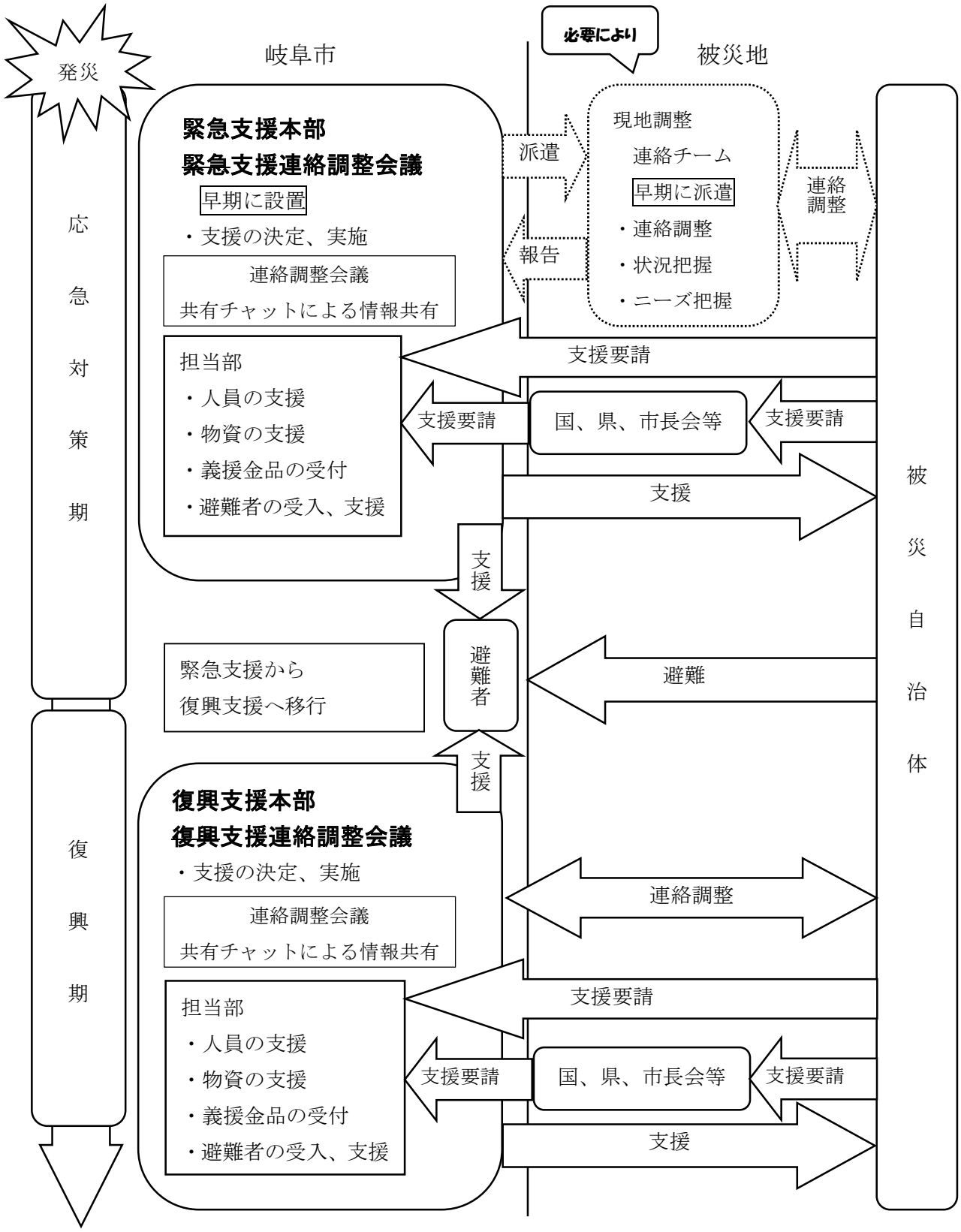

Ⅰ　基本的な事項

1　基本的な考え方

（1）本計画は、岐阜市以外の市町村で地震等大規模災害等が発生した場合、被災地を支援するために必要な事項を定めたものである。

（2）本計画に基づき、地震等大規模災害発生直後以降、被災地からの支援要請により、効率的・効果的な災害応急対策・災害復旧を支援するとともに、被災地の被害状況に応じて適切に対応する。

（3）他市で大規模な災害等が生じ、被災地への支援が必要と認められる場合は、市長を本部長とする緊急支援本部又は復興支援本部を設置し、全庁的な対応を行う。

ただし、市内において災害等が発生した場合は、市内の対応を優先する。

（4）広域的な支援を必要とする場合は、岐阜県災害支援対策本部と連携し、支援を実施する。

（5）本計画は、支援実績等を通じた検証や、国・県・市町村及び防災関係機関の体制の変更、地域防災計画等の改正に応じて、定期的に見直しを行う。

2　支援実施体系図

緊急支援本部・復興支援本部

（所掌事務）
①被災地の被害状況の確認
②支援内容の決定・応諾
③上記①、②の各部局への指示
④被災地の支援活動の必要な事項の決定
⑤支援内容の公表

（事務局）　都市防災部

支援連絡調整会議
（所掌事務）　本部長が指示した事項

現地連絡調整チーム
（所掌事務）
①被災市町村災害対策本部等との調整
②被害状況の調査
③被災地のニーズ把握

報告　　指示

各部

実施項目	担当部
災害の現況及び支援の対応状況の把握	都市防災部
災害救助法適用地域への支援に対する求償等事務	都市防災部
会議の開催に関すること	都市防災部・企画部
支援連絡調整会議チャットを使用した情報共有	各部
支援要請の受理及び支援検討	
（要請元又は内容）	
災害相互応援協定市	都市防災部
中核市市長会	都市防災部・企画部
全国市長会	市長公室
全国知事会	都市防災部
総務省（応急対策職員派遣制度　）～県	※都市防災部
緊急消防援助隊又は、県消防相互応援隊	

ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ （災害派遣精神医療チーム）及び医療救護班 保健師、精神保健福祉相談員及び管理栄養士等 日本薬剤師会 日本水道協会等 環境省、全国都市清掃会議 全国被災建築物応急危険度判定協議会 その他加盟協会 その他市町村	消防本部 市民病院 保健衛生部 薬科大学 上下水道事業部 環境部 まちづくり推進部 所管部 市長公室
支援の管理及び取りまとめ （支援内容）人員 物資 支援に係る経費	 行政部 都市防災部 財政部
義援金品の受付 （支援内容）市民からの義援金品の受付 市からの義援金の支出 職員からの義援金の募集	 福祉部 企画部 行政部
岐阜市民の消費物資への影響度合い調査	市民生活部
避難者の受け入れ、支援 （支援内容）避難者への住居の提供 避難者情報の把握 避難者支援の総括	 まちづくり推進部 市民生活部　等 都市防災部
ボランティアの受け入れ	岐阜市社会福祉協議会 市民協働推進部
災害廃棄物の受け入れ	環境部
支援部隊の現地活動後の健康相談及び検査	行政部
被災都市における生鮮食料品の供給に関する応援	経済部
新聞記事のスクラップ作成	都市防災部・市長公室
岐阜市ホームページでの公表	市長公室・都市防災部
歴史的文化的資産の復旧に必要な人材・資材の支援	都市建設部、経済部 ぎふ魅力づくり推進部
被災地に配慮した行事の中止 中止等の検討及び実施 とりまとめ	 各部 市長公室
広域避難に関すること 広域避難者の受け入れに関する政策の実施 広域避難者の受け入れに関する政策の調整 応急仮設住宅の建設に関すること	 各部 都市防災部・企画部 まちづくり推進部

3　緊急支援本部・復興支援本部の役割

（1）市長は、次のいずれかに該当する場合に支援本部を設置する。

ア　岐阜市以外の市町村において震度６弱以上の地震が発生し、支援が必要と認められるとき

イ　岐阜市以外の市町村において大規模な風水害又は事件若しくは事故が発生し、支援が必要と認められるとき

ウ　岐阜県が岐阜県災害支援対策本部を設置し、広域的な支援が必要と認められるとき

（2）支援本部の組織

ア　本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

イ　本部員は、地域防災計画に基づく災害対策本部の本部員として、あらかじめ指定されている者及び会計管理者の中から本部長が指名した者とする。

（3）支援連絡調整会議の設置

ア　支援本部の所掌事務のうち、本部長が指示した事項について業務を行う。

イ　会長は防災監を、副会長は都市防災部次長をもって充てる。

ウ　会員は、地域防災計画に基づく災害対策本部の副本部員及び会計課長の中から会長が指名した者とする。

エ　会長は、支援連絡調整会議の会議での審議事項を本部長に報告しなければならない。

オ　会員は、支援連絡調整会議チャットを通じ必要な情報を共有する。

（4）現地連絡調整チーム

防災監は、必要に応じ、被災市町村との連絡、調整等を行うため、２人以上の都市防災部職員で編成したチームを被災市町村へ派遣することができる。

（5）会議の開催

ア　支援本部の会議は本部長が、支援連絡調整会議は会長が必要に応じて招集する。

イ　各部は、会議資料及び報告事項等について、Ｐ５９・６０の様式１・２により必要に応じて担当部に提出する。

（6）復興支援本部への移行

ア　緊急支援本部は、市長が被災地の応急対策が概ね完了したと認めた場合は、必要に応じ、復興支援本部に移行する。

イ　（3）から（5）条までの規定は、復興支援本部について準用する。

（7）相談窓口の設置

避難者からの問い合わせに対応するため、支援に関する総合相談窓口は都市防災部とし、支援内容別に主担当部を下記のとおり定める。

ア　総合相談窓口（総合的な被災者・被災地支援の問合せ）・・・・・都市防災部

イ　避難者情報の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・市民生活部等

ウ　健康に関する問合せ（総合的な健康相談）・・・・・・・・・・・・保健衛生部

エ　生活支援に関する問合せ（岐阜市での住まいに関する問合せ）・・まちづくり推進部
（福祉資金の貸付け）・・・・・・・・・福祉部

オ　入所、入学に関する問合せ（保育所への入所相談）・・・・・・・子ども未来部

（市立幼稚園への入園相談）・・・・・教育委員会
（小中学校への転入相談）・・・・・・教育委員会
（市立岐阜商業高等学校の授業料等について）・岐阜商業高等学校
（岐阜薬科大学授業料の免除）・・・・岐阜薬科大学
（市立女子短期大学授業料の免除）・・市立女子短期大学

カ　ボランティア、義援金品などに関する問合せ
（ボランティアに関する相談）・・・・・・・・・・・・・・・岐阜市社会福祉協議会
市民協働推進部
（義援金品に関する相談）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・福祉部

（８）議会報告、記者発表

議会報告、記者発表の資料は、都市防災部で確認後提供する。

４　支援内容の検討

（１）支援要請に基づく支援

ア　担当部は、支援要請を受理し、各計画により支援要請内容に応じた支援についての検討を行う。

イ　物資の支援については都市防災部、職員の支援については行政部が検討に参加し、担当部は、それぞれ全体を把握後、調整及び取りまとめを行う。都市防災部はその取りまとめをもとに支援全体の把握を行う。

ウ　経費を要する支援については財政部が検討に参加し、経費についての調整及び取りまとめを行う。

（２）その他の支援内容の検討

ア　被災市町村が遠方等で準備・移動等の時間的猶予がなく、72 時間以内に支援開始が困難な場合、72 時間以降の支援開始となり得る事項を優先して調整する。

> 72 時間以降の支援開始となり得る業務例
> 避難所運営、医療（医師）支援、健康・保健（保健師）、物資の荷下ろし等、
> 応急危険度判定（民間施設）、被災地宅地危険度判定、応急仮設住宅供与業務、
> 応急修理、災害廃棄物処理、応急給水、下水道施設復旧、水道施設復旧、
> 道路河川等応急復旧

イ　担当部は、義援金品の受付、避難者の受け入れ・支援、ボランティアの募集、災害廃棄物の受け入れ等について、各計画により支援内容についての検討を行う。

５　被災地へ派遣する職員について

（１）職員の健康状態について

派遣前後、職員の健康状態をＰＣＲ検査等で確認する。

（２）食料等について

被災地へ派遣する職員の食料等の確保については、原則、担当部で飲料水、食料、寝袋、燃料、マスク等（感染症対策）を準備し、職員自ら携行し支援を行う。

ただし、発災直後の支援活動で、携行品の準備ができない場合については、行政部又は都市防災部で備蓄する食料等の使用を協議する。

（３）現地活動後の健康相談及び検査の実施

行政部は、現地での活動を終えた職員が帰庁した際、健康相談、検査等職員の健康管理を実施する。

6 被災地派遣に使用する車両について

（１）緊急交通道路を通行する車両について

緊急交通道路等として一般車両の通行を規制された道路を通行する車両については、前もって緊急通行車両等事前届出書を都市防災部より岐阜県公安委員会に提出してあり、その届出済証は都市防災部で保管している。

緊急交通道路を利用する可能性がある場合は、前もって都市防災部より緊急通行車両等事前届出済書の原本を借り受けて、岐阜県公安委員会に提示し、標章等の交付を受ける。

（２）災害派遣等従事車両について

被災地より、災害に伴う災害救助・救援のために使用する車両の取扱いについて依頼があり、依頼の内容に合致する車両については依頼の範囲内で無料措置等を受けることが出来る。

無料措置に必要な証明書については申請により都市防災部で交付を受ける。

なお、旅程の詳細が決まっていない状態でも交付を受けることは出来るが、その場合、記載後の証明書の写真を撮影した上で料金所等に提出し、後日都市防災部に写真データを提出する。

派遣で使用しなかった証明書は都市防災部に返却する。

7 経費負担

救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関が負担する。

都市防災部は、災害救助法適用地域への支援に対する求償等の事務を行う。

8 その他

（１）被災都市における生鮮食料品の供給に関する応援

経済部は、被災地からの入荷状況を把握し、中央卸売市場の生鮮食料品の入荷量を被災地以外から確保する。

また、「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」に基づき、被災都市からの要請を受けて対応する。

（２）新聞記事スクラップの作成

都市防災部は、市長公室（広報広聴課）の協力のもと、全ての新聞を確認し、災害に関する記事のスクラップを作成する。

（３）被災地に配慮した行事等の中止

各部は、被災した方々の心情に考慮し、岐阜市で行われる行事等について中止等を検討し、市長公室は、行事等の中止についての調査及び取りまとめを行う。

東日本大震災で中止した行事等

・競輪開催の中止　　・道三まつり協賛事業の一部中止

・ライトアップ照明の消灯　アクアージュ柳ヶ瀬（ネオン・ビーナス）、
岐阜駅前広場ライトアップ用照明、
岐阜城（１時間短縮）

Ⅱ　人員の支援に関する計画

1　要旨

Ｐ４０の「Ｉ基本的な事項　２支援実施体系図」内の支援要請の受理及び支援検討を担当する部は、被災地からの要望を把握し、効率的かつ効果的な職員派遣を実施する。

2　職員派遣の検討

（1）担当部は、被災自治体からの支援要請、又は被災自治体からの支援要請に基づき協会等が調整した後の支援要請の内容と、現地調整連絡チームからの情報やその他の方法により把握した、被災地の状況及びニーズにより、職員派遣に必要な検討を行い、支援本部会議に諮る。

（2）検討事項

ア　被災地が必要とする職種及び人数

イ　職員の選出方法及び派遣期間

ウ　感染症発生下における派遣前のワクチン接種、ＰＣＲ検査等

3　支援決定後の検討及び実施

（1）応急対策期における支援の場合

担当部は、支援本部会議で支援が決定した場合、職員派遣の実施に必要な検討を行った後、派遣職員を選出し、宿泊先の確保、携行品（飲料水、食料、寝袋、燃料等、加えて感染症発生下においては、マスク、手指消毒液、体温計等）の準備を行い、派遣を実施する。

（2）復興期における支援の場合

行政部が派遣職員を選出した後、その派遣職員が属する担当部において携行品の準備を行い、派遣を実施する。

（3）検討事項

ア　職員の派遣経路及び方法（緊急輸送道路の設定動向等に留意）

イ　必要となる携行品の選定及び準備方法

ウ　宿泊施設又は場所の確保

エ　超過勤務手当等諸手当

オ　通信の確保

カ　職員交替を要する場合の代替職員

（4）派遣職員が派遣先で感染した場合は、派遣先の保健所の指示による他、帰任する際は健康状態を確認する。

4　想定される支援要請

（1）　応急対策期における支援要請

ア　緊急消防援助隊の支援要請

イ　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）及び

医療救護班の支援要請

ウ　保健師、精神保健福祉相談員及び管理栄養士等の支援要請

エ　薬剤師の支援要請

オ　日本水道協会等調整による上下水道事業部の職員等の支援要請

カ　環境省、全国都市清掃会議調整による環境部の職員等の支援要請

キ　応急危険度判定、住家被害認定、罹災証明の職員等の支援要請

ク　災害対策本部、避難所職員の支援要請

ケ　備蓄品等物資の支援要請

（２）復興期における支援要請

ア　災害時相互応援協定締結市（中核市災害相互応援協定を除く）からの支援要請

イ　中核市市長会の調整（中核市災害相互応援協定）による会長市からの支援要請

ウ　全国市長会の調整による会長市からの支援要請

エ　全国知事会の調整による岐阜県災害支援対策本部からの支援要請

オ　その他加盟協会調整による会長からの支援要請

カ　その他市町村からの支援要請

Ⅲ　物資の支援に関する計画

１　要旨

Ｐ~~３９・~~４０の「Ｉ基本的な事項　２支援実施体系図」内の支援要請の受理及び支援検討を担当する部は、被災地からの要望を把握し、必要物資を効率的かつ効果的な支援活動を実施する。

２　支援物資等の検討

（１）担当部は、被災自治体からの支援要請、又は被災自治体からの支援要請に基づき協会等が調整した後の支援要請の内容と、現地調整連絡チームからの情報やその他の方法により把握した、被災地の状況及びニーズにより、必要な支援物資の品目及び数量を検討する。

（２）担当部は、支援に必要な物資を次により、緊急に確保する。

ア　岐阜市の備蓄品（５０％を上限）

岐阜市の主な備蓄品の総数及び支援上限数（令和５~~-4~~年度末時点）

主な備蓄品	総数	上限
アルファ米	*125,400 食*	*62,700 食*
クラッカーとバランス栄養食	*153,040 食*	*76,520 食*
おかゆ	*39,100 食*	*19,550 食*
飲料水	*88,404 ℓ*	*44,202 ℓ*
毛布	*53,160 枚*	*26,580 枚*
子ども用おむつ	*21,212 枚*	*10,606 枚*
大人用おむつ	*14,460 枚*	*7,230 枚*
生理用品	*38,980 個*	*19,490 個*
簡易トイレ	*2,265 個*	*1,132 個*
ブルーシート	*4,443 枚*	*2,221 枚*
携帯電話充電器	*100 器*	*50 器*
弾性ストッキング	*1,000 足*	*500 足*
浄水器	*51 台*	*15 台*

イ　その他各部が提供できる市有物品

ウ　緊急調達による購入

エ　職員又は市民からの義援物資

オ　企業等からの義援物資

（３）担当部は、次により適切な搬送方法を検討する。

ア　公用車を使用し、職員による搬送（緊急交通道路の設定動向等に留意）

イ　災害時相互応援協定等を活用した、輸送会社による搬送

ウ　郵送による送付

３　想定される支援要請

（１）災害時相互応援協定締結市（中核市災害相互応援協定を除く）からの支援要請

（２）中核市市長会の調整（中核市災害相互応援協定）による会長市からの支援要請

（３）全国市長会の調整による会長市からの支援要請

（４）全国知事会の調整による岐阜県災害支援対策本部からの支援要請

（５）国及び岐阜市が加盟する協会の調整による会長からの支援要請

４　その他

支援物資にはＰ６１の様式３「緊急支援物資」の表示を貼り、搬送先、物資名、数量等を明記する。

物資を搬送する際には、支援物資目録　１ 部、及び緊急支援物資輸送　出荷連絡票（様式７）　３部を作成し、搬送先の被災自治体に目録を提出、出荷連絡票は物資提供者、輸送事業者、納入先の３者が記入し、それぞれが１部づつ保管する。

Ⅳ　義援金品の受付に関する計画

1　要旨

福祉部は、市民からの要望に応えるため、被災地へ送付するための義援金品の募集を実施する。また、市及び市職員は、市民を代表して被災者へのお見舞いの意を表するよう努める。

2　市民からの義援金について（義援金箱の設置）

（1）受付

ア　本庁舎、各出先機関の窓口

イ　イベント会場

ウ　その他各部にあって設置できる場所

（2）処理

集まった義援金を定期的に集計し、日本赤十字社に送金する。

3　義援物品について

（1）品目及び募集期間の検討

被災自治体からの支援要請、又は被災自治体からの支援要請に基づき協会等が調整した後の支援要請の内容と、現地調整連絡チームからの情報、民間の応援プログラム等を通じた情報、ＮＰＯとの連携その他の方法により把握した被災地の状況及びニーズにより、必要な義援物品の品目及び募集期間を検討し、目標数量を設定する。

なお、大規模災害発生直後は被災地が混乱しているため、被災地方公共団体に対する義援物資（個人、団体等からの無償の支援物資）を送ることを控えるよう広報を行う。

東日本大震災で募集した品目（新品の状態で提供されたと確認できる物品）

・袋入りの紙おむつ（未開封なもの）大人用及び幼児用

・袋入りの生理用品（未開封なもの）

・袋入りの使い捨てカイロ（未開封なもの）

・毛布（未使用なもの）

（2）受付

ア　市役所庁舎１階エントランスモール等

イ　その他福祉部が指定する場所等

（3）処理

集まった義援物品を集計し、被災地への搬送については、都市防災部と調整を図る。

東日本大震災で義援物品の募集を行った際に発生した買占めに対する対応

市民生活部は、市内の生活用品の買占めにより不足が生じる恐れがあったため、岐阜市民の消費物資への影響度合いについて調査を行い、調査結果により、買占め自粛を呼びかける広報を実施した。

4　市からの義援金の検討

企画部は、市民を代表して被災者へのお見舞いの意を表するため、市からの義援金の支出について検討する。

> 東日本大震災での実績
>
> 中核市市長会見舞金として、被災中核市（いわき市、郡山市、盛岡市）に各１００万円、合計３００万円を支出

5　職員からの義援金の募集

市職員は、義援金の支出に努めることとし、行政部が募集方法の検討、とりまとめを行う。

Ⅴ　避難者の受け入れ、支援に関する計画

1　要旨

Ｐ４０の「Ｉ基本的な事項　２支援実施体系図」内の避難者の受け入れ、支援を担当する部は、被災地から避難された方に対し、住居を提供し、速やかに受け入れ、受け入れた後も支援活動を実施する。

2　避難者への住居提供に関するスキーム

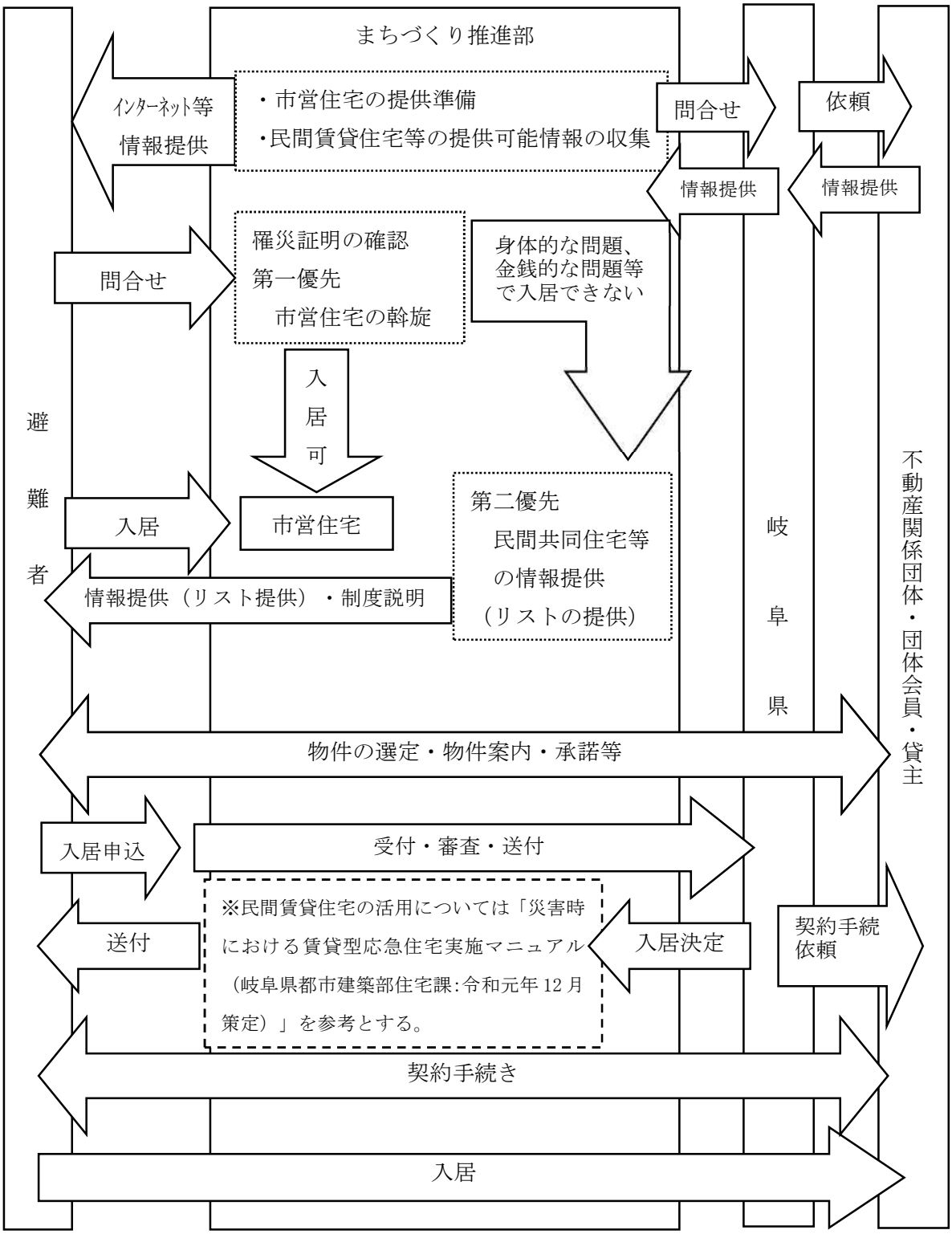

3　避難者への支援に係る情報等の流れ

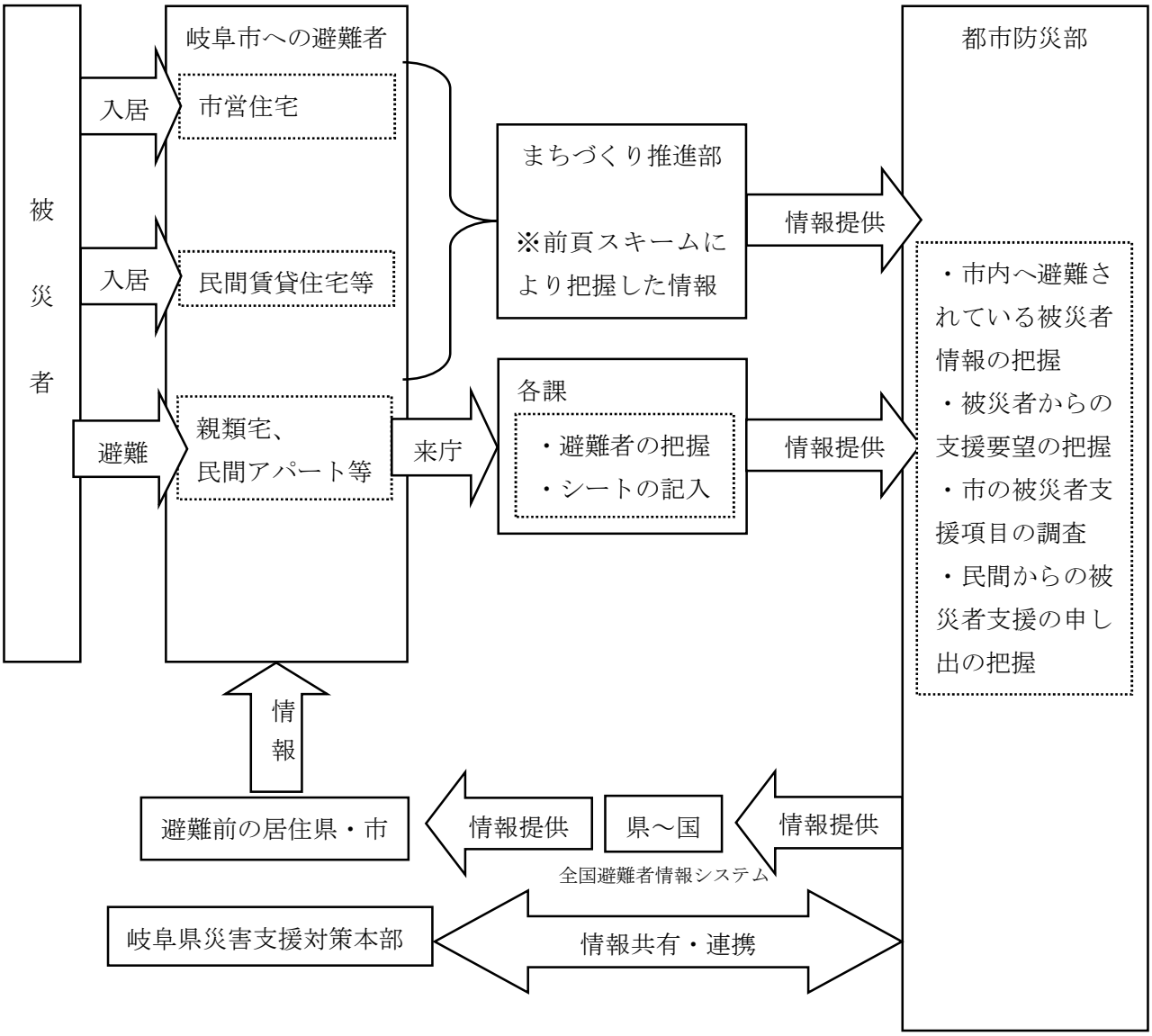

4　避難者への住居~~宅~~提供

（1）まちづくり推進部は被災者を受け入れるための住居の確保については次により実施する。

ア　市営住宅

（ア）提供可能戸数の検討

（イ）入居条件の検討

（ウ）提供できる部屋の整備

東日本大震災で市営住宅の部屋に行った整備

・ガスコンロ（熱源）の設置・・・職員からの提供

・照明の設置・・・・職員からの提供

・毛布の提供・・・・市の備蓄品からの提供

・家具の設置・・・・東部クリーンセンターからの提供

イ　民間賃貸住宅等を活用した住居

（ア）民間共同住宅等の情報提供

（イ）提供情報をホームページに公開

（２）住居提供の優先順位

ア　第一優先：市営住宅

イ　第二優先：民間賃貸住宅等

（３）避難者への住居提供の受付

まちづくり推進部は、受付を設置し、避難者の入居受付を実施する。

なお、入居が決定した場合は都市防災部へ報告する。

５　避難者への支援

（１）都市防災部は、県災害支援対策本部と連携し、市内へ避難されている被災者情報の把握、市民からの被災者支援の申し出の把握を一元化するとともに、被災者の方に対し、きめ細かい支援を行う。

（２）避難者の把握

ア　都市防災部は、岐阜市への避難者に関する情報提供の依頼を行う。

（ア）全課に対し、避難者の情報を入手した場合、都市防災部への連絡を依頼する。

（イ）都市防災部への連絡については、避難者が記入した、Ｐ６２～６４の様式４・５の個別シートを送付する。

（ウ）避難者に対する情報提供の受付について、記者発表する。

（エ）同意のあった避難者に関する情報のとりまとめを行う。

（オ）避難者に関する情報は、岐阜県災害支援対策本部へ報告する。

イ　避難者情報の提供

都市防災部は、様式４・５により取りまとめた避難者情報（本人の同意ある情報）を県と共有するとともに、Ｐ６５の様式６（全国避難者情報システムに係る様式）による県への提供により、避難前の居住県・市の情報が、避難者へ届くようにする。

（３）支援項目の把握

ア　都市防災部は、市として支援可能な項目を把握するため、各部に調査依頼を行う。

イ　支援項目の調査内容

（ア）現行制度上の支援可能な項目

（イ）今後検討する支援項目

ウ　都市防災部は、調査結果を被災者支援策一覧としてまとめる。

東日本大震災での市としての被災者支援策メニュー

・被災地からの救急患者の受け入れ	・医療受診窓口負担の免除
・乳幼児健診の実施	・幼児歯科薬物塗布の実施
・休日検診窓口負担金の免除	・妊婦健診の実施
・分娩などの受け入れ	・福祉資金の貸付け
・介護サービスの実施	・介護保険料及び介護利用料の減免
・生活保護相談の受付	・後期高齢者医療保険料の減免

・後期高齢者医療被保険者証を紛失した者への対応の実施
・医療機関での一時負担金の免除（後期高齢者医療）
・障害者福祉サービス等の支給決定及び自立支援医療の支給認定
・保育所への入所、保育料の免除　・養護老人ホーム（措置施設）への入所
・被災児童の受け入れ　・学用用品、給食費等の援助
・岐阜薬科大学授業料の免除　・市営住宅の無償提供
・市立女子短期大学授業料の免除
・外国人相談の実施　・鵜飼観覧への招待
・運転免許証再発行手数料の免除　・避難者情報を被災元県、市町村への提供
・特定健康診査自己負担金の免除　・国民健康保険料の減免
・医療機関での一部負担金の減免（本市国民健康保険に加入者）

平成２８年熊本地震での市としての被災者支援策メニュー
・市営住宅の無償提供　・妊婦健診の実施
・乳幼児健診の実施

エ　民間からの支援提供

都市防災部は、県災害支援対策本部と連携し、民間からの支援提供を受け付け、把握する。

東日本大震災での民間からの支援実績
・タクシー利用券の提供　・家電製品の提供　・散髪利用料無料

（４）各種支援の実施

ア　情報の提供

（ア）都市防災部は、避難者に被災者支援策一覧を送付する。

（イ）都市防災部は、各部が支援を行う場合、避難者についての情報提供を行う。

イ　支援の実施

（ア）都市防災部は、避難者に関する情報から、避難者が必要とする項目について、適切に支援する。

（イ）支援の実施に際しては、支援住宅を管理している、まちづくり推進部と連携して実施する。

（ウ）各部は、避難者の精神的な安らぎとして、それぞれが主催する事業、行事等に、避難者を積極的に招待する。

なお、支援を実施した際には、都市防災部に、招待人数等を報告する。

東日本大震災で行った精神的な安らぎ支援
・鵜飼観覧への招待　・国宝薬師寺イベントのチケット配布
・消防出初式への招待

Ⅵ　広域避難者の受け入れ

1　要旨

市町村・都道府県の区域を超える広域での被災市民の受け入れ（広域避難）については、災害対策基本法に基づき行うこととし、一時受け入れの場合は、市有施設への避難で対応し、避難が長期化した場合には、応急仮設住宅で対応することとする。

2　広域避難者の受け入れに関するスキーム

被災市町村長

被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について他市町村の区域における広域一時滞在の必要があると認めるとき

・岐阜県内の市町村長は岐阜市長と被災住民の受け入れについて協議することができる

・県外の市町村長は都道府県知事に対し、岐阜県知事と被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

↓

岐阜市長

被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。

受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供しなければならない。

（1）岐阜県内の市町村が被災した場合

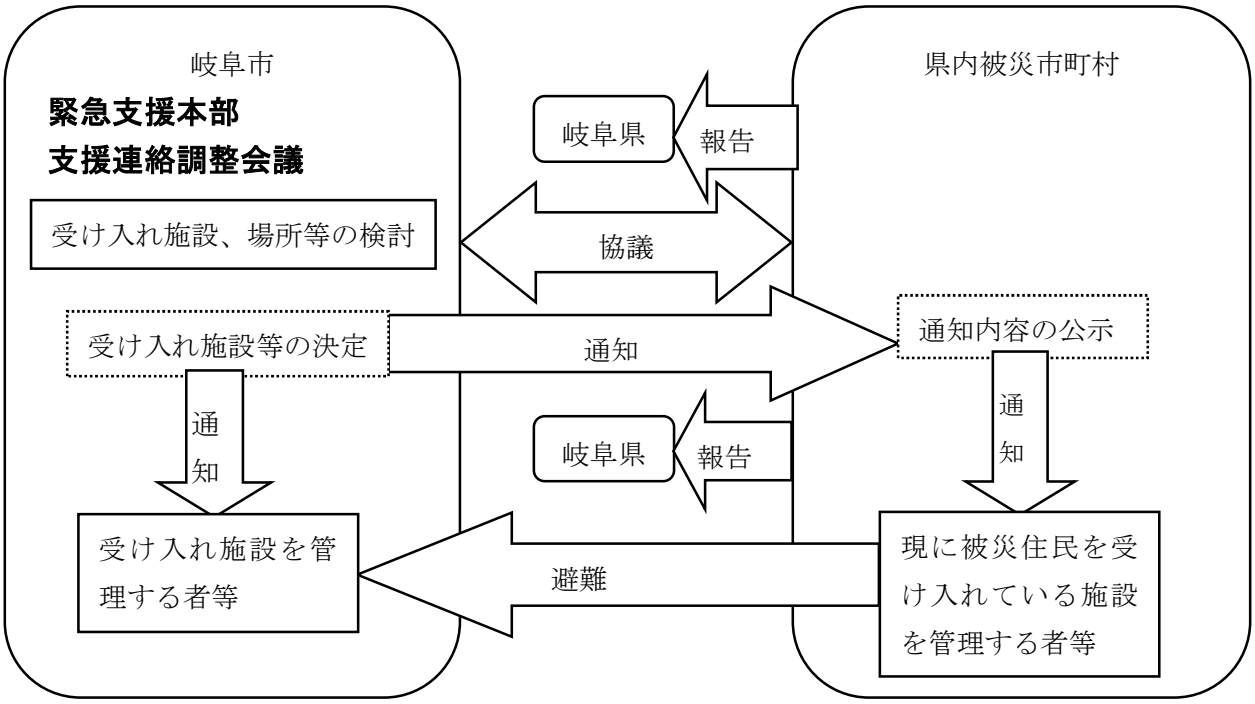

（２）岐阜県外の市町村が被災した場合

ア　被災地との連携

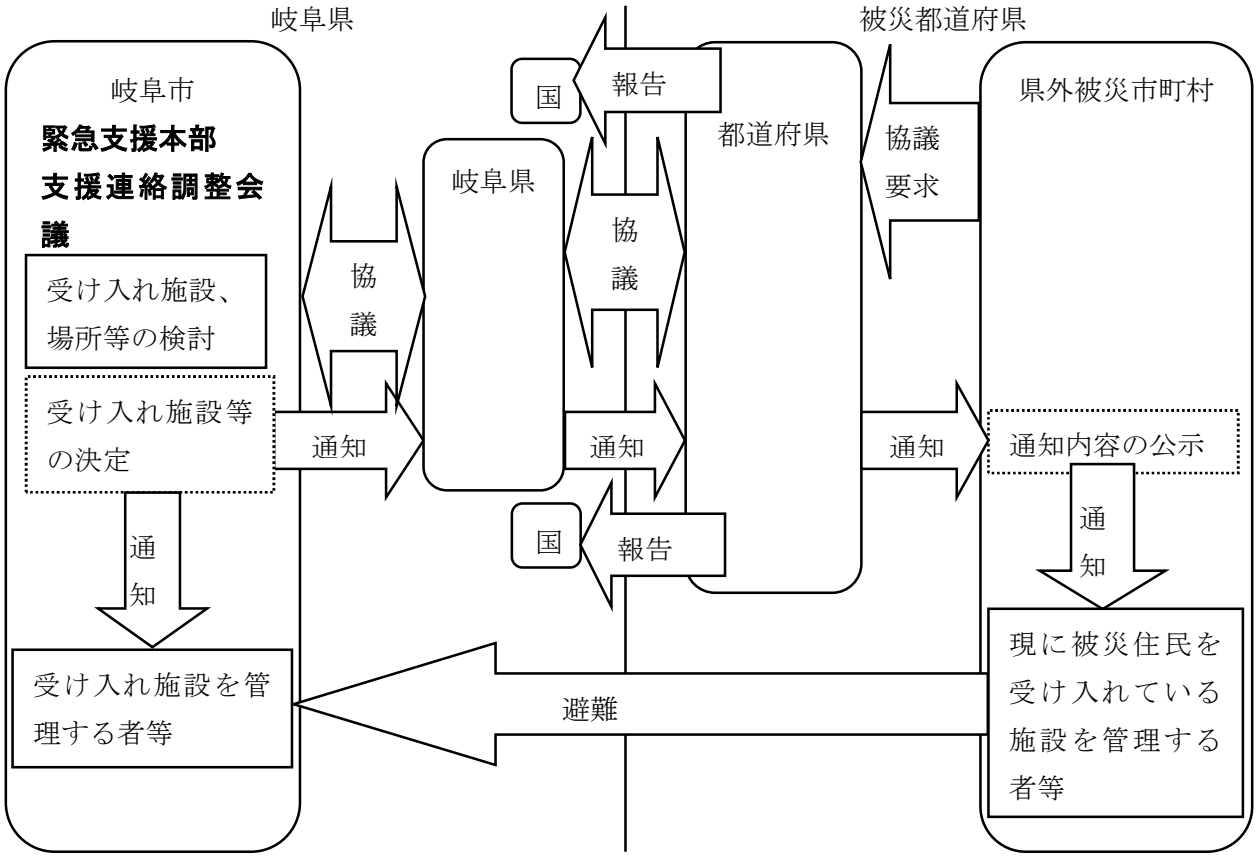

イ　市内等への自主的避難者に対する対応

ホームページ、マスメディア等を通ずる広報により、自主的避難者との連絡を確保し、集団移転者と併せ、受入れ対応にあたる。

ウ　避難者情報等については、総務省の「全国避難者情報システム」による。

（参考）熊本地震における広域避難に係る広報等

・国土交通省から「熊本地震に伴う公営住宅等への入居の取扱い」通知が発出され、受入れ表明市町の公営住宅情報を国土交通省ＨＰに掲載

・避難先市町村においては、ホームページ、マスメディア等を通じ住宅情報を発信

・総務省の「全国避難者情報システム」で被災地と避難先の各市町村で避難者情報を共有

３　広域避難者の受け入れについて

（１）各部は、被災地からの集団移転に対して岐阜市が行うべき施策を実施する。

（参考）東日本大震災の事例から集団移転に際し岐阜市が行うべき必要があると思われる施策

・仮設住宅等における住環境の整備

・避難先における役場機能の維持

・仮のまち構想など避難者相互のコミュニティの確保

・避難者と地域住民とのコミュニティの確保

・仮設住宅等への情報発信など避難者への情報提供体制の確保

・避難者に対する健康管理体制の確保

・避難者に対する医療福祉提供体制の確保
・被災児童等の就学、通学支援、教員の適正配置など教育環境の整備
・避難先における営農再開や雇用の確保
・防犯、防火対策などによる避難先の安全、安心の確保
・避難者の孤独死への対策
・避難先地域の一時的な居住人口の急増に対応する諸課題への対応　など

（２）都市防災部及び企画部は、広域避難者を受け入れる際、各部が行う施策のとりまとめを行うなどの調整を行う。

（３）まちづくり推進部は、関係部と連携し、応急仮設住宅の建設に関する検討を行う。

（４）被災者受け入れとしての避難所運営に際しては、必要により市職員を配置する。

（５）被災者に対する救助物品の支給に際しては、被災市町による支給状況等に留意する。

（６）広域避難に関する圏域連携

ア　方針

岐阜圏域９市町は、風水害が発生し、又はそのおそれがある場合において、圏域内の市町の境界を越えて、円滑に一時避難できるよう協力を行うものとする。

イ　各河川流域において越境避難の対象とする市町

	避難元市町	避難先市町
長良川左岸	岐阜市、羽島市	岐南町、笠松町、各務原市
長良川右岸	岐阜市、瑞穂市、北方町	本巣市、山県市
揖斐川	瑞穂市	本巣市、北方町、岐阜市
木曽川	羽島市、笠松町、岐南町、各務原市	瑞穂市、北方町、山県市、岐阜市
伊自良川	岐阜市、山県市、北方町、瑞穂市	本巣市
根尾川	瑞穂市、本巣市	北方町、岐阜市、羽島市
境川	岐阜市、岐南町、笠松町	各務原市、羽島市
鳥羽川	岐阜市、山県市	本巣市

ウ　協力の内容

市町の長は、要請を受けたときは、当該要請を受け入れない正当な理由がある場合を除き、避難者を受け入れる施設を選定するとともに、避難施設を速やかに開設し、避難元市町の長に越境避難承諾書により報告する。

エ　その他

要請を円滑に行うため、各市町は、岐阜県広域避難基本方針（平成 24 年３月）及び岐阜圏域における越境避難に関する協定書（平成２８年２月）に基づき、平時から県・市町の役割分担を定め、必要な取り組みを実施する。

Ⅶ　様式集

様式１　支援本部会議へ報告する各部の支援内容記入様式

〇〇地震に伴う支援内容

部

月日	内容

（記載例）　都市防災 部

〇月〇日（〇）	救援物資搬送（出発） 出発時間　〇〇:〇〇 搬送先　〇〇県〇〇市 派遣人員　〇名（都市防災部） 搬送車両　岐阜市指揮車　1台　トラック　1台（10t　〇〇会社） 物資内訳　飲料水　〇〇 本　〇〇　〇〇 個 〇〇　〇〇 個　〇〇　〇〇 個
〇月〇日（〇）	救援物資搬送（帰還） 帰還時間　〇〇:〇〇 （搬送先、派遣人員等は上記表のとおり）

様式２　支援本部会議へ報告する各部の報告事項記入様式

〇〇地震に伴う報告事項

部

タイトル
内容

※ 添付書類　　枚

（記載例）　　都市防災 部

タイトル 市民相談窓口の設置について
内容 1 経緯 市民からの問い合わせに対応するため、支援に関する相談窓口を下記のとおり設置し、ホームページに掲載します。 2 問合せ項目に対する担当部 ・総合相談窓口（総合的な被災者・被災地支援の問合せ）　・・・・・　都市防災部 ・避難者に関する情報提供の受付（全国避難者情報システム）　・・・・・　〇〇部 ・ ・ ・

※ 添付書類　1 枚　（被災者支援のための相談・問合せ先一覧）

様式３　緊急支援物資に添付する表示の様式

緊急支援物資

搬送先　〇〇県〇〇市

物資名　〇〇〇〇

数　量　〇〇個

提　供　[redacted]岐阜市

様式４　避難者が記入する個別シート（様式）

被災者個別シート（世帯代表者用）

No.

被災者のみなさまには、なれない土地でなにかと生活にご不自由があることと思います。岐阜県では、県内に避難されたみなさまに少しでもお役に立てるように、現在のご家族の状況や暮らしでお困りのことなどを承知するため、以下のアンケートを実施します。市町村などで既にお伺いした内容もあろうかと存じますが、ご協力お願いします。
なお、このアンケートで得た情報につきましては、今後みなさまの生活支援に関する目的以外には使用いたしませんのでご承知願います。
*岐阜県災害支援対策本部　災害情報集約センター　０５８－２７２－１１１１　内線　３３４４

以下、該当する□欄にチェックを入れてください。
（記入日　　年　　月　　日）

1	**避難先住所（現住所）** （マンション・アパート名及び部屋番号）	岐阜 県 岐阜 市町村 番地 （　　）
2	**避難元住所** （マンション・アパート名及び部屋番号）	県 市町村 番地 （　　）
3	ふりがな **氏　名（世帯代表者）**	**性別** 男□　女□　□ 転入届済
	生年月日（同上）	明・大・昭・平　年　月　日　**職業** 被災前 ：　現在の就業状況 ：
4	**現在の連絡先**	電話　－　－　携帯　－　－ メールアドレス
5	**現在の居所への転入日**	年　月　日　**現在の居所からの転出日**　□ 未定　年　月　日 転出予定
	避難理由 ※ 可能な範囲で	
6	**家族構成**	大人　人（男　人、女　人）　子供　人（うち小学校入学前　人）
	・ 子供の有無	□ 無　□ 有 ： 校種・学年（年齢）
	・ 妊婦の有無	□ 無　□ 有 ： 妊娠　ヵ月
	・ 高齢者（65歳以上）の有無	□ 無　□ 有 ： 年齢　歳
	・ 病人、障害者の有無	□ 無　□ 有 ： 病名、障害名等
7	**生活支援**	
(1)	**住宅**	
	・ 予定居住期間	□ 当面　□ 具体的に想定あり ：　年　月頃まで　□ 不明
	・ 足りない家電製品等	□ 冷蔵庫 □ 洗濯機 □ 炊飯器 □ 照明器具 □ コンロ □ その他 ：
(2)	**生活用品**	
	・ 自家用車等	□ 有　□ 無→ □不要 □必要
	・ 足りない家財道具	種類:
	・ その他	
(3)	**衣料**	
	・ 必要な衣類等	種類:
(4)	**食品関係**	
	・ 今後必要な食品	種類:

	・ 今後必要な食器等	種類:
(5)	**仕事・生活費**	
	・ 仕事のあっ旋	□ 不要　□ 必要 :（希望する職種: ）
	・ 当座の生活資金	□ 有　□ 無
(6)	**教育**	
	・ 保育、就学等でお困りのこと	□ 無
		□ 有　具体的に:
(7)	**健康医療**	
	・ 医療、介護等でお困りのこと	□ 無
		□ 有　具体的に:
(8)	**その他**	
	・ その他、必要な支援	□ 不要
		□ 必要　具体的に:
8	**そ の 他** **ご 意 見** **ご 要 望** **参考情報等**	

①以上の個人情報について、岐阜県から提供することに同意する団体にチェックをしてください。

□次のすべての機関・団体

（個別同意）□全国避難者情報システム
□現在お住まいの市町村　□現在お住まいの県
□出身（被災）市町村　□出身（被災）県
□被災者支援団体（社会福祉協議会、NPOなど）

②マスコミ取材の諾否

□取材をうけてもよい　□取材を受けたくない

（口頭了解の場合の確認者氏名） 氏名:

様式５　避難者が記入する個別シート（様式）

被災者個別シート(個人用)

No.

被災者個別シート（世帯代表者用）

と同じ番号

①	氏名	生年月日	②	氏名	生年月日
		明・大・昭・平・令 年　月　日			明・大・昭・平・令 年　月　日
		性別			性別
		男 ・ 女			男 ・ 女
③	氏名	生年月日	③	氏名	生年月日
		明・大・昭・平・令 年　月　日			明・大・昭・平・令 年　月　日
		性別			性別
		男 ・ 女			男 ・ 女
⑤	氏名	生年月日	⑥	氏名	生年月日
		明・大・昭・平・令 年　月　日			明・大・昭・平・令 年　月　日
		性別			性別
		男 ・ 女			男 ・ 女
⑦	氏名	生年月日	⑧	氏名	生年月日
		明・大・昭・平・令 年　月　日			明・大・昭・平・令 年　月　日
		性別			性別
		男 ・ 女			男 ・ 女
⑨	氏名	生年月日	⑩	氏名	生年月日
		明・大・昭・平・令 年　月　日			明・大・昭・平・令 年　月　日
		性別			性別
		男 ・ 女			男 ・ 女

ご記入いただいた個人情報は、全国避難者情報システム※に登録するために用いられます。

全国避難者情報システムへの登録に　□同意します。

□同意しません。

（※）避難先市町村に情報をご提供いただくことで、避難元の自治体からの通知や見舞金をお受け取りになることができるシステムです。

様式６　全国避難者情報システムへ登録されるため使用する様式

（別紙１）

【避難先等に関する情報提供書面】

都道府県コード	市町村コード
整理番号(a)	

太枠内のみ記入してください。

① 氏名	②生年月日	④避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所）		
（ふりがな） （漢字）	明・大・昭・平 年　月　日 ③性別 男　・　女	県	市 郡 町 村	市町村名より下の住所（指定都市の区、町、字等） 番　号 （マンション・アパート名及び部屋番号）

⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地			⑥避難先の名称（施設名又は個人宅等）	⑦当該避難先における滞在開始日	⑨行政機関から世帯等を代表して連絡を受けることができる者（連絡先代表者）及び連絡先(c)
都道府県	市区 （特別区の場合） 郡 町 村	市町村名より下の住所 （指定都市の区、町、字等） 番　号 （マンション・アパート名及び部屋番号） 既に避難先市町村に転入届を行っている場合には「○」を記入		年　月　日 ⑧当該避難先における滞在終了日(b) 年　月　日	連絡先代表者である　・　ない （連絡先電話番号）

＜記入時の留意事項＞

(a)　避難先市町村において，整理番号を付すこと。

(b)　⑧については，当該避難所での滞在が終了し，避難先市町村に対し，その旨の情報提供があった場合には，避難先市町村が記入。

(c)　⑨については，連絡先代表者である場合（一人世帯である場合を含む。）には，「ある」に丸をつけ，連絡先電話番号を記入。代表者でない場合は，「ない」に丸をつけ，「－」を記入。

【個人情報の取扱いに関する同意】

私は，東日本大震災等への対応に活用するため，避難先市町村，避難先都道府県，避難元県，避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。

年　月　日　（氏名）

（口頭了解の場合）確認日時：　年　月　日　（確認者氏名）

緊急支援物資輸送　出荷連絡票

出荷者控
輸送者控
荷受者控

記入・提出日：　　年　　月　　日

（出荷者印・サイン）	（輸送者印・サイン）	（荷受日時）	（荷受者印・サイン）

発注／要請元	（自治体名）	**物資提供者**	（企業・組織名）
	（担当者名）		（担当者名）
	（電話番号）　（FAX番号）		（電話番号）　（FAX番号）
	（E-mail）		（E-mail）
納入先	（施設名）	**輸送事業者**	
	（住所）	**車両番号**	
	（受取担当者名）	**到着予定日時**	年　月　日　時　分
	（電話番号）　（FAX番号）	**備考（管理項目）**	
	（E-mail）		

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳

	品目			数量					賞味・消費期限	備考（商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載）
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	総重量	ケース数	荷姿		
1									年　月　日	
2									年　月　日	
3									年　月　日	
4									年　月　日	
5									年　月　日	
6									年　月　日	
7									年　月　日	
8									年　月　日	
9									年　月　日	
10									年　月　日	

次ページ　あり／なし（　／　）

Ⅷ　参考資料

【中核市市長会防災担当者会議の災害相互応援協定に基づく支援のスキーム図】

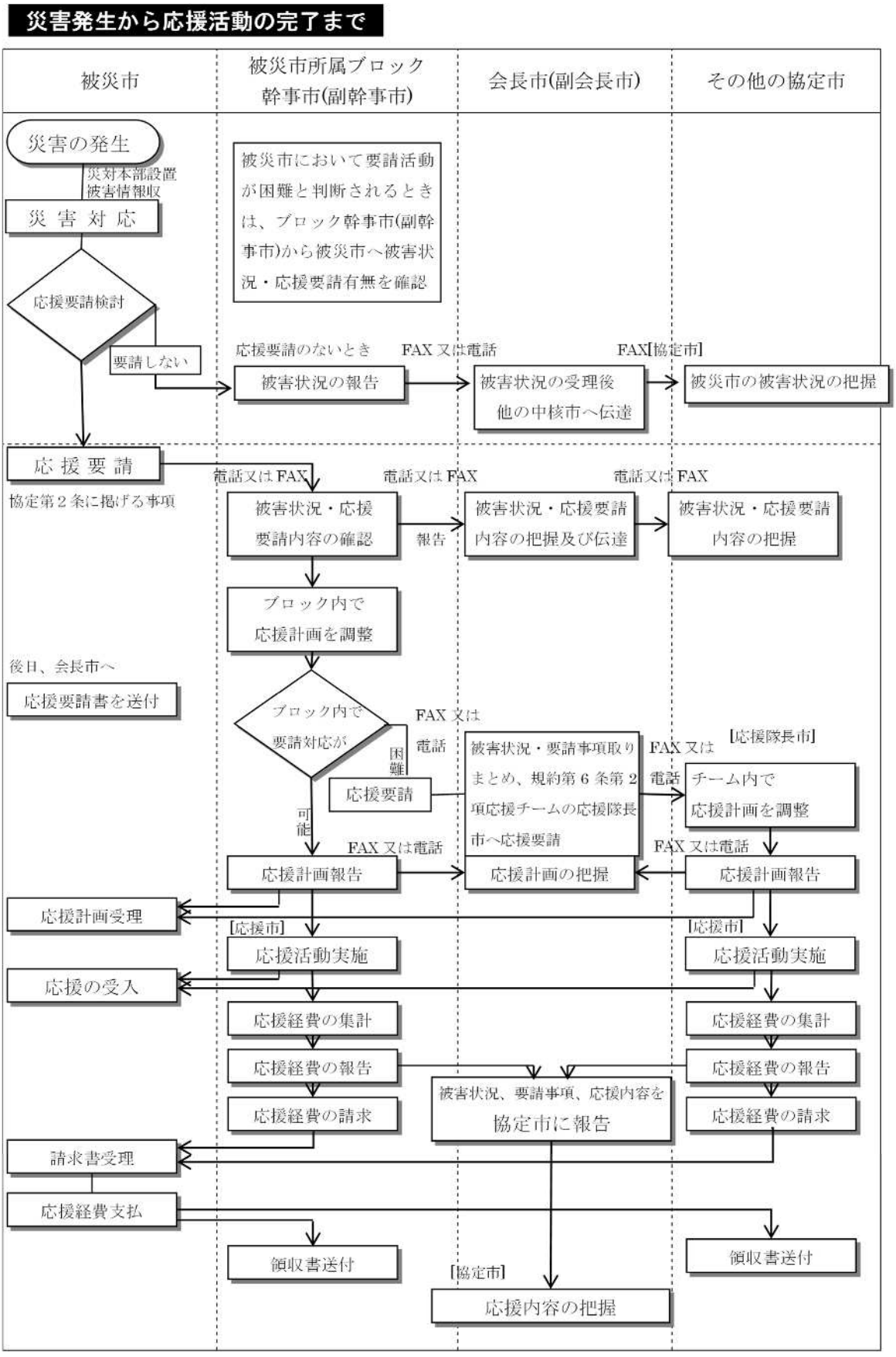

【災害相互応援協定市】

・災害相互応援協定締結市：尼崎市、神戸市、藤沢市、奈良市、富山市、飯田市、調布市、広野町、県内市町村

・中核市災害相互応援協定締結市：全中核市

・全国鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定締結市
：日立市、笛吹市、関市、犬山市、大洲市、三次市、岩国市

（参考１）中核市市長会防災担当者会議で提示の構成市（令和５~~４~~年度）

ブロック名称	地方	構　成　市
北海道・東北・関東ブロック	北海道・東北地方	函館市、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、盛岡市、山形市、八戸市、福島市
	関東地方	宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、八王子市、柏市、前橋市、高崎市、越谷市、川口市、水戸市
中部ブロック	北陸・甲信越地方	富山市、金沢市、長野市、福井市、甲府市、松本市
	東海地方	岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市
近畿・中国ブロック	近畿地方	高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市、和歌山市、大津市、枚方市、西宮市、尼崎市、豊中市、明石市、八尾市、寝屋川市、吹田市
	中国地方	倉敷市、福山市、下関市、呉市、鳥取市、松江市
四国・九州ブロック	四国地方	高松市、松山市、高知市
	九州地方	長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、久留米市、那覇市、佐世保市

（参考２）中核市市長会防災担当者会議で提示の応援チーム（令和５~~４~~年度）

応援チーム番号	中　核　市　名
①	函館市・郡山市・宇都宮市・岡崎市・奈良市・松山市・長崎市・枚方市・鳥取市・甲府市
②	いわき市・高崎市・柏市・長野市・大津市・福山市・大分市・八王子市・明石市・寝屋川市・一宮市
③	青森市・横須賀市・岐阜市・豊橋市・尼崎市・倉敷市・那覇市・越谷市・八尾市・山形市・松本市
④	旭川市・前橋市・豊田市・高槻市・姫路市・高知市・鹿児島市・呉市・福島市・福井市
⑤	秋田市・船橋市・金沢市・西宮市・和歌山市・下関市・宮崎市・佐世保市・川口市・吹田市
⑥	盛岡市・川越市・富山市・東大阪市・高松市・久留米市・豊中市・八戸市・松江市・水戸市

【応急対策職員派遣制度の概要】

総務省における人的支援の取組としての「応急対策職員派遣制度」の概要は、以下のとおり。

【応急対策職員派遣制度】支援までの流れ

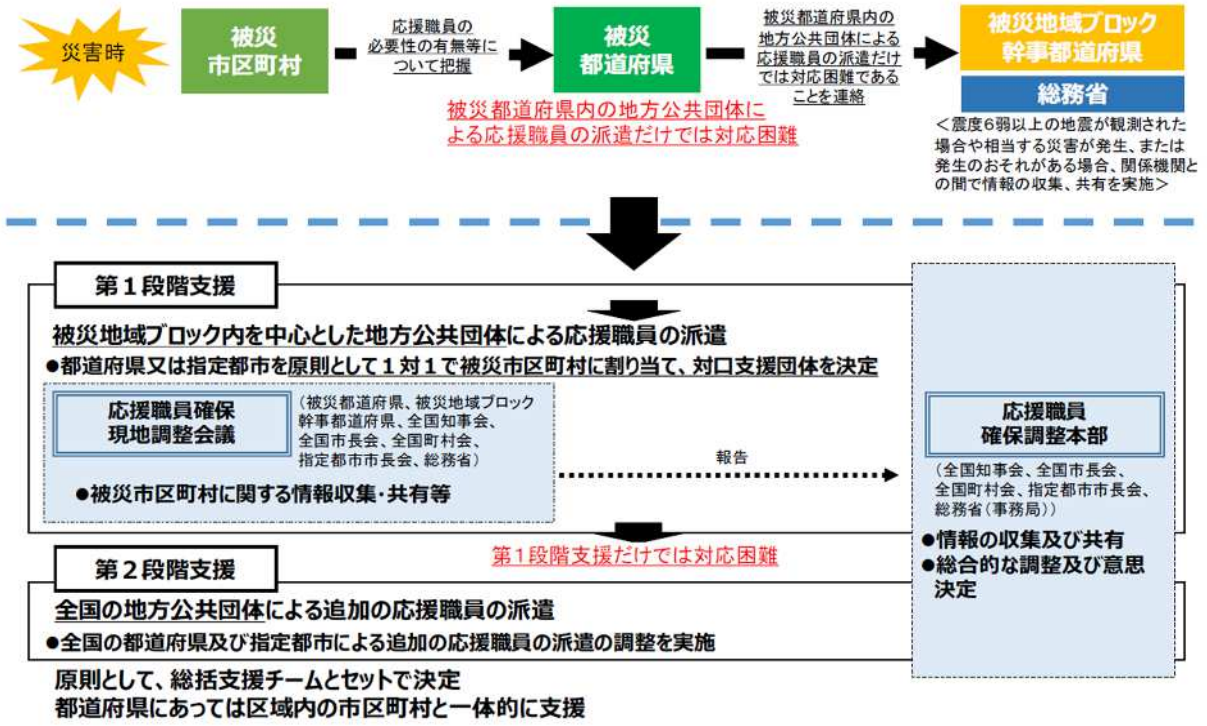

応急対策職員派遣制度について（応援内容）

(1)被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

災害対策本部会議への出席

「総括支援チーム」

① **役割** **被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援**
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など

② **構成** **災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム**
・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者
・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

総括支援チームの活動事例
○対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例
・被災市区町村の被害状況の把握
・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握
○被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例
・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
・災害対応についての首長への助言
・避難所運営、罹災証明書の交付など個別業務に関する助言　等

総括支援チームの構成イメージ
災害マネジメント総括支援員（ＧＡＤＭ）　（1名）
災害マネジメント支援員など災害対応に知見のある者　（1～2名）
連絡調整要員　（1～2名）

(2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）

避難所運営
（写真：消防科学総合センター）

罹災証明書交付事務
（写真：消防科学総合センター）

「対口支援チーム」

① **役割** **避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援**

② **構成** **都道府県又は指定都市を、原則として１対１で被災市区町村に割り当て**
○ 都道府県は管内市区町村と一体的に支援
○ 原則として、総括支援チームとセットで決定

【東日本大震災で作られた全国避難者情報システムのスキーム図】

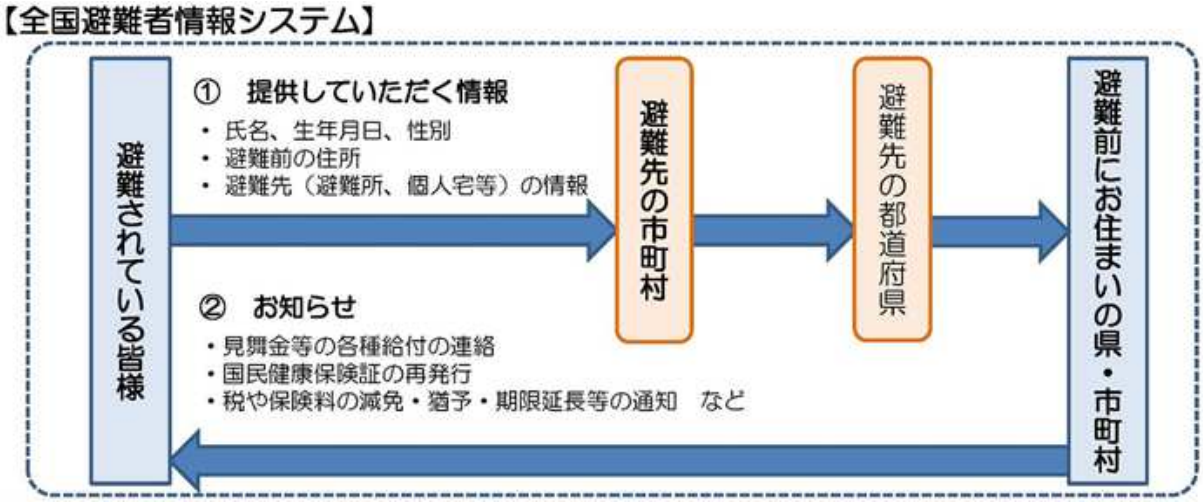

【東日本大震災で公表した民間住宅提供に関する内容】

1．東日本大震災の被災者への民間住宅の提供

東日本大震災により被害を受けられた方々を支援するため、民間の方から、住宅等を提供したいとの申し出がありましたので、その情報を提供いたします。
詳細については、入居者と提供者との相談により決定していただきます。

提供までの流れ

1．岐阜市〇〇課にご連絡ください。
2．下記条件に該当する場合は、ご連絡先を提供者にお伝えしますので、提供者からの連絡をお待ちください。
・東日本大震災により被災した地方自治体の罹災証明及び被災証明をお持ちの方。
・諸事情により、岐阜市営住宅等への入居が困難な方。
3．入居希望者と提供者の間で、入居の可否及び入居条件詳細について協議してください。
4．入居が決定した場合は、**岐阜市〇〇課**までご連絡ください。

提供情報一覧

NO.	住宅名	所在地	家賃等備考
1	〇〇	岐阜市〇〇	無料（管理人となること）
2	（個人宅）	岐阜市〇〇	未成年者の受け入れ 2 世帯住宅のうち 1 世帯分を提供
3	〇〇	岐阜市〇〇	1K：約 3 万 5 千円/月　　一部屋
4	〇〇	岐阜市〇〇	応相談
5	（個人宅）	岐阜市〇〇	被災孤児の受け入れ

※この情報は、民間の方のご厚意によるものであるため、提供者のご事情により内容が変更されることがあります。

連絡先
〇〇課
058-265-4141　内線〇〇

【災害対策基本法の広域避難に関する部分の抜粋】
P33 を参照
【災害対策基本法施行規則の広域避難者の受け入れに関する部分の抜粋】
P36 を参照

岐阜市災害時救援物資輸送計画

平成２５年　２月策定
平成２６年　１月改訂
平成２６年１２月改訂
平成２７年１２月改訂
平成２８年　８月改訂
平成３０年　２月改訂
平成３１年　３月改訂
令和　２年　３月改訂
令和　３年　３月改訂
令和　４年　３月改訂

岐　　阜　　市

― 目 次 ―

＜はじめに＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
＜交通応急対策計画＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（基本的な事項）
　１　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（実施内容）
　１　輸送道路の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　２　発見者等の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　３　交通規制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　４　規制実施の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　５　規制の標識等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　６　車両の移動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　７　緊急通行車両の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

＜輸送対策計画＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（基本的な事項）
　１　基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（実施内容）
　１　災害輸送の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　２　輸送力の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　３　市本部における自動車、舟艇の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　４　輸送の応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　５　輸送記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
　６　費用の基準及び支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　７　災害救助法による輸送の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　８　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
　９　緊急物資の地域内輸送拠点の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

＜はじめに＞

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、「超」広域で被害が発生し、発生直後から多数の応援部隊（自衛隊、広域緊急救助隊（警察）、緊急消防援助隊をはじめ、水道職員、医師、保健師、清掃職員等の専門職員）が全国から被災地に集結した。岩手県の内陸と沿岸の中間地にあたる遠野市では、早くから宮城県沖地震を見据えた後方支援拠点整備構想を掲げ、大規模な訓練を重ねていたため、地震発生直後から自衛隊などの応援部隊が同市の遠野運動公園に集結し、迅速な応援活動を展開するなど、同市は沿岸被災地の後方支援拠点として、重要な役割を果たした。

一方、平成７年に発生した阪神・淡路大震災では、神戸市災害対策本部に２ヵ月あまりの間で約４３万個の小包（救援物資）が届けられ、輸送拠点と倉庫だけで最大22,400平方メートル分の建物を確保しなければならなかった。また、平成１６年の新潟中越地震でも、県の保管施設の準備がなかったため、救援物資が一時的に集積された新潟空港に滞留し、円滑な配分が１週間程度行われなかった。

これらの教訓を踏まえ、岐阜県は、大規模災害が発生した場合に想定される県外からの救援物資や警察、消防、自衛隊などの応援部隊の受入れ体制について、岐阜県が県外からの応援を受け入れる場合の基本ルールとして、「岐阜県災害時広域受援計画」（H24.6)を定めた。

これに併せて、岐阜市においても、災害時における円滑な救援物資の輸送が大変重要であることから、本計画を策定し、岐阜市が被災した場合に救援物資が滞留しないための交通応急対策と輸送対策の基本的なルールを定めることとする。

また、平成２８年に発生した熊本地震では、支援物資の仕分けに人手がとられ、配布する職員が不足し、避難所への支援物資の配布が遅延した。この教訓も踏まえ、新たに強化対策を定めることとする。

＜交通応急対策計画＞

（基本的な事項）

１　基本的な考え方

(1)　本計画は、岐阜市地域防災計画及び岐阜市業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、必要な事項を定めたものである。

(2)　本計画に基づき、地震等大規模災害発生時に予想される道路、橋梁等の交通施設の被害に対し、速やかに輸送道路の確保等を図るとともに、被害状況に応じて適切に対応する。

(3)　本計画は、国、県等の関係機関の体制の変更、地域防災計画等の改正に応じて、定期的に見直しを行う。

（実施内容）

１　輸送道路の確保

(1)　道路施設の被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後速やかに道路パトロールを実施し、道路及び交通の状況を把握する。

市本部は、県、警察等から道路に関する情報を入手し、救援、災害復旧体制の早期確立を図る。

(2)　道路施設の情報の提供

地震災害等が発生した場合に道路管理者は、災害発生箇所、災害の概要、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク、防災行政無線等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

(3)　放置車両等の撤去等

警察官は、一般の車両等が緊急通行車両の通行の障害となることにより、地震災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある場合は、当該車両等を道路外の場所に移動するよう命じる。なお、当該車両等の所有者等がその場にいない場合は、警察官が自ら移動させる。この場合において、警察官がその場にいない場合は、消防吏員が警察官に代わって当該措置を行う。

(4)　道路啓開の実施

基盤整備部は、地震災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合は、速やかに応急復旧作業を行う。

(5)　警備事業者との連携

本部事務室は、緊急輸送の確保のため必要がある場合は、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用し、輸送道路の確保に関する交通誘導業務を行う。

□道路パトロール、被害状況の把握　　発災～3時間

※職員は参集の際、道路の被害状況等の情報収集を行い、基盤整備部対策室へ情報提供を行う。

【状況調査】
・道路・橋梁等の被害状況調査
・交通不能個所調査

状況に応じて支援要請 →

協定書・覚書に基づき、必要な支援要請

参集職員によるチーム編成

※調査初動時は**道路維持課、道路建設課**及び**広域事業推進課**の**合同パトロール班**を編成する。
※広域事業推進課からの応援職員を含んで班編成する。
※１班３人体制とする。

調査項目
１．道路・橋梁等の被害状況　　※調査対象橋梁３１橋
２．周辺被災状況（道路、ライフライン等）
３．道路通行状況（不能個所の把握）
※調査順位は、「パトロール区域図」に示す。

防災情報システムへの入力を行い（入力画面：図１）、被害状況集計表（様式：図２）を出力する。

↓

調査結果の集約及び基盤整備政策課への報告(※１)

（※１基盤整備部対策室（１６階南東角会議スペース）の担当業務）

↓

調査結果の集約及び本部事務室への報告(※１)

応急優先順位
１．緊急輸送道路、重要物流道路（橋梁含む）
２．１級幹線市道（橋梁含む）
３．２級幹線市道（橋梁含む）

↓

応急復旧方針の決定（本部事務室の業務）

→ ・応急復旧について、国・県等関係機関への連絡・調整（必要な場合）
・協定書・覚書等に基づき、修繕依頼書「様式２」により応急復旧依頼（業者等への連絡・調整）

↓

応急復旧作業着手

※緊急輸送道路（国・県道部分）の復旧に関しても、関係部局と密に連携を図り、早急に応急復旧作業に着手してもらう。

※　応急復旧作業の現場指揮及び作業完了までの対応はパトロールを行った班で対応する。

↓

応急復旧作業完了の報告

留意事項

（１） 基盤整備部所管の河川、道路、橋梁及び各施設について、防災情報システムにより対応内容の確認と把握を行い、対応状況等に混乱が生じないよう基盤整備部内の被害状況情報の一元化を図り、応急復旧対策を実施する。

（２） 道路維持課、道路建設課及び広域事業推進課を含めた職員により班編成を行い、各班はパトロール区域図の区域をパトロールする。参集状況によりすべての区域（7区域）をパトロールするための班編成ができない場合であっても、3時間以内にパトロール区域①～③を優先してパトロールを開始し、6時間以内にはすべての区域（7区域）のパトロールを開始できるように、必要に応じて他部からの応援職員を補充して班編成を行う。

（３）事務所使用不能時の仮事務所の（場所：業務継続計画による）確保

・第１候補　　消防本部・中消防署合同庁舎（本部事務室 代替施設と同様）

・第２候補　　上下水道事業部 庁舎（新耐震基準対応済み）

（４）報告書等は紙ベースを併用するなど、システムダウン時の処理方法について検討、確立しておく。

（５）紙ベースの様式や筆記用具等を必要量事前にストックしておく。

（６）調査時には必ず**住宅地図を携行**すること。

※協定書・覚書及び業者連絡先一覧表は、巻末【資　料】 を参照

様式１　道路等被害状況調査書（パトロール報告）

エリア	
整理番号	―
住宅地図	南・北Ｐ．　（　　―　　）

調査日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分
被災区分	□道路・□橋梁・□河川・□急傾斜・□地すべり・□その他（　　）
被災箇所	住所　　地先
現地確認者	課名　　役職　　氏名
本部連絡者	課名　　役職　　氏名

外部通報（通報者連絡先）
住所：　　氏名：　　電話番号：

持ち物
□電話or無線機　□カメラ　□筆記用具　□コンベックス　□巻尺　□ポール・スタッフ
□野帳　□懐中電灯

被害状況

○道路　路線名　　**本部への緊急要請　□不要　□必要**

車両通行	□通行可　□片側通行可　□全面通行不可（　□　歩行者のみ通行可　）
破損状況	□地割れ　（延長：　　m　幅　　m　深さ　　m）
	□段差　（延長：　　m　幅　　m　深さ　　m）
要救助者	□無・□有
救援要請	□要・□否
出動状況	□消防　□警察　□自衛隊　□水防団　□その他（　　）

特記事項　：障害物の有無、陥没箇所の有無、路肩・法面の状況等を記入する
障害物　□無　・　□有（　　）
陥没箇所　□無　・　□有（直径　　m、深さ　　m　）
路肩・法面崩壊　□無　・　□有　（全幅員　　m、通行可能幅　　m）

○橋梁　橋梁名（路線名）　　橋
（□国道　□県道　□市道　　線）

車　両　□通行可・□通行不可
調査結果　**本部への緊急要請　□不要　□必要**

橋面	路面の段差	□無・□有
	橋台周辺地盤の沈下	□無・□有
	高欄の破損・欠損	□無・□有
	伸縮装置の破損	□無・□有
	舗装のひびわれ	□無・□有
桁下面	ｺﾝｸﾘｰﾄ部材の鉄筋露出･ひびわれ	□無・□有
	鋼部材の破断･亀裂･破損	□無・□有
	支承の沈下・傾斜・ボルト抜け	□無・□有
橋台橋脚	躯体の沈下･傾斜	□無・□有
	ｺﾝｸﾘｰﾄ部材の鉄筋露出･ひびわれ	□無・□有
その他		□無・□有
		□無・□有

○急傾斜　急傾斜地名

車　両　□通行可・□通行不可
調査結果　**本部への緊急要請　□不要　□必要**

状況	倒木の状況	□無・□有
	枝の落下状況	□無・□有
	通行帯に木又は枝	□無・□有
	小石の落下状況	□無・□有
	斜面に亀裂	□無・□有
擁壁	亀裂又は損傷	□無・□有
	防護柵の破損	□無・□有
	土砂の堆積	□無・□有
水	斜面からの流出	□無・□有
	水のにごり	□無・□有
その他		□無・□有
		□無・□有

写真・ポンチ絵

ポンチ絵

写真①

写真②

パトロール時の注意点
○安全第一（自己の安全確保を優先）
○写真撮影（全景・近景、延長・幅員が見やすいように！　後から活用しやすいように配慮）
（※裏面参照）

パトロール後の対応
担当者　課名　　氏名
現場対応　有　・　無
対応内容
依頼業者　　担当者

総括番号	終了印
―	

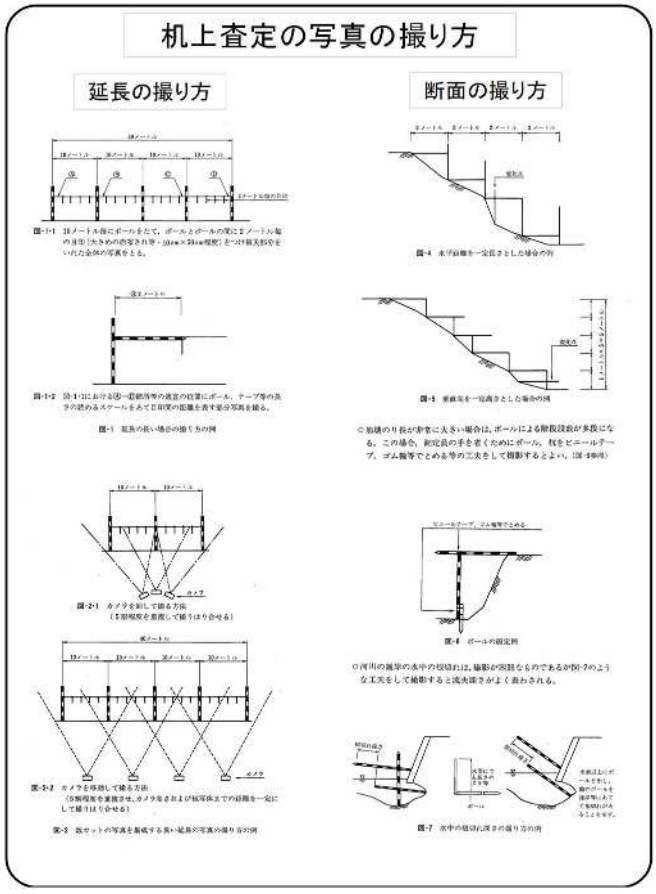

図１　防災情報システム　入力画面

図２　被害情報集計表様式（防災情報システムにて出力）

被　害　状　況　集　計　表
令和３年１０月１７日総合防災訓練

道路冠水	道路通行止	浸水	河川越水	崖崩れ	土砂流出	人的被害	家屋浸水	被害状況なし	その他被害 倒木	その他被害 道路	その他被害 道路付属物	その他被害 民間工作物	その他被害 電線電柱	その他被害 その他	整理番号	記録番号	発生日時 月日	発生日時 時間	発生場所	被害の状況	対応状況 未対応	対応状況 対応中	対応状況 対応済	部	班	備考
	○								○						例	1	○月○日	15:00	○○町○丁目○○番地	倒木による道路閉塞						
2	1	4	0	0	1	0	1	0	1	2	0	3	0	6	集計						8	21	16			
															1	2890	6月24日	15:11	岐阜県岐阜市市橋6丁目6				○	まちづくり推進部	公共建築整備班	
		○													2	2896	6月24日	15:11	岐阜県岐阜市下鶴飼1丁目　西部コミセン				○	まちづくり推進部	公共建築保全班	
															3	2898	6月24日	15:11	岐阜県岐阜市古市場　黒野小学校				○	まちづくり推進部	公共建築保全班	
															4	2892	6月24日	15:11	岐阜県岐阜市栗矢田町1丁目			○		まちづくり推進部	まちづくり推進政策班	
	○								○	○					5	2893	6月24日	15:11	岐阜県岐阜市大洞桜台1丁目				○	まちづくり推進部	住宅班	
															6	2900	6月24日	15:11	岐阜県岐阜市則武中3丁目13　則武保育所			○		まちづくり推進部	公共建築整備班	
												○			7	2895	6月24日	15:11	岐阜県岐阜市金町4丁目　ファミリーマート岐阜西柳ケ瀬支店付近			○		まちづくり推進部	まちづくり推進政策班	
												○			8	2894	6月24日	15:11	岐阜県岐阜市籠島中2丁目9				○	まちづくり推進部	空家対策班	
										○					9	2891	6月24日	15:11	岐阜県岐阜市徹明通1丁目　柳ケ瀬ドン・キホーテ				○	まちづくり推進部	建築指導班	
															10	2899	6月24日	15:21	岐阜県岐阜市金町8丁目			○		まちづくり推進部	開発指導景観班	
															11	2897	6月24日	15:22	岐阜県岐阜市中西郷4丁目　西郷小学校				○	まちづくり推進部	公共建築整備班	
														○	12	2906	6月30日	9:30	岐阜県岐阜市長良　長良川うかいミュージアム			○		まちづくり推進部	公共建築整備班	

様式２

岐阜市基盤整備部

TEL:058-265-4141　FAX:058-264-1780

■ 修繕依頼書

		依頼番号	
依頼日時	月　日　時　分	**依頼業者名**	**様**
市担当者			
住所	岐阜市	FAX番号	

要望内容　・道路修繕[陥没、段差、その他(　　)]
・橋梁修繕[段差、破損(　　)、沈下(　　)、ひび割れ(　　)、その他(　　)]
・その他(　　)

修繕希望時期　至急、今日中、3日、1週間、その他(　　)

添付図の有無　□ あり　□ なし

伝達方法　□ 電話　□ FAX

備考欄

■ 依頼確認

□　可　　□　不可

実施可能か報告をお願いします。

備考欄

■ 完了報告

月　日

修繕が完了しましたら、報告をお願いします。

備考欄

関係業者等一覧表

業　者　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ
日本自動車連盟中部本部岐阜支部	岐阜市六条江東2-4-11	058-277-1121	-
岐阜土木工業会	岐阜市杉山町２番地（事務局）	058-265-0411	058-265-0413
岐阜市土木企業共同体	岐阜市折立北浦294番地（代表：同和建設㈱）	058-239-6585	058-230-1198
岐阜県橋梁会	岐阜市六条大溝３-１３-３（代表：㈱安部日鋼工業）	058-271-2092	058-274-8952
岐阜市北部建設ＣＳＲ推進協議会	岐阜市岩崎８０６番地３（代表：㈱大村建設）	058-237-2811	058-237-5893
日本建設機械レンタル協会中部支部	名古屋市中区栄１－１４－１４御園パレス３Ｆ３０２	052-203-1657	-
岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岐阜市田端町1番地の12	058-248-1895	058-240-4888
岐阜県測量設計業協会	岐阜市六条南2丁目11番1号	058-274-4795	058-276-1224

関係防災情報一覧表

情　　報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
行政情報	消防	岐阜市消防本部	058－262－7161
		岐阜南消防署	058－272－2012
		岐阜中消防署	058－262－7165
		岐阜北消防署	058－231－5308
	警察	岐阜南警察署（交通課 交通規制係）	058－276－0110
		岐阜中警察署（交通課 交通規制係）	058－263－0110
		岐阜北警察署 （交通課 交通規制係）	058－233－0110
		岐阜羽島警察署（柳津町）（交通課 交通規制係）	058－387－0110
	国	国土交通省中部地方整備局　岐阜国道事務所	058－271－9811（総務課）
		国土交通省中部地方整備局　木曽川上流河川事務所	058－251－1321（総務課）
		〃　　長良川第1出張所	058－231－9051
	県	岐阜県危機管理部危機管理政策課岐阜地域防災係	058－272－1121
		岐阜県 県土整備部 建設政策課（道路、河川関連）	058－272－1111
		岐阜県 都市建築部　都市整備課（街路関連）	058－272－8664
		岐阜土木事務所 総務課	058－214－9525
		〃　　施設管理課	058－214－9602

関係防災情報入手先一覧表

情　　報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
交通情報	道路	中部運輸局 岐阜運輸支局	058−279−3716
		岐阜県警察本部	058−271−2424
		中日本高速道路株式会社（ＮＥＸＣＯ）	052−222−1620
	鉄道	ＪＲ東海　岐阜駅	058−263−0478
		名鉄　岐阜駅	058−263−4561
	バス	岐阜乗合自動車株式会社	058−266−8822
ライフライン	電気	中部電力パワーグリッド　岐阜営業所	0120−98−5910
	ガス	東邦ガス　岐阜営業所	058−272−2166
	水道	岐阜市上下水事業部	058−259−7878
	電話	西日本電信電話　岐阜支店	058−214−8417
気象情報	気象	岐阜地方気象台［天気相談］（気象予警報 177）	058−271−4107
【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/			

警備会社連絡先一覧表　（一般社団法人 岐阜県警備業協会　加盟会員）

会社名	住所	連絡先
日本ガード（株）	岐阜市茜部中島 2-66-6	058-274-0110
オリエント警備保障（株）	岐阜市金園町 10 丁目 39 番地	058-248-5781
（株）技研サービス	岐阜市宇佐南 3-6-20	058-271-3141
（株）ダイヤモンド警備	岐阜市下西郷 1 丁目 170-1	058-293-5115
（株）大警	岐阜市瑞雲町 4 丁目 17 番地	058-247-0001
（株）名光ピクト	岐阜市中鵜 2 丁目 28 番地 1	058-274-4800
（株）KBS セキュリティーサービス	岐阜市中鵜 2 丁目 84 番地	058-272-7837
（有）カンキョーテクノ	岐阜市椿洞 713-1	058-295-2757
華陽警備保障（株）	岐阜市蔵前 3 丁目 20 番 10 号	058-247-8300

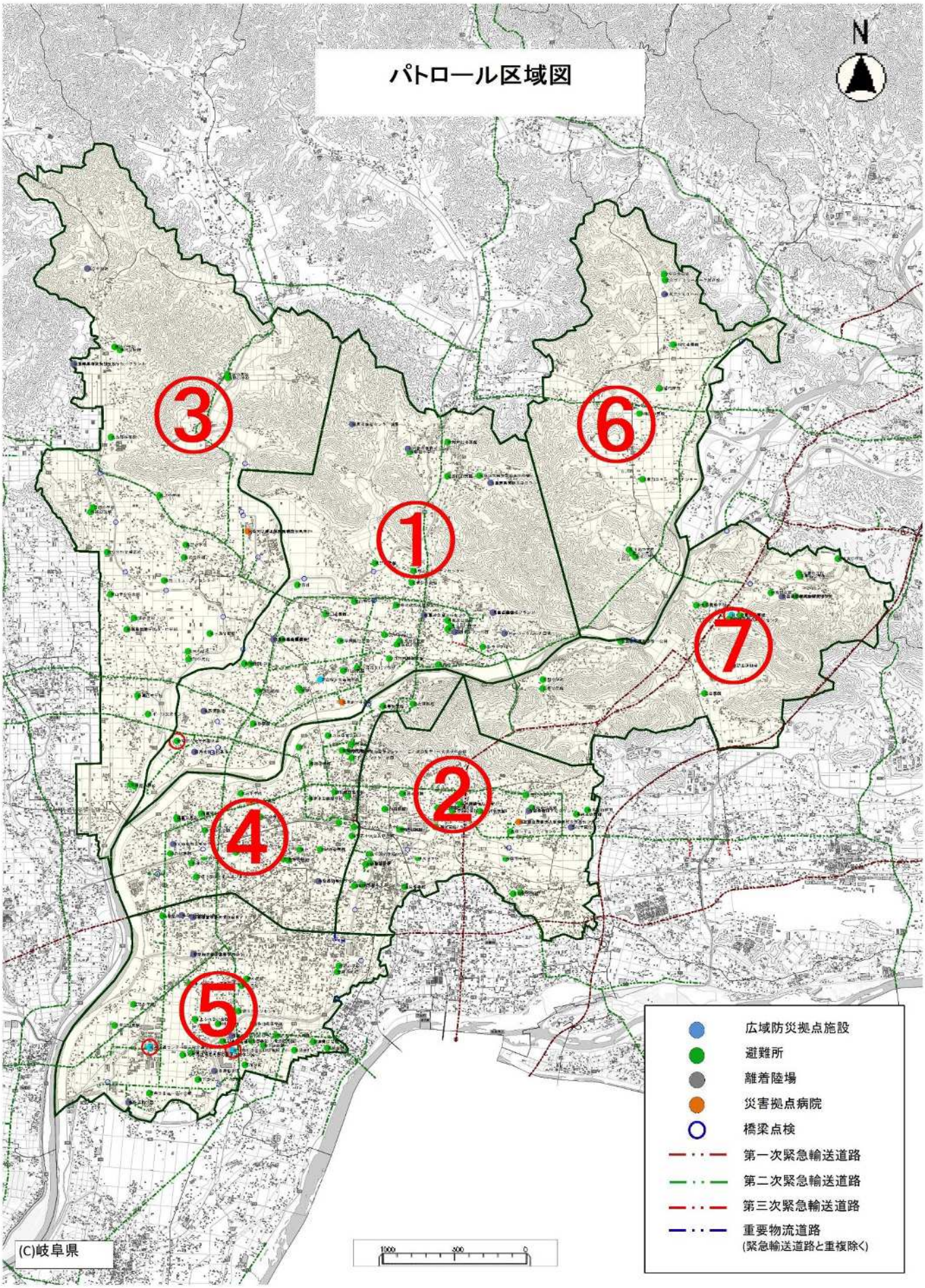
パトロール区域図
N
3
6
1
7
2
4
5
広域防災拠点施設
避難所
離着陸場
災害拠点病院
橋梁点検
第一次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路
第三次緊急輸送道路
重要物流道路
(緊急輸送道路と重複除く)
(C)岐阜県

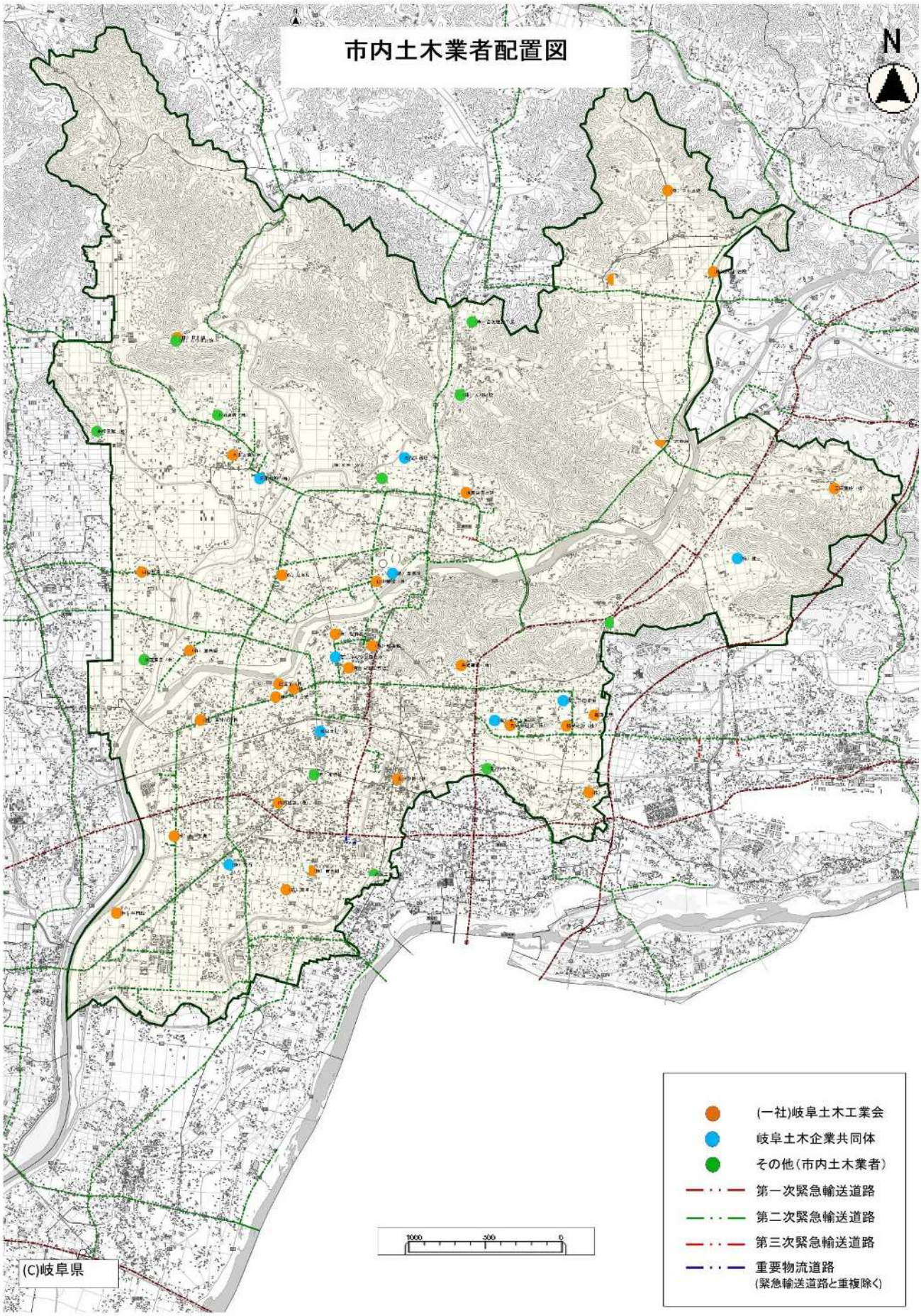
市内土木業者配置図
N
(一社)岐阜土木工業会
岐阜土木企業共同体
その他（市内土木業者）
第一次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路
第三次緊急輸送道路
重要物流道路
(緊急輸送道路と重複除く)
1000
500
0
(C)岐阜県

２　発見者等の通報

(1)　発見者等の通報

地震等災害発生時に、道路施設の被害等により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部に通報する。

□警察

・岐阜県警本部（交通部 交通規制課 交通管制センター）…　058-271-2424（代表）
・岐阜南警察署（交通課 交通規制係 ）　…　058-276-0110
・岐阜中警察署（交通課 交通規制係 ）　…　058-263-0110
・岐阜北警察署 （交通課 交通規制係 ）　…　058-233-0110
・岐阜羽島警察署（柳津町）（交通課 交通規制係）　…　058-387-0110

(2)　市本部における措置

市本部は、通報を受けたとき、市道にあっては速やかに必要な範囲の規制をするとともに、その旨警察機関に連絡し、その他の道路にあっては、その路線管理機関又は警察機関に通報する。

□国（道路管理者等）

・国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所　… 058-271-9811(総務課)
・国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所　… 058-251-1321(総務課)
・国土交通省中部地方整備局 長良川第一出張所　… 058-231-9051
・岐阜県危機管理部防災課岐阜地域防災係　… 058-272-1129
・岐阜県 県土整備部 建設政策課（道路、河川関連）　… 058-272-1111
・岐阜土木事務所 総務課（市町村担当）　… 058-214-9525

３　交通規制の実施

(1)　規制の種別

ア　道路法に基づく規制(第46条第１項)

道路管理者は、道路施設の破損、決壊等により、その保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合は、道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ　道路交通法に基づく規制(第4条から第6条)

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認められる場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ　災害対策基本法に基づく規制(第76条)

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2)　規制の実施者等

規制の実施は、関係道路管理者と警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意し、次の区分により行う。

区　分	実　施　者	範　　囲
道路管理者	国(岐阜国道事務所)	一般国道21号、22号、156号
	県(県支部土木班)	国道(国が管理するものを除く。) 県道
	市本部(土木管理課)	市道
警察機関等	公安委員会(県本部警察部)	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1ヵ月を超えるもの
	警察署長(県支部警察課)	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い(1ヵ月以内)規制

(3)　応急的な規制

ア　市本部は、市道において規制をするいとまのない場合は、直ちに道路交通法に基づき規制を実施するよう警察関係機関に通報する。

イ　市長は、「災害対策基本法」第 60 条により避難の指示をし、又は同法第 63 条により警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。この場合において市本部は、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して、正規の規制を行う。

(4)　交通規制の周知徹底

道路管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等にかかる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底する。

4　規制実施の報告等

(1)　報告系統

基盤整備部は、交通規制を行ったときは、県支部土木班に報告するとともに、県支部警察班に通知する。

【県支部土木班】

・岐阜県危機管理部危機管理政策課岐阜地域防災係 … 058-272-1121
・岐阜土木事務所 施設管理課　道路管理第1,第2係　… 058-214-9602
・岐阜土木事務所 総務課　… 058-214-9525

【県支部警察班】

・岐阜南警察署（交通課 交通規制係）　… 058-276-0110
・岐阜中警察署（交通課 交通規制係）　… 058-263-0110
・岐阜北警察署　（交通課 交通規制係）　… 058-233-0110
・岐阜羽島警察署（柳津町）（交通課 交通規制係）　… 058-387-0110

(2)　基盤整備部は、報告、通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　禁止、制限の種別と対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間

エ　規制する理由
オ　迂回路の道路、幅員、橋梁の状況等

５　規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、(1)により標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(2)の方法により、応急的に通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地で規制を行う。

(1)　規制標識

「道路法」又は「道路交通法」等（「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号）」及び「道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令第270号）」第1条の2の規定又は「災害対策基本法」）によって規制したときは、「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）」様式第２の規制標識を設置する。

(2)　規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に、次の事項を明示して表示する。

ア　禁止、制限の対象
イ　規制する区間又は区域
ウ　規制する期間
エ　規制する理由
オ　う回路の表示

６　車両の移動

(1)　車両等の移動命令

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転車等に対し、車両等の移動の命令を行う。（災害対策基本法第７６条の６）

(2)　指定区間の通知

道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、情報板、ラジオ、防災行政無線などの手段により、指定区間内に周知する。

(3)　道路管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他社の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

(4)　措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他社の土地の一時使用及び障害物の除去を行っ

た場合には、道路管理者は損失の補償を行う。

７　緊急通行車両の届出等

(1)　緊急通行車両の届出等

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両等確認申請書」を県又は県公安委員会に提出する。なお、県又は県公安委員会は、緊急通行車両であると認定したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を申請者に交付する。

参考：「緊急通行車両確認証明書」、「標章」

(2)　事前届出制度

都市防災部は、緊急通行車両として使用する車両について事前に県公安委員会に届出を行い、「事前届出済証」の交付を受け、災害時には、県公安委員会に「事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

(3)　標章の掲示

緊急通行する車両は、「標章」を当該車両の見やすい箇所に掲示するとともに、「緊急通行車両確認証明書」を当該車両に備える。

８　道路啓開

(1)　道路啓開の実施

道路啓開は、路線、区間等の内容を明らかにし、災害協定業者等に依頼する。

(2)　道路啓開用資機材の確保

市があらかじめ保有する資機材、災害協定業者が保有する資機材の使用を原則とするが、県の災害時応急対策用資機材備蓄拠点の資機材に余裕がある場合、市で使用できる場合があるため、必要に応じ窓口となる岐阜土木事務所に連絡する。

参考：岐阜県災害時応急対策用資機材備蓄拠点等設置等要綱

〈緊急通行車両確認証明書〉

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

年　　月　　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

知　　事 ㊞
公安委員会 ㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使　用　者</td><td>住　　所</td><td colspan="2">（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　行　経　路</td><td colspan="2">出　　発　　地</td><td>目　　的　　地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格 A5 とする。

〈標章〉

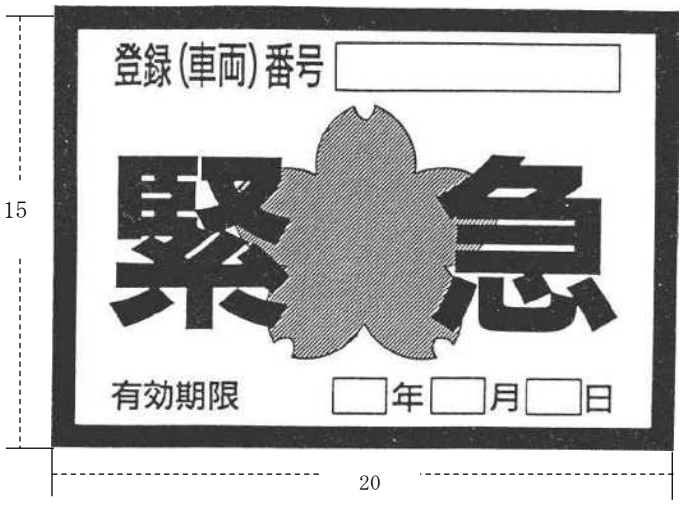

単位（cm）

1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

＜輸送対策計画＞

（基本的な事項）

１　基本的な考え方

(1)　本計画は、岐阜市地域防災計画及び岐阜市業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、必要な事項を定めたものである。

(2)　本計画に基づき、地震等大規模災害発生時に予想される道路、橋梁等の交通施設の被害に対し、滞留防止対策等を図るとともに、被害状況に応じて適切に対応する。

(3)　本計画は、国、県等の関係機関の体制の変更、地域防災計画等の改正に応じて、定期的に見直しを行う。

（実施内容）

１　災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち、最も適切な方法により実施する。

(1)　貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送

(2)　鉄道、軌道による輸送

(3)　舟艇による輸送

(4)　飛行機による空中輸送

(5)　賃金職員等による輸送

２　輸送力の確保等

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、概ね次による。

(1)　確保順位

ア　市有車両

イ　農業協同組合等公共的団体所属の車両

ウ　事業者所有の車両

エ　その他自家用車両等

(2)　事業用貨物自動車の借り上げ

ア　小型車両　本部事務室（連絡班）及び県本部

イ　大型車両　県本部

ただし、緊急を要するときは、直接大型車両を借り上げ使用する。

(3)　鉄道、軌道による確保

道路の被害等により、自動車の輸送が不可能なとき、洪水時に人員を輸送する場合又は物資、資材等の確保が他府県等遠隔地のため鉄道等によって輸送することが適当なときは、本部事務室（連絡班）において調整を図る。なお、鉄道による輸送の場合は、「鉄道運賃減免実施基準」に定める要領を参考に実施する。

(4)　舟艇の確保、船員の確保

個人所有の舟艇の借り上げは、基盤整備部が鵜飼観覧船事務所の協力を得て、現地において避難した世帯のものを優先して借り上げて確保する。

(5)　空中輸送

本部事務室は、一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して要請する。

(6)　賃金職員等による輸送

ア　賃金職員等による労力の確保

車両等による輸送が不可能なときは、賃金職員等により輸送する。輸送のための労力の確保は、**岐阜市地域防災計画地震対策計画第３章第２節第２項技術者等の雇上げ**に定めるところによる。

□岐阜市地域防災計画 抜粋

第２項　技術者等の雇上げ

【実施担当部】

1　関係各部（担当業務ごとに、各班において実施）

〈方針〉

災害応急対策の実施が、本部事務室の職員及び奉仕団員の動員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときに労務者等を雇上げ、災害応急対策に当たらせる。

〈実施内容〉

１　雇上げの許可等

雇上げの実施については、事前に本部事務室長の許可を得るものとし、許可を得るいとまのないときは、事後においてその都度本部事務室に報告する。

２　給与の支払

賃金等の給与額は、その時における地域の慣行料金以内(職業安定所の業種別標準賃金以内)によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、これによる。

３　労務者従事記録

労務者を雇上げた班は、次の記録を作成し、整備保管する。

(1)　労務者出役表**（様式３号）**

日々の出役の状況を確認記録する。

(2)　賃金台帳**（様式４号）**

日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

4　災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための賃金職員雇上げの範囲その他の基準等は、次による。

(1)　賃金職員雇い上げの範囲

ア　被災者避難のための賃金職員

原則として認めないが、市本部長の指示による避難で、特に誘導賃金職員を必要とするとき。

イ　医療及び助産の移送賃金職員

医療班では処置できない重症患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための賃金職員又は医療班の移動に伴う賃金職員（医療班員を背負って急流を渡るような賃金職員）を必要とするとき。

ウ　被災者の救出

被災者を救出するための賃金職員を必要とするとき及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

エ　飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作、あるいは飲料水を浄水するための医療品の配布等に賃金職員を必要とするとき。

オ　生活必需物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食料品、調味料品、燃料）の整理（種類別、地区別の区分、整頓、保管）、輸送（積降ろし、上乗、運搬）又は配分に賃金職員を必要とするとき。

カ　遺体の捜索

遺体の捜索に賃金職員を必要とするとき及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

キ　遺体の処理等

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に賃金職員を必要とするとき。

上記以外の救助作業のため賃金職員の必要が生じたときは、県支部救助班を経由して県本部防災班、管理班に範囲外賃金職員について要請する。

県本部防災班は、要請その他により範囲外賃金職員を認めたときは、内閣総理大臣にその旨を申請し、承認を得て実施することを原則とする。なお、要請、申請に当たって、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　賃金職員の雇上げを要する目的又は救助種目

(ｲ)　賃金職員の所要人数

(ｳ)　雇上げを要する期間

(ｴ)　賃金職員雇上げの理由

(ｵ)　賃金職員雇上げを要する経費

(2)　賃金職員雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

同項２　給与の支払に示す費用による。

(4) 報告その他事務手続き

各班は、賃金職員を雇上げたとき「救助日報」**（様式５号）**により、毎日その状況を県支部救助班を経由して県本部防災班に報告する。なお、賃金職員雇上げに関する記録は、「労務者従事記録」**（様式６号）**によるが、災害救助分については、判然と区分し整頓する。

イ　強制従事による輸送力の確保

一般の方法により、自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保する。強制従事の方法は、**岐阜市地域防災計画地震対策計画第３章第２節第３項従事命令等**に定めるところによる。

□岐阜市地域防災計画（地震対策計画）　抜粋

第２節第３項　従事命令等

【実施担当部】　１　消防本部　２　基盤整備部　３　関係各部

〈方針〉

地震災害応急対策実施のための要員が、一般の動員や災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

〈実施内容〉

１　従事命令等の種類及び執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員　消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者　水防団長 消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令	災害対策基本法第71条	
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項、第3項	警察官・自衛官

災害応急対策作業 （全　般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

２　従事命令等の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	市区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 （協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 （災害対策基本法による市長の従事命令）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

３　従事命令等の執行

従事命令の執行については、消防作業のための従事命令は消防吏員、水防作業のための従事命令は基盤整備部吏員、「災害対策基本法」による従事命令は市本部長から委任を受けた吏員が担当する。なお、「災害対策基本法」第65条に基づいて警察官又は自衛官が従事命令を発した場合は、本部事務室に通知する。

４　公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を取消すときは、「公用令書」を交付する。なお、市長が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要としない。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

(1)　災害救助法による従事命令**（様式７号）**
(2)　災害救助法による従事命令の取り消し**（様式８号）**
(3)　災害対策基本法による従事、協力命令**（様式９号）**
(4)　災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令**（様式10号）**
(5)　災害対策基本法による従事、協力命令の取消命令**（様式11号）**

５　実費弁償

消防法第29条第5項、水防法第24条及び災害対策基本法第65条第1項による従事命令を発した場合の実費弁償は、行わない。ただし、災害対策基本法第71条第2項及び災害救助法第30条第1項により、市長が従事命令等を発した場合の実費弁償は、県が行う。

6　損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区　　分	災害救助(知事命令)	災害対策基本法(知事命令)	市長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	岐阜市消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	**様式12号**	**様式13号**	市で定める様式

7　その他

(1)　従事台帳の作成

従事命令を発した吏員の所属する班は、「従事者台帳」**（様式14号）**を作成し、整備保管する。

(2)　従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故等により作業に従事することができない場合は、理由書を添付して市長に届け出る。

3　市本部における自動車、舟艇の確保

(1)　輸送を実施する班は、自動車等の輸送力の確保を要するときは、本部事務室に次の輸送の条件(以下本節において「輸送条件」という。)を明示して確保を要請する。

ア　輸送区間又は借り上げ期間

イ　輸送量又は車両の台数等

ウ　集合の場所及び日時

エ　その他の条件

(2)　本部事務室は、前記要請があったときは、車両等保有班の状況等を考慮し、使用車両等を決定する。

(3)　市本部以外の車両等を使用することを決定したときは、車両については本部事務室が、舟艇については基盤整備政策課が担当して確保する。

基盤整備部における舟艇の借上げについては、下記のとおり実施する。

【救助用舟艇の確保に関する業務】　　開始目標時期：発災～３時間

1　業務の流れ

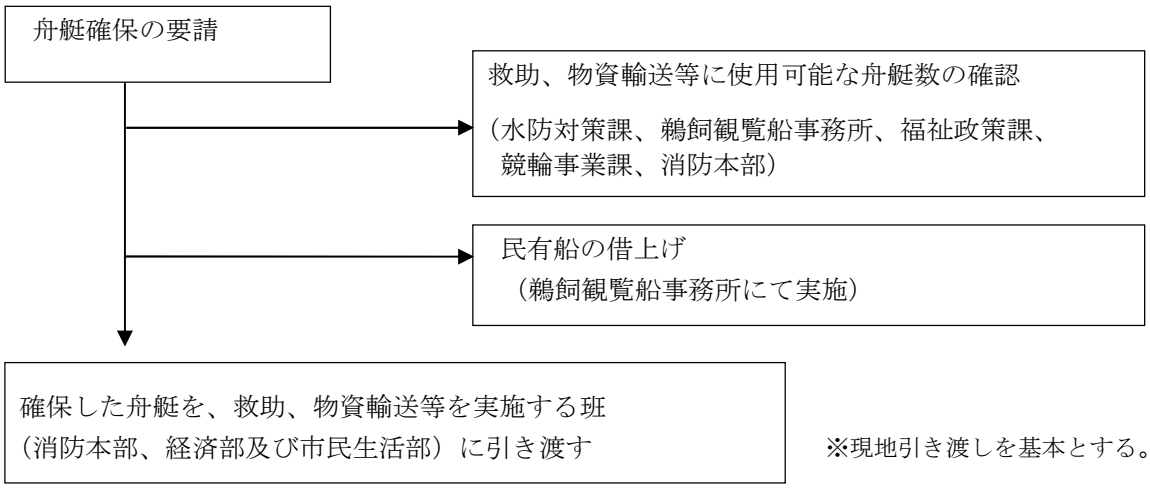

※現地引き渡しを基本とする。

2　留意事項

（１） 舟艇の確保にあたり、国、県等へ要請する場合の連絡調整も基盤整備政策課による。

（２）鵜飼観覧船事務所による船艇確保について
鵜飼観覧船事務所に要請し、鵜飼観覧船事務所所有の船艇と必要な船員を確保する。
鵜飼観覧船事務所所有の船艇だけでは足らない場合、鵜飼観覧船事務所が民有船を借り上げ船員を確保する。

船艇保有の状況　（鵜飼観覧船事務所の連絡先：058-262-0104）

所　有　者	住所（所在地）	電話番号	隻　数	備　考
鵜匠	－	－	6	

※鵜飼観覧船事務所との打ち合わせの中で船艇の責任者、連絡先は個人情報のため公表しないとのこと。

※水防対策課、福祉政策課、競輪事業課、消防本部所有の舟艇は、推進用エンジンが付いていないため、船員は不要である。（船舶免許が不要）

４　輸送の応援

市本部において自動車、舟艇等の確保ができないとき、あるいは市のみでは輸送ができないときは、県本部に輸送条件を明示して、応援の要請をする。ただし、緊急を要するときは、隣接市町村に直接応援を要請する。

※県内近隣市町村の連絡先

市町名	住所	防災担当課	電話
各務原市	各務原市那加桜町1-69	防災対策課	058-383-1190
関　市	関市若草通3丁目1	危機管理課	0575-23-7736
大垣市	大垣市丸の内2-29	危機管理室	0584-47-7385
羽島市	羽島市竹鼻町55	危機管理課	058-392-9915
瑞穂市	瑞穂市別府1288	市民協働安全課	058-327-4130
本巣市	本巣市文殊324	総務課	0581-34-5020
山県市	山県市高木1000-1	総務課防災対策室	0581-32-9100
笠松町	羽島郡笠松町司町1	総務課	058-388-1111
岐南町	羽島郡岐南町八剣7-107	総務課	058-247-1360
北方町	本巣郡北方町長谷川1丁目1	総務危機管理課	058-323-1111

■輸送の応援についての協定

・「災害時における物資の輸送等に関する協定」赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合

・「災害時における物資の輸送及び保管等に関する協定」岐阜県トラック協会岐阜支部

５　輸送記録

災害輸送を行った班は、次の記録を作成し整備保管する。

(1)　車両使用書　**様式17号**

(2)　輸送記録簿　**様式18号**

※市本部が確保している車両等、管内民間所有車両数調、管内舟艇保有の状況は、
巻末の【　資　料　】を参照

（様式17号）

車 両 使 用 書

輸 送 機 関		部　　班
使 用 責 任 者 職 氏 名		㊞
車 両	所 属	
	番 号	岐 ・ 岐阜 ・ 飛騨
使 用 の 目 的 内 容		
使 用 区 間 又 は 場 所		
使 用 月 日		月　日　時 ～　月　日　時
備 考		

（注） 1 用紙は A4 とする。

2 舟艇の場合は、本様式に準じて作成する。

（様式18号）

輸　送　記　録　簿

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借り上げ等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円								
計													

（注）　1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借り上げ車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
4 借り上げ等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借り上げ費を記入すること。

６　費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送又は車両等の借り上げは、慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。なお、自家用車等の借り上げについては、借り上げ謝金(運転手付き等)として輸送業者に支払う料金の範囲内(おおむね８割程度以内)で所有者と協議し定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担(運転手付きの場合は賃金)程度の費用とする。

輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、「輸送明細書」**様式19号**を請求書に添付して提出する。

（様式19号）

輸　送　明　細　書

従事会社名			会社住所		
車両番号			運転手配		
出庫時間	帰庫時間	稼動時間	走行ｋｍ数	請求金額	備　考
作　業　内　容					
発　地	着　地	作業内容	ｋｍ数(回数)	請求金額	備　考
計					

（注）１ 用紙は、A4 とする。
２ 借り上げ料は、無料の車両であっても燃料費等の請求をするときは、本様式を請求書に添付する。
３ 舟艇の借り上げ料等を請求するときは、本様式に準じて作成し、請求書に添付する。

７　災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、「災害救助法」による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

(1)　輸送、移送の範囲

ア　り災者を避難させるための移送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づく長距離避難のための移送

イ　医療及び助産のための移送

重篤患者のため医療班で処置できない者等の移送及び医療班関係者の移送

ウ　被災者救出のための輸送

救助のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ　飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び確保のために必要な人員、ろ過機その他機械器具、資材の輸送

オ　生活必需物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及びその他救助に必要な医療衛生材料、医薬品の輸送

カ　遺体捜索のための輸送

遺体の捜索のために必要な人員、資材等の輸送

キ　遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療班員又は衛生材料等の移送及び遺体を移動させるために必要な人員、遺体の移送

(2)　上記輸送範囲外の輸送

本部事務室は、県支部救助班を経由して、県本部防災班に範囲外輸送について要請する。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　輸送の種類及び輸送物資の内容

イ　輸送区間又は距離

ウ　輸送を要する物資等の数量、積載台数等

エ　輸送を実施しようとする期間

オ　輸送のために必要とする経費の内容及び金額

カ　輸送を要する理由

キ　その他

(3)　輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

(4)　費用の限度

６　費用の基準及び支払いに示す費用の基準による。

(5)　報告その他手続事務等

本部事務室は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況をとりまとめ、「救助日報」**（様式５号）**により毎日その状況を県本部防災班に報告する。なお、輸送に関する記録は、災害救助分と区分し、本部事務室(市本部解散以後は、福祉政策課)において整理、保管する。

（様式 5号）

救　助　日　報

報告機関				受信機関				
発信者				受信者				
報告時限		月　日　時現在		受信時間		月　日　時　分		
避難所開設	開設期間	開設日時	日　時	被服寝具生活必需品給与	県より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月　日		本日支給	全失世帯数	（　世帯）点	
	既存建物	個所数	カ所			半失、床上浸水世帯数	（　世帯）点	
		収容人員	人		翌日への繰越量		点	
	野外仮設	個所数	カ所	医療、助産救助	医療班	医療班出動数	カ班	
		収容人員	人			救助地区		
炊き出し	炊き出し期間	開始月日	月　日			診療者数 医療	人	
		終了予定日	月　日			診療者数 助産	人	
	炊き出し箇所数		カ所		医療機関	医療 施設数	カ所	
	炊き出し人員	朝	人			医療 診療人員	人	
		昼	人			助産 施設数	カ所	
		夕	人			助産 診療人員	人	
		計	人		救助終了予定月日		月　日	
給水	供給地区数		地区	り災者救出	救出地区			
	供給実人員		人		救出をした人員		人	
	供給水量				今後救出を要する人員		人	
	給水期間	開始月日	月　日		救出終了予定日		月　日	
		終了予定日	月　日		救出の方法			
	給水方法							

（様式5号 つづき）

<table>
<tr><td rowspan="8">学用品支給</td><td colspan="3">県より受入れ又は前日よりの繰越量</td><td>点</td><td rowspan="8">死体の処理</td><td colspan="2">死亡原因別人員</td><td>体</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本日支給</td><td rowspan="2">小学生</td><td>全失世帯</td><td>（　　人）
点</td><td rowspan="3">死体処理</td><td rowspan="3">死体</td><td>死体洗浄</td><td>体</td></tr>
<tr><td>半失(床上浸水)世帯</td><td>（　　人）
点</td><td>死体縫合</td><td>体</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中学生</td><td>全失世帯</td><td>（　　人）
点</td><td>死体消毒</td><td>体</td></tr>
<tr><td>半失(床上浸水)世帯</td><td>（　　人）
点</td><td rowspan="2">死体保存</td><td>既存建物利用</td><td>ヵ所</td></tr>
<tr><td colspan="3">翌日への繰越量</td><td>点</td><td>仮設建物</td><td>ヵ所</td></tr>
<tr><td rowspan="5">埋葬救助</td><td colspan="3">前日までの埋葬</td><td>体</td><td colspan="2">死体処理機関</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">本日埋葬</td><td>大人</td><td>体</td><td colspan="2">死体処理終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td>小人</td><td>体</td><td rowspan="3">障害物除去</td><td colspan="2">障害物除去を要する戸数</td><td>戸</td></tr>
<tr><td>計</td><td>体</td><td colspan="2">本日除去した戸数</td><td>（計　戸）
戸</td></tr>
<tr><td colspan="3">翌日以降の要埋葬数</td><td>体</td><td colspan="2">今後除去を要する戸数</td><td>戸</td></tr>
<tr><td colspan="3">埋葬終了予定月日</td><td>月　日</td><td colspan="2">障害物除去の終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">死体の捜索</td><td colspan="2">捜査地区</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">輸送</td><td colspan="2">公用車使用</td><td>台</td></tr>
<tr><td rowspan="3">死体</td><td>捜査を要する死体</td><td>体</td><td colspan="2">借上車使用</td><td>台</td></tr>
<tr><td>本日発見死体</td><td>体</td><td colspan="2" rowspan="2">救助の種類</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>今後の要捜索死体</td><td>体</td><td rowspan="2">人夫</td></tr>
<tr><td colspan="2">捜査の方法</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">人夫雇上数</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">捜査終了予定月日</td><td>月　日</td><td colspan="2">従事作業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">仮設住宅</td><td colspan="2">着工月日</td><td>戸
月　日</td><td colspan="2">その他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">竣工月日</td><td>戸
月　日</td><td rowspan="2">備考</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅修理</td><td colspan="2">着工月日</td><td>戸
月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">竣工月日</td><td>戸
月　日</td></tr>
</table>

８　留意事項

(1)　輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等、的確な輸送に当たる。

(2)　緊急輸送車両等の確保に必要なときは、関係者に対して車両等の準備を要請するなど緊急輸送の実施に備える。

(3)　緊急車両の燃料の入手が困難な場合は、緊急車両への優先給油を継続するための設備を備えた中核SSを活用する。

９　緊急物資の地域内輸送拠点の運用

(1)　地域内輸送拠点

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、次の場所を地域内輸送拠点として使用する。

名　　称	所　在　地
岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1
岐阜市東部体育館	岐阜市芥見 4 丁目
岐阜市柳津町中部防災施設	岐阜市柳津町丸野 2 丁目 52
岐阜流通センター協同組合連合会	岐阜市柳津町流通センター内

協定：災害時における生活用物資の調達、輸送及び保管に関する協定
（岐阜流通センター協同組合連合会）　別冊

(2)　備蓄拠点

市は、北部防災備蓄拠点（旧上下水道事業部庁舎）・南部防災備蓄拠点（旧岐阜南消防署）を使用し、地域内輸送拠点で仕分けされた緊急物資の備蓄及び各避難所への運搬を行う。

(3)　滞留防止対策

ア　経済部は、地域内輸送拠点に輸送された物資を食料、生活必需品、薬品等に分別し、その品目、数量を市本部に報告する。

イ　本部事務室は、各地域に必要な物資の品目、数量を把握し、緊急物資の受け入れ、輸送の調整を行う。

市長公室部は、市のホームページに地域内輸送拠点の地図及び必要な緊急物資の品目、数量を掲載する。なお、緊急物資が充足した場合には、その旨を市のホームページに掲載する。

ウ　基盤整備部は、道路の被災状況等から緊急物資の輸送経路を決定する。

基盤整備部における災害時の輸送経路の選定に関する業務は、下記のとおり実施する。

【災害時の輸送経路の選定に関する業務】　　開始目標時期：１２～２４時間

1　業務の流れ

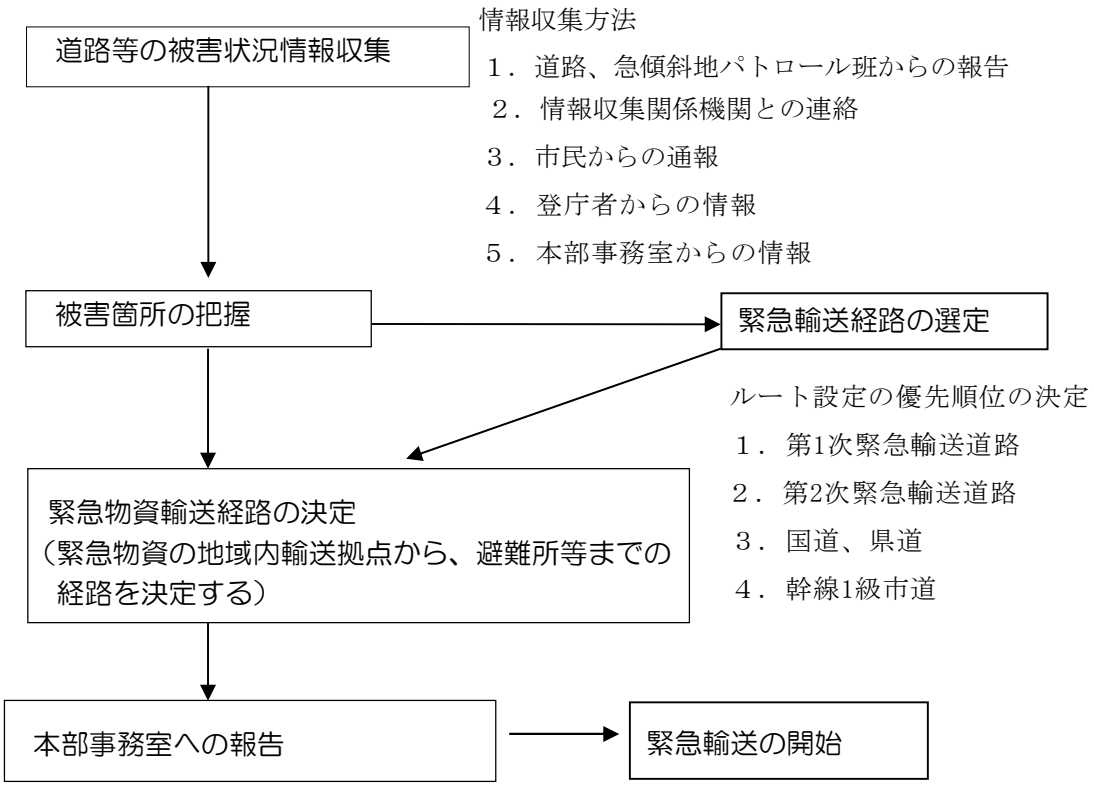

2　留意事項

（１）別紙緊急物資輸送経路図に災害箇所を記載し、緊急物資の地域内輸送拠点から、避難所等までの輸送経路を決定する。
（２）優先順位を考慮し、決定する。

○緊急物資の地域内輸送拠点

名　称	所　在　地
岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町7-1
岐阜市東部体育館	岐阜市芥見4丁目
岐阜市柳津町中部防災施設	岐阜市柳津町丸野2丁目52
岐阜流通センター協同組合連合会	岐阜市柳津町流通センター内

○情報収集関係機関の連絡先

関係機関	電話番号
国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所	058-271-9811
岐阜土木事務所施設管理課	058-214-9602
東邦ガス㈱岐阜営業所	058-272-2166
中部電力㈱岐阜営業所	0120-98-5910
西日本電信電話㈱岐阜支店	058-214-8417
上下水道事業部上水道事業課	058-259-7513 内線4033
上下水道事業部下水道事業課	058-259-7514 内線4034
上下水道事業部営業課	058-259-7516 内線4036

エ　経済部、市民生活部及び環境部は、基盤整備部が決定した輸送経路により、地域防災計画や各部の災害応急対策マニュアル等に基づき、避難所等に緊急物資を迅速に搬送する。

○各部の搬送に関する業務について

①経済部

・経済政策課　　…災害救助用食料、物資の確保、運搬及び配分計画に関すること
・企業立地推進課　…災害対策用物資、災害救助用物資の確保及び運搬に関すること
　他都市からの救援物資受入れに関すること
・労政・経営支援課　…災害対策用物資、災害救助用物資の確保及び運搬の応援に関すること
・農地整備課　　…災害救助用食料、物資の確保、運搬及び配分計画に関すること
・畜産課　　…家畜資材及び生産物の流通対策に関すること
・中央卸売市場　　…災害時における生産物等の入荷対策に関すること
・食肉地方卸売市場　…災害時における食肉等の入荷対策に関すること

②ぎふ魅力づくり推進部

・観光コンベンション課…他都市からの救援物資受入れの応援に関すること
・鵜飼観覧船事務所　…舟艇の確保（借り上げ）、船員の手配に関すること
　他都市からの救援物資受入れの応援に関すること

③市民生活部

・市民生活政策課　…災害備蓄品（小学校・コミセン）の運搬に関すること
・防犯・交通安全課　…災害備蓄品（小学校・コミセン）の運搬に関すること
・消費生活課　…災害備蓄品（小学校・コミセン）の運搬に関すること
・市民課　…義援用物品の受理及び配分計画に基づく運搬に関すること
・国保・年金課　…災害備蓄品（小学校・コミセン）の運搬に関すること

④環境部

・低炭素・資源循環課　…災害対策用物資の運搬に関すること
・環境保全課　…災害対策用物資の運搬に関すること

オ　物資運搬等において人員の確保ができないときは、本部事務室に消防団の応援を要請する。

要請を受けた本部事務室は、災害対応活動終息後の消防団の団員派遣及び団車両活用について消防本部（警防本部）に応援の要請をする。

【物資運搬等に係る消防団への連絡体制】

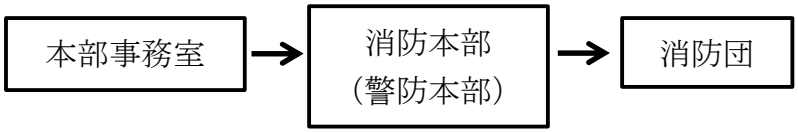

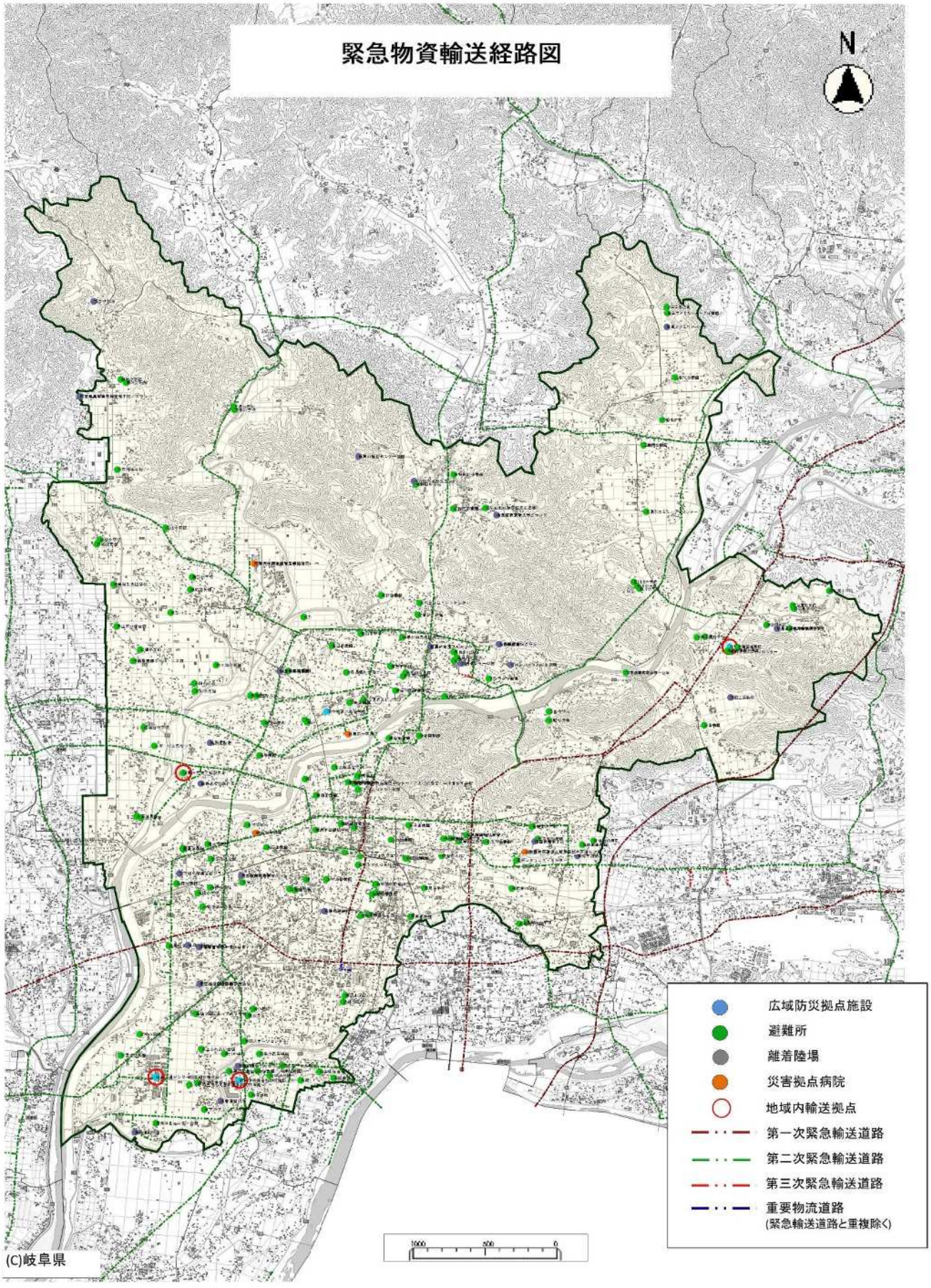
緊急物資輸送経路図
N
広域防災拠点施設
避難所
離着陸場
災害拠点病院
地域内輸送拠点
第一次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路
第三次緊急輸送道路
重要物流道路
(緊急輸送道路と重複除く)
(C)岐阜県

重要物流道路及び代替・補完路（岐阜市）

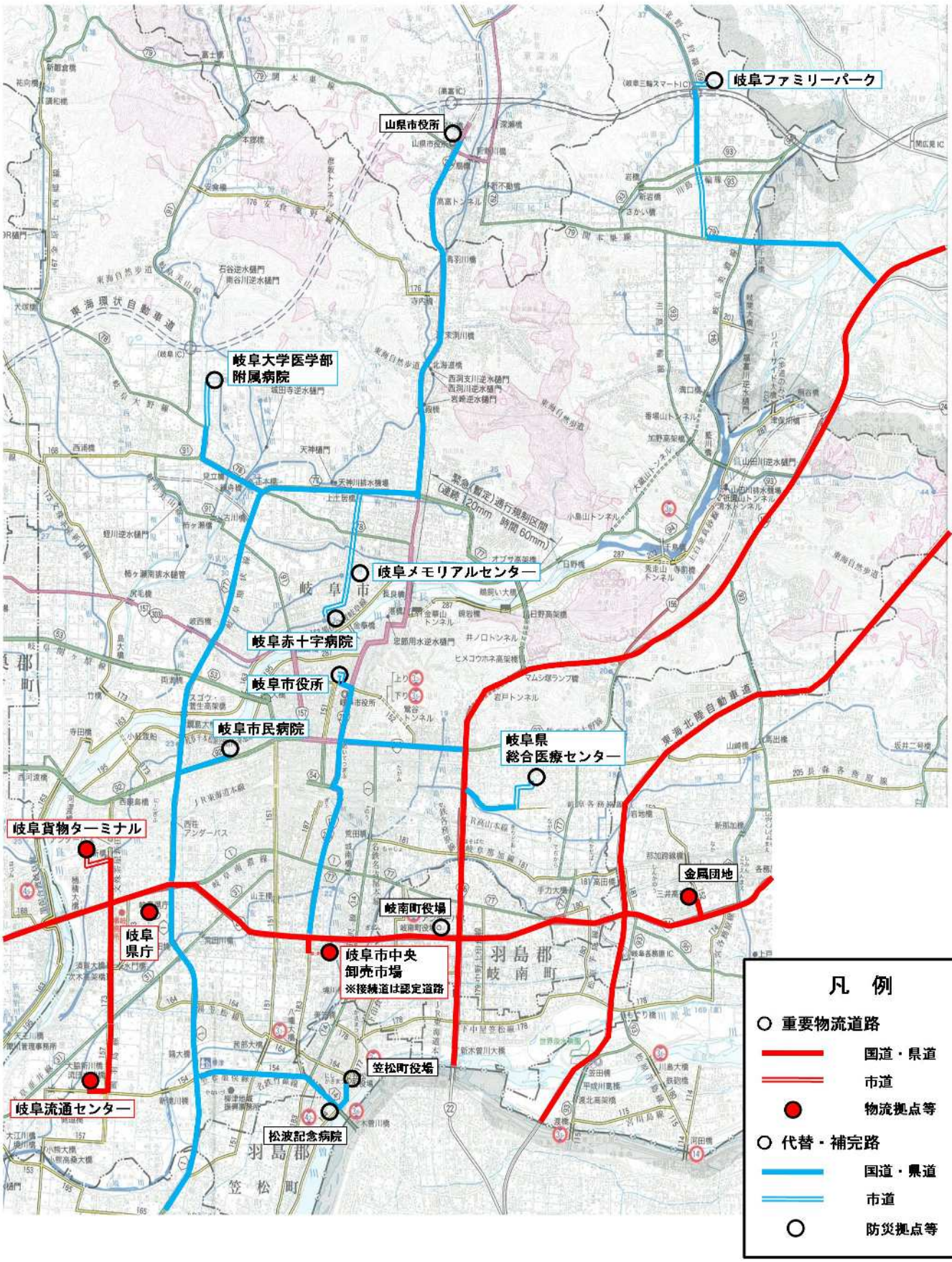

岐阜市災害廃棄物処理計画

平成 25 年 2 月策定
平成 26 年 1 月改定
平成 27 年 3 月改定
平成 28 年 1 月改定
平成 29 年 3 月改定
平成 30 年 2 月改定
平成 31 年 3 月改定
令和　2 年 3 月改定
令和　3 年 3 月改定
令和　5 年 3 月改定

岐　阜　市

目　　次

第１章　総則

１節　計画策定の目的及び位置付け……１
１－１　計画策定の目的……１
１－２　計画の位置付け……１
１－３　計画の見直し……２
１－４　岐阜市災害廃棄物処理マニュアル……３
２節　基本的事項……４
２－１　対象とする災害……４
２－２　災害時に発生する廃棄物……４
２－３　対象とする業務……５
２－４　被害想定……６
２－５　災害廃棄物処理の基本方針……６

第２章　組織体制・支援体制……８

１節　庁内組織体制……８
１－１　組織体制……８
１－２　業務概要……９
２節　庁外支援体制……１０
２－１　自衛隊・警察・消防……１０
２－２　大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会……１０
２－３　民間事業者との連携……１０
２－４　災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の活用……１１
２－５　ボランティアとの連携……１１
２－６　支援体制……１１
２－７　災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）……１２

第３章　災害時に発生する廃棄物の処理……１３

１節　初動対応……１３
１－１　安否及び被害状況確認……１３
１－２　情報収集・共有……１３
１－３　災害廃棄物発生量の推計……１４
２節　災害廃棄物の処理……１６
２－１　災害廃棄物の処理……１６
２－２　災害廃棄物処理実行計画の策定……１９
２－３　仮置場の種類及び用途……１９
２－４　一次仮置場の開設……２０

２－５　一次仮置場の管理運営･････････････････････････････････････２３
２－６　二次仮置場の開設･･･２５
２－７　最終処分･･･２６
２－８　仮置場の復旧･･･２６
３節　災害廃棄物処理における留意事項･････････････････････････････２８
３－１　有害・危険物の処理･･･２８
３－２　勝手置場対策･･･２８
３－３　損壊家屋の撤去･･･２８
３－４　市民対応･･･２９
４節　避難所ごみ及び生活ごみの処理･･･････････････････････････････３０
４－１　避難所ごみの処理･･･３０
４－２　生活ごみの処理･･･３０
５節　し尿・浄化槽汚泥の処理･････････････････････････････････････３２
５－１　し尿・浄化槽汚泥の処理･･･････････････････････････････････････３２
６節　災害廃棄物の処理フロー及び処理スケジュール･････････････････３３
６－１　災害廃棄物処理フロー･･･３３
６－２　災害廃棄物処理スケジュール･･･････････････････････････････････３４
第４章　その他の事項･･･３５
１節　災害予防･･･３５
１－１　職員の研修・訓練･･･３５
１－２　一般廃棄物処理施設等の防災対策･･･････････････････････････････３５
２節　災害廃棄物処理事業費･･･････････････････････････････････････３７
２－１　災害廃棄物処理事業費の管理･･･････････････････････････････････３７
２－２　国庫補助金･･･３７

第1章　総則

１節　計画策定の目的及び位置付け

1−1　計画策定の目的

環境省は、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について必要事項をとりまとめた「災害廃棄物対策指針」を平成26年3月に策定し、平成30年3月に改定した。

岐阜県においては、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）を策定し、令和4年3月に改定している。

また、平成７年１月の阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震などの地震災害や平成 30 年 7 月豪雨による水害を教訓として、災害時における廃棄物の処理にあたっては、災害が発生してから対策を講じるのではなく、防災上の観点から、事前に十分な対策を講じておくことが重要である。

災害が発生した際は、通常時に発生する生活ごみのほか、被災世帯の片付けごみや解体ごみなどの災害廃棄物が大量に発生し、また交通の途絶、中間処理施設の損傷等により速やかな廃棄物の収集・運搬・処分等に支障をきたすことが懸念される。

そのため、災害時に発生する大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項をあらかじめ定めておくことで、災害時においても地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧・復興に寄与することを目的として、「岐阜市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

1−2　計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法等に基づき作成された「岐阜市地域防災計画」を踏まえたものであるとともに、「災害廃棄物対策指針」に基づくものである。

発災時において国が「災害廃棄物の処理指針」（以下「マスタープラン」という。）を策定した場合は、マスタープランの内容及び本計画を踏まえた「岐阜市災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

【図１】岐阜市災害廃棄物処理計画の位置付け

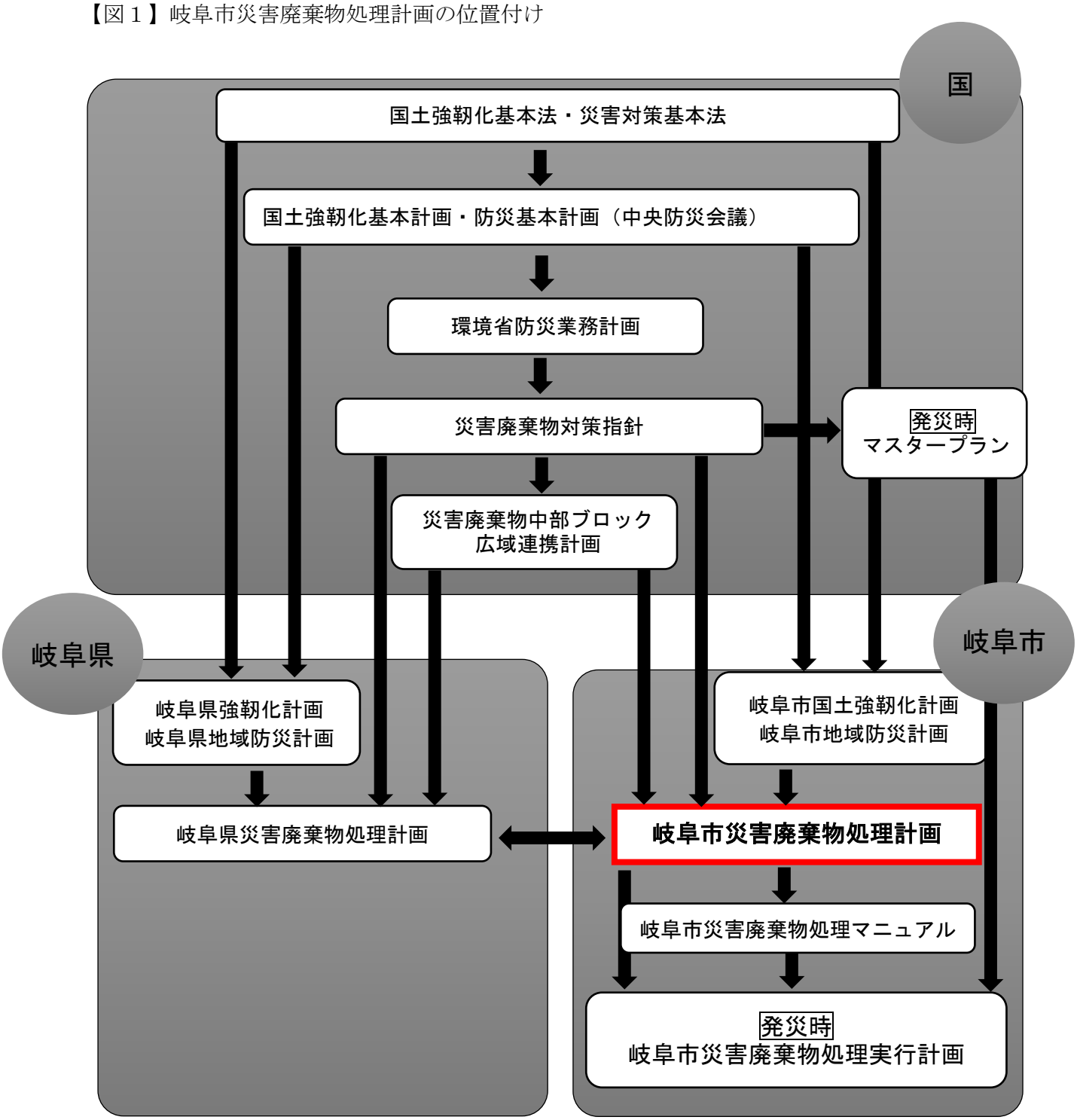

1−3　計画の見直し

本計画は、「岐阜市地域防災計画」や「災害廃棄物対策指針」、「県計画」が改定された場合、また一般廃棄物処理施設を新たに設置又は廃止した場合、或いは処理能力が大きく増減した場合等において、必要に応じて計画を見直すものとする。

1－4　岐阜市災害廃棄物処理マニュアル

本市では大規模災害時における廃棄物処理について、発災直後の初動期における具体的な行動手順をまとめた「岐阜市災害廃棄物処理マニュアル(以下、「マニュアル」という。)」を平成29年3月に作成している。マニュアルは本計画を基に作成していることから、本計画の見直しを行った場合は、併せてマニュアルの見直しを行う。

２節　基本的事項

2－1　対象とする災害

本計画において対象とする災害は、地震、風水害、その他自然災害とする。

地震については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。（大規模地震対策措置法第2条第1号）

また、風水害については大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

なお、放射性廃棄物の処理については、計画の対象としない。

2－2　災害時に発生する廃棄物

災害時に発生する廃棄物は、以下の4種類に分類される。本計画において対象とする廃棄物は、地震、風水害、その他自然災害等の災害時に発生する廃棄物及び通常の生活ごみを対象とする。

①災害廃棄物　：　住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物

※以下の12品目に分類される

1. 可燃物/可燃系混合物(プラスチック類含む)
2. 木くず
3. 畳・布団
4. 不燃物/不燃系混合物(ガラス類含む)
5. コンクリートがら等
6. 金属くず
7. 廃家電(4品目)
8. 小型家電/その他家電
9. 腐敗性廃棄物
10. 有害廃棄物/危険物
11. 廃自動車等
12. その他、適正処理が困難な廃棄物

②避難所ごみ　：　避難所から排出されるごみ

③し尿　：　仮設トイレ等からの汲み取りし尿

④生活ごみ　：　家庭から排出される生活ごみ

2−3　対象とする業務

災害廃棄物処理業務の主な業務内容は、表1のとおりとする。

【表1】災害廃棄物処理業務の内容

時期	主な業務内容
発災前	・一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の実施 ・災害応援協定の締結(他市町村、事業者団体等) ・仮置場候補地の選定 ・必要資機材の確認・確保
発災後 【概ね3日以内】	・組織体制の確立 ・被害状況の確認 ・災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積の推計※ (※推計に必要な情報は災害対策本部から入手することとするが、推計時点で災害対策本部からの情報が入手できない場合は、実際の震度や現地状況などを基に推計を行う。) ・一次仮置場の開設 ・一般廃棄物処理施設の点検 ・支援受け入れ体制の確保 ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿(仮設トイレ含む)の収集運搬体制構築 ・市民に対する情報周知
発災後 【概ね3日～2週間】	・一般廃棄物処理施設の補修、再稼働 ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿(仮設トイレ含む)の処理開始 ・一次仮置場の管理・運営 ・災害廃棄物の処理開始 ・支援受け入れ、作業指示
発災後 【概ね2週間～1か月】	・災害廃棄物処理実行計画の作成 ・国庫補助範囲の情報収集 ・有害廃棄物・危険物の回収ルート確立 ・公費解体方針の検討 ・災害廃棄物の処理
発災後 【概ね1か月～3か月】	・二次仮置場の開設準備(被害状況に応じて) ・災害廃棄物の処理 ・公費解体の実施
発災後 【概ね3か月以降】	・二次仮置場の開設(被害状況に応じて) ・災害廃棄物の処理 ・公費解体の実施

2－4　被害想定

岐阜市における災害被害想定調査に基づく、地震ごとの被害想定を表2に示す。

【表2】災害被害想定調査により示された岐阜市内における地震規模及び家屋被害(令和2年調査結果)

地　震	規模	市内の震度	家屋被害(棟)			
			全壊		半壊	
			木造	非木造	木造	非木造
南海トラフ	M9.0	5強～6強	9,176	2,079	27,642	4,232
養老-桑名-四日市断層帯	M7.7	6弱～6強	11,496	1,610	29,723	3,863
揖斐川-武芸川断層帯地震	M7.7	6強～7	21,197	2,400	33,087	5,045

2－5　災害廃棄物処理の基本方針

災害時に大量に発生する廃棄物を速やかに処理する体制を整えるため、災害廃棄物処理の基本方針を以下のとおり定める。

(1) 事前対策の推進

発災後適正かつ円滑・迅速な対応ができるよう、災害廃棄物処理に関わる全ての職員は初動体制を熟知しておく。

また、災害時には国・県・周辺市町・民間事業者・市民などと連携した対応が必要となるため、平常時より相互協力体制の強化に努める。

(2) 迅速な応急対策の実施

発災後は国、県、岐阜市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）などと連携して被害状況を把握すると同時に、速やかに処理体制を整える。

仮置場の設置が必要な場合は、被災状況等を考慮した上で適切な場所に開設し、効率的な処理を実施する。

中間処理及び最終処分は市内で実施することを基本とするが、必要に応じて広域処理または仮設焼却炉を設置して対応する。

(3) 計画的な処理の推進

発災直後から時間の経過とともに、搬出される廃棄物の種類が変化してくることが予想される。各段階で搬出される廃棄物をあらかじめ想定した上で、速やかな処理を実施するための方策を検討する。

(4) 処理期間

大規模な災害が発生した場合においても、処理期間は3年以内に完了することを目標とする。

(5) 環境への配慮

災害廃棄物の処理に際しては、発災時の混乱した状況であっても分別に努め、可能な限り再生利用・再資源化等を進め、廃棄物の処分量を軽減することで効率的な処理を実施する。

(6) 安全・衛生の確保

災害時の処理業務は、危険物の混入など通常時とは異なる廃棄物を取り扱う状況も想定されるため、作業員の安全対策、体調管理を徹底する。

また、し尿、生ごみ等については、腐敗による生活環境の悪化を招くことのないよう、優先的に処理をする。

(7) 住民対応の実施

円滑な廃棄物処理を実施するためには住民の理解と協力が必要不可欠であるため、廃棄物の搬出方法の周知や仮置場の設置等にあたり、住民に対して迅速かつ丁寧に説明をする。

第2章　組織体制・支援体制

１節　庁内組織体制

1−1　組織体制

災害時において実際に災害廃棄物が大量に発生し、迅速な処理を要する状況になった場合は、以下のとおり業務区分を整理し、各班において対応する。

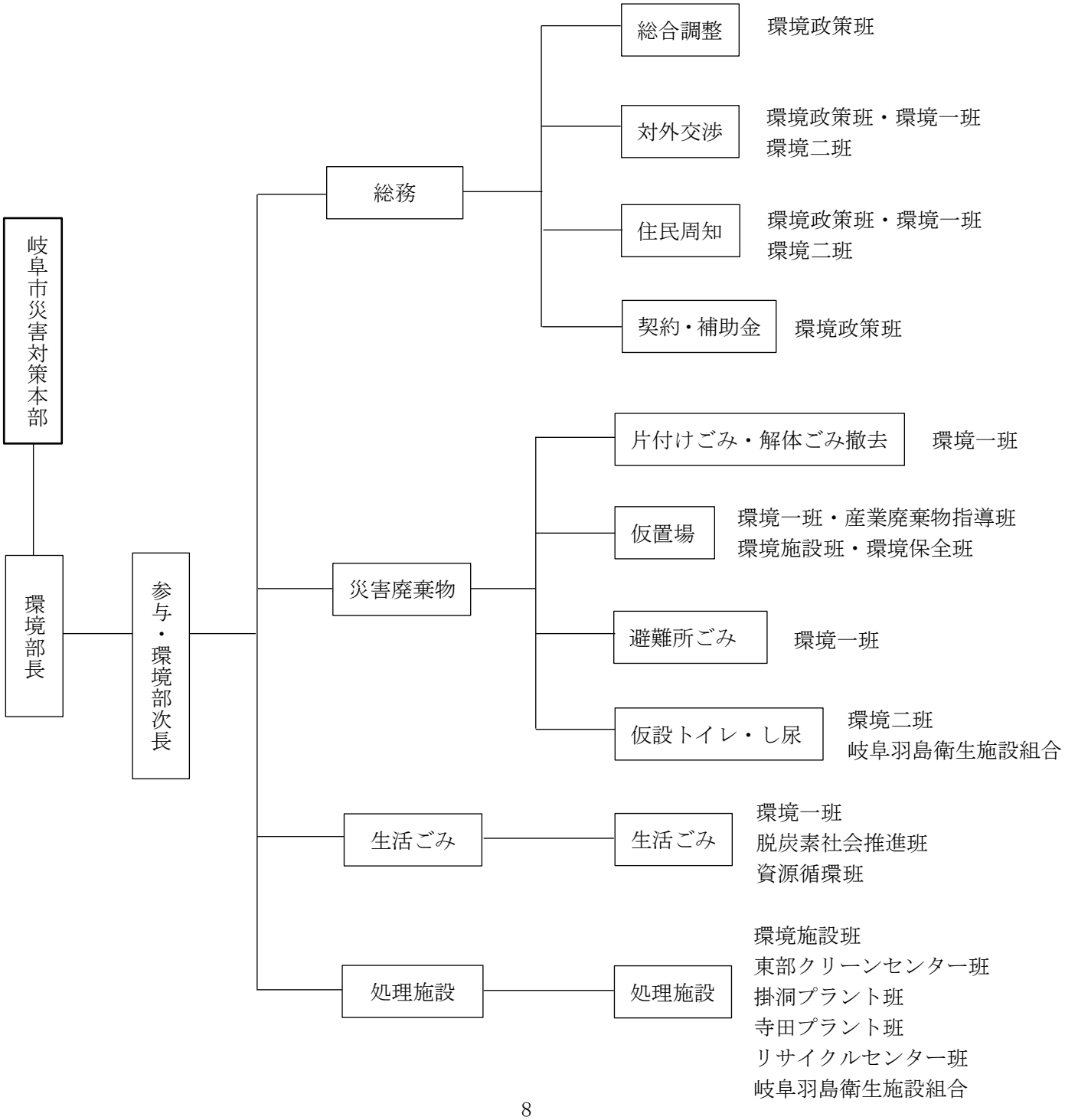

1－2　業務概要

各業務区分の業務内容は以下のとおりとする。ただし、災害状況により各区分において人員不足が発生する場合は、本計画の担当班に関わらず業務配置を実施することがある。

また、どの区分にも属さない業務が発生した場合は、別途調整を行う。

大区分	中区分	担当	業務内容
総務	総合調整	環境政策班	1. 各担当の総括及び調整 2. 職員の配置検討 3. 災害対策本部との連絡調整 4. 情報収集 5. 災害廃棄物対策全体の進捗管理 6. 災害廃棄物処理実行計画の策定
	対外交渉	環境政策班 環境一班、環境二班	1. 県・民間団体に対する支援要請 2. メディア対応
	住民周知	環境政策班 環境一班、環境二班	1. 災害に伴う廃棄物関連情報の住民周知 2. 市民からの問い合わせ対応
	契約・補助金	環境政策班	1. 災害に伴う新たな業務契約に係る事務 2. 災害廃棄物処理事業費補助金に係る事務
災害廃棄物	片づけごみ・解体ごみ撤去	環境一班	片付けごみ・解体ごみの収集運搬
	仮置場	環境一班 産業廃棄物指導班 環境施設班 環境保全班	1. 仮置場の開設準備 2. 仮置場の管理・運営 3. 仮置場の環境モニタリング
	避難所ごみ	環境一班	避難所ごみの収集運搬
	仮設トイレ・し尿	環境二班 岐阜羽島衛生施設組合	仮設トイレから発生するし尿の収集運搬
生活ごみ	生活ごみ	環境一班 脱炭素社会推進班 資源循環班	1. 生活ごみの収集運搬 2. 資源分別回収の対応
処理施設	処理施設	環境施設班 東部クリーンセンター班 掛洞プラント班 寺田プラント班 リサイクルセンター班 岐阜羽島衛生施設組合	1. 処理施設の修繕対応 2. 災害廃棄物の受け入れ対応

２節　庁外支援体制

2－1　自衛隊・警察・消防

発災直後は人命救助が最優先となることから、自衛隊・警察・消防に対して必要な情報提供を行うとともに、互いに連携を図りながら迅速な処理を実施する。

2－2　大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

大規模災害に伴い県域を越えた支援が必要になった場合は、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）」に従い、県、中部地方環境事務所を通じて被害の情報提供、支援の要請等を行う。

支援要請は、人材、資機材のほか、緊急処理が必要な災害廃棄物の受け入れ等について行うことが可能である。実際に支援要請を行う場合は、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画内の様式により、県を通じて行う。

また、中部地方環境事務所主催で定期的に実施している「大規模災害時災害廃棄物対策に関する中部ブロック情報伝達訓練」に参加し、大規模災害時における支援要請等の手順を習得するとともに、協議会及び幹事会に参加し、関係自治体等と情報交換を行う。

2－3　民間事業者との連携

大規模災害発生時において、本市単独で災害廃棄物処理が困難である場合には、関連する民間事業者に対して、災害時応援協定に基づき支援を要請する。

環境部の所管で協定を締結している団体を表3に示す。

また、定期的に民間事業者を交えた情報伝達訓練を実施する。

【表3】民間事業者との災害時応援協定

締　結　先	協定名称	締結年月日	連絡先
岐阜県清掃事業協同組合	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	H29.12.26	058-276-8456
岐阜再生資源事業協同組合	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	H29.12.26	058-232-6100
(一社)岐阜県産業環境保全協会	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	H30.12.26	058-272-9293
岐阜県環境整備事業協同組合	災害時における廃棄物の処理等に関する無償団体救援協定書	R1.12.24	058-274-0567

2－4　災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の活用

災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)は、環境省が事務局となり構築されている人的ネットワークのことであり、災害時には自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行うものである。

D.Waste-Netへの支援要請は、中部ブロック協議会を通じて実施されるため、市から直接支援要請を行うことはないが、支援要請が確定した後に、支援者より直接連絡が入る。

【図2】D.Waste-Netの仕組み

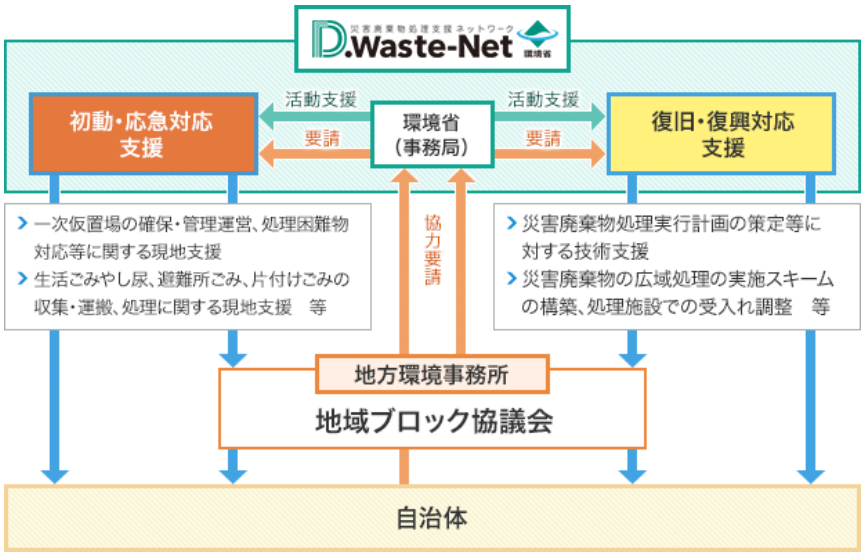

出典：環境省ホームページ(http://kouikishori.env.go.jp/action/d_waste_net/)

2－5　ボランティアとの連携

災害時においては、被災家屋の片付け等にボランティアを活用することを検討する。その場合、ボランティアに対する周知・広報として、ごみ出し方法や分別区分、健康への配慮に関する情報等を整理する。また、ボランティア作業については、実施者の年齢・性別等を踏まえた上で、安全面等に十分配慮し決定する。

2－6　支援体制

本市が被災していない場合に、被災自治体から支援要請を受けた際には、本市の廃棄物処理に影響が出ない範囲において、支援体制を整備する。支援内容については、被災自治体のニーズに応じて、部内調整及び関係機関と協議を行った上で人的・物的支援を行う。

2－7　災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

本制度は、令和3年5月に環境省が創設したものであり、災害廃棄物処理を経験し知見を有する地方公共団体の職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行うことを目的とするものである。

被災した地方公共団体は、災害廃棄物処理経験者の助言等を希望する場合に、派遣を要請する。

【図3】平時の手順

①市町村
・支援員の推薦

↓

②都道府県
・市町村からの推薦の取りまとめ
・支援員の推薦

↓

③環境省
・登録名簿の作成・管理

【図4】発災後の手順

①被災市町村
・支援員の派遣依頼

↓

②都道府県・環境省
・支援員のマッチング
連絡先：岐阜県　廃棄物対策課
058-272-8219

↓

③被災市町村
支援員が所属する地方自治体へ
派遣要請

↓

④支援員
・被災市町村へ派遣

第3章　災害時に発生する廃棄物の処理

１節　初動対応

1−1　安否及び被害状況確認

発災後は直ちに、環境部所管職員の安否及び施設・資機材等の被害状況を確認する。また、委託・許可業者等の従業員安否状況のほか、施設・資機材等の被害状況を併せて確認し、平時に行っている業務について、継続可否の判断を行う。

安否及び被害状況の確認方法は、各課所管の緊急連絡網に基づき実施する。しかし、被害状況によって電話等が使用できない場合は、メールによる連絡を行うなど、臨機応変に対応する。

1−2　情報収集・共有

発災直後に収集すべき情報は表4のとおりとし、原則、市災害対策本部より収集することとする。

なお、表4の情報に限らず、各課は常に最新の情報収集に努めることとし、収集した情報について部内共有を行うほか、必要に応じて市災害対策本部に報告する。

【表4】発災直後に収集する情報

情報収集項目	収集目的
建物の全壊及び半壊棟数（木造、非木造別）	・災害廃棄物発生量の推計 ・仮置場の開設場所の検討 ・収集運搬処理体制の検討
避難所設置場所及び避難者数	・避難所ごみ発生量の推計 ・避難所ごみ収集ルートの検討
仮設トイレ設置場所及び設置数	・し尿発生量の推計 ・し尿収集ルートの検討
道路の被害状況	・収集ルートの検討
【浸水時】床上、床下浸水状況	・災害廃棄物発生量の推計 ・仮置場の開設場所の検討 ・収集運搬処理体制の検討
【浸水時】道路の浸水状況	・収集ルートの検討

1－3　災害廃棄物発生量の推計

発災直後においては、仮置場の必要面積の算出や災害廃棄物の基本的な処理方針を策定するため、その時点で把握できる建物被害棟数や、水害の場合は浸水範囲等の情報を基に災害廃棄物の発生量を推計する。

なお、災害廃棄物発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位等が更新される毎に、適宜見直しを行う。

(1)災害廃棄物発生量の推計方法

【災害廃棄物発生量の算出方法】

$$Y = X_1 \times a + X_2 \times b + X_3 \times c + X_4 \times d$$

Ｙ：災害廃棄物の発生量（トン）

X_1、X_2、X_3、X_4：損壊家屋等の棟数

１：全壊、２：半壊、３：床上浸水、４、床下浸水

ａ、ｂ、ｃ、ｄ：発生原単位（トン／棟）

ａ：全壊、ｂ：半壊、ｃ：床上浸水、ｄ：床下浸水

	発生原単位	原単位の設定に用いられたデータ
全壊	117トン/棟	・東日本大震災における岩手県及び宮城県の損壊家屋棟数（消防庁被害法） ・東日本大震災における岩手県及び宮城県の災害廃棄物処理量 岩手県:「災害廃棄物処理詳細計画(第二次改定版)」(岩手県, 2013.5) 宮城県:「災害廃棄物処理実行計画(最終版)」(宮城県, 2013.4)
半壊	23トン/棟	・同上(半壊の発生原単位は「全壊の20%」に設定)
床上浸水	4.6トン/世帯	・既往研究成果をもとに設定 「水害時における行政の初動対応からみた災害廃棄物発生量の推定手法に関する研究」(平山・河田, 2005)
床下浸水	0.62トン/世帯	・同上

なお、床上浸水や床下浸水であっても損壊家屋等の撤去を伴う場合には、全壊の発生原単位を用いることが必要である。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料14-2 「災害廃棄物等の発生量の推計方法」

(2)災害廃棄物の組成別発生量の推計方法

災害廃棄物の組成別発生量は、災害廃棄物発生量に組成割合を乗じることにより推計する。

災害廃棄物の種類別の発生量（t）＝災害廃棄物の発生量の合計(t)×組成割合(%)

【参考】熊本地震(H28.4.14、H28.4.16)における災害廃棄物の組成

可燃系：20.2%(柱角材:15.7%、可燃物:4.5%)

不燃系：79.8%(不燃物:24.7%、コンクリートがら:47.4%、金属くず:0.5%、その他:7.2%)

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料14-2 「災害廃棄物等の発生量の推計方法」

この推計方法に基づき算出した本市における災害廃棄物発生量は表5のとおりである。

【表5】想定災害ごとの災害廃棄物発生量の推計値

単位：t

地震	可燃系		不燃系				災害廃棄物発生量合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	
	15.7%	4.5%	24.7%	47.4%	0.5%	7.2%	
南海トラフ	321,840	92,247	506,334	971,670	10,250	147,595	2,049,937
養老-桑名-四日市断層帯	362,023	103,765	569,552	1,092,987	11,529	166,023	2,305,880
揖斐川-武芸川断層帯地震	571,148	163,705	898,558	1,724,357	18,189	261,928	3,637,885

(3) 避難所ごみの発生量の推計

避難所が開設された場合は、避難所から発生するごみの収集運搬・処理を行う必要がある。避難所ごみの発生量の推計式は以下のとおりとする。

発生原単位は、生活ごみの収集実績に基づいて設定する。（令和3年度実績：653g/人・日）

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位(g/人・日)

(4) し尿収集必要量の推計方法

発災後は、断水等の影響により仮設トイレが多く設置されることが考えられ、迅速かつ適切なし尿収集を行う必要がある。し尿収集必要量の推計式は以下のとおりとする。

し尿収集必要量＝災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量
＝（a.仮設トイレ必要人数＋b.非水洗化区域し尿人口）×c.1人1日平均排出量

a.仮設トイレ必要人数＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

断水による仮設トイレ必要人数＝{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口/総人口）}
×上水道支障率×1/2

水洗化人口	：	平常時に水洗トイレを使用する人数（下水道人口、浄化槽人口）
上水道支障率	：	地震による上水道の被害率
1/2	：	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち、約1/2の住民と仮定。

b.非水洗化区域し尿人口＝汲取人口－避難者数×（汲取人口/総人口）

c.1人1日平均排出量＝4.04L/人・日　（令和3年度実績）

２節　災害廃棄物の処理

2－1　災害廃棄物の処理

災害時には被災者宅の片付け等に伴い、多量の家具・家財類等の片付けごみのほか、損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物が発生することから、このような災害廃棄物の受入及び処理を行う必要がある。

なお、水害時は浸水が解消された直後から片付け等が行われるため、特に迅速な判断が求められることに留意する。

(1)受入・収集方法

災害廃棄物は、所有者・建物の管理者が分別し、一次仮置場に自ら搬入することを原則とする。ただし、高齢者等直接搬入が困難な世帯について、状況に応じて、ボランティア団体を活用するほか、他都市に対しての支援要請等を行うことにより、戸別に収集する体制について検討を行う。

また、受入の際は、処理・処分費用の抑制と処理期間の短縮等を図るため、可能な限り分別を行うことに留意する。また、災害とは関係のない廃棄物（便乗ごみ）や住民以外からの持ち込みが行われないよう、身分証明書の提示を求めるなどの対応を行う。

(2)分別品目

災害時に発生する廃棄物は、次の12品目に分別することを原則とする。

但し、災害の種類、規模、被害状況に応じて、分別品目の検討を行う。

1. 可燃物/可燃系混合物(プラスチック類含む)
2. 木くず
3. 畳・布団
4. 不燃物/不燃系混合物(ガラス類含む)
5. コンクリートがら等
6. 金属くず
7. 廃家電(4 品目)
8. 小型家電/その他家電
9. 腐敗性廃棄物
10. 有害廃棄物/危険物
11. 廃自動車等
12. その他、適正処理が困難な廃棄物

(3) 処理方法

一次仮置場に搬入された災害廃棄物は、一次仮置場内で可能な限り分別し、分別された災害廃棄物は、ごみの性状を踏まえた上で処理・処分先を検討する。

災害廃棄物12品目(P16)のうち可燃物及び腐敗、汚染状況等により速やかに処分することが適切であると考えられるものは、本市の焼却施設（東部クリーンセンター、掛洞プラント）で処理する。なお、東部クリーンセンターの受入可能量は、約14t/日程度、掛洞プラントは、被災状況に応じて受入の可否を判断する。

また、その他の災害廃棄物は、産業廃棄物処理業者に搬入することを検討するほか、併せて、広域処理を検討する。なお、表6に本市の産業廃棄物処理業者※が処理可能な災害廃棄物量を示す。その他、状況に応じて、支援要請を行う。

参考として、品目別の具体的な再資源化方法の例を表7に示す。

※非常災害時には、民間事業者の産業廃棄物処理施設において、同様の性状を持つ一般廃棄物を処理することが認められており、その場合は、処理施設の設置者が事後に必要書類を届け出ればよい。（廃棄物処理法第15条の2の5）

【表 6】岐阜市の産業廃棄物処理業者が処理できる量（1 日当たり最大量）

品目	木くず	がれき	繊維くず	紙くず	廃プラ	ゴムくず	金属くず
量	183 t	740 t	32 t	32 t	43 t	40 t	38 t

（令和 4 年 1 月調査）

【表7】再資源化の方法(例)

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	・家屋解体廃棄物、畳、家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用。 ・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい。
	分別不可な場合	・脱塩・破砕後、焼却し、埋立等適正処理を行う。
コンクリートがら		・40㎜以下に破砕し、路盤材（再生クラッシャラン）、液状化対策材、埋立材として利用。 ・埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシャラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。 ・5～25㎜に破砕し、二次破砕を複数回行うことで再生粗骨材Mに利用。
木くず		・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。 ・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。
金属くず		・有価物として売却。
家電	リサイクル可能な場合	・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする。
	リサイクル不可能な場合	・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
自動車		・自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次集積所で保管する。
廃タイヤ	使用可能な場合	・現物のまま公園等で活用。 ・破砕・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し製紙会社、セメント会社等へ売却する。 ・丸タイヤのままの場合域外にて破砕後、適宜リサイクルする。 ・有価物として買い取り業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクルする。
	使用不可な場合	・破砕後、埋立・焼却を行う。
木くず混入土砂		・最終処分を行う。 ・異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。

出典：災害廃棄物対策指針　技術資料22「再資源化の方法(例)」（環境省 H31.4.1改定）

2－2　災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後は本計画に基づき、初動対応を着実に実施するとともに、災害廃棄物処理の全体像を示すために災害廃棄物処理実行計画を策定する。災害廃棄物処理実行計画には、市の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を記載する。

災害廃棄物処理実行計画は、災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて段階的に見直しを行うこととする。

2－3　仮置場の種類及び用途

(1)一次仮置場と二次仮置場

災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的な災害廃棄物の仮置場を開設する。

仮置場は、一次仮置場と二次仮置場の2種類に分類され、発災直後は、市民からの直接搬入を受け入れるための一次仮置場を開設する。二次仮置場の開設は、P25を参照する。

仮置場ごとの用途を表8に、位置図をP22の図5に示す。

【表8】仮置場の用途等

分類	用途
一次仮置場	・道路障害物や住居等の片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を集積するために一時的に設置する。 ・被災現場からの直接搬入を受け入れる。 ・可能な限り粗選別をしながら搬入し、搬入後はバックホウ等の重機等により、後の再資源化や処理・処分を念頭に粗選別を行う。 ・1カ所あたり少なくとも3,000㎡以上の面積が必要。 ・被災状況に応じて市内に複数カ所設置することもある。 ・すでに開設した仮置場の搬入量が超過すると想定される場合、災害廃棄物を分別保管するための専用の場所を開設する（横持ち用仮置場）。
二次仮置場	・処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために設置する。 ・市民からの直接搬入は受け入れない。 ・中間処理のための設備を設置することから、数haの面積を確保できる場所に設置する。 ・原則市内に1カ所のみ設置する。

2－4　一次仮置場の開設

(1)一次仮置場の必要面積の算出

災害廃棄物の仮置きに必要な面積の算定方法は以下のとおりとする。この算定方法は、災害廃棄物の発生量と同値であるという前提であり、一次仮置場からの搬出は考慮していない。

【一次仮置場における必要面積の算出方法】

面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（１＋作業スペース割合）

集積量	：災害廃棄物の発生量と同値（t）
見かけ比重	：可燃物0.4(t/㎥)、不燃物1.1(t/㎥)
積み上げ高さ	：5m以下が望ましい
作業スペース割合	：100%

※上記の算定式の見かけ比重は、仮置場の必要面積の算定結果に大きな影響を及ぼす。見かけ比重は災害の種類や災害廃棄物の性状によって異なることから、当該地域における過去の災害事例がある場合には、その数値を用いたり、実際に仮置場へ搬入された災害廃棄物の計測値から設定する等、適宜見直しを行うことが必要である。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料18-2 「仮置場の必要面積の算定方法」

(2)一次仮置場の候補地

一次仮置場（以下、「一次仮置場」は横持ち用仮置場を含む）を表9(P21)に示す。一次仮置場の開設にあたっては、最終処分場跡地を優先開設候補地とする。

【表9】一次仮置場候補地

場所	校区	面積(㎡)	候補地の用途と必要な調整	所管部署	優先度	横持ち
【優先】 奥最終処分場跡地	網代	14,000	グラウンド利用者との調整が必要･(二次仮置場としての使用も検討)	掛洞プラント	◎	
【優先】 阿原沖最終処分場跡地	三輪北	14,500	グラウンド利用者との調整が必要・（二次仮置場としての使用も検討)	東部クリーンセンター	◎	
【優先】 佐野最終処分場跡地	方県	5,500	グラウンド利用者との調整が必要	掛洞プラント		◎
岐阜市畜産センター公園南側駐車場	常磐	9,000	指定緊急避難場所・広域防災拠点施設・臨時離着陸場・応急仮設住宅建設予定場所	公園整備課	○	
岐阜市畜産センター公園北側駐車場	常磐	5,000				○
岐阜市畜産センター公園グラウンド	常磐	5,500	指定緊急避難場所・広域防災拠点施設・臨時離着陸場・応急仮設住宅建設予定場所・グラウンド利用者との調整が必要			○
寺田公園	合渡	7,000	指定緊急避難場所・応急仮設住宅建設予定場所・グラウンド利用者との調整が必要	寺田プラント 公園整備課	○	
流通センター公園	柳津	5,500	指定緊急避難場所･臨時離着陸場･応急仮設住宅建設予定場所	公園整備課		○
日置江北公園	日置江	14,000	指定緊急避難場所・応急仮設住宅建設予定場所	公園整備課	○	
岐阜羽島衛生施設組合グラウンド	茜部	8,000	（河川敷）・指定緊急避難場所	岐阜羽島衛生施設組合		○
則松球場	網代	12,000	グラウンド利用者との調整が必要	市民スポーツ課	○	
諏訪山運動場	芥見	14,500	指定緊急避難場所･臨時離着陸場･応急仮設住宅建設予定場所・グラウンド利用者との調整が必要	市民スポーツ課	○	
岐陽運動場	厚見	9,500	応急仮設住宅建設予定場所・境川地域貯留施設・グラウンド利用者との調整が必要	市民スポーツ課		○
柳津運動場	柳津	10,500	指定緊急避難場所・境川地域貯留施設・グラウンド利用者との調整が必要	市民スポーツ課	○	

災害被害想定調査により推計した災害廃棄物の発生量に対する一次仮置場の必要面積を、表10に示す。現在の想定では、一次仮置場は十分な面積を確保できていないため、今後も一次仮置場候補地の確保に努める。

【表10】想定される地震における1次仮置場の必要面積

地震	災害廃棄物発生量合計(t)	必要面積(ha)	1次仮置場候補地面積合計(ha)	充足率(%)
南海トラフ	2,049,937	100.9	12.37	12.3%
養老-桑名-四日市断層帯	2,305,880	113.5		10.9%
揖斐川-武芸川断層帯地震	3,637,885	179.1		6.9%

【図 5】仮置場候補地の位置図

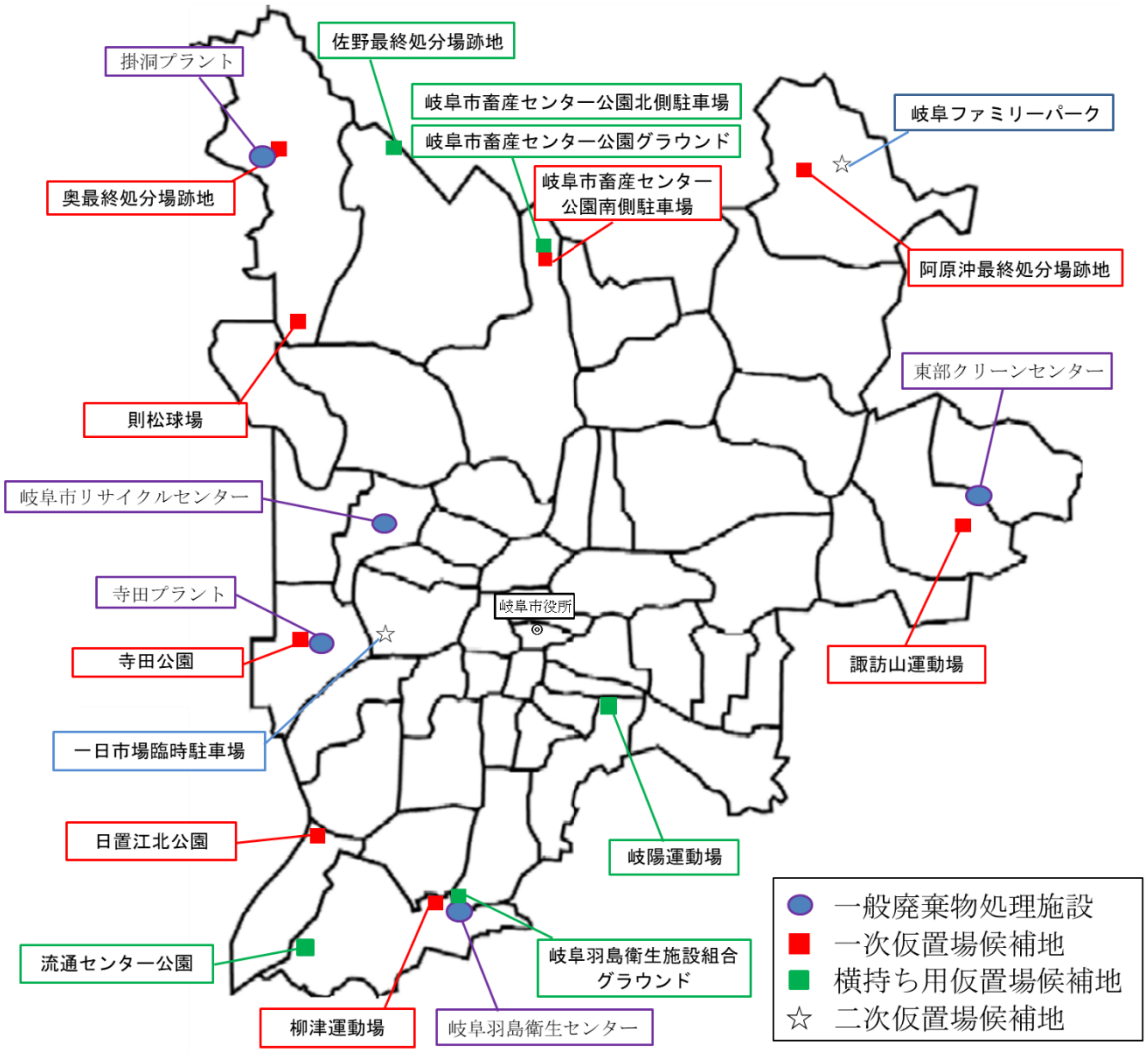

(3) 一次仮置場開設に向けた関係者との調整協議

一次仮置場の開設にあたって、一次仮置場候補地の他の使用用途を確認した上で、関係部署(災害廃棄物対策作業部会)と協議し、災害対策本部員会議に報告のうえ決定する。

また、平時より表9の所管部署と一次仮置場候補地の用途と必要な調整について協議に諮り、発災時の使用手続き等について、あらかじめ検討しておく。

(4) 一次仮置場の開設準備

一次仮置場の開設判断後は、開設場所、受入時間、搬入ルート、場内ルート、受入品目、分別配置場所等を決定し、速やかに住民、関連業者等に周知を行う。

開設にあたり工事が必要な場合は、災害協定に基づき表11(P23) に示す土木工事等に関する災害時応援協定締結団体に依頼するほか、開設場所の近隣住民、関係者に対して周知を行う。

また、開設前には土壌を採取し、復旧時に廃棄物による土壌汚染の有無について確認可能な状態としておく。

【表11】土木工事等に関する災害時応援協定締結団体

締　結　先	協定等の名称	締結年月日	連絡先
社団法人 岐阜土木工業会	災害時の応急対策に関する覚書 災害時の応急対策に関する覚書の一部を変更する覚書	H8.3.1 H16.1.16	058-265-0411
岐阜市土木企業共同体	災害時における応急対策活動に関する協定書	H23.9.1	058-239-6585
岐阜市北部建設CSR推進協議会	災害時における応急対策活動に関する協定書	H24.10.1	058-237-2811

2－5　一次仮置場の管理運営

(1)人員配置

一次仮置場には、受付、誘導、荷下ろし補助、分別指導員、分別作業員等の人員が必要となる。原則、民間事業者への委託を行うこととするが、発災直後、民間事業者の体制が整うまでは、直営で管理を行う必要がある。

一次仮置場の開設を決定した時点で円滑に人員を確保できるように、平時から庁内での応援体制を構築するほか、民間事業者との連携強化に努める。

(2)資機材設置

場内の走行性確保や粉じん対策として、敷き鉄板や砂利等を設置するほか、遮水シート、防音シート等の設置が必要となる。また、搬入された災害廃棄物を整地するための重機及び人員の確保を行う。現時点で想定する一次仮置場に必要な資機材を表12に示す。

【表12】一次仮置場の開設に必要な資機材

	備品等	用途	リース想定団体※
環境対策用	鉄板	走行性確保及び粉じん対策	岐阜土木工業会・保全協
	砂利	走行性確保	岐阜土木工業会・保全協
	タイヤ洗浄設備	粉じん対策	保全協
	飛散防止ネット	粉じん対策	–
	フェンス	粉じん及び防音対策	保全協
	散水車	粉じん及び火災対策	保全協
	フレコンバッグ	有害物質飛散防止	保全協・岐清協
	遮水シート	汚水対策	–
	防音シート	騒音対策	–
	消臭剤、脱臭剤、防虫剤	臭気対策	–
	消火器	火災対策	保全協

※災害規模・被害状況に応じて変動する可能性がある。また、リース想定団体は、地域防災計画に記載されている災害時応援協定に基づいたものである。

	備品等	用途	リース想定団体※
廃棄物処理作業用	ローダー	仮置場作業用重機	保全協
	フォーク付きバックホウ	仮置場作業用重機	保全協
	分別用看板	仮置場作業用	保全協
	仮設トイレ	仮置場作業用	日本建設機械レンタル協会中部支部
	受付用テント	仮置場作業用	保全協
	発電機	仮置場作業用	日本建設機械レンタル協会中部支部
	トラックスケール	数量管理用	保全協
	カメラ	記録用	（岐阜市）
	トランシーバー	作業員連絡用	保全協
	作業着（長袖）	作業員装備	（岐阜市）
	防塵マスク		
	ヘルメット		
	安全靴		
	踏み抜き防止の中敷き		
	手袋		
	雨合羽		
	ゴーグル		

(3)場内整備及び運営管理

一次仮置場の管理・運営は、原則、表3(P10)に示す災害時応援協定を締結している民間事業者への委託とする。

災害廃棄物は、バックホウなどの重機を使用した整地を行い、場内での分別保管を行う。また、災害廃棄物の数量管理を行うため、一次仮置場に搬入・搬出される車両台数や廃棄物の保管量等について記録する。なお、この記録は災害等廃棄物処理事業費補助金(P37)の算定資料になることに留意する。

(4)環境保全対策及びモニタリング

一次仮置場の周辺地域住民への生活環境に関する影響の防止や労働災害を防止するため、環境保全対策、環境モニタリングを実施する。

環境保全対策の例を表13、環境モニタリング項目を表14(P25)に示す。環境モニタリングは、一次仮置場の開設場所が決定次第、大気、騒音・振動等の項目ごとにモニタリング地点やモニタリング回数を決定する。

【表13】環境保全対策(例)

項目	対策例
大気	・定期的な散水の実施 ・飛散防止ネットの設置 ・場内走路に鉄板や砂利の設置 ・積み上げ高さを制限することによる、火災防止
騒音・振動	・防音シートの設置
土壌等	・遮水シートの設置 ・ＰＣＢ等の有害廃棄物の分別保管
臭気	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、防虫剤等の散布
水質	・場内で発生する排水、雨水の処理

【表14】環境モニタリング項目

調査対象	調査項目	参考	調査頻度
大気質	ダイオキシン類	環境省告示第 68 号（H11.12）	必要に応じて
	特定粉じん（アスベスト）	ｱｽﾍﾞｽﾄﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾏﾆｭｱﾙ第 4.2 版（R4.3 環境省）に定める方法	必要に応じて
騒音・振動	騒音レベル	環境騒音の表示・測定方法（JISZ8731）に定める方法	必要に応じて
	振動レベル	振動レベル測定方法（JISZ8735）に定める方法	必要に応じて
悪臭	特定悪臭物質濃度 臭気指数	岐阜市告示第 11 号（H8.4） 岐阜県衛生環境部長通知第 676 号（H7.3）	必要に応じて
土壌	重金属類	土壌汚染対策法施行規則別表第四及び第五	閉鎖後
	ダイオキシン類	環境省告示第 68 号（H11.12）	閉鎖後 必要に応じて
地下水	重金属類	環境庁告示第 10 号（H9.3）別表	土壌調査で基準不適合の場合
放流水	重金属類※	排水基準を定める省令（S46.6）別表第 1	1 回/年
	生活環境項目※	排水基準を定める省令（S46.6）別表第 2	1 回/月
	ダイオキシン類	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類対策特別措置法施行規則（H11.12）別表第 2	必要に応じて

※最終処分場跡地で実施している検査項目を参考にする。

2－6　二次仮置場の開設

二次仮置場では、廃棄物を一時保管する場所に加えて、中間処理のための仮設施設を設置する場合があるため、そのことを踏まえた広さの面積を確保することに留意する。二次仮置場候補地を表15に示す。

二次仮置場の設置・管理・運営は、原則民間事業者に発注することとする。したがって、二次仮置場の開設方針が決定次第、速やかに業務発注方針の具体的な方法を検討する必要がある。参考として、熊本地震における二次仮置場整備・運営に係る主な発注業務を表16に示す。

【表15】二次仮置場候補地(位置図は図5(P22)のとおり)

場所	校区	面積(㎡)	他部署指定（備考）	所管部署
一日市場臨時駐車場	島	46,500	岐阜県へ使用依頼	岐阜県
岐阜ファミリーパーク 南駐車場	三輪北	39,500	・広域防災拠点施設 ・指定緊急避難場所 ・応急仮設住宅建設予定場所 ・臨時離着陸場	公園整備課
岐阜ファミリーパーク 北駐車場	三輪北	13,000		

【表 16】熊本地震時における二次仮置場整備・運営に係る主な発注業務

種　別	主な業務内容	発注（契約）方法
設計委託	基本設計、図面・数量作成等	随意契約（見積合わせ） ※緊急の必要があるため
基盤整備工事	場内の整地、舗装等	随意契約（見積合わせ） ※緊急の必要があるため
処理運営委託	処理施設等の設置、運営・管理等	単独随意契約 ※プロポーザルで契約の相手方が特定したため

出典：平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録(熊本県 H31.3)

2－7　最終処分

災害廃棄物は、仮置場における選別後、可能な限り資源化することを原則とするが、資源化が困難なものについては、本市の最終処分場で埋立処分することとする。ただし、埋め立て量が膨大であり、最終処分場が逼迫するおそれがある場合は、他都市における最終処分依頼や、民間事業者への委託等を検討する。

また、大杉一般廃棄物最終処分場へのアクセスルートと、最終処分場跡地を一次仮置場にした場合における仮置場までのアクセスルートが重複する可能性があることを踏まえた上で、搬入作業を行うこととする。

2－8　仮置場の復旧

災害廃棄物の処理・処分が終了した後の仮置場の復旧は、原状回復を基本とし、地面の表面に残った残留物の除去等を行い、必要に応じて土壌分析等を行う。土壌分析を行う場合は、災害廃棄物の種類ごとに含まれる可能性のある有害物質を確認し、必要な分析項目を設定する。

【図6】仮置場の現状復旧の手順

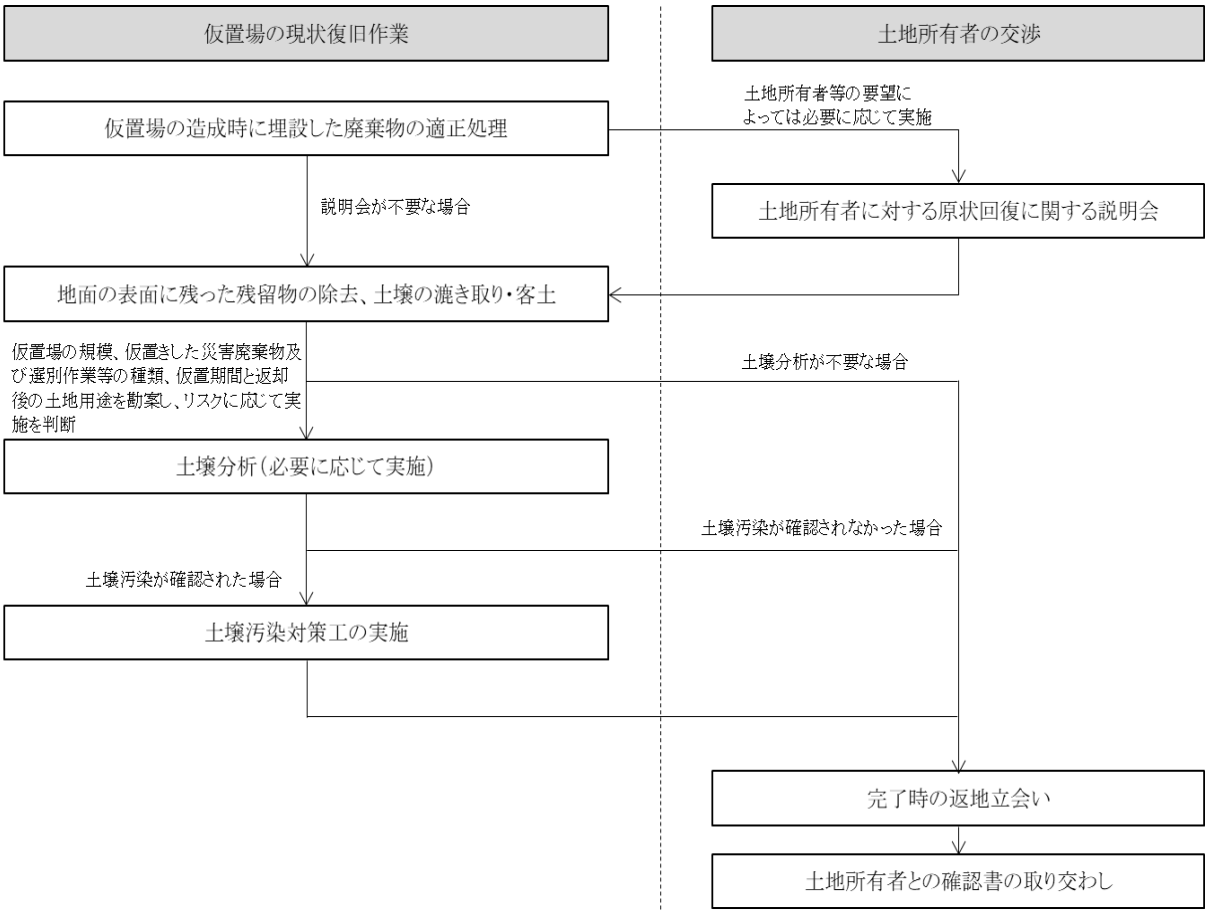

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料18-6「仮置場の復旧」（環境省 H31.4.1改定）

３節　災害廃棄物処理における留意事項

3－1　有害・危険物の処理

災害時に発生する有害性・危険性がある一般廃棄物については、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報を行う。なお、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とする。

【図7】有害・危険物処理フロー

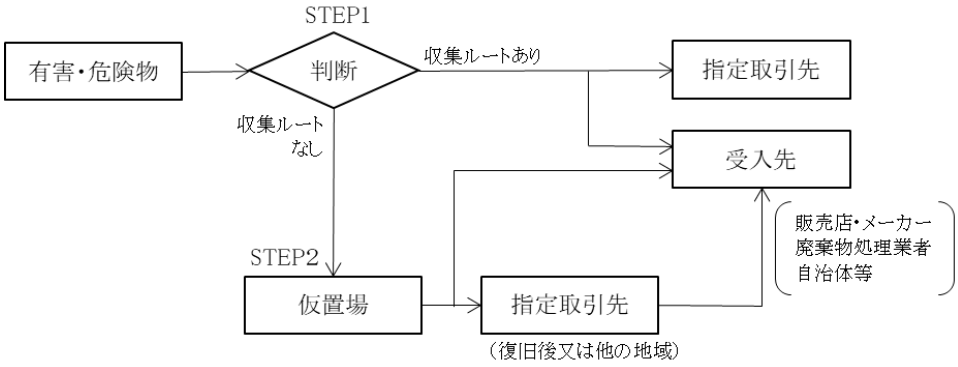

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料24-15「個別有害・危険製品の処理」（環境省 H31.4.1改定）

3－2　勝手置場対策

災害時には、道路や公園、空き地等に一次仮置場以外の仮置場（勝手置場）が発生することが想定される。

勝手置場は、災害廃棄物の飛散や悪臭などの衛生的な問題が発生するほか、緊急車両等の通行の妨げになる可能性がある。このことから勝手置場は発生させないことを前提としつつ、万が一発生した場合は、速やかに回収を行うか、ブルーシート等を被せる等の対応を行い勝手置場の拡大防止に努める。

3－3　損壊家屋の撤去

災害時における損壊家屋の解体・撤去は、原則として所有者が実施することになるが、家屋の被害が甚大で、倒壊等による二次被害や生活環境の悪化が懸念される場合は、国の補助事業の範囲内で、市による損壊家屋等の解体・撤去(公費解体)を検討する。

公費解体を行う場合は、建物所有者の意思確認が前提となるため、所有者からの申請に基づき実施する。

なお、環境省が示す公費解体の手順（例）は図8のとおりである。

【図8】公費解体の手順（例）

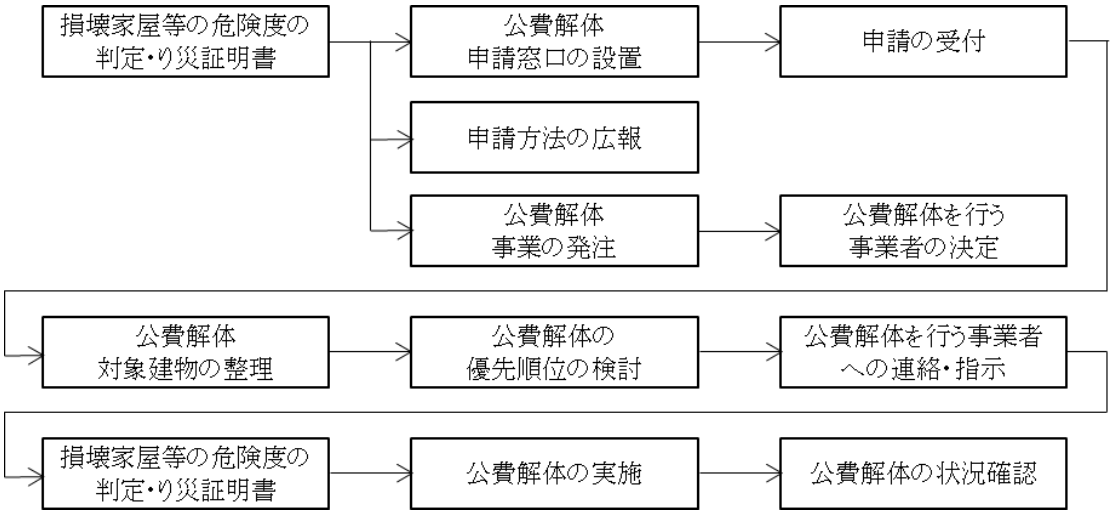

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料19-2「公費解体に係る事務手続き」（環境省　R2.3.31改定）

3－4　市民対応

(1)市民等への啓発・広報

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、粗大ごみ・生活ごみを含めた廃棄物処理に関する情報を関係者、市民に周知するための広報を行う。

【表17】発災時の広報内容

広報媒体	広報事項	広報期間
ホームページ 新聞・広報誌 テレビ・ラジオ SNS 広報車	・災害廃棄物の収集方法 ・生活ごみの収集方法 ・収集品目 ・収集時期 ・仮置場の設置状況	災害発生時から災害廃棄物の収集が完了するまで

(2)市民相談窓口の設置

市民からの問い合わせに対応するため、被災者相談窓口を開設することを検討する。そのため平常時より問い合わせ内容の想定、対応方針の検討を行い、情報を蓄積しておく。

(3)事前啓発

災害廃棄物を迅速かつ適切に処理をするためには、市民等の協力が必要不可欠であることから、平時より、災害廃棄物の収集方法や禁止事項等について、広報紙やHP等、多様な媒体を通じて、定期的に周知を行う。

４節　避難所ごみ及び生活ごみの処理

4－1　避難所ごみの処理

災害時には、多くの避難所が開設され、避難生活に伴うごみが大量に発生することから、避難所から発生する避難所ごみについて、避難所開設後速やかに収集運搬・処理を行う。

(1)収集方法

市災害対策本部より避難所開設情報を入手次第、直営による収集もしくは委託業者による収集、支援要請による収集等を検討する。併せて、収集ルートや収集頻度を決定する。

収集方法が決定した際は、市災害対策本部を通じて各避難所等に対して速やかに周知を行う。

(2)分別品目

原則、平時の生活ごみと同様の区分での分別とする。

ただし、避難所においては支援物資等が大量に届くことが考えられ、ダンボール類やお弁当の空き箱、カン、ペットボトルが多く排出されることが予測される。その場合は状況に応じて分別品目の検討を行う。

(3)処理方法

生活ごみに準じる。ただし、分別品目の追加等を実施した場合は、資源化処理を含めた対応を検討する。

4－2　生活ごみの処理

災害時における、通常の生活ごみの対応は、以下のとおりとする。

(1)収集方法

災害時は、人員体制の確保や道路状況の確認を行うため、一時的に生活ごみの収集を停止することも検討する。ただし、その場合においても3日以内の収集再開を目指し、集積所や収集運搬ルート、処理施設の被害状況等を調査の上、速やかに収集体制を構築する。

災害対応等で直営・委託では人員が不足する場合は、災害時における協定に基づき、民間事業者や大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会等に支援を要請する。

(2)収集品目

災害発生時は、生活ごみのほか、避難所ごみの収集等も発生することから、収集運搬車両の不足や収集人員が不足することが考えられる。したがって、災害発生時における収集品目については、必要に応じて収集する廃棄物の優先順位等を定めるなどの対応を行う。

生活ごみのなかでも、腐敗しやすい生ごみなどが含まれる普通ごみは、衛生的な問題があるため最優先で収集する。一方で、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、粗大ごみ等は、腐敗するおそれが少ないことから、収集頻度の縮減や一時休止を検討する。

なお、収集体制を変更する場合には速やかにかつ確実に住民に伝わるように周知を行う。

(3) 処理方法

収集した生活ごみは、原則既存処理施設における焼却・破砕・選別資源化を基本とする。ただし、既存処理施設の被害が甚大で、運転再開までに相当の日数が必要な場合は、広域連携も含め、生活ごみ処理の支援要請を行う。

５節　し尿・浄化槽汚泥の処理

5－1　し尿・浄化槽汚泥の処理

災害時には、断水等の影響により仮設トイレが多く設置されることが見込まれる。その場合、通常時において汲み取りが必要な世帯のほか、仮設トイレが設置されている場所のし尿収集も同時に実施する必要がある。

(1) し尿(通常)・浄化槽汚泥の収集方法

災害時は、人員体制の確保や道路状況の確認を行うため、一時的にし尿収集を停止することが考えられる。ただし、その場合においても3日以内の収集再開を目指し、収集運搬ルート、処理施設の被害状況等を調査の上、速やかに収集体制を構築する。

浄化槽汚泥は、許可業者及び搬入施設の被災状況を踏まえて収集を実施する。

災害対応等で直営・委託では人員が不足する場合は、災害時における協定に基づき、民間事業者に支援を要請する。

(2) し尿（仮設トイレ）の収集方法

市災害対策本部より仮設トイレの設置個所を入手次第、直営による収集もしくは委託業者による収集、支援要請による収集等を検討する。併せて、収集ルートや収集頻度を決定する。収集方法が決定した際は、市災害対策本部を通じて各避難所等に対して速やかに周知を行う。

(3) 処理方法

原則、浄化槽汚泥は寺田プラント及び岐阜羽島衛生センター、し尿は岐阜羽島衛生センターにおいて処理する。ただし、災害時にはし尿処理量が膨大になることが想定され、岐阜羽島衛生センターでは処理が滞る場合は、代替施設への搬入や他市町村への処理委託等を検討する。

また、岐阜羽島衛生センターが被災した場合、本市の下水処理施設に直接投入することも検討する。その場合は上下水道事業部と協議し、調整を図る。

６節　災害廃棄物の処理フロー及び処理スケジュール

6－1　災害廃棄物処理フロー

災害時における災害廃棄物等の処理フローは、原則図9のとおりとする。

【図9】災害廃棄物等の処理フロー

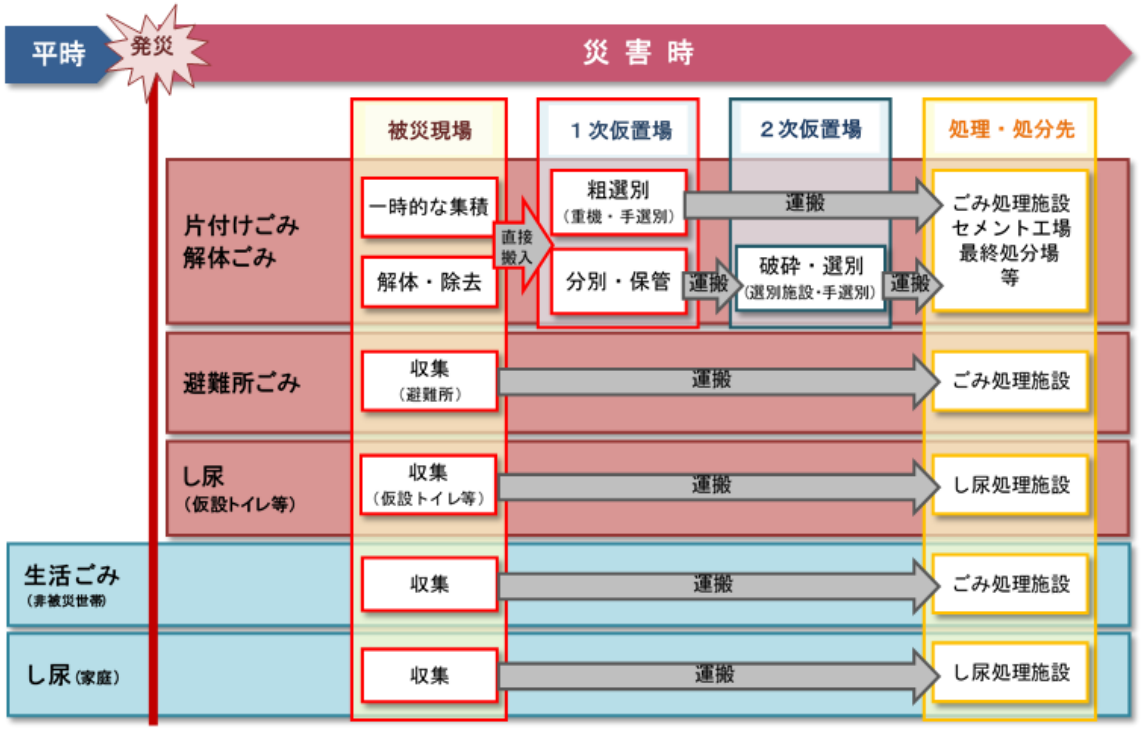

6－2　災害廃棄物処理スケジュール

災害廃棄物の処理スケジュールを、表18に示す。なお、処理期間については、県計画において3年以内とされているほか、阪神・淡路大震災や東日本大震災において、約3年のスケジュールで行われており、本計画においても、3年以内に完了することを目標とする。

【表18】災害廃棄物処理スケジュール

実施事項	1年目						2年目		3年目	
	1～2ヵ月	3～4ヵ月	5～6ヵ月	7～8ヵ月	9～10ヵ月	11～12ヵ月	1～6ヵ月	7～12ヵ月	1～6ヵ月	7～12ヵ月
一次仮置場の指定・設置	→									
災害廃棄物の搬入	→	→	→							
粗選別	→	→	→	→	→					
災害廃棄物の収集・搬入	→	→	→	→	→	→				
実行計画の策定	→									
二次仮置場の指定・設置	→	→	→	→						
破砕・選別	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
焼却	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
最終処分	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
仮置場の閉鎖										→
再資源化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

第4章　その他の事項

１節　災害予防

1－1　職員の研修・訓練

災害時には各職員が主体となって災害廃棄物処理にあたる必要がある。そのため、発災後速やかな行動ができるよう、本計画の内容を平常時から職員に周知するとともに、効果的な職場研修などを継続的に実施し、災害廃棄物処理業務に対応できる人材の育成に努める。

(1)職場訓練の実施

災害発生時における迅速な安否確認や被害状況を確認するため、部内のみならず関連事業者を交えた情報伝達訓練を実施する。また、災害廃棄物の処理方法を具体的に検討するため図上演習を実施する。

また、訓練等終了後は検証を行い、防災対策の課題等を明らかにし、改善していく。

(2)人材の育成

災害廃棄物の処理に関する知見を得るため、過去の地震災害や水害における災害廃棄物処理に関する研修会に参加するなどして、人材の育成を図る。

また、職員の被災地への派遣を通して災害廃棄物の処理業務に対応できる人材を育成するとともに、派遣した職員の知識と経験を共有し、災害廃棄物処理のノウハウ等を職員に広める。

1－2　一般廃棄物処理施設等の防災対策

(1)一般廃棄物処理施設等の防災対策

本市及び岐阜羽島衛生施設組合が管理する一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設等）は表19のとおりである。

平成23年12月に策定した長寿命化計画に基づき、掛洞プラント、東部クリーンセンターについては基幹的な設備改良工事を行い、施設の延命化を図ったところであるが、各施設の次期建設時においては、防災機能を十分に備えた施設として更新するものとする。

(2)一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

大規模災害の発災後は処理施設等の被害状況等を確認するため、施設の稼働を停止し、点検作業を行うものとする。損傷した場合には速やかに補修・改修整備等を行い、一般廃棄物処理業務への影響を最小限にとどめることとする。

また、補修・改修整備等を迅速に行うため、メーカー等との点検・協力体制を確保するとともに、処理施設の補修及び再稼働に必要な資機材及び燃料等の備蓄に努める。

【表19】本市における一般廃棄物処理施設

施設区分	施設名称	所在地	処理方式	処理能力
ごみ焼却施設	東部クリーンセンター	岐阜市芥見6丁目368	全連続燃焼式(流動床炉)	450t/日
	掛洞プラント	岐阜市奥字掛洞375	全連続燃焼式(ストーカ炉)	150t/日
粗大ごみ処理施設	東部クリーンセンター	岐阜市芥見6丁目368	破砕選別方式	30t/5h/日
し尿・浄化槽汚泥処理施設	寺田プラント	岐阜市寺田1丁目11	汚泥貯留槽＋固液分離＋希釈調整→下水投入	160kl/日
	岐阜羽島衛生センター	岐阜市境川5丁目147	標準脱窒素処理方式	100kl/日 （し尿：50kl/日、 浄化槽汚泥：50kl/日）
リサイクルセンター	リサイクルセンター	岐阜市木田5丁目62-2	カン、ビン類選別圧縮 ペットボトル、プラスチック製容器包装圧縮梱包	ビン 16.8t/5h/日 ペットボトル 10.3t/5h/日 カン 6.5t/5h/日 プラスチック製容器包装 20.0t/8h/日
最終処分場	大杉一般廃棄物最終処分場	岐阜市大字山県岩字大杉奥洞1045	アルカリ凝縮沈殿＋砂ろ過	180㎥/日

２節　災害廃棄物処理事業費

2－1　災害廃棄物処理事業費の管理

災害廃棄物の処理に際しては、多額の費用支出が発災直後から次々と発生することが想定される。災害により発生した廃棄物の処理及び被災した廃棄物処理施設の復旧を行うにあたっては、適正な発注価格であることを確認しつつ実施する。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金の活用を念頭に、発災直後から災害廃棄物の処理に関する記録等を適切に行う。

詳細については、環境省が作成している災害関係業務事務処理マニュアル(平成26年6月策定)を参照する。

※環境省ホームページ 災害廃棄物対策情報サイト 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要
(http://kouikishori.env.go.jp/action/auxiliary_scheme/#link02)

2－2　国庫補助金

被災市町村が実施した災害廃棄物の収集・運搬・処分及び廃棄物処理施設の復旧事業について、環境省から補助を受けることができる。災害発生後速やかに補助金交付申請を行うものとするが、申請にあたっては、被災状況等の写真が必要となるため、発生直後の状況を写真により記録することとする。

(1)災害等廃棄物処理事業費補助金

市町村が災害のために実施した生活環境保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分、災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分、特に必要と認めた仮設トイレ、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業に対し、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村等を支援するもの。

なお、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く)は補助金の対象外となることに留意する。

・事業主体：市町村及び一部事務組合
・補助率：1/2

(2)廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の原形復旧並びに応急復旧事業を行う市町村に対し、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金により支援を行うもの。

・事業主体：市町村及び一部事務組合
・補助率：1/2

岐阜市
災害ボランティア計画

平成２５年２月策定

平成２８年２月改定

平成29年３月改定

令和2年4月改定

令和3年4月改定

令和3年7月改定

令和６年３月改定

岐阜市

岐阜市社会福祉協議会

目 次

Ⅰ 災害ボランティア計画について ・・・・・Ｐ１

１ 目的
２ 災害ボランティア活動

Ⅱ 市の役割

Ⅲ 災害ボランティアの受け入れ ・・・・・・Ｐ２

１ 災害ボランティア受け入れ等の流れ

Ⅳ 災害ボランティアセンター ・・・・・・・Ｐ４

１ 災害ボランティアセンター開設について
２ 総合ボランティア部会の設置と役割について
３ 災害ボランティアの募集
４ 災害ボランティアセンターの設置
５ 資器材の提供について
⑴ 運営資機材（事務機器等）・活動資機材
⑵ 情報連絡手段の確保について

Ⅴ 災害ボランティアへの対応 ・・・・・・・Ｐ６

⑴ 一般ボランティア（個人）
⑵ 災害に特化しないボランティア団体
⑶ 専門ボランティア

Ⅵ 平常時の連携・支援体制の構築 ・・・・Ｐ７

１ ボランティア関係機関との連携
２ ボランティア活動・支援体制の整備
⑴ 訓練や研修会等の実施
⑵ 総合防災訓練へのボランティアの参加促進
⑶ 災害ボランティアコーディネーターの育成支援

Ⅰ災害ボランティア計画について

１　目的

この計画は「岐阜市地域防災計画」において位置づけられている、「災害ボランティア活動」が円滑かつ効果的に行えるよう活動環境の整備を図るために市が行うべき必要な事項を定める。

２　災害ボランティア活動

災害ボランティアは、誰からも拘束、強要されず、自らの意思によって行われる活動であるが、被災地の要請を尊重し、被災地の秩序を守るなど最低限のルールに基づく活動が基本となる。

ボランティア活動は原則として、水・食料・宿泊場所の確保、被災地までの交通費、保険などの活動に要する経費については、ボランティア自らが準備し、被災地に負担をかけない自立した活動である。

ボランティアには、次の活動が期待される。

① 災害情報、安否情報、生活情報の収集と伝達
② 炊き出し、食料・水、生活用品の配布
③ 避難者の生活相談やその支援
④ 避難所の運営補助
⑤ その他、救援活動や作業　等

ボランティア活動を効果的に展開するため、社会福祉協議会が組織的な活動を行うためのプログラムを提供する。

Ⅱ市の役割

市（市災害対策本部）は、社会福祉協議会が設置・運営する災害ボランティアセンター開設後、情報交換を円滑に行い、連携を図るため、「総合ボランティア部会」を市災害対策本部内に設置する。

また、必要に応じて OA 機器、事務用品などの運営機材の調達に協力する。

（地域防災計画第３章第３節　ボランティア対策）

【総合ボランティア部会の構成員】

・市民協働推進部　：副本部員及び本部連絡員
（市民協働推進政策課長及び課員）
・社会福祉協議会　：地域福祉課長（災害対策本部派遣職員）

Ⅲ災害ボランティアの受け入れ

1　災害ボランティア受け入れ等の流れ

災害時における災害ボランティアの受け入れ等は、関係機関がそれぞれ次のような流れにより行う。

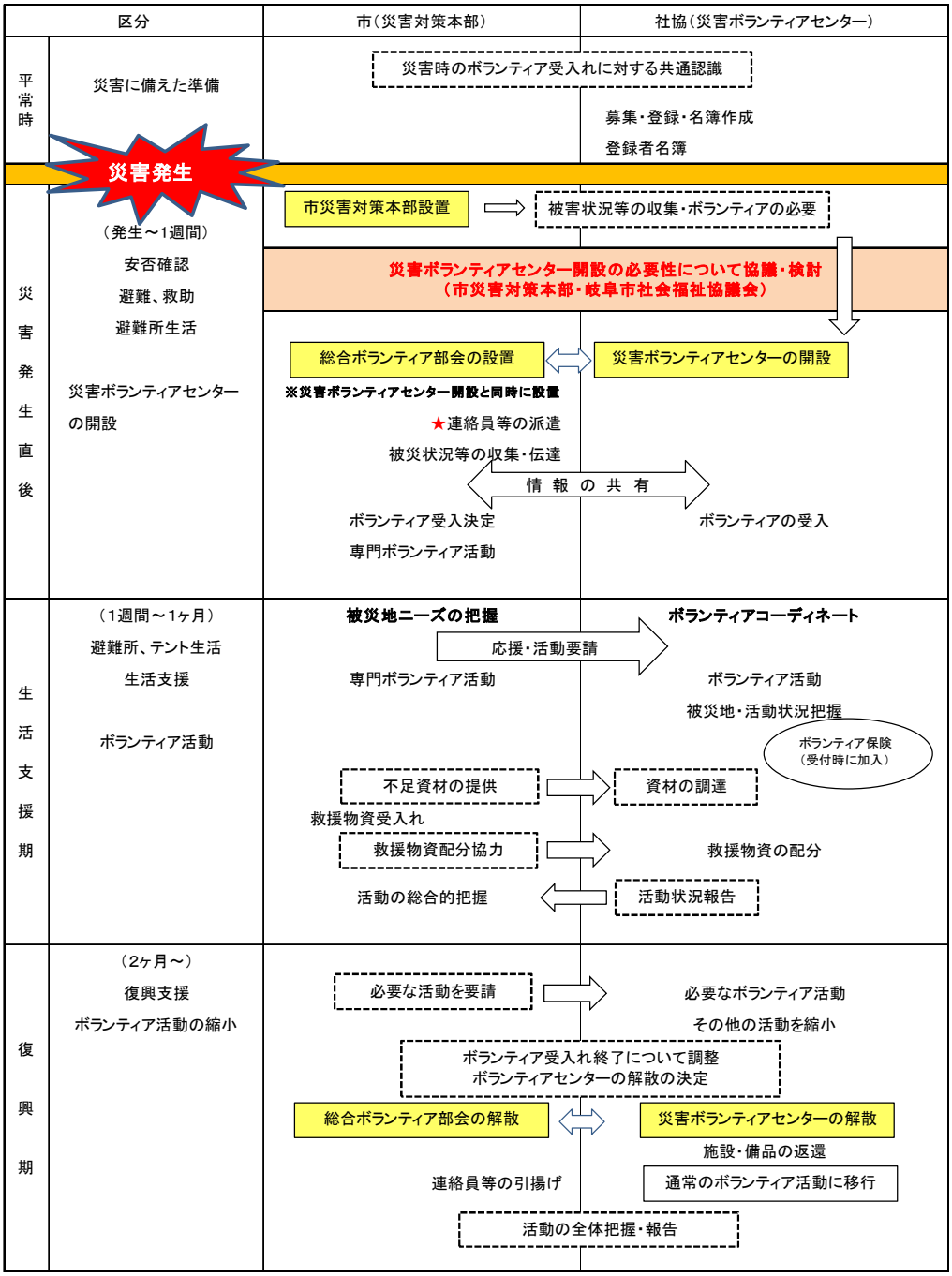

★連絡員の派遣体制　　第１班　市民活動交流センター　市民活動支援係職員１名
　　第２班　市民活動交流センター　市民活動支援係職員１名

災害時　ボランティア受け入れ体制

災害時　ボランティア対応　フロー図

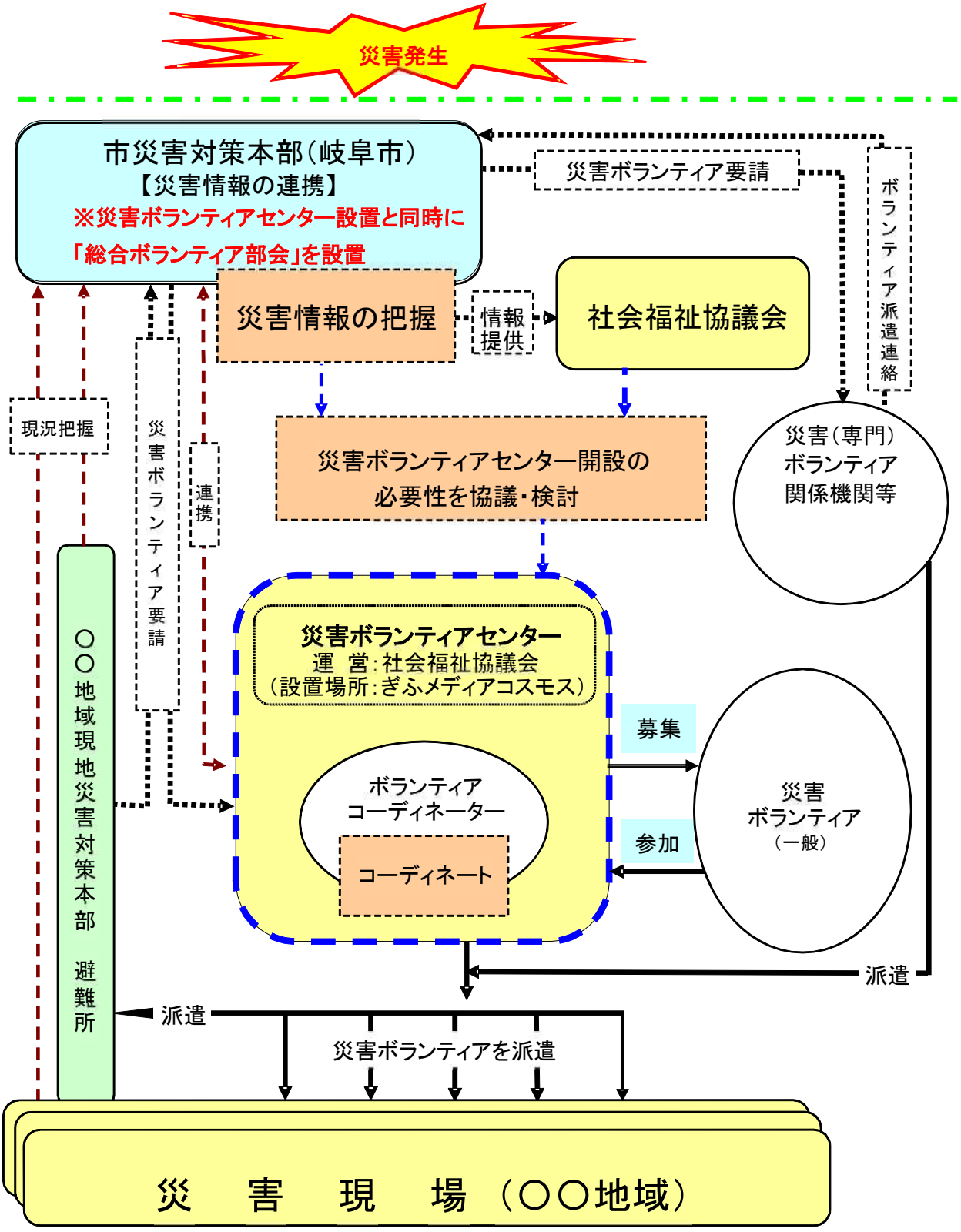

Ⅳ災害ボランティアセンター

１　災害ボランティアセンター開設について

災害ボランティアセンターの開設については、災害の規模、被害状況等、様々な情報を総合的に勘案し、市災害対策本部と社会福祉協議会が協議を行い、社会福祉協議会が同センターを開設する。

２　総合ボランティア部会の設置と役割について

災害ボランティアセンターが開設された場合、市災害対策本部内に**「総合ボランティア部会」**を設置する。

「総合ボランティア部会」では災害ボランティアセンターと市との連絡調整やボランティア活動に必要な情報提供や収集を行う。

３　災害ボランティアの募集

市は災害時相互応援協定を結んだ市に対して災害ボランティアの募集情報を提供するなど災害ボランティアセンターが行う災害ボランティアの募集に協力をする。

４　災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターの設置場所は、みんなの森 ぎふメディアコスモスを提供する。また被災状況に応じ社会福祉協議会と協議の上、市所有施設を提供する。

５　運営資機材の提供について

⑴ 運営資機材（事務機器等）・活動資機材

災害ボランティアセンターの運営に必要となるＯＡ機器や事務用品をはじめとする運営資機材・活動資機材については、下記事項のとおり対応する。

・災害ボランティアセンター設置にあたっては可能な限りみんなの森 ぎふメディアコスモスの備品や用品を貸与する。

（担当課：ぎふメディアコスモス事業課、市民活動交流センター）

・市災害対策本部は、災害ボランティアセンターで不足する運営資機材・活動資機材について総合ボランティア部会で協議し、調達・確保に協力する。

（地域防災計画第３章第３節　ボランティア対策）

(2)情報連絡手段の確保について

災害ボランティアセンターには複数の電話回線が不可欠となる。また、インターネットが情報発信に大きな役割を果たすことを勘案し、インターネット環境の確保に配慮する。

（担当課：ぎふメディアコスモス事業課、市民活動交流センター）

6　災害ボランティアセンター閉鎖について

災害ボランティアセンターの閉鎖については、災害の規模、被害状況等、様々な情報を総合的に勘案し、市災害対策本部と社会福祉協議会が協議を行い、社会福祉協議会が同センターを閉鎖する。

Ⅴ災害ボランティアへの対応

災害時に活動が期待されるボランティアには、主に次の個人・団体等がある。これらの団体等の受入窓口を明確化しておくことで、災害時の対応を円滑に行うとともに、平常時から大規模な災害を想定した連絡調整や連携を図っておく。

(1)一般ボランティア（個人）

災害の規模が大きければ、全国から多くの一般ボランティアが殺到することが想定される。

(2)災害に特化しないボランティア団体

主に福祉などの分野で活躍しているボランティア、企業や団体などの組織体内で編成されたボランティアで、医師等の特に高度に専門的な資格を持っていない方々については、一般ボランティアと同様に活動する。ただし日本赤十字奉仕団及び日本赤十字防災ボランティアは日本赤十字社岐阜県支部が受け入れを行う。

(3)専門ボランティア

専門ボランティアの受け入れは、庁内関係部局を通して登録・受付を行い総合ボランティア部会へ報告。

（救助・救出、医療、通訳、無線、輸送、介護等の専門的能力を有する団体や個人）

【ボランティアと団体等】

団　体　等	現状及び活動内容	受入窓口		
		市	日赤	社協
日本赤十字奉仕団及び日本赤十字防災ボランティア	炊き出し等の救援活動		○	
一般ボランティア（市内）	社会福祉協議会に登録しているボランティア			○
一般ボランティア（全国）	全国から救援活動を目的にボランティア活動本部に駆けつけるボランティア			○
専門ボランティア	救助・救出、医療、通訳、無線、輸送、介護等の専門的能力を有する団体や個人 **（庁内関係部局を通して登録・受付 →総合ボランティア部会へ報告）**	○		

協定締結自治体・団体	災害時に適用される協定を締結している団体物資、資材の提供等 **（総合ボランティア部会：市民協働推進政策課）**	○		

Ⅵ平常時の連携・支援体制の構築

１　ボランティア関係機関との連携

災害時に円滑なボランティア活動・支援を行うため、災害ボランティアセンターの設置運営に関係する市、社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部は、情報交換ができる連絡調整会議等を開催し団体相互のネットワークを図る。

【団体相互のネットワーク（連絡調整会議）】

関係機関及び連絡先	役　　割	支援内容	活動場所
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 （058-255-5511）	・災害ボランティアセンター設置・運営 ・総合ボランティア部会の構成員	・被災情報の把握 ・ボランティアニーズの把握 ・災害ボランティアの募集及び受付 ・災害ボランティア活動の情報発信 ・災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談及び問合せへの対応 ・ボランティア活動保険の加入手続 ・災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出し、保管及び管理 ・災害ボランティア活動に必要な移動支援 ・岐阜市災害対策本部等との情報の共有 ・市及び関係機関との間の連絡調整等	みんなの森　ぎふメディアコスモス
日本赤十字社 岐阜県支部 （058-272-3561）	・炊き出し等のボランティアの確保	・日本赤十字奉仕団及び日本赤十字防災ボランティアの派遣調整 ・上記にかかる連絡調整員（職員・ボランティア）の派遣	みんなの森　ぎふメディアコスモス
岐阜市 市民協働推進部 市民協働推進政策課 （058-265-4141） （内線 3301）	・災害ボランティアセンターと岐阜市災害対策本部との調整 ・総合ボランティア部会の構成員	・ボランティア活動に必要な情報提供や収集 ・連絡調整会議の決定事項の岐阜市災害ボランティア計画への反映	岐阜市庁舎内

岐阜市 市民協働推進部 市民活動交流センター （058-264-0011）	・災害ボランティアセンター設置・運営の支援	・災害ボランティアセンターへ応援要員を派遣 ・総合ボランティア部会への情報提供、及び情報共有	みんなの森 ぎふ メディアコスモス
岐阜市 市民協働推進部 ぎふメディアコスモス 事業課 （058-215-4584）	・災害ボランティアセンター設置場所の提供 ・災害ボランティアセンター事務機器等の提供	・設置場所（１階）の提供 ・各種館内備品（机、椅子等）の貸与	みんなの森 ぎふ メディアコスモス
岐阜市 福祉部 福祉政策課 （058-265-4141） （内線 3001）	・支援物資の対応	・災害義援品(救援品)の受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理 ・義援金品募集配分委員会の開催 (日赤※、社協、自治連、女性連、民児協)※金のみ	みんなの森 ぎふ メディアコスモス
岐阜市 都市防災部 （058-265-4141） （内線 2601）	・災害対策本部	・被害情報や地域のボランティア支援ニーズの共有	本庁舎６階災害対策本部室
岐阜市 ぎふ魅力づくり推進部 国際課 （058-265-4141） （内線 3043） 公益財団法人 岐阜市国際交流協会 （058-263-1741）	・岐阜市災害時多言語支援センターの設置（災害時の外国人支援）	・多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供 ・外国人被災者の避難状況及び実態把握のための避難所巡回 ・外国人被災者からの相談対応 ・避難所からの通訳派遣及び翻訳依頼への対応	みんなの森 ぎふ メディアコスモス 多文化交流プラザ

協力・連携機関	役　　割	支援内容	活動場所
岐阜農林事務所 （058-278-0051）	・農業ボランティアとの連携	○県、市、JA が協力して次の内容を実施 　なお、市の「災害ボランティア連絡調整会議」や「災害ボランティアセンター」と調整のうえ対応 ・農業被害に対する情報集約及び復旧方法の調整 ・「農業ボランティア」及び「農業ボランティアセンター」の必要性の判断 ・「農業ボランティアセンターの設置運営」及び「農業ボランティアの現場作業」に係る調整	未定 （農業ボランティアセンター）
岐阜市 経済部 経済政策課 （058-265-4141） （内線 3324）	・農業ボランティアとの連携		
ぎふ農業協同組合 （JA ぎふ） （058-265-3534）	・農業ボランティアとの連携 ・災害ボランティア活動拠点の提供		
一般社団法人 岐阜青年会議所 （058-264-8091）	・災害ボランティアセンターにおける支援活動への協力	同左	―
特定非営利活動法人 ぎふ NPO センター （058-275-0739）	・災害ボランティア全般の情報提供 ・災害時の連携	同左	―

２　ボランティア活動・支援体制の整備

⑴　訓練や研修会等の実施

ア　研修・講習会の実施

・災害ボランティアや防災専門家等を講師に招いた講演会等の開催

・防災に関するボランティア関係研修・講習会等への関係職員の派遣

・マニュアル等を活用した勉強会の実施

・ボランティア関係機関への防災に関する研修の実施

イ　訓練の実施

・災害ボランティアに係る一連の行動を取込んだ防災訓練の実施

・ボランティア関係機関と災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

ウ　各種ボランティア活動への職員の参加促進

・各地域、各種団体等が開催するイベントに職員を派遣し、運営支援を通じて間接的にボランティアコーディネートを体験させる　など

⑵　総合防災訓練へのボランティアの参加促進

総合防災訓練への災害ボランティアの参加を促進し、相互理解を深める。

⑶　災害ボランティアコーディネーターの育成支援

ア　研修・講習会の実施・支援

・災害関係の職員を対象とした防災研修会を実施し防災意識の向上を図る

イ　災害ボランティアコーディネーターへの活動の場の提供

・災害ボランティアコーディネーターへの講習会等の講師の依頼

・イベント等への災害ボランティアコーディネーターの登録